

ラオス人民民主共和国

法律人材育成強化プロジェクト

協力準備調査・詳細計画策定調査報告書

平成22年8月  
(2010年)

独立行政法人国際協力機構  
公共政策部

公 共
J R
10-040

ラオス人民民主共和国

法律人材育成強化プロジェクト

協力準備調査・詳細計画策定調査報告書

平成22年8月  
(2010年)

独立行政法人国際協力機構  
公共政策部

## 序 文

ラオス国は、1986年の「新思考（チンタナカーン・マイ）」政策導入後、自由化を進める政策を打ち出し、経済面では、「新経済メカニズム（New Economic Mechanism：NEM）」を導入し、経済開放化、市場経済化を柱とした改革を実施しています。また、1997年には東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟を果たし、さらに将来的にはWTO加盟を目指すなど国際的枠組みへの参加を推進しています。

これに伴い、市場経済化を促進するための法整備が進められ、現在までに約80の法律が制定されましたが、市場経済化のために必要となる基礎法は十分に整備されておらず、存在する法律も体系化されていません。また、立法手続は効率的でなく、法の運用に関しても、統一性及び迅速性に欠けるのが現状であり、これらの問題の背景には、法曹分野における人材不足が大きな課題として存在しています。

我が国はこれを支援するため、1999年より法整備分野における専門家派遣、研修員受入等の協力を開始し、2003年5月から2008年3月にかけて、司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院を対象とした「法整備支援プロジェクト」を実施し、法務・司法関連職員の執務マニュアルの作成や人材育成にかかる協力を行ってきました。

そのような背景のもと、2008年に、ラオス国司法省から我が国に対して「司法学校人材育成強化プロジェクト」の要請があったことを踏まえ、2009年から2010年にかけて、基礎情報収集・確認調査及び協力準備調査を行い、ラオスにおける法・司法分野の人材育成の現状と課題、今後の支援の方向性について調査・検討を行い、ラオス側関係者との協議を重ねました。調査の際には、カウンターパート機関となる司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院・ラオス国立大学と共に、民法・民事訴訟法・刑事訴訟法にかかるワークショップを開催し、プロジェクト活動や成果品として想定される「モデル教材」のイメージを共有するとともに、活動内容や実施体制についての方向性を確認しました。本プロジェクトは、カウンターパートが多岐に渡るため、調査やワークショップを行い、関係者間の情報共有や意思の疎通を図りましたが、右調査の結果、2010年6月に先方関係機関とR/Dを締結し、2010年7月より案件が開始することとなりました。

本報告書は、上記調査団の調査結果と、それに基づくR/D等を取り纏めたものであり、今後のプロジェクトの実施にあたり、広く活用されることを願うものです。

終わりに、これらの調査にご協力とご支援をいただいた内外関係各機関の方々に心から謝意を表するとともに、引き続き本プロジェクトに対する支援をお願い申し上げる次第です。

平成22年8月

独立行政法人国際協力機構

公共政策部長 中川 寛章



ラオス人民民主共和国  
法律人材育成強化プロジェクト  
協力準備調査・詳細計画策定調査報告書

序文  
目次  
現地写真  
略語一覧

事前評価表

第1章 総論	1
第2章 基礎情報収集・確認調査の派遣	3
2-1 調査概要	3
2-2 調査団構成	3
2-3 調査日程	3
2-4 調査結果	3
2-5 団長所感	5
添付資料	9
2-1. 基礎情報収集・確認調査 調査日程	9
2-2. 調査結果取り纏め表	10
2-3. 法学教育イメージ図	45
第3章 第一回協力準備調査の派遣	47
3-1 調査概要	47
3-2 調査団構成	47
3-3 調査日程	47
3-4 調査結果	47
3-5 団長所感	49
添付資料	52
3-1. 第一回協力準備調査 M/M	52
3-2. 第一回協力準備調査 調査日程	69
3-3. プロジェクト枠組み案	70
3-4. 実施体制図案	73
3-5. 実施体制 TOR 案	74
3-6. イメージ図案	75
第4章 第二回協力準備調査の派遣	76
4-1 調査概要	76
4-2 調査団構成	76

4-3	調査日程	76
4-4	調査結果	76
4-5	団長所感	78
	添付資料	80
4-1	第二回協力準備調査 メモランダム	80
4-2	第二回協力準備調査 調査日程	84
4-3	ワークショップ概要	85
4-4	民法ワークショップケーススタディ問題	87
4-5	民法ワークショップ議事録	90
第5章	詳細計画策定調査の派遣	125
5-1	調査概要	125
5-2	調査団構成	125
5-3	調査日程	125
5-4	調査結果	125
5-5	団長所感	128
	添付資料	132
5-1	詳細計画策定調査 M/M	132
5-2	詳細計画策定調査 調査日程	172
5-3	ワークショップ概要	173
5-4	民事訴訟法ワークショップ議事録	174
5-5	刑事訴訟法ワークショップ議事録	187
第6章	R/Dの締結	201
	添付資料	202
6	法律人材育成強化プロジェクト協議議事録 (R/D)	202



2009年9月民法ワークショップでの集合写真



2009年6月協力準備調査





略語一覧

JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構 (JICA)
JICE	Japan International Cooperation Center	財団法人日本国際協力センター (JICE)
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
PO	Plan of Operation	詳細活動計画
R/D	Record of Discussion	討議議事録
M/M	Minutes of Meeting	ミニッツ
SIDA	Swedish international development agency	スウェーデン国際開発協力庁
UNICRI	United Nations Interregional Crime and Justice Research Institute	国連地域間犯罪司法研究所
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画



## 事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成 22 年 5 月

担当部・課：公共政策部法・司法課

### 1. 案件名

国名： ラオス人民民主共和国

案件名：法律人材育成強化プロジェクト

Project for Human Resource Development in the Legal Sector

### 2. 協力概要

#### (1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述

ラオス国において、ラオス民法・民事訴訟法・刑事訴訟法の法理論および法の執行や運用にかかる実務上の問題が分析された「モデル教材」を作成し、法務・司法関係機関および法学教育機関関係者がその教材を活用することにより、ラオスの法学教育・研修・実務を改善するための基礎的能力を取得することを目的とする。

#### (2) 協力期間

2010 年 7 月～2014 年 6 月（4 年間）

#### (3) 協力総額（日本側）

3.1 億円

#### (4) 協力相手先機関

司法省（法科大学を含む）、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学

#### (5) 国内協力機関

法務省

日本弁護士連合会

国内支援委員会（慶應義塾大学、名古屋大学、大阪大学他）

#### (6) 裨益対象者及び規模

ラオス国の法務・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員から構成されるワーキング・グループメンバー約 60 名及び所属機関関係者

### 3. 協力の必要性・位置付け

#### (1) 現状及び問題点

ラオス国は、1986年の「新思考（チンタナカーン・マイ）」政策導入後、自由化を進める政策を打ち出し、経済面では、「新経済メカニズム（New Economic Mechanism：NEM）」を導入し、経済開放化、市場経済化を柱とした改革を実施している。また、1997年には東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟を果たし、さらに将来的にはWTO加盟を目指すなど国際的枠組みへの参加を推進している。

これに伴い、市場経済化を促進するための法整備が進められ、現在までに約80の法律が制定されているが、市場経済化のために必要となる基礎法は十分に整備されておらず、存在する法律も体系化されていない。また、立法手続は効率的でなく、法の運用に関しても、統一性及び迅速性に欠けるのが現状であり、これらの問題の背景には、法曹分野における人材不足が大きな課題として存在している。

ラオスにおける法曹人材の現状は、まず、大学等の法学教育においては、法律科目の講義は条文の説明が行われるだけであることが多く、法理論が体系的に説明されておらず、また、条文と実務上の問題とが関連付けられていない。この結果、学生は、法理論の裏付けがなく、かつ実務上の問題と結び付けられることのない表面的な条文を理解するにとどまっている。また、実務家は、自らの実務を法理論と結び付けて考えるための情報や機会に恵まれておらず、教育・研修機関で行う実務教育も、実務家が自らの経験に基づく独自の理解を説明することが中心となっており、ここでも実務上の問題と法理論とが結び付けられて説明されることはない。このような結果、法理論の裏付けがなく、時として条文からも乖離した実務が行われているため、一貫性のない法の運用や執行が行われているのが現状である。

本案件は、ラオスの法務・司法関係機関及び法学教育・研修機関が、法理論や実務上の課題を発見・分析する能力を向上し、ラオス法の法体系を発展させつつ、法学教育や実務研修の改善および法律実務の改善につなげることを目指すものである。すなわち、関係機関（司法省（法科大学含む）、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学）がそれぞれの知見や経験を持ち寄り、組織横断的に課題の分析や共同作業を行い、法理論と実務上の問題とがリンクした教材を作成することを通じて、関係機関及びその職員・教員が法学教育・研修や実務を改善する能力を身につけることを目標としている。

#### (2) 相手国政府国家政策上の位置付け

ラオス国は、「社会経済開発5ヵ年計画（2006年～2010年）：Strategic Plan to Develop Governance」において、法の支配の更なる促進を目標に掲げている。また、当該分野の政策として、司法省は「リーガルセクターマスタープラン」を作成しており、法・司法制度の構築を目指して、①法制度整備、②法・司法関係機関の組織能力強化、③法・司法関係機関職員の人材育成、④法令データベース・情報発信の強化および市民参加、⑤基本的インフラ整備、を実施することを掲げており、本案件は、②法・司法関係機関の組織能力強化及び③法・司法関係機関職員の人材育成に資するものであ

る。

### (3) 我が国援助政策との関連、JICA国別事業実施計画上の位置付け

2008年1月の第13回海外経済協力会議において、法制度整備支援を援助の重要分野の一つとして戦略的に進めていくべきであることが合意され、これに基づき2009年4月に策定された法制度整備支援基本方針において、ラオス国は支援重点国の一つと位置づけられている。

また、法整備分野での支援は、JICAの対ラオス国別事業実施計画の援助方針において、重点課題の一つである「行政能力の向上及び制度構築」に寄与するものであり、本プロジェクトは、特に市場経済化に向けた法制度整備のための人材育成及び組織能力強化に資する案件として位置づけられている。

## 4. 協力の枠組み

### (1) 協力の目標（アウトカム）

#### ① 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

##### プロジェクト目標：

ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関および所属職員・教員が、ラオス民法・民事訴訟法・刑事訴訟法についての理論と実務を体系的に分析し、分析結果を法学教育・研修・実務に活用する基礎的能力を取得する。

##### 指標：

- ・法務・司法関連機関及び法学教育機関の講義や研修、又は実務において、モデル教材が活用される。
- ・理論と実務を関連付けて分析することを理解している、法務・司法関連機関及び法学教育機関関係者の数が増加する。

#### ② 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

##### 上位目標：

ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員が、理論と実務の体系的な分析を踏まえた法理論研究を発展させ、法理論に基づいた実務の改善に取り組む。

##### 指標：

- ・体系的に法理論及び実務が記述された法律書の数が増加する。
- ・体系的に法理論及び実務が記述された法律書が法学教育の教材として活用される。
- ・法務・司法関係機関が行う研修において、体系的に法理論と実務が記述された法律書が教材として活用される。
- ・実務上の問題を踏まえて成立した法案が増える。
- ・実務上の問題が生じたときに参照できる執務参考資料の数が増加する。
- ・法律問題に関する事例集の数が増加する。

## (2) 成果（アウトプット）と活動

### 成果0：

司法省（法科大学を含む）、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学の職員・教員により形成されたワーキング・グループが適切に設立される。

### 活動：

- (0-1) ワーキング・グループが、モデル教材開発・教訓とりまとめ活動を進める。
- (0-2) 司法省（法科大学を含む）、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学が、協調してモデル教材開発・教訓とりまとめ活動の進捗を管理する。

### 成果1：

ラオス民法（1-1）、民事訴訟法（1-2）、刑事訴訟法（1-3）について、法理論と実務上の問題が体系的に分析され、その結果をまとめた「モデル教材」が、ワーキング・グループによって開発される。

### 活動：

- (1-1-1) 民法WGが日本人専門家とともに、民法の代表的な論点から構成された問題及び回答例（関連する条文の指摘・趣旨・要件効果と論点説明・実務例説明）から構成される「問題集」（仮称）を作成する。
- (1-1-2) 民法WGが日本人専門家とともに、モデル教材開発に関する具体的計画及び執筆要項（①作成趣旨、②執筆項目抽出・整理、③調査研究・執筆分担、④対象者、⑤調査研究・執筆上の留意点等）を作成する。
- (1-1-3) 民法WGが日本人専門家とともに、執筆項目ごとに法令の沿革及び裁判例等実務に関する基礎情報を収集する。
- (1-1-4) 民法WGが日本人専門家とともに、執筆項目ごとに法令に関する基礎的な法理論を研究する。
- (1-1-5) 民法WGが日本人専門家とともに、執筆項目ごとに基礎的な法理論に基づき、裁判例等実務に関する問題を分析・検討する。
- (1-1-6) 民法WGが日本人専門家とともに、モデル教材を執筆する。
- (1-1-7) 必要に応じてワーキング・グループメンバー以外の法務・司法関係機関、法学教育機関の所属職員・教員に情報収集もしくは意見交換を行なう。
- (1-1-8) 上記活動により抽出・整理された教訓が取り纏められ、モデル教材に反映される。
- (1-1-9) 必要に応じ、編纂委員会<sup>1</sup>が行う「モデル教材」の編集作業に協力する。
- (1-2-1) 民事訴訟法WGが日本人専門家とともに、「手続・法令チャート」（仮称）を作成する。

<sup>1</sup> 編纂委員会とは、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学の有識者で構成される、関連書籍や冊子等の内容承認を行うためのアドホックな委員会である。

- (1-2-2) 民事訴訟法WGが日本人専門家とともに、モデル教材開発に関する具体的計画及び執筆要項を作成する。
- (1-2-3) 民事訴訟法WGが日本人専門家とともに、執筆項目ごとに法令の沿革及び裁判例等実務に関する基礎情報を収集する。
- (1-2-4) 民事訴訟法WGが日本人専門家とともに、執筆項目ごとに法令に関する基礎的な法理論を研究する。
- (1-2-5) 民事訴訟法WGが日本人専門家とともに、執筆項目ごとに基礎的な法理論に基づき、裁判例等実務に関する問題を分析・検討する。
- (1-2-6) 民事訴訟法WGが日本人専門家とともにモデル教材を執筆する。
- (1-2-7) 必要に応じてワーキング・グループメンバー以外の法務・司法関係機関、法学教育機関の所属職員・教員に情報収集もしくは意見交換を行なう。
- (1-2-8) 上記活動により抽出・整理された教訓が取り纏められ、モデル教材に反映される。
- (1-2-9) 必要に応じ、編纂委員会が行う「モデル教材」の編集作業に協力する。
- (1-3-1) 刑事訴訟法WGが日本人専門家とともに、「手続・法令チャート」(仮称)を作成する。
- (1-3-2) 刑事訴訟法WGが日本人専門家とともに、モデル教材開発に関する具体的計画及び執筆要項を作成する。
- (1-3-3) 刑事訴訟法WGが日本人専門家とともに、執筆項目ごとに法令の沿革及び裁判例等実務に関する基礎情報を収集する。
- (1-3-4) 刑事訴訟法WGが日本人専門家とともに、執筆項目ごとに法令に関する基礎的な法理論を研究する。
- (1-3-5) 刑事訴訟法WGが日本人専門家とともに、執筆項目ごとに基礎的な法理論に基づき、裁判例等実務に関する問題を分析・検討する。
- (1-3-6) 刑事訴訟法WGが日本人専門家とともにモデル教材を執筆する。
- (1-3-7) 必要に応じてワーキング・グループメンバー以外の法務・司法関係機関、法学教育機関の所属職員・教員に情報収集もしくは意見交換を行なう。
- (1-3-8) 上記活動により抽出・整理された教訓が取り纏められ、モデル教材に反映される。
- (1-3-9) 必要に応じ、編纂委員会が行う「モデル教材」の編集作業に協力する。

指標：

モデル教材に以下の内容が含まれている。

- ・ 実際の事例や裁判例等の具体的なケースが、条文及び法理論に関連付けられて分析されている。
- ・ 不明確な条文について、その適用される場合が分析されている。
- ・ 不明確な適用した場合にどうなるかが明確でない条文について、その適用された結果がどうなるかが分析されている。
- ・ 関連する条文同士の関連性が分析されている。

- ・ 適切に適用できる条文がない（法律が実務に追いついていない）場合について、分析がなされている。
- ・ 実務家向けに、正確な手続の説明がある。
- ・ モデル教材開発過程で得られた教訓がまとめられている。

#### 成果2：

ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員に対し、「モデル教材」の基礎的な活用方法が共有され、内容が普及される。

#### 活動：

- (2-1) WGが、日本人専門家とともに、モデル教材の内容及びモデル教材の作成過程で抽出・整理された教訓を、法務・司法関係機関及び法学教育機関各職員に対して紹介するワークショップを開催する。
- (2-2) WGが、日本人専門家とともに、モデル教材を活用した模擬講義セミナーを開催する。

#### 指標：

- ・ モデル教材が法務・司法関係機関、法学教育及び所属職員・教員に関係機関に最低1セットずつ配布されている。
- ・ 法務・司法関係機関、法学教育及び所属職員・教員向けに、モデル教材の内容及び活用方法の共有及び普及を目的としたワークショップやセミナーが年に複数回開催されている。

#### (3) 投入（インプット）

##### ①日本側（総額約3.1億円）

長期専門家（法・司法分野人材育成、民法/民事訴訟法、業務調整/援助協調）

短期専門家（民法、民事訴訟法、刑事訴訟法他）

アドバイザリーグループ（民法、民事訴訟法、刑事訴訟法）

本邦研修等

##### ②ラオス国側

プロジェクト・ダイレクター

プロジェクト・マネジャー

マネージング・コミッティメンバー

ワーキング・グループメンバー

プロジェクト・オフィス

ワークショップ、セミナー、会合用の会議室

その他日本側の負担しないプロジェクト経費



(4) 外部要因 (満たされるべき外部条件)

1) 前提条件

・ワーキング・グループメンバーが変更されない。

2) 成果 (アウトプット) 達成のための外部条件

・ワーキング・グループメンバーのワークロードが適切に調整される。

・ワーキング・グループメンバーの大幅な異動がない。

・活動に必要な判例等の情報が関係機関から入手できる。

3) プロジェクト目標達成のための外部条件

・教育省等の他機関との関係で、「モデル教材」を活用できない事態が生じない。

4) 上位目標達成のための外部条件

・リーガルセクターマスタープランが変更されない。

5. 評価5項目による評価結果

(1) 妥当性

本案件は、以下の理由により妥当性が高い。

本件は、法・司法関係機関および教育関係機関の職員・教員が、法理論および実務上の課題を分析する能力を向上させ、その結果を教育・行政・実務に活用することを目標としたプロジェクトであり、これは、ラオス国が「リーガルセクターマスタープラン」で掲げている「法・司法関係機関職員の人材育成」の目標と合致している。

一方、日本の援助政策としては、ラオス国・国別援助計画 (2009年10月) 及びJICA国別事業実施計画における援助重点分野の一つとして「行政能力の向上及び制度構築」を掲げており、また、2008年1月の第13回海外経済協力会議において策定された法制度整備支援基本方針では、ラオス国が支援重点国の一つとされている。

ラオス国は、法・司法分野の課題として、不明確・統一性に欠ける法体系、不十分な紛争解決処理、統一性及び迅速性に欠ける法執行、司法及び立法へのアクセスの困難等の問題を抱えているが、その背景には、法曹人材が不足しているという事情が存在しており、本件は、そのニーズに対応するプロジェクトである。

なお、本プロジェクトの立ち上げに際しては、ラオス側の自立性を重視し、活動の成果品である「モデル教材」の内容や、ラオス側自身が事業を運営管理できる実施体制につき、参加型ワークショップやJICA-netセミナーを通して協議を重ねており、ターゲットグループである関係4機関のニーズに合致した案件形成が行われている。

(2) 有効性

本件は、以下の理由により有効性が見込まれる。

本プロジェクトは、法案起草や法の運用を担う司法省職員、研修を実施する法・司法関係機関職員、法学教育を行う教員等が、法律を十分に理解し、研究し、運用していく基礎的能力を取得できるよう、モデル教材の作成及びそのプロセスによる能力向上を行い (成果1)、モデル教材を作成する過程によって得られた知識や教訓を普及セミナーや模擬講義を通して関係者へ発信・普及する (成果2)、仕組みとなってい

る。モデル教材は、実務や法学教育に携わる関係者の課題やニーズからテーマを選定し、協同研究された内容をまとめたものであり、普及セミナーや模擬講義を開催することで、法曹関係者により自発的に活用される見込みであり、プロジェクト目標は達成できる可能性が高い。また、本プロジェクトの目標は、モデル教材作成の過程を通じて法・司法制度の構築に必要となる能力を獲得するところにあるが、得られるべき能力については、ラオス側と協議を重ね、①裁判例等の具体的なケースが条文及び法理論に関連付けられて分析される、②不明確な条文について、その適用される場合が分析されている、③実務家向けに正確な手続の説明がある等、モデル教材に含まれるべき内容として、成果の指標に整理されている。

### (3) 効率性

本案件は、以下の理由により効率性が高いと見込まれる。

4年間の協力実施期間内に得られる成果品としては、民法・民事訴訟法・刑事訴訟法に関する法理論や実務の課題分析や作成過程における教訓が記載されている「モデル教材」が想定されている。本成果は、ラオス国の教育・研修・実務のニーズに合わせ、法理論の分析や判例研究、また具体的なケーススタディ等の多様な要素を含むものであり、法・司法関係機関及び法学教育機関に広く普及されるものである。この他に、年間約25～40名に対する本邦研修を行う予定であり、本プロジェクト終了時には通算で約150名の人材が育成されることとなる。また、本プロジェクトは、本邦研修や短期専門家派遣に加え、国内支援委員会とのJICA-netセミナーによる活動が重要となっており、低コストで高い質のインプットを行なえるよう、多様な投入を活用する効率的な活動デザインとなっている。

また、我が国は1990年代から、アジア諸国における法案起草、法曹人材育成、実務改善等の支援を行っている。ラオス国と社会・政治体制が類似するベトナムにおいては、1990年代半ばより法整備支援を実施しており、ラオス国においても、2003年から2008年に「法整備支援プロジェクト」を実施し、法学教材作成への支援をしていたことから、その経験・教訓を効果的に活用することが期待できる。

他ドナーとの連携に関しては、SIDAが2000年より2011年まで、ラオス国立大学法政治学部を対象に、カリキュラム及び教材開発、法律研修及び教授法研修等の支援を行っており、2011年度以降はUnited Nations Interregional Crime and Justice Research Institute (UNICRI)が本活動を引き継ぐこととなったため、その教訓や成果品を共有することが期待される。

### (4) インパクト

本案件は、以下の理由により大きなインパクトが見込まれる。

本プロジェクトにおいては、理論と実務を融合した教材を作成する過程において、法学理論の研究や実務改善をするため能力を向上させることを目的としており、ラオスにおける法制度整備や、司法機関の能力向上の基盤となる人材を育成することに対して、非常に大きなインパクトが期待できる。本プロジェクトは、民法・民事訴訟法・

刑事訴訟法を対象としているが、これらの基礎法において基本的な分析能力を習得することは、他の法律の理論や実務を改善させる能力を得ることに通じることであり、上位目標であるラオス法理論研究を発展及び法理論に基づいた実務の改善につながる案件である。

また、基礎的な法理論を体系的に扱うモデル教材を作成する過程では、ラオスの実定法の分析や実務上の問題の洗い出しを行う作業が必要となるが、法案起草や実務改善等、それぞれの機関が直面している喫緊の課題に対応する際の重要な資料となるため、プロジェクト以外の業務にも活用される可能性は高い。さらに、異なる4機関を巻き込んだ活動を実施するため、教育や研修においてはより実務が反映され、検察や裁判所においてはより理論に沿った実務が行なわれるなど、機関横断的なインパクトが見込まれる。なお、ワーキング・グループ活動には、弁護士会や公安も参加することとなっており、直接的な裨益集団だけでなく他関係機関に対してもインパクトを与えることが期待できる。

また、本プロジェクトのワーキング・グループメンバーの約半分は女性であり、また、ワーキング・グループのリーダー6名のうち2名は女性であることから、ジェンダーへのプラスのインパクトが見込まれる。

#### (5) 自立発展性

本案件は、以下の理由により自立発展性があると見込まれる。

技術面：プロジェクトによって開発された「モデル教材」が、教育・研修・実務において活用され、また、その過程で得られた法学研究、課題解決の能力が一定の質を保ち続けられることがカギであるが、この点に関し、プロジェクト活動の成果品として、ラオス側の課題に対応したモデル教材を作成・製本し、参加型ワークショップ等を通じて関係機関の職員・教員に普及する活動が含まれているため、モデル教材を活用した法学教育や研修、また実務におけるモデル教材の活用の可能性は高く、このような活用を通じて理論と実務を結びつけた研究能力、課題解決能力が維持・発展される可能性が高いと判断される。

政策・制度面：人材育成はリーガルセクターマスタープランにおいて重要な政策として掲げられている。4年間のプロジェクトを通して、将来中核となる法曹人材の育成が見込まれるため、プロジェクト終了後も、本プロジェクトのカウンターパートを中心として、さらなる立法、法制度の整備、人材の育成体制などが自立的に発展されていくことが見込まれる。

組織・財政面：モデル教材の普及や配布に関しては、改定や増刷にかかる費用がラオス側にて確保されること、また、プロジェクト終了後も機関横断的な協力体制が維持されることに留意する必要がある。

#### 6. 貧困・ジェンダー・環境への配慮

特になし。

#### 7. 過去の類似案件からの教訓の活用

##### (1) 実施体制

ベトナム国「法・司法制度改革支援プロジェクト」(2007年4月～2011年3月)において、司法省/司法学院・最高人民裁判所/地方裁判所・最高人民検察院/地方検察院・弁護士会をカウンターパートとし、法曹・法学関係者が多岐に渡る情報を共有し、連携を強化できる体制を取ったことを参考にし、本プロジェクトのカウンターパート機関選定においては、法務・司法関係機関及び法学教育機関である司法省・最高人民裁判所・最高人民検察院・ラオス国立大学を対象機関とすることとした。

また、本プロジェクトでは、協力準備調査を通じて、関係4機関の責任体制や連絡体制につき協議を重ね、ラオス側のオーナーシップを高めることができた。

## (2) 成果品のイメージ

ラオス国「法制度整備支援プロジェクト」(2003年5月～2006年5月)では、活動の成果品についてのイメージが関係者間で共有されておらず、プロジェクトの進行過程で混乱が見られることがあった。そこで本プロジェクトでは、関係4機関の代表者およびワーキンググループメンバーと共に、参加側ワークショップや JICA-net セミナーを実施し、成果品となる「モデル教材」のタイトル、ターゲット、構成、内容、作成プロセス等のイメージを事前に共有することで、関係4機関の主体的な参加を促す取り組みを行った。

## 8. 今後の評価計画

2010年12月	運営指導調査
2012年7月	中間レビュー
2013年10月	終了時評価
2018年	事後評価(予定)

## 第1章 総論

ラオス国は、1980年代半ばより、「新経済メカニズム」を導入し、「法の支配」に基づく市場経済化の進展を目指して法整備を進めてきた。我が国は、これを支援するため、1999年より、法整備分野における専門家派遣、研修員受入等の協力を開始し、2003年5月から2008年3月にかけて、法務・司法関連職員の執務マニュアルの作成や人材育成に主眼をおいた技術協力プロジェクト「法整備支援プロジェクト」（以下「前プロジェクト」という。）を実施した。

他方、日本国内の動きとしては、2008年1月の第13回海外経済協力会議において、法制度整備支援を援助の重要分野の一つとして戦略的に進めていくべきであることが合意され、これに基づいて策定された法制度整備支援基本方針においては、ラオス国が支援重点国の一つとされている。

このような状況の下、2008年度要望調査において、ラオス国司法省に所属する「司法学校」（原語に忠実な日本語訳としては「法科大学」が適切であるため、本報告書及び添付資料では「法科大学」の用語を用いる）に対する支援として技術協力プロジェクト「司法学校人材育成能力強化プロジェクト」が我が国に要請されたことから、協力の妥当性を判断するための基礎情報を収集することを目的に、2009年1月～2月に「ラオス法整備支援基礎情報収集・確認調査」を実施した。調査の結果、上記要請の内容に基づき法科大学の法学教育の改善を目的としたプロジェクトを実施することよりも、法務・司法関係機関及び法学教育機関を広く巻き込み、基礎的な法律学の充実に関する意識づけを行うとともに、それを基に基礎的な法律学を発展させ、法学教育や実務家に対する研修を改善できるようにすることを目的とした協力を行うことが適当であると判断された（第2章参照）。

基礎情報収集・確認調査の結果を受けて、2009年5月～6月にかけて、第一回協力準備調査を実施し、カウンターパート機関として想定される4機関（司法省（法科大学を含む）、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学。以下、まとめて「関係4機関」という）とプロジェクト枠組み、実施体制等について協議を行った。その結果、ラオスの法理論を体系的に解説し、法理論と実務の改善を結び付けて理解することのできるモデル教材を作成することが適当であると判断された（第3章参照）。

また、2009年9月には、第二回協力準備調査として民法に関するワークショップを開催し、プロジェクト活動や成果品として想定されるモデル教材について具体的なイメージを共有するとともに、活動内容やラオス側実施体制について協議を行い、関係4機関及び調査団の間でミニッツの署名を行なった（第4章参照）。

そして、これら協力準備調査の結果を踏まえ、「法律人材育成強化プロジェクト」が採択されたことから、2010年3月に協力の枠組みにつき合意するための詳細計画策定調査を実施し、PDM、POや実施体制にかかる協議を行った。また、本調査においては、活動の具体的なイメージを共有することを目的に、民法に引き続き民事訴訟法・刑事訴訟法に関するワークショップを開催した（第5章参照）。

上記調査の結果、2010年6月に、関係4機関と JICA ラオス事務所にて R/D（添付資料6）

が締結され、2010年7月より案件が開始することとなった。

## 第2章 基礎情報収集・確認調査の派遣

### 2-1 調査概要

ラオス政府から「司法学校人材育成能力強化プロジェクト」が要請されたところ、ラオスにおける法曹人材育成に関し、法・司法分野の人材養成機関の種類・相互関係、法科大学の位置づけ、同校における人材育成の対象・目標とするレベルといった必要な情報が不足しており、ラオスの法・司法分野の人材育成に関するニーズや課題、有効な協力の方向性が明確でないため、支援の対象及び内容、協力のアプローチ等を明確化、具体化するために必要な情報収集を行うことを目的に、本調査を実施した。

### 2-2 調査団構成

- |                |       |                          |
|----------------|-------|--------------------------|
| (1) 総括         | 佐藤直史  | JICA 国際協力専門員、弁護士         |
| (2) 法整備支援      | 森永太郎  | 法務省法務総合研究所国際協力部教官        |
| (3) 法曹養成       | 瀬戸裕之  | 名古屋大学国際開発研究科博士課程         |
| (4) 協力企画       | 齋藤克義  | JICA 東南アジア第二部東南アジア第七課企画役 |
| (5) 調査計画       | 竹内麻衣子 | JICA 公共政策部法・司法課兼行政機能課職員  |
| (6) 法整備情報収集・分析 | 土生英里  | コンサルタント（山口大学経済法学科准教授）    |

#### ※ 調査に一部同行

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 鮎京正訓 法学研究科教授（名古屋大学予算）  
法務省法務総合研究所国際協力部 渡部洋子 教官（名古屋大学予算）  
名古屋大学院博士課程 傘谷祐之 氏（名古屋大学予算）  
法務省法務総合研究所 福岡美由紀 専門官（法務省予算）

### 2-3 調査日程

2009年1月25日（日）～2月5日（木）（佐藤、森永、齋藤、竹内）

2009年1月25日（日）～2月7日（土）（瀬戸）

2009年1月25日（日）～2月17日（火）（土生）

日程の詳細は添付資料2-1のとおり。

### 2-4 調査結果

本調査において収集・確認したラオスの法・司法分野にかかる基礎情報は、添付資料2-2及び2-3のとおりである。内容が多岐に渡ることから、以下では人材育成に関する事項に限り、特記する。

#### (1) ラオスの法・司法分野の人材育成の概況

##### 1) 司法省

司法省及び司法省傘下の機関（特に地方の機関）において業務に従事する職員の中には、

法学教育を十分に受けたことのない者も多い。そのため法律に基づいた業務の遂行に支障をきたしており、これらの職員に法学教育を受けさせることが重要な課題になっている（司法省としては、法科大学にその役割を期待している）。

## 2) 裁判所・検察院

裁判官・検察官は、裁判所・検察院の職員から選抜された者が研修を受けるなどした後に任命される。地方（特に郡レベル）の裁判官・検察官の数は不足しており、法学教育を十分に受けたことのない者が多い。それらの者に研修、法学教育を受けさせることが重要な課題になっている。

## 3) 弁護士

弁護士は、調査時において 104 名であり、司法関連職員退職者（元裁判官等）と大学卒業後に弁護士になっている人数の割合は半々程度とのことである。弁護士として業務に着く前に 1 年間の研修を実施し、継続教育も UNDP の支援で年 1 回実施しているが、制度化されたものではない。弁護士は司法省の指揮監督下であり、地位は確立されていない。地方の弁護士には法学教育を受けたことのない者もいる。

## 4) 大学における法学教育

長年、ラオス国立大学法政治学部が法・司法分野の人材輩出の中心的役割を担ってきたが、現在は、以下に詳述する法科大学のほか、チャンパサック国立大学にも法学部が開設され、法学を教えている私立大学も 2 校存在する。

## 5) 各機関が有する研修所における実務教育

司法省業務研修所は、独自に行う短期の研修と、法科大学のカリキュラムの改正、学則の検討を所管しており、2008 年には、短期研修として、郡レベルの事務所職員の研修と執行官に対する研修を実施している。

裁判官研修所は、裁判官補への研修や、地方の裁判所長、書記官への研修を行なっている。

検察官研修所は 2008 年度に設立されたばかりであるが、これまでに 2 回の研修を実施しており、検察官、検察職員、さらにテーマに応じ関連職員（森林捜査官、女性児童権利保護局等）への研修を行っている。

いずれの機関も、人的・物的なリソースの制約から、必要と考えている研修を実施できていない状況にある。

## (2) 法科大学に関する特記事項

### 1) 法科大学の概要

法科大学は、法・司法分野の人材養成を目的として、2002 年から 2004 年にかけて、サバナケット（南部）、ルアンパバーン（北部）及びビエンチャン（中部）に設立された司法省傘下の単科大学である。学生は、高校卒業後入学する者に加え、法務・司法関連機関の職員が



所属機関の推薦を受け入学するケースも多い。全国の法務・司法機関で働く人材の養成を目的としていることから、地方推薦（卒業後に当該地方に帰って就職する）による入学制度も存在する。法務・司法関連機関所属の職員は卒業後それぞれの機関に復職する。高校卒業後に入学した学生は、卒業後法務・司法関連機関や民間企業に就職する。

法科大学設立前は、ラオス国立大学法政治学部がほぼ唯一の法・司法分野の人材養成機関と言ってよい状態だったが、法科大学の設立により、法務・司法関係機関において業務に従事する者が「法学教育」を受ける機会は格段に増加したと言えよう。ただし、ここで行われている「法学教育」の質や内容、司法省及び司法省傘下の機関以外の機関からの評価については、下記のように留保が必要である。

## 2) 法科大学における教育

教員は、常勤教員と客員教員とから構成される（それぞれの教員の数は概ね同数である）。常勤教員の多くが大学卒業後に教員を数年経験しただけである（理論面をブラッシュアップする機会にも恵まれていない）のに対し、客員教員は、法務・司法関連機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院等）において長年実務を経験したベテランである。これらの客員教員は、それぞれの長年の実務の経験をベースに講義を行っており、実務を法理論面から検証することができていない。また、客員教員は常勤教員を軽視する傾向が見られ、常勤教員から客員教員に「物が言える」状況にはない。

さらに、カリキュラムについても、基礎科目から応用科目へ展開されるという形で構成されておらず、法律科目と並んで書類作成技法といった実務に特化した科目が（時には法律科目と同等以上の単位数で）存在するなど、法理論を正しく身につけるための教育としては多くの改善が必要である。

## 3) 法科大学に対する他機関からの評価

最高人民検察院は、ラオス国立大学法政治学部の卒業生しか採用しないこととしている（ただし、地方の人民検察院はそのような制約は設けていない）。また、最高人民裁判所は、法科大学における理論面の教育に全幅の信頼を置いておらず、裁判官として必要な理論について自ら教育しなければならないと考えている。

## 4) 法科大学の教育改善への取組み及び支援の要請

法科大学は、教科書に関し、3校の法科大学において共通の教科書を作成する計画を有している他、教員の質の改善及びファシリティの改善についての問題意識を有している。法科大学からは、これらに関する費用の支援について具体的な要望があった。

## 2-5 団長所感

### (1) 法科大学のみに対する協力に関する問題点

ラオスは、「法の支配」に基づく市場経済化の進展を目指しており、法務・司法関係機関の

能力の向上は極めて重要な政策課題である。この点、司法省が、これらの機関で働く人材の養成・育成を行う法科大学の教育内容の改善を指向し、この取組みへの支援要請を行ったこと自体は極めて妥当な問題認識を示している。

しかしながら、現時点で法科大学のみに焦点を当てた協力を開始することには、若干の躊躇を覚える。理由は以下のとおりである。

### 1) 裨益する範囲

上記のとおり、ラオスにおける法・司法分野の人材育成に関しては、様々な機関が多くの課題を抱えながら改善に取り組んでいるところ、この分野における協力を検討するに当たっては、可能な限り多数の機関・人に成果が裨益することを目指す必要がある。ところが、現時点で法科大学を取り巻く状況を検討すると、法務・司法関係機関の中には法科大学の卒業生を積極的に受け入れることに慎重な意見もあり、また、法科大学における教育改善に対して積極的に関与する姿勢を示さない機関も存在する。このような状況では、どうしても成果が裨益する範囲は限定されざるを得ない。

### 2) 法科大学の地位と他機関の協力

法科大学における常勤教員と客員教員の力関係のバランスの悪さは上記のとおりであり、加えて、そもそも客員教員の派遣元である法務・司法関係機関（司法省及び司法省傘下の機関を除く）に法科大学を軽視する傾向があるため（同様の問題はベトナムにおける司法省傘下の司法学院と他機関との関係にも見られる）、法科大学の教育内容の改善に対する協力をこれらの機関から十分に得られる保障がない。客員教員の派遣元であるこれらの機関による積極的な関わりは法科大学の教育改善に不可欠であり、これらの機関による協力を得られる形を検討しなければならない。

### 3) 基礎的な法律学に関する認識

現在のラオスの法務・司法関係機関及び法学教育機関は、基礎的な法律学の不十分さが実務にどのような悪影響を与えているかについて十分な「気づき」がないか、または、その認識があっても、基礎的な法律学を発展させ、それを教育や研修の場で活用するためのノウハウがない。訪問した各機関の中には、法学教育における基礎的な法律学の充実の必要性に対する認識が極めて低く、実務に関する目先の技術・ノウハウの研修により問題が解決されるとの思い込んでいる機関がある。また、基礎的な法律学の充実の必要性を認識している機関においても、どのように基礎的な法律学を発展させ、それをどのように教育や研修に活用するのかについて、それを検討するための情報もリソースも機会も限られているために、解決方法を見出せないでいる。このような状況の下、法科大学で現在行われているのは、理論に裏打ちされた法学教育ではなく、言わば実務家が自分独自のやり方を伝授しつつ、「弟子」を育てている状況にあると言える。

## (2) 協力のアプローチの検討

上記の問題点を踏まえると、現時点で必要なことは、現状の法科大学の「法学教育」を改善することよりも、法務・司法関係機関及び法学教育機関を広く巻き込んで、基礎的な法律学の充実に関するマインドセットを変更し、それに基づいて基礎的な法律学を発展させ、それを教育や研修に活用するための協力をを行うことである。

まず、法務・司法関係機関及び法学教育機関に対し、基礎的な法律学の不十分さが実務にどのような影響を与えているか、基礎的な法律学の充実によりどのように実務上の課題の解決されるのかについての「気づき」を得させることが重要である。これにより、法務・司法関係機関及び法学教育関係機関が、現在の「法学教育」に対する小手先の改善では根本的な問題は解決されず、基礎的な法律学の教育を充実させることこそが（一見遠回りに見えても）問題解決のカギであり、最終的に自分たちに裨益するという認識を持つことができ、これに向けた積極的な関与も期待しうる。さらに、この「気づき」が法務・司法関連機関全体で共有されることにより、法学教育や実務研修の改善が、ラオス全体における法の支配の実現に寄与することとなる。

具体的な取組みとしては、実務からフィードバックを得つつ理論と実務を架橋するようなハンドブックを、法務・司法関係機関及び法学教育機関との共同作業により開発し、これを法務・司法関係機関及び法学教育機関において教育や研修に活用することが考えられる。ハンドブック作成を通じ、ラオスの実務に照らし、どのように基礎的な法律学を発展させるかについて関係機関と共同で検討することにより、関係機関の職員・教員に基礎的な法律学に関する知識が蓄積され、それが各機関にフィードバックされることが期待される。このような共同作業はラオスにおける過去の協力においても能力向上の有効な手段であり、また、共同作業を通じ、基礎的な法律学の発展のための情報やリソースの提供をすることは、法務・司法関係機関及び法学教育機関のニーズとも一致する。さらに、開発されたハンドブックを、法務・司法関係機関所属の研修所の研修及び法学教育機関の授業で活用することにより、ラオスの実務を踏まえた基礎的な法律学に関する知識が広く学生や関係機関の職員に伝播され、ひいてはラオスにおける法の支配の確立につながっていくことが期待される。

ただし、この協力にあたっては、単に技術・ノウハウを短期間で提供すれば足りるのではないことを十分に認識する必要がある。ラオスの実務家に、長年の経験に基づく考え方を、根本から改める必要性を理解させることは相当困難な作業であり、粘り強く適切なサポートを行う必要がある。また、短期間で目に見える成果を得ることは難しく、どのようなアプローチが適切なのかを慎重に考慮する必要がある。

### （3）民法典に関する司法省の協力要請への対応

本調査において、司法省から、2008年の要望調査時にも議題に上がった民法典整備に対する支援の希望が再度示された。ラオスにおける民法典の整備は、法の支配に基づく市場経済化の進展にとって非常に重要なものと考えられる。

一方、現時点では明確な立法スケジュールは存在せず、民法典整備に向けた取組みがこれから始まる段階であること、及び民法典整備は大規模な作業になることを考えると、上記（2）に記したアプローチの中で、民法関連ハンドブックの開発等を通じた関係機関の能力向上を

行うことにより、将来、民法典の整備が行われる際にインパクトが発現することを期待することが、現時点では適切であろう。

#### (4) 今後の方針

今回の調査内容で明らかになった点を踏まえ、今後、協力開始に向けて早急に検討を進めなければならないが、協力開始に先立ち、上記に示した日本の協力の考え方を正確にラオス側に伝え、事前に十分な相互認識を醸成することが極めて重要である。そのために、さまざまなツールを使用し、ラオス側と対話を継続する必要がある、また必要に応じてセミナーを開催するなどし、日本の協力コンセプト等をあらかじめ把握してもらうことを検討すべきであろう。

**SCHEDULE****JICA Basic Study Team on Legal and Judicial System, January 25<sup>th</sup> – February 16<sup>th</sup>, 2009**

Date	Time	Description	
25 Jan	Sun	17:50 21:10 Arrival (VN 825): (8) Ms. Watanabe, (9) Ms. Fukuoka, (10) Mr. Kasaya Arrival (TG 692): (1) Mr. Sasaki (Sato), (2) Mr. Morinaga, (3) Mr. Seto, (4) Mr. Saito, (5) Ms. Takeuchi, (6) Ms. Habu,	
26 Jan	Mon	9:00 14:00 Internal meeting at JICA Office People's Supreme Court: <u>Mr. Bouathong, 9801200</u>	
27 Jan	Tue	9:00 14:00 Ministry of Justice (MOJ): <u>Mr. Nalonglith, 2229006 / Mr. Sornphet, 5698839</u> Office of the Supreme Public Prosecutor: <u>Dr. Keomorakoth, 5519647</u>	
28 Jan	Wed	9:00 14:00 16:00 Law School Vientiane: <u>Mr. Nalonglith, 2229006 / Mr. Sornphet, 5698839</u> Lao Bar Association: <u>Mr. Viengsavann, 2111171</u> UNDP	
29 Jan	Thu	9:00 10:30 14:00 17:50 Judge Training Center: <u>Mr. Bouathong, 9801200</u> Prosecutor Training Center: <u>Dr. Keomorakoth, 5519647</u> Judicial Training Center: <u>Mr. Nalonglith, 2229006 / Mr. Sornphet, 5698839</u> Arrival: (7) Mr. Aikyo (VN 825)	
30 Jan	Fri	9:00 14:00 15:30 Faculty of Law and Political Science, NUOL: <u>Mr. Saikane, 2426149 / Mr. Bounthieng, 5505275</u> Embassy of Japan Team 1 meets with SIDA and Team 2 meets with MOJ	
31 Jan	Sat	9:00 18:10 Internal meeting for the Mission Departure (VN 840): Ms. Watanabe, Ms. Fukuoka	
1 Feb	Sun	9:00 18:10 Move to Luang Prabang 09:15-09:55 (QV109) Departure (VN 840): Mr. Aikyo, Mr. Kasaya	
2 Feb	Mon	9:00 11:00 14:00 15:30 Luang Prabang Law School: <u>Mr. Phetpaseuth, 5603548/Ms. Duangdokmai, 2353774</u> Provincial Office of Justice: <u>Mr. Souvan, 6003560</u> Luang Prabang District Office of Justice <i>and</i> Provincial Office of Economic Dispute Resolution: <u>Mr. Souvan, 6003560</u> Village Mediation Unit: <u>Mr. Bounthong, 6831117</u>	
3 Feb	Tue	8:30 11:00 13:30 16:30 Provincial Court and then District Court: <u>Mr. Somchin, chief of Cabinet 6032345</u> Provincial Prosecutor Dept.: <u>Mr. Bounleum, Deputy Director 020 5571116</u> Move from Luang Prabang to Vientiane 15:00-15:40 (QV101 ) Discussion with JICA Office	
4 Feb	Wed	am 7:45 13:30 Internal meeting for the Mission Ms.Habu: Move to Savannakhet (QV201) Provincial Office of Justice & Provincial Office of Eco. Dispute Resolution <u>Mr. Daosadeth, 5965444</u>	Departure: 18:10 (VN 840): Mr. Sato; Ms. Takeuchi; 22:05 (TG 693): Mr. Morinaga; Mr. Saito
5 Feb	Thu	8:00 14:00 Savannakhet Law School: <u>Mr. Sivilay, Director 5955480</u> Outhoumphone District Justice: <u>Mr. Daosadeth, 5965444</u>	9:00 Mr. Seto to VTE Law School <u>Mr. Sadsada, DD 020 6991199</u>
6 Feb	Fri	9:00 14:00 Provincial Court and Kaisone District Court: <u>Mr. Bounlai, D.D / Mr. Kongkeo, Dir 5741204</u> Provincial Prosecutor Dept.: <u>Mr. Phusagat, Deputy Dir. 5958618 / 041 212135</u>	8:30 Mr. Seto to Faculty of Law <u>Mr. Saikane, 2426149</u>
7 Feb	Sat	am/pm Internal meeting in SVK	
8 Feb	Sun	13:00 Move from Savannakhet to Vientiane 15:10-18:35 (QV202)	
9 Feb	Mon	9:00 14:00 Ministry of Justice (meeting with Minister): <u>Mr. Nalonglith, 2229006 / Mr. Sornphet, 5698839</u> People's Supreme Court: <u>Mr. Bouathong, 9801200</u>	
10 Feb	Tue	9:00 14:00 17:30 Vientiane Law School: <u>Mr. Nalonglith, 2229006 / Mr. Sornphet, 5698839</u> Office of the Supreme Public Prosecutor: <u>Dr. Keomorakoth, 5519647</u> Lao Bar Association: <u>Mr. Viengsavann, 2111171</u>	
11 Feb	Wed	9:00 13:30 National Assembly Secretariat: <u>Mr. Amphai, 9801071</u> Mr. Francesco Straniero, EC	
12 Feb	Thu	9:00 13:30 15:00 16:30 Judge Training Center: <u>Mr. Bouathong, 9801200</u> Judicial Training Center: <u>Mr. Nalonglith, 2229006 / Mr. Sornphet, 5698839</u> Prosecutor Training Center: <u>Dr. Keomorakoth, 5519647</u> Ministry of Justice: <u>Mr. Nalonglith, 2229006</u>	
13 Feb	Fri	8:00 10:30 Erick, Sida Advisor, Law Faculty Mr. Khamthavong, General Secretariat of LNCCI	14:00 16:00 Price Coopers: <u>Mr. Souvanno, Law Sector Manager, 5528698</u> Mitsui & Co., Ltd. Mr. Takaoki
14 Feb	Sat	am/pm Reporting	
15 Feb	Sun	am/pm Reporting	
16 Feb	Mon	9:30 14:00 JICA Laos Office (Matsumoto) Embassy of Japan (Ms. Ishikawa)	16:00 22:05 Lao Bar Association Mr. Somphone Departure (TG693): Ms. Habu

	インタビュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 司法省研究所が中心に作成</li> <li>・ 2006年11月のドラフト以降更新されていない</li> <li>・ 司法省から政府に提出済みだが、政府の承認手続きで止まっている（どの部分に問題があるかは分らないが、手続的な問題と認識している。）</li> <li>・ 政府の承認を待たずして、司法省で進められる内容については、取り組みを始めている。</li> </ul>
0	リーガルヤクター マスタープラン	
1	組織・人員体制	-
2	予算	-
3	司法統計	-
4	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立後6～7年</li> <li>・ 実務家の養成を担当</li> <li>・ 実務上の問題について1年に3～4回、郡レベルの司法局職員向けと、裁判所職員、執行官向けの研修を実施</li> <li>・ 法科大学の講師に教授法についても研修（専門科目についての指導はしていない）。</li> <li>・ 法科大学のカリキュラム・学則を作成している</li> <li>・ 法科大学の客員講師になる人の選抜を実施</li> </ul>
	司法業務研修所	
	OJT	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いくつかの業務（公証人、弁護士、判決執行官）については、一定期間各都局において実務研修後に実務に携わっている。</li> <li>・ 研究所、法制局については配属後特別な研修はなく、すぐに実務に携わる（OJT）。</li> </ul>
	法科大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中等法教育、高等法教育、学士レベルにカリキュラムを分けている。</li> <li>・ 中等法教育：従来の法律学校を継続したもの。対象者は、村、郡レベルの司法分野の職員。</li> <li>・ 高等法教育：カリキュラムが教育省に承認されたばかり。</li> <li>・ 学士レベル：サバナケット校で第一期生が卒業。ピエンチャンで2年目。</li> <li>・ 中等法教育、高校卒業者が中心</li> <li>・ 学士レベル→高校卒業者が中心</li> <li>・ 設立の理由：司法分野の職員が法律を学びたいというニーズが高かったが、国立大では1年200人程度しか受け入れられない。</li> <li>・ 現職職員再教育が優先し、学士レベルの教育が第二の位置づけ。</li> <li>・ ルアンパバーン校：3分の1が郡レベルの職員の再教育、3分の2が学士レベル、クラス分けをしている。</li> <li>・ 現職職員再教育は、試験は行わず、各機関の推薦。平均年齢40歳くらい</li> <li>・ 教員は法学士</li> <li>・ 客員教員：MOJ職員で法学士を持っている人、局長・次長レベルの人</li> <li>・ 教員の養成計画はないが、教員養成に予算を重点的に当てたい</li> <li>・ 兼任教員は、本来業務が忙しく、集中講義をせざるを得ず、教育の質が低くなっている。</li> </ul>
5	他機関連携	部署ごとに記載（その他参照）

6	文献資料		<p>部署ごとに記載（その他参照）</p>
その他	弁護士	弁護士養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数が十分でない</li> <li>・これまでは、司法分野の職員が退職した後、弁護士になっていく例が多かった。</li> <li>・現在は、国立大学・法科大学からの新卒採用が行われている。</li> <li>・弁護士になる前、1年間の研修を実施（弁護士会→地方支部→弁護士会から審査）</li> <li>・弁護士になった後、短期の理論と実務面の研修を実施。</li> <li>・短期の研修は司法業務研修所で実施してきたが、弁護士会独自で実施したいと考えている。</li> </ul>
		法律扶助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UNDP・アジア財団の支援終了（2010年）後、支援が継続されない場合は、司法省が資金拠出する必要があると考えている。</li> <li>・1か月50万キープ以下で生活している人が対象</li> </ul>
	裁判外紛争手続	経済係争解決事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調停と審判を実施しているが、調停員に問題がある。</li> <li>・調停員は現在150名登録だが、実際活動できるのは50名程度。</li> <li>・司法省各局の職員・副大臣・民間会社の社長・公務員の引退者等様々な分野の人から調停員を選んでいるが、体系的な研修はない。せいぜい調停員になる前に2～3日、調停員の規則についての講習を行う程度である。</li> <li>・これらの問題の解決策として、調停員登録者への実務研修が必要。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済紛争解決に関する法令が整備されていない。解決法があるだけで執行・施行令等下位の法令が整備されていない。</li> <li>・マスタープランに記載のとおり、2015年までに独立した機関にしたい。しかし予算や建物の問題があり、実現可能性は不明。</li> <li>・業務に関する法令が整備される必要がある。</li> <li>・調停・裁定委員が参照する業務マニュアルの整備が必要。</li> </ul>
		村調停	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内や外国の事業活動家が合意に従って行動しないことが問題。例えば、両当事者が今日合意しても、翌日には気が変わり合意に従わないことがある。</li> <li>・調停マニュアルができた（2008年）</li> <li>・調停委員会には、法学教育を受けていない者が入っており、手続上の問題、当事者の意見聴取が不十分といった問題がある。</li> <li>・3年以下の刑罰に該当する事件しか調停は行えないのに、それ以上の刑罰に当たるとする事件を調停で解決している例がある。</li> <li>・村の調停委員への研修：9,001の村に各7人の調停委員がいるが、全ての委員の研修を行うことは困難</li> </ul>
	執行局		<ul style="list-style-type: none"> <li>・未執行数</li> <li>・2007-2008年度の執行すべき判決（新規で受け付けたものと、前年度に受け付けて執行できず繰り越したものは、全部で5,307件。うち、民事は2,206件で、刑事は3,101件。</li> <li>・その中で、当該年度中に執行できなかった判決は、全部で1,324件であり、そのうち民事が243件、刑事が1,081件。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行できない原因としては、判決文が不明確、判決内容が不適当な他、制度の問題も執行官の能力の問題もある。</li> <li>・例えば土地の差し押さえるとき、土地を不法に占拠していると認定された住民が退去しないので、執行できない。</li> <li>第二に、刑事訴訟に付帯する民事の損害賠償金があっても、敗訴した当事者が損害賠償金を払えないために執行できない。</li> <li>第三に、負債を返済できないというときには財産を差し押さえるが、その財産が各県・各地方に分散していたり、当事者が差し押さえを逃れるために意図的に財産を分散させるために、判決が執行できないことがある。</li> </ul>	<p>刑事判決で執行できないのは、罰金刑、特に麻薬に関する犯罪の場合がほとんど。麻薬の場合、禁錮刑以外に罰金刑が科されるが、当事者および関係者が支払えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行官の知識に問題がある。</li> <li>・現在「執行官の業務マニュアル」を作成中。県や郡レベルの執行官のためのマニュアルであり、判決執行局と法律普及宣伝局が協力して、執筆を開始している。</li> <li>・マニュアル作成への資金的な援助を検討してほしい。一番困難なのは資金的な問題。執筆のためのコンピュータも不足。</li> <li>・マニュアルの内容は、法律宣伝普及局とも相談し、省内で認められた。</li> <li>・判決執行の枠組みや制度、詳細な手続を解説するマニュアルが不足していることを認識するようになった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判決の執行が困難な要因としては、判決執行官の人員の不足。特に郡レベルの司法事務所に関しては深刻。郡レベルの司法事務所には職員が1人しかおらず、その1人がたくさんの業務（法律の宣伝普及、執行、村の調停委員会の統括など）を1人で担当。</li> <li>執行官の知識や能力の不足。地方レベルでは特に不足。執行官には法律の知識や執行のための技術が不足しており、執行官に対する研修が最優先課題である。司法省では、今年2回から3回、判決執行官に対する研修を行う計画。</li> </ul>	<p>執行の問題について裁判所との協議は、問題が生じるとに頻繁に行う。月に2回行うこともある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行官の職務につく前に、事前研修は行われていない。</li> <li>・執行官になるのは、高等法学教育か学士レベルの教育を受けた人物で、卒業後司法省で採用してそのまま判決執行局か県・郡レベルの執行職員として働く。その後、一定の年数、実務を担当させた後、正規の公務員として採用される前に、研修を受ける。この研修は、本来であれば3カ月の研修だが、資金不足から今は1カ月。判決執行局と司法業務研修所が共同して研修を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法科大学の卒業生がすぐに執行官として採用できれば、郡レベルや地方レベルにおける人員の不足の解消に大変役に立つと考える。しかし、人員の問題は、政府が毎年認可する公務員の採用人数に大きく影響される。司法省が政府から認められる新規公務員の採用人数は年間100人程度で、少ない時は60人から80人しか認められない。この数は、中央から地方まで全国の司法省の職員の採用人数であり、人員不足の問題は、新規採用人数が司法省に多く割り当てられないこととも大きく関係している。</li> </ul>
---	--	--	---	---	--	---



<p>普及局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律を説明する本が非常に限られている。</li> <li>・ 印刷する費用がない。郡レベル以下では、特に法律の文書が不足。</li> <li>・ 地方（郡、村）に法律文書を配るにも費用負担が大きい。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解決の方法として、今後、中央レベルと県レベルの法令普及に関し、本ではなくCD-ROMで法令集を作成し、配布する予定。</li> <li>・ 郡レベル以下では、従来どおり法令集を配布する予定。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解決の方法として、ネットワークづくりを進めている。</li> <li>・ 中央と県との間で、インターネットを利用したネットワークづくりを行っている。</li> <li>・ 地方では、いくつかの村を集めた村グループを対象に法令集を配布し、司法省が研修を行う。</li> <li>・ 村レベルでは、村の紛争を調停する調停委員会の委員に対する研修を重視。村における和解の進め方や法律宣伝の進め方。</li> </ul> <p>2008年から2009年度において情報文化省と協力し、村よりも単位が大きい村グループレベルに対する法律の宣伝普及を行いたい。</p> <p>村レベルの村落調停委員会の研修については、治安省と協力しながら取り組みたいと考えている。</p> <p>現在ラオスでは村から紛争をなくす運動、「事件のない村運動」という運動を行っている。そのためには、治安省が安定していなければならないので、治安省と協力して研修を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令集</li> </ul> <p>これまで司法省で印刷してきたのは、国会が採択した法律をまとめて作った法令集だけ。各分野の法律をまとめた法令集を、分野ごとに4種類の形態で作成し、各地方に配布。</p> <p>しかし、最も不足しているのは、法令集ではなく、法律の解説書。</p> <p>法律の解説書が欠けているという認識が生じている。</p> <p>会社法の解説書を執筆し、会社法の解説書を執筆したことによって、他の分野でも解説書が必要であるという認識が高まり、今後、例えば家族法、契約法、所有に関する法等の解説書が是非とも必要だと認識。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社法解説書は、司法省の職員以外にも、商業省の職員やラオス国立大学法政政治学部の先生も執筆。</li> <li>・ これから執筆する家族法・契約法・所有に関する法の解説書は、執筆の中心は司法省の職員になるが、各法律の起草にあたった人物には参加を求めたい。</li> <li>・ また、家族法では、家事紛争の解決のために、裁判所にも参加してほしい。法律によって参加してほしい対象は異なるが、司法省だけではなく関係部署も参加する。</li> </ul>
<p>研究所</p>	

<p>・法律情報センター          ・司法省の中に設置することをマスタープランに記載。          ・司法情報センターの設置のメリットは、単に多くの人が法律にアクセスできるようにするだけでなく、法律を制定する際に、既存の法律や国際条約と抵触していないかを確認できることになること。          ・司法省所管の法令だけでなく、各機関所管の法令を収集する予定。          ・司法省を収集するだけでなく公開することもある。          ・司法省に帰属させる是非について、議論がある。そのことが、マスタープランが採用されていない1つの原因になっている。</p> <p>マスタープランに対しては他省庁等から多くの意見が出されているが、その中にはこのセンターを首相府所属の機関にするべきだという意見も多くある。それでも我々が司法省のもとに設置したいと考え提案したのは、近い将来司法省で官報を発行することを考えており、その際にセンターが司法省のもとにあった方が業務に都合がよいと考えたためである。</p>	<p>法科大学への評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法科大学の目的は地方の法律家、特に村レベルの法律家を養成すること。</li> <li>・郡・村レベルに法律知識を持つ職員が少ないためである。</li> <li>・そのため、法科大学においては、地方からの推薦を重視。</li> <li>・卒業後はもとの地方の職場に戻ることを前提にしている。</li> <li>・教員は司法省の中でもできるだけ実務経験の豊富なベテランから講師を選んで派遣。</li> <li>・卒業生が地方の裁判所や検察庁で活躍することを期待。</li> </ul>
--	--

1	組織・人員体制		インタビュー	
2	予算		-	
3	司法統計		-	
4	人材育成	裁判官（新任）	裁判官補研修45日（90日に延長を取り付け中）	
		裁判官（継続）	所長研修45日（90日に延長を取り付け中） 裁判官研修（未実施、6ヶ月検討中） 司法行政研修（検討中）	
		書記官（新任）	書記官補研修45日（90日に延長を取り付け中）	
		書記官（継続）	-	
		裁判官・書記官0JT	常時実施（2006年以前は0JTのみ。新法研修などはなし）	
		講師（裁判所）	最高裁判官	
		講師（臨時：新法教育の場合など重大複雑な問題に関する場合）	次長検事、国会法務委員会委員長・副委員長、司法省副大臣	
		評価（全体レベル）	低い、初歩的	
		評価（教育効果）	あり（研修前後で能力に格段の差あり）	
5	他機関連携		中央レベルの関係機関協議会 ・メンバー：SPC、SPC、MOJ（弁護士会含む）、公安 ・2007年以降年一回の持ち回り ・議題：訴訟過程における実務上の諸問題（弁護士会も司法省メンバーとして参加） →司法関連法規の起草担当省を推薦 所轄教育機関への講師の相互派遣 国立大学法学部への講師派遣 →基礎法学教育を大学に任せることの可否→理想形と思うが、現時点では困難。 →国立大における法学教育のレベルの低さ。逆に裁判官を基礎教育のために送り込まなければならないのが現状。 →自前の研修所で実施する以外に方法は無い。現状（理論：50%、実務：30%、その他：20%）	

6	文献資料		<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大の問題 教科書・解説書はゼロに近い 講義録をプリントしたものが断片的にあるのみ</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・データベース→司法省が継続管理しているかどうかすら疑問</li> <li>・ホームページすらない状況</li> <li>・PCも十分にはない</li> </ul>
7	判例		<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度としてはある（最高裁判決からセレクトされたもののみ：差戻し審においてSPCの判断どおりの判決が出され、その執行が問題なく終了したもの）</li> <li>・公開に問題あり（判例集作成の資金的余裕なし、判決結果を関係機関及び下級裁判所に送付するのみ）</li> <li>・UNDPの支援で判例集を作成していたが、無料配布が原則で有料配布できなかつたため、UNDPの支援終了とともに頓挫した。</li> </ul>

1	組織・人員体制	インターネット ・全国で、職員が880人 ・捜査官が250人
2	予算	-
3	司法統計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県レベル：刑事事件3690件、民事事件373件</li> <li>・控訴審レベル：全体で939件、刑事404件、民事535件</li> <li>・破棄審：刑事110件、民事が610件</li> <li>・事件類型：①窃盗、②薬物、③事故を伴う交通法規違反、④傷害。殺人は多くない。</li> <li>・昔はなかった夫婦間の争いなども裁判に持ち込まれている。</li> </ul>
4	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008年立上げ</li> <li>・3か月の研修を、2回実施済み</li> <li>・1回目が法学教育を受けていない職員を対象として、一つの県から2～3名、SPP職員が直接指導。</li> <li>・2回目が中等または高等教育しか受けていない県・郡レベルの職員、及びSPP新入職員を対象。</li> <li>・1回目と2回目では教育内容は全く異なる。1回目は、基礎法律学教育的な内容が主体。2回目は、実践向けの高度な専門的内容（マネーロンドリング、森林法など）。</li> <li>・両方の研修の評価：高い</li> <li>・講師：SPP職員が兼任</li> <li>・外部講師：内容によって他機関から（マネーロンドリングについて中央銀行、森林法について農林省、警察の捜査について公安省から）。</li> <li>・新法ができたときの研修は条件が整っておらず、まだできていないが、年一回は、定期的に実施する必要があると考えている。</li> <li>・新人研修や昇進前の研修も、検察官研修所で実施したい。</li> </ul>
5	他機関連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SPP職員は、国立大学卒で法学士を有する者に限る（教育レベルは十分かという点についての明確な回答は得られなかった）。</li> <li>・次長校事の個人的な意見として、実務しか教えることのできない学校が3年から5年にしただけでは、大学の代替にはならない。</li> <li>・定員が多すぎず。卒業後、法律家が増えてしまう（就職先がない）。</li> <li>・国立大学は、ビエンチャン本校のほか、分校がある（ルアンパバーン、チャンパーサーック）。</li> <li>・ライバル関係の相乗効果については、教員のリソースが同じのため、現時点では期待できない。</li> <li>・地方の法科大学に地元検察官を講師派遣</li> <li>・国立大学に講師派遣</li> <li>・年に1回実施している</li> <li>・弁護士会も入っている</li> <li>・資料が整備されていない</li> <li>・法律自体を地方に配ることさえ予算的に難しい</li> <li>・重要な法令のみ、800冊配布（2008年）</li> <li>・検察官マニュアルしかない</li> <li>・解説書が必要</li> <li>・官報は過去にはあったが、WB支援終了後、頓挫</li> <li>・弁護士（会）法はまだなく、首相令のみ。</li> <li>・弁護士の能力強化は、訴訟過程における当事者の権利保護のため重要</li> <li>・弁護士は、司法機関職員退職者が多く、知識が古い</li> <li>・弁護士の能力向上は、検察官の能力向上につながる</li> <li>・軽微な内容の刑事・民事両方については、村調停を重視している。</li> </ul>
6	文献資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料が整備されていない</li> <li>・法律自体を地方に配ることさえ予算的に難しい</li> <li>・重要な法令のみ、800冊配布（2008年）</li> <li>・検察官マニュアルしかない</li> <li>・解説書が必要</li> <li>・官報は過去にはあったが、WB支援終了後、頓挫</li> <li>・弁護士（会）法はまだなく、首相令のみ。</li> <li>・弁護士の能力強化は、訴訟過程における当事者の権利保護のため重要</li> <li>・弁護士は、司法機関職員退職者が多く、知識が古い</li> <li>・弁護士の能力向上は、検察官の能力向上につながる</li> <li>・軽微な内容の刑事・民事両方については、村調停を重視している。</li> </ul>
7	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料が整備されていない</li> <li>・法律自体を地方に配ることさえ予算的に難しい</li> <li>・重要な法令のみ、800冊配布（2008年）</li> <li>・検察官マニュアルしかない</li> <li>・解説書が必要</li> <li>・官報は過去にはあったが、WB支援終了後、頓挫</li> <li>・弁護士（会）法はまだなく、首相令のみ。</li> <li>・弁護士の能力強化は、訴訟過程における当事者の権利保護のため重要</li> <li>・弁護士は、司法機関職員退職者が多く、知識が古い</li> <li>・弁護士の能力向上は、検察官の能力向上につながる</li> <li>・軽微な内容の刑事・民事両方については、村調停を重視している。</li> </ul>

1	組織・人員体制	<p>インタビュー</p> <p>司法省に属していた法律学校が法政学部になり、1997年に設立。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員は全体で10名：修士号1名、学士号7名、高等専門学校（法学ではなく政治理論）1名、初級専門教育（財務会計）1名</li> <li>3つの部局：事務行政部、学士号カリキュラム改正研究部、研修カリキュラム改正研究部</li> <li>3つの役割：カリキュラム（中等法学教育・高等法学教育・学士号カリキュラム）の改正、法科大学の学則についての検討、短期の研修（1年に3回から4回開催）</li> </ul>
2	予算	-
3	統計	-
4	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>2009度はこれまでに2回の司法業務研修所での研修を実施</li> <li>11月から1月：郡レベルの司法事務所職員の研修</li> <li>12月から1月：執行官に対する研修</li> <li>2007年・2008年度には、法科大学の教員に教授法の研修を行った</li> <li>研修は、必要や、予算によって毎年実施する内容が異なる</li> <li>郡レベル司法事務所研修はこれまで3回</li> <li>どの研修を行うかについての研修計画は、研修所が提案して司法大臣が認可する</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>郡レベル司法事務所職員研修 50名参加、研修期間は1か月</li> <li>50人のうち法学教育を受けているのが10人程度なので、基礎法学も行う（判決執行官だと、既に法学教育を受けた人なので、新法などがカリキュラムになる）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>人選の方法は、人事組織局と担当局が行う（執行官であれば、執行局・組織人事局）</li> <li>ペテランが多い。</li> </ul>
		カリキュラムの内容は監督する部局との協議で決定している
		<ul style="list-style-type: none"> <li>法科大学の教育が充実しても、実務にとっても必要な法律や法律改正の情報を伝える必要があるため、そのような法律についての研修は、司法業務研修所の研修内容になる。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>司法省職員の講師派遣</li> <li>法科大学教員の中で担当できる教員がいない場合、法科大学から相談</li> <li>司法業務研修所が講師派遣を要請する</li> <li>学歴・経歴（修士号以上、実務経験10年以上）をもとに人選。</li> </ul>
	教材	<ul style="list-style-type: none"> <li>教材、レジメの印刷が予算上の問題から不十分</li> <li>科目によっては客員教員が資料を持ってくる場合もある（執行官）</li> <li>JICAの民法教科書は使用している</li> </ul>

司法業務研修所

5	他機関連携	-	-
6	文献資料		<ul style="list-style-type: none"> <li>・JICAの民法教科書（研修参加者に配布し、図書館にも格納している。不法行為法に関する改正があったなどの理由により、部分的な内容が現状と合わない）</li> </ul>

1	組織・人員体制	インタビュー	
2	予算		
3	司法統計		
4	人材育成	<p>裁判所職員（高等法学教育、法学士）45名          実務年数は最低でも2年以上          条件充たした者全員ではない          選抜（裁判所長が積極性や、人物を判断）</p> <p>裁判官補（研修後に裁判官になる）          研修受講者は高等法学教育・法学士が条件          最低でも高等法学教育を受けているので、基礎的知識は問題ではない          実務が研修の重点になっている</p> <p>研修を受ける前に、実務の専門知識があるか、人格が適当かを検討して受け入れる</p>	
	実務研修の内容	<p>【裁判官補研修】          供述の取り方          事件簿          法廷審議の行い方          事件証拠の分析          和解調停の行い方          判決起案文の書き方</p> <p>【所長研修】          基礎法学教育          理論的なもの</p> <p>【書記官研修】          事件管理          訴訟記録の作り方</p>	
	頻度	<p>2007・2008年度          裁判官補研修は2回（予算の制約上）          所長研修は1回（昨年度が初めて）          書記官補研修は過去に1回</p>	
	講師	<p>研修所常勤は2名          ボムスワン（名古屋大学留学中）、スクサバー副所長          他は客員教員          最高裁の各部の裁判官          他機関からの教員はいない          全員が最高裁の裁判官</p>	



	<p>場所</p>	<p>研修実施場所は最高裁4階の会議室 地方参加者は近隣のゲストハウス</p>
	<p>困難</p>	<p>1 番目の困難（第一優先） 建物が十分でない 研修用の建物がなく、宿舎がない</p> <p>2 番目の困難が教員 職員を採用しているがまだ若い 彼らは将来的に教官になることを想定 研修をオフザープラットフォームで養成 会議室に来ている人達 全員法学士を持っている 教官候補生を日本に送って能力向上をしてほしい</p> <p>教官候補生（ここに参加している人）は裁判官の経験ない 法律学校（法学部、法科大学）卒業し、新卒でこの研修所に採用 見習いで参加して勉強と、自習して勉強</p> <p>現在の状態は、教官の資格要件がない 新卒で研修所に入り4年の人、最高裁や市の裁判所の見学（裁判官としてではなく） 実務は見学で身につける 理論は勉強できるが 教官は能力が不足している</p>
	<p>新法</p>	<p>3 番目の困難 カリキュラムを何度も改正する必要がある 法律自体が何回も改正されるので、教える内容を変える必要がある</p> <p>教員が法律改正をウォッチすることが必要 改正について国会から情報を自分たちで得てきて教えることに反映 方法としては注意深くウォッチすることが重要</p>
<p>5</p>	<p>他機関連携</p>	<p>—</p>
<p>6</p>	<p>文献資料</p>	<p>—</p>

		インタビュー	
1	組織・人員体制		
2	予算		
3	統計		
4	人材育成	2008年3月24日設立	
		1回目 5月19日から8月5日 50人(会議室に入る人数ということで50名)	
		2回目 10月8日から12月10日 50人 50人の中に、検察官、農林省森林局12人含む 森林局には森林捜査官がいる、違法伐採の取り調べ彼らも参加 女性同盟から4名の職員 女性児童権利保護局の職員 女性児童が関与する犯罪に関する事件を担当する職員	
		研修所	
		研修実績	
		対象者	研修対象者の選抜は研修所では行っていない SPPの組織人事局に、研修できる人数を報告 組織人事局が各県、各郡に割り当てられる人数と資格要件を通知 選抜は各郡、県の人民検察院が行う  勤続年数が長い人から研修に参加する理由： 研修は昇進に影響するので、先に勤務している人から優先的に研修に参加。 業績や年数が若い人から研修に参加させると、地方の職員の中の人間関係が悪くなるため。 スパニット副所長は、県の人民検察院の次長検事だったが、2回目の研修に参加した後、検察官研修所の副所長になった。  別の理由としては、地方の検察官の中には、中等法律学校しかなかった時代に、そこを卒業した人や、全く法学教育受けずに2週間の研修だけで検察官になっている人もいるので、そういう人に法学教育を行う必要がある。  最近の職員は、高等法学教育・法学士なので、法的な素養がある。昔に採用した素養のない人に最新の知識を教えることも研修の目的のため。
		講師	常勤教官はスカラーとチャータブンのみ 他はSPP、ピエンチャヤン市検察院の局長・技官クラスを招いて教えた 彼らがカリキュラムを作成し、講義も担当した

<p>カリキュラムは、SPPの組織人事局と相談しながら作成した。研修の対象者・目的、対象者の経験とか、条件を検討して、勤務の状況に合うように内容を構成</p> <p>講義の内容は、ベトナムで学んだ法律知識、自分の実務経験（県の検察官の経験）から講義内容を策定（ラオで高校を卒業した後、ハノイ法科大学で法学士、卒業後ベトナムの警察官学校で3か月の研修を受けた。ラオスから、2年に一回、法学士や修士を持っていて人から選抜し、ベトナムの検察官研修所で3か月の研修を実施した）。</p> <p>その他、SPPの法律資料、JIOAが提供したマニユアル、マニユアル普及の際に作成した資料などを用いた。</p>	<p>カリキュラム作成経験なし 1995年、UNDPの支援で、研修方法についての研修を受けた 内容面ではなく、研修の行い方、の研修 それ以外に研修経験がない これまでの自分の経験 マニユアル普及研修に参加したが、マニユアル内容普及とは内容が異なる 基礎法学がない検察官に教える 地方の具体的問題点を把握できていない どのような内容にするか十分に考えることができなかった</p>	<p>地方の犯罪の情報把握できていない その改善のため、全国にインターネットを設置し、地方の犯罪情報を中央に集めたい</p> <p>地方の犯罪の状況 毎月1回、県から情報を得ている 犯罪統計 民事・刑事事件数 代表的な犯罪の件数</p>	<p>中央の法令改正を地方に伝える手段がない 人民検察院の予算の少なさ 検察院の予算、年間3万US\$ 建物の修復の費用も含まれる 法令改正を地方に伝えるために職員が出張する費用も含まれる 証拠を収集するために職員が出張する費用も含まれる</p> <p>2010年度は、20万ドルに増額された SPPと3つの高等検察院の予算も含まれている</p>
<p>カリキュラム・内容</p>	<p>教える内容・カリキュラム を作成する困難</p>		

		<p>郡レベルの検察官の困難          法律学校の数が少ない          卒業生も少ない          地方の検察官になる人も少ない          法学教育受けていない人が検察官          法律知識がない、起訴状が書けない</p>
		<p>破棄審の件数の多さ          検察院の能力に原因の要素もある          検察官の能力が十分ではなく、十分に証拠を収集し提示できない          能力自体の問題もある</p> <p>当事者の中には、県レベルの裁判所、控訴審、最高裁のあと、国会に不服申し立てをする者もいる          国会が不服申し立てに基づいて、再起訴をするように指示することもある</p>
5	他機関連携	-
6	文献資料	-
7	その他	<p>500冊を全国の検察官に配布          その他、司法省や裁判所などにも配布          在庫はない</p> <p>人事組織に関する組織図・職務表なども支援してもらった          他機関からの問い合わせもある</p> <p>パンナサック、サバナケットで普及セミナー（1週間の研修）          マニュアルの中のどの部分を改訂すべきかについては、まだ検討できていない</p>
		<p>検察官マニュアル</p> <p>支援対象</p>

	インタビュー		
0	インタビュー	<p>弁護士の実勢</p> <p>弁護士数104名(内、研修中の弁護士補が16名)全国の7県に支部があるが、ほとんどビエンチャンで業務を行っている。数が十分でない同法分野の職員(裁判官、司法省職員、警察官)が退職した後、弁護士になっていったが、現在は、国立大学・法科大学からの新卒採用がある。</p> <p>元司法分野職員と新卒の割合は半々ぐらい。</p> <p>法律知識は、元公務員の方が上</p> <p>元公務員は、健康状態があまりよくない</p>	
1	インタビュー	<p>組織・人員体制</p> <p>弁護士の承認待ち。2010年には制定してほしい</p>	
2	インタビュー	<p>予算</p> <p>まだ自立していない。政府も十分ではない。UNDPから支援を受けている(アジア財団、EC、Ausid、イタリアからも専属職員に給料払えない。</p>	
3	インタビュー	<p>統計</p>	
4	インタビュー	<p>人材育成</p> <p>若手は知識や経験が足りない</p> <p>ベトナムが知識や経験を教えることをしている</p> <p>臨時のカリキュラム(1年)</p> <p>6週間の理論+残りは地方の実務研修</p> <p>正式な弁護士の能力向上の研修のカリキュラムを開発したいができていない</p> <p>基礎理論面では国立大、(法科大?)の教育を十分と理解</p> <p>ルアンパバーン校で弁護士の役割の概略を教えているのみ。</p> <p>実務の技術面も含めた内容でない、大学には任せられない(内容については弁護士会が同意したうえでないと任せられない)。</p>	
	インタビュー	<p>継続教育</p> <p>UNDPの支援で年1回実施(制度にはなっていない)。</p>	
	インタビュー	<p>弁護士研修所</p> <p>UNDPと協議中</p>	
5	インタビュー	<p>他機関連携</p> <p>弁護士会からも会長、副会長が参加。時間が短く会長からしか意見が言えないが、言いたいことは言っている。</p>	
6	インタビュー	<p>文献資料</p> <p>全くなし。整備のアイデア思い浮かばない。唯一思い浮かぶのは外国文献を入手するのみ。</p>	
7	インタビュー	<p>その他</p> <p>裁判所、検察はまだ弁護士の役割を十分認めていない。</p> <p>弁護士は、被告人の立場を守るのが仕事だが、起訴状(訴追状)さえ入手できない。</p> <p>法廷の中で意見書を提出しても法廷の中で読み上げられない。</p> <p>新たな証拠を提示しても、予め、裁判官が、当初考えていた判決を読み上げるだけである。</p> <p>裁判官、検察官がそもそも法律に従っていない。</p> <p>勾留中の被告人に対して面会求めでも認められない例が多い。裁判官自身が法律を守っていない。</p>	
	インタビュー	<p>判決の公開</p> <p>判決を新聞に載せるべきと考えている。判決自体を新聞に載せるようになれば、裁判官の質も高まるし、一般の人々も理解深まる。裁判を公正にするためには、判決を載せることが非常に重要と考えている。</p>	

1	組織・人員体制	—	インタビュー	
2	予算	—		
3	統計	—		
4	人材育成			
		生徒数	1 年生 : 680 (内女性148) 2 年生 : 761 (同199) 3 年生 : 582 (同142) 高卒 7 割から 8 割 (高卒地方推薦 (高卒の 7 割) ・高卒試験入学 (高卒の 3 割) ) 実務家 2 ~ 3 割	
		学士号	学士号 (学生が入学した。2008年にカリキュラム承認。2006年に司法省の指示で学生を受け入れていた) 5 年間 カリキュラムの検討は司法業務研修所 刑法学科 民事学科 ただし 3 年次まで共通 計画では、ビジネス法学科 2010・2011年度開設予定 夜間の部はなし	
	学生	高等法学教育	高等法学教育 (学生は入学していない) 3 年。現時点では開始計画未定 カリキュラムの検討は司法業務研修所	
		中等法学教育	中等 (学生は入学していない) 2 年。ファシリティの問題から再開できてないが、2009・2010年度から中等を開始予定 村の司法関係職員に法学教育。 過去には、中等法学教育は、2004・2005年度の 1 期生のみ。 卒業したのでコースがなくなった。 カリキュラムの検討は司法業務研修所	
		入学者	3 つの種類 ① 高卒地方推薦 (高卒の 7 割) ② 高卒試験入学 (高卒の 3 割) ③ 実務家学生 ①の意欲が低い ③ 職員 省庁推薦と、自費入学者がいる。 裁判所・検察院以外で昇進のために来ている人が意欲が高い	

<p>地方推薦学生は、教育省の方針に従う 地方に帰って、どの部署につくか、地方が考えている 裁判所、検察院、公安、会社 ②は卒業後、自分で就職先を探す</p>	<p>卒業後の進路</p>	
<p>常勤職員数：22名 4名事務職員（中等法学教育を受けている） 18名常勤教員 教育レベル 修士号1名（内女性3名） 高等法学教育5名（同1名） 非常勤：約12名 司法省各局 司法省付属の司法業務研修所 国家政治行政学院 国会 技術科学大学（数学の先生） 国立大学法政治学部 水資源環境庁 治安省（交通法規） 国土地理院 裁判所・検察院も予定しているが、4年～5年生になってからなので、まだ呼んでいない 一人の教員が担当する科目は2科目程度</p>	<p>教員の内訳</p>	<p>教員</p>
<p>客員が実務、常勤が理論という住み分けではない 常勤が途中で理論を教え、途中に客員が実務例を挙げて説明する場面がある</p>	<p>専属・客員教員の役割分担</p>	
<p>新しい規則では教授会が定められているが、設置はまだ 教官が集まって指導方針の検討などはしていた 学習意欲に関し教官等で対策を検討はしていない</p>	<p>教授会(常勤、客員の意見交換)</p>	
<p>教員研修はない 学位取得をさせたことはある 裁判所・検察院・公安に一週間見に行く これでは不十分</p>	<p>教員研修</p>	

<p>教員が新しい知識をどのように仕入れるか          これまで、関係機関から          ①新法の文書の提供があった          ②セミナーに呼ばれるとか          インターネットを使用してということはない</p> <p>外国法          司法省付属の研究所に依頼して、資料をもらう</p> <p>これまでは、教員が論文を書くことはなかった          司法省の法律雑誌があるが、それにも書いていない</p> <p>学術論文書いた経験はない          法律問題について新聞への投稿などはある          教員も、法律の普及にも貢献する要あり</p>	<p>教員の自己研鑽</p>	
<p>80%の先生は質が高い          20%の教員は質が低い</p> <p>20%の低い教員          実務経験の無いために、低い人と、不熱心なために低い人がいる          和の上の議論          明確に理論を説明できない          例を挙げて説明できない</p>	<p>先生の質(講義終了後の評価による)</p>	
<p>JICAの民法テキスト、商法テキスト          戸棚の中においてあるので、学生が気軽に原ることはできない          図書館におくものとして受け取ったので、学生には配っていない          先生の教材のコピーは学生に配っている</p>	<p>教員研修</p>	<p>教材</p>



<p>現在3校で統一した教材はないが、作成予定ラオス国立大学の教科書 客員教員が作成した教材あり</p> <p>3つの法科大学と司法省との協議を現在行っている 各担当者の執筆料は各大学で負担 執筆担当教員は、司法省、客員、常勤 司法省、客員の執筆料も各大学で負担 大学の配布用講義資料のコピー代は、教員負担。コピー屋に行くためのガソリン代のみ支給。</p> <p>目次を副大臣が検討 司法省で審査委員会が教科書内容を決定 各大学で、分担をして、ピエンチャン24科目、北部（工科大学）23科目、サバナケット23科目を分担 各大学が目次に合わせて書いた内容を審査委員会で見て決定 裁判所に関わる部分は裁判所、検察院に関わる部分は検察院 理論、思想、哲学面については、国家政治行政学院に執筆依頼予定</p> <p>テキスト 司法省傘下の法科大学 国立大学とは違いますが 国立大学作成の教科書も、司法省職員や裁判所職員が書いているので、教科書執筆に関する連携は可能</p>		<p>教育省の方針で学生の参加を奨励 講義を中心として学生への質問 設問をして、学生に答えを書かせて発表させる グループワーク</p>	<p>5年時の前期が終わって卒業試験がある 試験が終わってインターンシップ（後期） 卒論 最終試験、4つの科目、刑法、民法、刑事訴訟法、民事訴訟法 卒論の口頭試問</p> <p>学年終了時にも試験 成績が悪くても進級するが、再履修 先生の中から見て、50% 教育の中で、問題点は教員、学生両方にある。</p>	<p>現在の建物に移って2年 教室を優先 図書館はない 器材の問題 プロジェクター 図や写真を使って説明することができない</p>
<p>教授法</p>		<p>試験</p>	<p>学生意欲</p>	<p>施設・器材</p>

5	他の機関との役割分担及び連携		<p>国立大学の教員との交流 法科大学から組織として国立大学に講師を派遣依頼</p> <p>国立大学と法科大学の交流協定を締結予定 専門の学術交流 学生の活動の交流 ルアンパバーンでは既に一部実施</p>	
6	要望		<p>テキスト作成（特に資金面） 大学のキャリアプログラム改正 教授法 教材 教員の交流 法科大学の教員の日本での研修 日本の大学教員による模範講義 ファシリテーター 校舎や器材</p>	

1	組織・人員体制	—	インタビュー	—
2	予算	—	—	—
3	統計	—	—	—
4	人材育成	—	<p>学生数</p> <p>学部生は全体で4,001人、1年生は762人、2年生は741人          法学科、3年生は527人、4年生は540人、5年生は437人。          政治学科、3年生は209人、4年生は189人、5年生は688人。          国際関係学科、特別なカリキュラムで2年生からカリキュラムが分かれており、2年生が66人、3年生が71人、4年生も71人、5年生が37人。          ビジネス法学科も2年生から分かれており、2年生は89人、3年生は74人で、2010年現在は3年生まで。</p>	
			<p>地方からの推薦：          国が奨学金を支給するということ。教育省が地方ごととの奨学金の額を配分・決定し、県に通知。県が優秀な学生を          選抜・推薦。          一般入試：          ラオス国立大学の統一試験を受験して合格した学生。これらの学生は、奨学金を得ることはできないが、授業料を          払わなくてよい。          学部ごととの入試（競争率は4～5倍）          これらの学生からは授業料を徴収。ただし、この授業料は私立大学の授業料に比べれば割安。国立大の授業料は1          年に80万キープだが、コム・センター等私立大学になると1年に300万キープ。          地方推薦の学生が344人、統一試験の学生が576人、そして学部の試験を受けた学生が2,722人。          高等法學教育を他の大学で受けた後、学生号を取得するために編入してきた学生が26人。          法律を学ぶことが重要だということが社会で徐々に認められてきており、特に親が行政官の場合、親たちが子ども          たちに法律を学ばせたいと考え、受験させるという例も多い。</p>	
			<p>卒業後司法関係機関、つまり裁判所や検察庁、司法省で働きたいという意見が多い他、弁護士になりたいという意          見もある。法学科の学生は卒業後民間企業や国の企業で働きたいという意見が多い          ビジネス法学科の場合には、民間企業等別の就職先を探す</p>	
	卒業生の進路			
	カリキュラム		<p>カリキュラムを作成する際には、ラオスの法制度・法學教育に必要な科目を選ぶこと、近隣諸国の教育内容を参考          にすること、さらに海外のカリキュラムの構成を参考にすることを考えて作成</p>	
	教員		<p>普通コース          推薦や大学統一試験を受けた学生がいて、午前中に勉強。数は全体の3分の1ほど          特別コース          学部の試験を受けた学生が、午後から夜に学んでいる。数は全体の3分の2ほど</p>	
			常勤教員94名、客員教員20名	

<p>2003年以降、ラオスでは多くの法改正が行われている。新しく制定された法律や改正法については、条文を紹介する文書や、条文をどう解釈するか説明する文書が作成されることは、非常に少ない。</p> <p>立法担当者と呼んで国立大でセミナー 立法担当官庁主催セミナーに教師を派遣 自主的な研究</p> <p>当学部の場合は、首都にあるため、中央官庁との連絡が便利。しかし、ルアンパバーンや南部では、中央官庁との連携は困難。 他に、国会が法案を審議する時に、先生や学生が見学し、会議での討議を傍聴して知識を得ることもある。</p> <p>国際条約については、外務省や投資計画省の担当部局と連絡して資料を入手したり、担当部局の職員を招聘してセミナーを開催（年に5～6回のこと）。</p> <p>担当官庁主催セミナー</p> <p>人身売買、国境を越えた国際的な犯罪、知財法などについて、外務省・計画投資省・商業省から情報を得て講義。</p> <p>学術論文はほとんど執筆できていない。学術論文をまとめて、印刷、出版する資金がない。教員の能力や、知識のレベルが十分ではない。</p> <p>立法担当者は忙しいため、土曜日や日曜日などその人が休みのときに時間をもらっている。多くて半日、短い時は3時間ほどしか時間の確保ができず、詳細に説明をしていただくのは難しい。そこで、セミナーに出た先生同士でお互いに意見交換をし、講師が説明した内容について理解を深めるための検討をしている。</p> <p>国内の法律情報については、委員会が法律の改正や新法の制定に関する文書を毎回送ってくる他、司法省・外務省など各省庁主管の法律が改正される際も、毎回、教員が説明のための研修に参加する機会が与えられている。</p> <p>司法省や起草主管官庁が草案を一部送ってきて、教員が意見を加えて送り返すこともある。地方行政法など。ほとんどコメントは取り入れられない。 しかし、2000年以降は、大学の役割は徐々に向上してきた。 たとえば、今日、司法省において戸籍法改正の起草委員会が開かれているが、法学科の先生が委員として参加している。 司法改革のマスタープランにも意見を出した。 JICAの支援による民法・商法・会社法の教科書作成にも関与したことがあり、2003年の憲法改正では、国会で意見を述べた。 法律の制定・改正に意見を言う機会が増えており、大学の地位は向上していると言える。</p>	<p>新法の研究等</p>
--	---------------

<p>教員による新法の研究会は、頻繁には行えない。学部内の研究会のほか、近隣の大学の教員との研究会もあるが、資金的に困難。国立チャンパサック大学法学部やルアンパバーン法科大学、サヴァンナケート法科大学と学術交流協定を結びましたが、実際に集まることは難しい。1年に1～2回程度。</p>	<p>障害となる事由としては、1つは資金面、もう1つは教員の能力や知識のレベルが不足していることがある。現在の教員は、学士号を取得した後すぐに教員として採用されている。このような教員を外国の修士課程・博士課程に送って、能力を高めたい。日本で学位を取得することに對する支援を行ってもらえないかを検討していただきたい。</p> <p>全体的に、当学部は、法律に関する研究機関として、政府に対して意見を提案できるという重要な地位にある。我々の内部の教官の知識や能力が十分にないために研究機関として十分な役割を果たすことができない。</p>	<p>教室が足りず1つの教室でたくさんの学生が学んでいる状況で、1人1人の学生に目が届かないという大学側の要因も否定できない。資料や教材も不足しており、そのために学生たちの意欲を削いでしまうということがある。</p> <p>学生 の 意 欲</p> <p>現在、4,000人の学生がいるものの、教員は143人しかいない。そのため、多くの学生を受け入れることが困難。また、1人の教員の教える授業時間数が多いために、研究に割く時間がとれない。当学部でも学術研究を奨励したいと考えており、そのための試みとして、学術研究部を設けて、大学の学術研究を進めたいと考えているが、その職員は3～4人のみで、まだ十分な人員がいらない。しかし、研究を委託した先生については、できるだけ授業時間を減らす試みを行っている。</p>	<p>5 他 機 関 連 携</p> <p>チャンパサック国立大学法学部との学術交流</p> <p>法科大学との学術交流 教育内容の違いは交流の障害にはならない 大学の位置づけは異なっている。当学部は、法学士を養成するために理論と実務の両方を教えているが、どちらかといえば一般的な法学、理論に重点を置いている。一方、法科大学では、中等法学教育・高等法学教育のカリキュラムから構成されており、卒業後に実務家になることを目標としている。このように、2つの教育機関の役割は異なる。しかし、このことは、研究交流の障害ではない。お互いに交流できることはすばらしいことだと考える。</p>	<p>6 文 献 資 料</p> <p>外国との学術交流も有意義</p> <p>法律の文章や、法律に関する本が不足している。外国法に関しても、ラオスの国内法に関してもラオスでは情報を十分に取得することができない。外国法を理解するためには、法律の説明をするための文献や教科書などが必要。国内法の教科書については私どもとしても執筆したいが、執筆資金が不足している。国内の教科書の執筆を支援していただきたい。</p> <p>ベトナムや日本など外国で学んできた学生や留学した先生たちに聞くことで情報を得ているに過ぎない。以前、各先生が必要だと思う本をリストにして、まとめたことがあるが、そのリストに掲載された本のうち、実際に学部で購入して納入できた本は5%程度</p>
--	--	---	--	--

7	その他	ラオスの法学教育	<p>NUOL                  チャンパサック国立大学（開校して2年）                  法科大学                  私立セサンバーン法学高等教育                  コムセンター（ビジネス法だが、法律専門ではない）</p>
		要望	<p>博士課程のための学位取得の奨学金。年齢の上限延長等。</p> <p>教員の学位の取得を支援してほしい。                  他の学科に比べて、当学部は、修士号・博士号を取得した教員の数が少ない。                  修士課程の設置を検討しているが、修士課程で教えることは、学士号の教員では不可能であり、修士号取得教員の                  みならず博士号取得の教員が不可欠。                  ラオスの司法関係機関の職員で働く職員のほとんどは、当学部の卒業生。職員の一部は外国から奨学金を得て、外                  国で修士号を取得しているが、外国の奨学金には年齢制限があるため、全ての司法関係職員に適用することはでき                  ない。外国ではなく国内で修士号を得る課程を充実することが重要。                  学生の数は増加しているが、教室が足りない。そのため、教室の整備に対する支援が必要。図書室を拡張する必要                  あり。</p>

1	組織・人員体制	インタビュー	
2	予算		
3	統計		
4	人材育成	インタビュー	
	学生	<p>学生番号コース</p> <p>1年生から5年生まで合わせて2,600人</p> <p>高卒 7割：実務家 3割</p> <p>中等法學教育</p> <p>1年生のみ 233人</p> <p>高卒 3割：実務家 7割</p>	生徒数
	学生	実務家の出身母体では、県の司法局、人民裁判所、検察庁、郡レベルの職員が入学。	学生番号
	学生	高等法學教育（学生は入学していない）3年。成績の問題等で学生番号コースに進めない生徒がいるときに時期に応じて開講してきた。	高等法學教育
	学生	中等（1年生が入学したところ）2年。実務家の出身母体としては、行政官、他司法関係機関、郡レベルの人民検察院、郡レベルの人民裁判所、郡レベルの司法事務所、村レベルの調停員、地方の軍人、警察官。	中等法學教育
	学生	北部8つの県サイヤムピ県、ウドムサイ県、ボークーオ県、ルアンナムタム県、ホンサリー県、ホウアバン県、シェンコーン県、ルアンパバーン県、その他、外部からの学生として最高人民裁判所、ピエンチャン県、チャンパサック県、その他に軍の裁判所からも学生を受け入れている。	管轄地域
	学生	学生番号：125人卒業。ほとんどが既に職員として各機関で働いていた人物ばかりであったため、卒業後は出身母体である北部各県の人民裁判所や人民検察院に戻って職務を行っている。試験を通して入ってきた在学生の一部は公務員として働きたい者、または民間で働きたいと思っている学生もいる。公務員希望は出身県の人民裁判所、検察庁で働きたいという希望を持っている。	卒業後の進路
	学生	中等高等教育：新卒者も県、軍レベルの裁判所や司法事務所から奨学金を得て入学してくるため、卒業後は、奨学金を提供した機関に就職しなければならない	卒業後の進路
	学生	学内に学生寮がないが、民間企業が宿泊所を建設し、大学と契約して、提供してもらっている。ここでは、学生から宿泊料をとっている。宿泊施設での規則について大学が管理し、値段についても学生にとっても高すぎないように交渉している。	宿泊施設
	教員	<p>常勤教員：25名</p> <p>修士号を有するのは、学長のみ。</p> <p>一人の教員が担当する科目は2科目程度。常勤教員の間にレベル分けはない。</p> <p>非常勤：約26名</p> <p>司法省から派遣された職員が一番多い。次が県の司法局。県の人民裁判所、県の人民検察院、国会、県の国会事務所、高等人民裁判所、高等人民検察院、県の官房から教えにくる人もいる。県レベルの政治行政学院からも教えに来ている。</p> <p>客員教員の授業には、常勤教員をベアで配置し、客員教員が本業のために授業に出られない際には、常勤教員が代わりに教えている。</p>	講師の情報

			<p>専属・客員教員の役割分担</p>	<p>客員：法律でも基本的な法律を担当。刑法、民法、民事訴訟法は外部の教員が担当し、理論から実践まで、裁判所における文書の書き方も担当。          常勤：それ以外の法律科目と、基礎知識といった導入教育を担当。客員教員の方が重要な法律を担当している状態である。大学の常勤教員はまだ若くて卒業したばかり(で知識も経験も浅い)。そのため、外部から呼んで重要な科目を教えている。基本的な法学についても教えられられる知識はあるが、若いということでは生徒に十分信頼を得られていない。</p>
			<p>教授会(常勤、客員の意見交換)</p>	<p>年に2回に教師の合同会議が行われ、どのような点が難しいか、学生の態度はどうか、学生から問題提起が行われていないか、どういった解決が行われているか、といったことについて客員・常勤で協議をしている。</p>
			<p>教員の自己研鑽</p>	<p>研究はほとんど行っていない。どのように理解し、教えるべきかは研究するが、実際の判決文について研究することはほとんどない。教育の中で客員教員が教室の中で説明するのみ。学内全体でも実際に行われていない。特に判決文を検討することはほとんどない。</p>
			<p>教員研修</p>	<p>司法業務件数所の研修は受けたことがない。          これまでの教員の教授法の研修などは、教育省が実施した(予算は法科大学で工面)。          その他の研修、女性と子供の権利の研修を司法省と協力して行ったときに教員が参加。          その他、JICAの支援で民法教科書の内容、使い方について、研修がルアンパバーン、ビエンチャン、サバナケット各法科大学で実施された。</p>
	<p>テキストの整備状況</p>			<p>客員教員が、自ら教材を作成。判決文、起訴状を持ってきて見せてくれることはある。          大学の配布用講義資料のコピー代は、教員負担。</p>
	<p>教授方法</p>			<p>模擬裁判実施</p>
	<p>試験</p>			<p>学生には2つのタイプがある。教育省推薦の新卒とその他に試験を受けて、法科大学で試験委員会を設け、県の人民裁判所、検察庁、司法局から試験委員会に参加・実施している。全体で全場は3箇所。新卒の学生の推薦については教育省が担当する。教育省から奨学金を中央の各県に何人の推薦を認めるかという配分を決定。各県の司法部、教育局が誰を入学させるか選抜を行い、入学者を決定するという形で選抜する。司法省からの奨学金は職員対象。推薦者について試験は実施していない。</p>
<p>7</p>	<p>その他</p>	<p>要望</p>		<p>大学の法律分野の人材育成の支援について検討して欲しい。校舎が十分でない。図書室がない(一応あるが、読書室である)。          教育教材、プリンタ。プロジェクトも不足している。          何よりも教員の教育知識の向上と学士取得が重要な課題になっており、支援をいただきたい。</p>



1	組織・人員体制	<p>インタビュー 2000年よりMOJ決定により裁判所、検察院と分離。 人数：県レベル23名、郡レベル22名 部局：県レベル→①計画財務事務部②判決執行課③司法行政課④公証人課⑤弁護士事務所⑥組織人事課⑦法律宣伝普及課⑧経済紛争解決課 郡レベル→各11の群に司法事務局が設けられている。村レベル→紛争調停委員会が属している。全部で820の調停委員会がある。 11の郡と820の村があり、全ての群と村に司法事務所と紛争調停委員会が設置。 本来、県で50名、郡で55名必要だが十分ではない。</p>
2	予算	<p>予算は県に属する。</p>
3	司法統計	-
4	人材育成	-
5	他機関連携	<p>業務執行で関係協力をを行っているのは県の検察院と裁判所、警察、軍であり、5番目は国会選挙区事務所、6番目が関税局、7番目が農林局、特に森林である。 ルアンパバーンでは関係機関の連携がとても良いので、中央からの評価も高い。 県の検察院、裁判所、司法局など、関係する機関での連携：各機関が毎月業務の総括をする会議を行い、7つの関係機関を呼んで意見交換を行う。各機関が実施する会議に、7つの機関がそれぞれ参加している。 法秩序調整委員会：国会事務所が中心となって定期的に開く。重大事件が発生したときに関係機関が集まって協議を開くもの。主催は国会事務局。法秩序調整委員会は国会が中心となって開催する。訴訟実務は県の検察院が統括する。法令管理や普及・宣伝についてはこの司法局が担当し、3つの機関がそれぞれ担当する3つの分野を統括する。</p>
6	業務	<p>司法局の中で最も困難を抱えている業務は判決執行業務。裁判所が下した確定判決の全ての執行を担当するため。現在、司法局の中で執行できなくて遅延しているか事件が450ほどある。 判決執行課の職員：課の中でも最も多く、8名。 実務を担当する執行官は6名。全員が学士号を取得。 残り2名が事務職員で1人が財務もう1人が事務を担当。 判決執行課の職員は主に民事担当。 刑事は司法局内の6名以外に司法警察がいて、刑事の判決執行を担当している。県司法局内に駐在し、人数は3名。 司法警察は近くに事務所があり、協力している。一緒に勤務しているが、命令系統と給料は内務省に属する。所属機関が違うが、協力している。 民事判決の執行が困難なのは判決の文書がわかりにくいからではない。執行官の数が非常に少ないため。 2つ目は実際に敗訴したそ両当事者が負いかねがないこと。麻薬犯罪を犯しても罰金刑を取り立てようにも実際には犯罪当事者がお金を持っていないこと。 現在の制度では執行不能で終わらせられない（ようやく、2010年の1月始めに各県でどれだけ執行できなくなっているか、明確な数字を司法省に通知せよという通達があったので、報告したばかりである。2010年現在、司法省の検討と回答を待っているところである）。</p>

7	法科大の評価	<p>非常に成果は上がっている。教育内容は良いものがあると考えている。2004年から教育をし、中等法學教育を3回実施。局長も中等教育を受けた。内容は非常に効果があると思う。重要な点は客員教員が多くの科目を担当していること。客員教員には県の検事、人民裁判所の職員、司法局局長も講義を行っている。司法局局長の担当科目は国家組織と国会法を講義。ラオス国立大学の学部長が教育を学びたいと言ってきたが、ラオス法科大学より内容が良いとの評価を得た。法科大からの卒業生を、司法局5名で採用したが、国立大学卒業生と比べてもルアン司法大学の学生の方が仕事がよくできる。</p>
8	弁護士	<p>第4弁護士事務所で4名登録している。1名がサイニャブリー県、残り3名はルアンパバーン県で勤務している。4名のうち2名は公務員で退職者、その他は県検察庁、裁判所で勤務していたが、事情により、自発的に辞めて弁護士になった人。これからは年配の方ではなく、法学知識を持った若い人がなってもらいたい。法科大学から育成したい。</p>

		インタビュー	
1	組織・人員体制		司法事務所長(女性、中等教育)、郡司法事務所職員:3名のうち1名が女性。1名は法学士。
2	予算	-	-
3	統計	-	-
4	人材育成	研修	司法省が1年に1回郡レベル職員に対する研修を行う。司法業務研修所での研修は非常に限られている。県に司法局が開催し年2回程度。
その他	業務	執行	司法事務所の抱える業務の中で、判決執行の業務が最も困難。 1名が担当。年間80~90件(執行遅延のケースも含める。)年間新たに20~30件追加。 裁判所が判決を下した後、執行班に送付して担当するが、借金の返済についての判決執行、夫婦間の子供の養育費が問題。 差し押さえはほとんどなし。差し押さえる財産がないケースがほとんどのため。
		普及	郡の裁判官、検察官とチームで2~3ヶ月に1回村に行き、重要法令を配ったり(予算不足であまりできない)、読み聞かせたりする。 普及の対象とする法律:村ごとの発生している犯罪に合わせて行われている。土地使用をめぐる紛争や、土地に関する法律も宣伝・普及。窃盗が多いところではその刑法の部分について研修を行うなど、村ごとに内容を変えている。2008年に児童の権利保護に関する法律ができたので、これまでに11の村で児童の権利保護についての法律の普及宣伝を行った。
	法科大		3名中1名が法科大の中等教育で勉強中。

		インタビュー
1	組織・人員体制	2つの組が属している。専門官、事務班、全部で職員6名(女3名)、経済解決専門の法律家は3名。3名のうち、法学士が2名、法学高等教育を受けているのが1名。さらに調停員と裁定員26名のうち女性性が1名。全て司法大臣によって認定されている。調停員は多くの部局から選出。公務員、民間も裁定員として働いている。
2	予算	二種類の紛争解決があり、ひとつが調停、もう一つが裁定。どちらにするかは紛争当事者の合意によって決まり、解決が図られる。調停員は、職員と各部局・民間から来た調停・裁定員から構成する。事業家の紛争があれば、我々に依頼する。職員、登録者の中からその事件にあたる調停員・裁定員を、当事者間の合意によって選ぶ。
3	統計	件数についての説明。2007～2008年度受理した計総数は26件。主な解決方法は調停での解決が行われた。調停で合意に至ったものが20件。合意に至らずに裁判所に提訴した者が6件。仲裁は2008年度なし。紛争類型:投資等に関する紛争が多い。 26件のうち、実際に調停したのは内部職員が全て調停員として行った。 外部調停員による調停は全く行っていない。
4	人材育成	調停・裁定員の技術・知識が十分でない。これまで、研修を実施していない。
5	仲裁の効力	当事者間での合意が行われてから15日以内に当事者は履行しなければならぬ。期限を超えた場合に合意が実行されない、あるいは一部しか実行されない場合は、されない方の当事者が履行を求める訴えを裁判所に訴え、合意文書を持って行き、その合意内容が適格であると裁判所が判断した場合は、これを執行すべきとの決定書を交付し、初めて判決と同様の効力を持つ(執行については確認していない)。

		インタビュー
1	組織・人員体制	職員数57 県：28名（女性7） 11郡全てに裁判所（女性6名） 県：裁判官数 裁判に関わっている裁判官 6名
2	予算	-
3	司法統計	訴訟数：352 刑113件 民116件 家事12件 商事10件 少年 1件 判決済218件 審議中114件 刑事：窃盗32件 交通22件 詐欺15件 麻薬12件 家事11件 殺人5件 民事：損害賠償51件 土地使用権25件 動物の所有14件 その他は遺産 家事：夫婦間104件 婚姻前の性的関係5件 不適切な婚姻関係 1件 商事：売買11件 委託契約 1件 少年：被害の損害賠償（けんかによる障害についての治療費）
4	人材育成	県：民事JICAのマニュアル、刑事SPCの研修を得た知識を元に行っている。 郡：SPCの研修は各県から1～2名のため、十分に行われていない。
5	他機関連携	非常に良い連携関係がある。
6	文献資料	判決書マニュアルは受け取って実務で使用している。各郡裁判所にも送付している。郡のレベルには法令集と判決書マニュアルのみしか文献がない。郡裁判官は法令を読んで自習するしかない。
7	その他	民事：訴訟額が200万キープ以下、離婚共同財産、借金、養育費等の係争のない裁判に限る。 刑事：侮辱、不法侵入 郡レベル以下では和解・調停が多い。動物の所有をめぐる係争が多い。郡→県の控訴は2009年は2件  裁判官の数が3人に足りない場合は、近隣の郡からの裁判長を呼んで、裁判を行う。 県の裁判官補が指導を行う（裁判には出ない）。誤りはほとんどないが、当事者に不服があれば、控訴はある。  民事：県レベル50件第一審のうち90%が高等裁に控訴、そのうち90%以上控訴棄却 まれに原審が破棄される理由は、証拠不十分、損害額認定などであり、法律上の問題ではない。 希少な例として、県裁判所が、実態を重視し貸借借契約を売買契約と認定した事案につき、控訴審で、書面を重視し、貸借と認定した事案がある。 破棄審差戻しの数は年に1～2件（刑事、家事はほとんど控訴されない。民事、商事は個人の利益に非常に関わるとため、当事者が満足するまで控訴することが多い）。
	県裁判所→高等裁判所への の上訴	法律家が揃っており、法に基づき裁判ができています。 定期的に協議を行っている。 裁判所職員が経験を積んでいる。 県内のすべての県に裁判所が設けられている。
	ルアンパバーンの状況	

	問題	<p>郡レベルの裁判官の不足。7名いるべきところ、1～3名しかいない 車・機材の不足（コンピューター・タイプライター・事務所がない） 法律に関する本の不足（裁判所に1冊しか法律書がなく、共有して使っている状態） 裁判所職員・書記官に対する研修を実施するための資金がない。 郡レベルの裁判官の不足</p>
	提案・要望（所長）	<p>県・郡レベルの職員研修に対する資金補助（最高裁から派遣してもらって、研修行いたい） 郡の書記官の研修 郡レベルの裁判所にPC、プリンターを提供してほしい 郡レベルの裁判所建設の建築資金を援助してほしい 県レベルの裁判所のPC、書庫の整備への支援</p>
	提案・要望（官房・人事組織担当）	<p>職員の専門技術が問題、研修を行ってほしい。SPCによる研修は一回に県あたり1～2名しか参加できない。 PCの支援：4台が韓国の支援で昨年入ったが2台が壊れた。判決文を書くのも手書き。PCを支援してくれるなら党の常務委員会も招き、贈呈式も実施したい</p>
法科大学		<p>副所長と商事部の裁判官が教えている。 副所長：民訴、遺産相続、文書作成 商事部裁判官：人民裁判所法 将来的には、常勤教員が担当させるように少しずつ移行。4～5年で移行できるのではないか。 裁判所に125名の学生が来て実習中。郡レベルの裁判所の業務や普及活動に従事。 実習中、全ての訴訟実務の全ての過程を見せる。判決文を書いたり、起訴状の作成といった研修も行う。</p>

1	組織・人員体制	インタビュー 県検察院の概要 ・県の行政の監督、控訴の権限を有する ・県職員：26名（女性9名）法学士5名（女性3名）、高等法学教育3名、中等教育1名 ・4つの課、官房 ・大衆組織や党組もある ・11件で郡レベル20名：法学士3名、高等3名、中等10名（女性1名）初級1（女性1名）3名は専門教育受けていない（女性2名） ・検事総長1（全体、政治・思想統括）、検事総長2（刑事・民事）、 専門分野と官房、組織人民委員会に所属10名、刑事課4（女性2名）、民事課2（女性1名）、一般監督課3（女性1名）、刑務所管理課2、 官房長（省内の文書、事務を担当、13の職責、内部の人事・賞与を担当）
2	予算	給料1億7,800万キープ、公務員への補助3,000万キープ、事務費1億9,000万キープ、研修費4,200万キープ
3	統計	
4	業務	検察官マニュアル：10人が1冊ずつマニュアルもらってきたのみ。 訴訟実務、職員の能力向上は不可欠、人々の能力高まっている中で、実務に対する能力向上不可欠。 マニュアルについては、簡単にできていて、実情に比べると詳細ではない（できれば、より技術的なマニュアルを作成いただきたい）。 マニュアルは県の中で十分行き渡っていない。行き届くように印刷量を多くしてほしい。検察院だけでなく、他の部局にも提供できるように多く印刷してほしい。
5	他機関連携	検察庁から4名を講師として派遣している。 科目：刑法（総則・各論）、刑事訴訟法、人民検察院法、公務員倫理、捜査技術、文書作成
その他	裁判の遅延	4名採用、まず秘書官として採用し、能力を見て、SPP総長に申請し、捜査官として認定する。国立大卒業生との差別、差異は設けず、能力・知識を見て認定。 訴訟過程の問題：事実認定について、裁判所が法廷開く前に事件の概要、事件簿を事前に送ることになっているが、事件簿が送付されない。事実と異なった裁判が行われる。 訴訟法に定められたとおりに進めなくてはならないため、できる限り進めている。 少数民族からの申し立てでも取り上げている。社会秩序を保っている。 その他の法律関係者とも連携を行い、定期的に報告を行っている。行政機関に対しても報告を行っている。
	問題点	審理が何年にも長引く。証拠が失われている場合、変更されている場合もある。 証拠集めが十分でない。 適しただけの職員が配属されていない。いくつかの郡では職員1～2名 能力も十分ではない。郡で研修受けた人物2名のみ、 機材不足、PC、カメラ、物置、映写機 マニュアルも不足

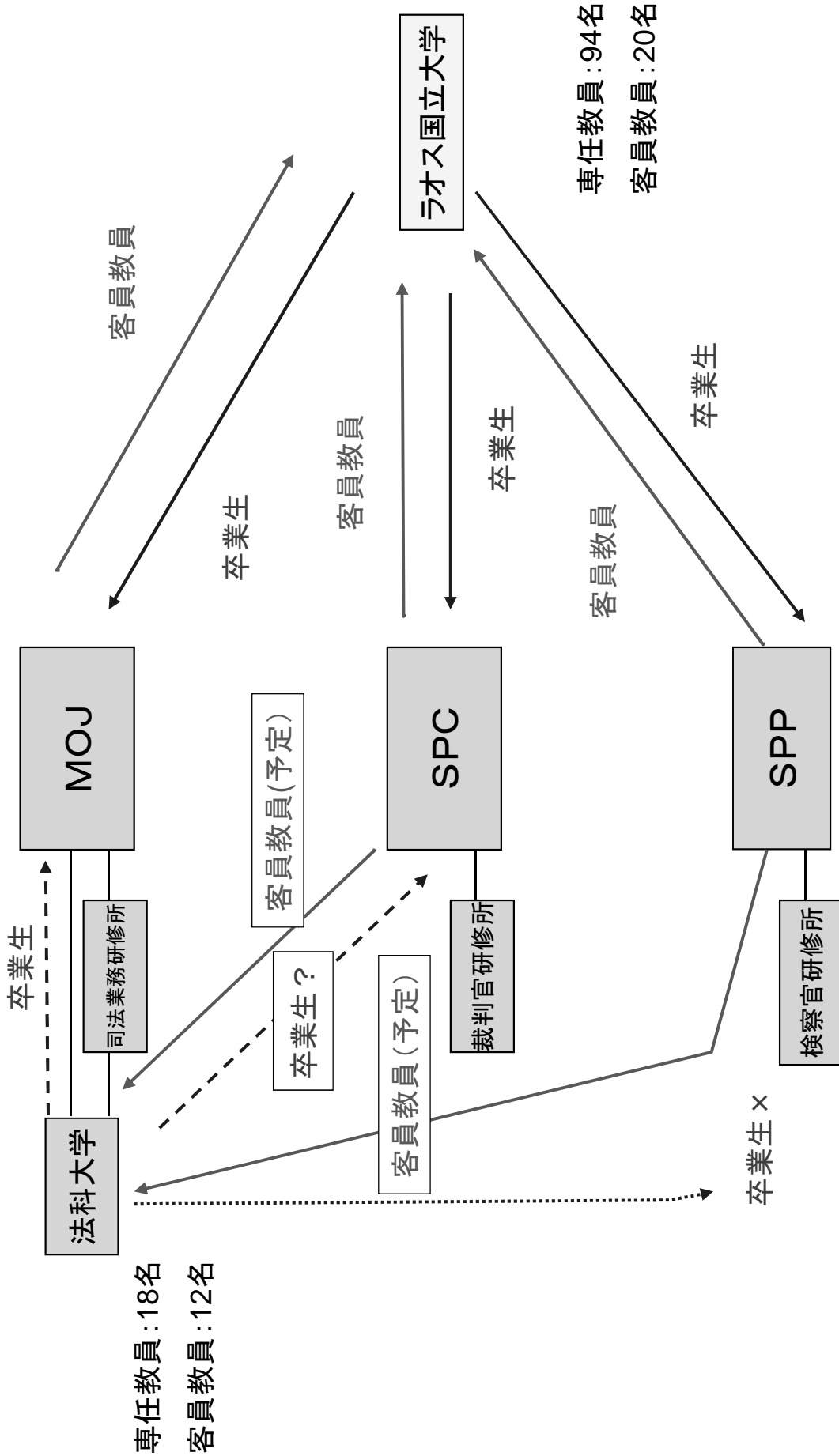
ル検察庁

	提案		<p>能力向上のための支援、短期・長期研修を行ってほしい。継続的に実施してほしい。国内でもタイでもどちらでもよい。        各 部 局 に 機 材 ( P C , コ ー ピ ー 機 ) を 提 供 し て ほ し い 。        郡 し れ べ ル の 人 民 検 察 院 に 対 し バ イ ク を 支 援 し て ほ し い        郡 し れ べ ル の 人 民 検 察 院 に 対 し 事 務 所 建 設 を 支 援 し て ほ し い 。        日 本 に お け る 研 修</p>
--	----	--	---

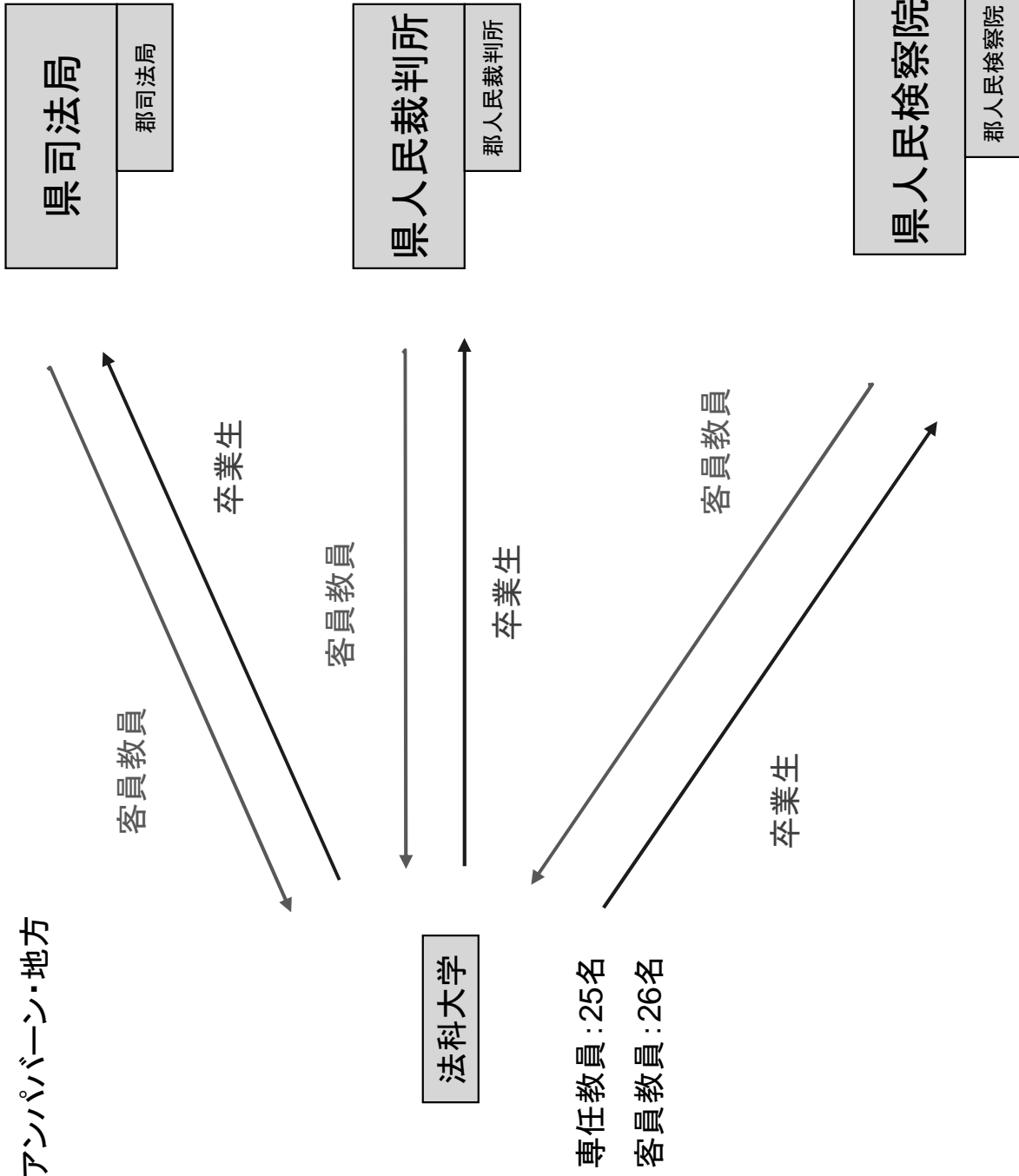


ビエンチャン・中央

客員教員



ルアンパバーン・地方



## 第3章 協力準備調査の派遣

### 3-1 調査概要

司法省から「司法学校人材育成強化プロジェクト」の要請があったことを踏まえ、2009年2月に「基礎情報収集・確認調査」を行い、ラオスにおける法・司法分野の人材育成の現状と課題、今後の支援の方向性について調査分析・検討を行った。本調査においては、この結果概要を、関係4機関に説明するとともに、今後の協力の方向性として新規法整備支援プロジェクトの枠組みやラオス側実施体制について協議を行い、基本合意事項、検討を要する事項、今後のスケジュール等について整理した内容をM/Mに取りまとめ、関係4機関と調査団の間で署名を行った（添付資料3-1参照）。また、ラオス国立大学に対する支援を行なっているSIDA、SIDA撤退後ラオス国立大学での協力を開始するUNICRI、法整備支援分野で協力を行っているUNDPとの間で、情報共有すべく意見交換を行なった。

### 3-2 調査団員

- |               |      |                             |
|---------------|------|-----------------------------|
| (1) 総括        | 桑島京子 | JICA 公共政策部審議役兼ガバナンスグループ長/次長 |
| (2) 法司法制度/副総括 | 佐藤直史 | JICA 国際協力専門員、弁護士            |
| (3) 法整備支援     | 森永太郎 | 法務省法務総合研究所教官                |
| (4) 法曹養成      | 瀬戸裕之 | 愛知淑徳大学非常勤講師                 |
| (5) 調査計画      | 清水麻緒 | JICA 公共政策部法・司法課 Jr. 専門員     |

※オブザーバー参加

法務省法務総合研究所国際協力部 渡部洋子 教官（法務省予算）

### 3-3 調査日程

2009年5月24日（日）～6月4日（木）（森永、瀬戸、渡部、清水）

2009年5月24日（日）～5月30日（土）（桑島）

2009年5月27日（日）～6月4日（木）（佐藤）

日程の詳細は添付資料3-2のとおり。

### 3-4 調査結果

- (1) 「ラオス法整備支援に関する基礎情報収集・確認調査」の結果概要についての協議

基礎情報収集・確認調査報告の結果を踏まえ、関係4機関に対し、ラオスの法務・司法分野の人材育成における問題点は、教員や教材等が物理的に不足していることだけにとどまらず、むしろ、基礎的な法律学が未発達であることに根源的問題があると考えられることを説明した。

例えば、大学等における法律科目の講義は、条文の説明が行われるだけのことが多く、法理論の説明や実務上の問題と関連付けた説明が行われていない。この結果、学生（卒業生）の理解は法理論の裏付けがなく、かつ実務上の問題と結び付けられることのない、表面的な条文の理解にとどまっている。一方、実務家は、自らの実務を法理論と結び付けて考えるた

めの情報も機会にも恵まれておらず、教育・研修機関で行う実務教育も、実務家が自らの経験に基づく独自の理解を説明することが中心となっており、ここでも実務上の問題と法理論とが結び付けられて説明されることはない。このような結果、ラオスの法律実務においては、法理論の裏付けがない（時として条文からも乖離した）場当たり的な実務が行われている。

このような現状を踏まえると、ラオスの法務・司法分野の改善に取り組むに当たっては、現在の教育・研修制度を前提として教員や教材の速成的な充実を図ることよりも、ラオス法の法理論を発展させることにより、根本的な解決を目指すことが重要であると考えられる。

そして、そのための努力は、法務・司法関係機関及び法学教育・研修機関が協力して行うことが求められる。ラオスにおいては、法理論を発展させるための情報、ノウハウ及びリソースが十分ではなく、実定法の分析や実務上の問題の洗い出しを行うには、関係4機関がそれぞれの知見・経験を持ち寄ることが不可欠である。また、このような作業を共同で行うことにより、法理論の発展と実務上の問題の解決との相互関係がより明確に認識され、それが教育及び実務の改善にフィードバックされることになると考えられる。

上記の調査結果を説明したところ、関係4機関の次官・副長官レベルとの協議において、いずれの機関からも、現状と課題を明確に捉えたものとの賛同を得た。

## （2）新規プロジェクト枠組みおよび実施体制についての協議

上記問題認識に基づき、調査団より、関係4機関に対し、新規プロジェクトの枠組み案（添付資料3-3）を提示し、協議を行った。

関係4機関からは、合同のワーキング・グループ体制によるモデル教材の作成作業を通じた人材育成について、基本的合意を得た。特に、モデル教材の作成は手段に過ぎず、その作成のプロセスにおいて人材が育成されることこそが目的である点、及びこの目的は関係4機関が合同して作業をすることにより、相乗効果を生みつつ達成されるべきものである点について、関係4機関との間で十分に認識を共有した。新規プロジェクト全体の目的、実施機関、協力実施機関、プロジェクト名称及びプロジェクトの概要（プロジェクト目標及び成果）についてはミニッツに合意事項として記載した。

また、プロジェクトの実施体制についても、案を提示したが（添付資料3-4及び3-5参照）、関係4機関合同の協議において、「モデル教材の性格付けや位置づけ、WGの作業については、まだ具体的なイメージが掴めない」、「関係4機関合同での作業管理の方法やメンバーの人选の要件はどのようにすべきか」、「WGメンバーの業務負担が膨大になるのではないか」といったさまざまな懸念が表明された。

合同協議後の個別協議における意見交換の結果も踏まえ、2009年秋及び2010年初頭の2回にわたり、日本の法律専門家を含む調査団を改めて派遣し、モデル教材の対象となる法令から関心のある論点を選び、ワークショップ等の形式で、モデル教材の例を示しつつ、ワーキング・グループ活動のシミュレーションを行うこととし、モデル教材のイメージ、WG活動の内容や規模、活動スケジュールについて、理解と議論を深め、これらのワークショップに引き続き協議を行うことを通じて、機能しうる運営管理の体制についても具体的な検討を進めていくこととした。2010年4～5月までには、これらの議論を反映したプロジェクト活動

計画及び実施体制案をまとめ、2010年中盤以降のプロジェクト開始を目指すこととした。

### (3) UNDP、SIDA、UNICRI との意見交換

#### 1) UNDP との意見交換

UNDP から、リーガルセクターマスタープラン（以下「LSMP」という。）がようやく首相の了承を得られる段階に来たとの紹介があり、LSMP の実施においては、JICA のプロジェクトも、プログラムへの支援とするか、特定基金に拠出するか、又は共通枠組み（共通成果目標）のもとに独立したモダリティでの支援を検討するか、いずれかの方法を通じて、ドナー協調を進め、被援助国側の調整コストを軽減する方策を採ることが求められた。調査団からは、本新規プロジェクトは、LSMP の柱のうち、人材育成及び法・司法機関の強化につながる支援であり、これらの共通目標のもとに、独立したプロジェクトとして位置づけることが適切であることを伝えた。UNDP としては、今後、支援マトリクスなどをまとめていきたいとのことであった。

#### 2) SIDA 及び UNICRI との意見交換

SIDA は、2011 年をもってラオスから撤退の予定であり、ラオス国立大学法・政治学部に対して行ってきた 17 年に渡る支援は、2010 年末をもって終了する。SIDA による協力は、成果も大きいですが、教員の質と量、教材の質など、今後解決すべき課題も多いといった点について、SIDA が先般行った終了時評価の結果概要を含め、意見交換を行った。SIDA の支援は、ルクセンブルグに引き継がれる予定であり、UNICRI に実施が委任される。UNICRI のインドシナにおける事務所設置はラオスが初めてとのことであるが、ラオス国立大学に対する支援の継続（4～5 年）に加え、犯罪防止に関連した組織横断的な研修（4～5 年）を計画しているとのことである。なお、ラオス国立大学への支援に関しては、SIDA 協力アドバイザーであったウメオ大学の専門家が、UNICRI との契約のもとで活動を継続する予定とのことである。SIDA の支援からの教訓や経験、また教材開発等の成果を活用していく上でも、引き続き UNICRI との密接な情報交換や連携が重要である。

### 3-5 団長所感

#### (1) 協力の方向性に関する合意

本新規プロジェクト案の意義と重要性、必要性については、いずれの機関の次官・副長官レベルからも異論はなく、ラオスの法理論を体系的に解説し、法理論と実務の改善とを結び付けて理解することのできる、モデル教材を開発するための共同作業を通じた人材育成を主眼とする、関係 4 機関の合同プロジェクトを実施することについては、2009 年 5 月 28 日の合同協議において、議長を務めた最高人民検察院ランシー次長検事の総括発言の中でも、基本合意の内容として強調された。前例のない挑戦であるだけに、同協議でも、作業負荷や実施体制に関する慎重論も多かったが、司法省キシン次官からも、心配ばかりするより、まずは実施しながら検討していくべきだとの発言があるなど、高官レベルでは推進する意思が示された。また、合同協議後の個別協議においても、司法省ケート次官から、新規プロジェクト

がラオスにおける問題点を適切に反映しており、ニーズに極めて適合しているとの認識が示されるなど、関係4機関のいずれにおいても高い評価を得ることができた。今後、関係4機関の次官・副長官レベルのリーダーシップのもと、2回の協力準備調査（ワークショップによるWG活動のシミュレーション）を通じ、モデル教材やWG活動の具体的なイメージをより明確にし、作業の中心的な役割を担うメンバーの参加意欲（及び知識欲）をさらに高めていくことが重要であろう。

## （2）プロジェクト実施上の留意点

### 1）WGメンバーの業務負担

プロジェクト実施上の留意点としては、まず、WGメンバーに業務負荷がかかりすぎないような工夫を検討することが必要である。関係4機関の法律家人材のリソースは量的にも質的にも限られており、前プロジェクト実施中も、日常業務及び他ドナーとの業務が一部の優秀な人材に集中し、結果として、そのような人材が前プロジェクトの活動に十分に時間が割けなくなるといった問題も生じた。新プロジェクトの活動はかなり大きなものになると予想されるころ、関係4機関の次官・副長官レベルに、作業量についての正確な認識を持ってもらったうえ、日常業務等との調整について検討を促すことは今後とも重要になろう。また、例えば、若手メンバーが実働部隊となって、中核メンバーは指導役を担う等、メンバー内の役割分担についても、留意が必要となると思われる。

### 2）プロジェクトの目的の共有

加えて、新規プロジェクトにおいては、モデル教材の完成という手段が目的化してしまうことのないよう、あくまでも、作業のプロセスを通じて、WGメンバーの知識やノウハウが向上すること（キャパシティ・ディベロップメント）が目的であることを十分に共有しつつ、PDMの指標等においても、この考え方を明確に反映していくことが重要と思われる。極端に言えば、モデル教材は未完のままでも、この新しいチャレンジの意義が関係4機関との間で共有され、WGメンバーの能力の向上がラオス法理論の発展の礎となれば、今回のプロジェクトの目的は達しうるのである。新規プロジェクトは、まず第一歩を踏み出す、その後押しであることを明確に認識し、成果の広がりまでを過度に期待することのないように留意すべきである。

なお、中長期的な視点でラオスの「法整備」を検討する場合、新規プロジェクトで協力する内容はごく初歩的な段階のものであり、その先に教育内容や研修内容の改善があり、さらに実務改善へとつながっていく。そして、それらはいずれも法理論の発展に裏打ちされたものでなければならない、ということが言えるであろう。このことは、2009年5月28日の合同協議においてイメージ図（添付資料3-6）を用いて説明を行い、理解を得た。

### 3）関係4機関それぞれが直面する課題との関係

ところで、関係4機関の中には、それぞれの機関ごとのニーズを踏まえた個別の活動を期待する声もあったが、新規プロジェクトの意義・内容を丁寧に説明することにより、上記の

とおり、関係4機関の合同プロジェクトとして、共同で法理論の発展及び構築された法理論を実務改善に結び付けていくことへの理解が得られた。もちろん、法律実務及び教育実務の現場では、喫緊の課題に対する手当ても必要であり、その重要性やそれに向けた努力を否定するものではないが、基礎が構築されないまま対処療法的な処置を行うことでは根本的な問題は解決されないのであり、法理論が存在しない現在のラオスにおいては、強固な基礎を構築することから始めることが、一見遠回りのように見えても、重要であると思われる（結局はその方が近道ともなろう）。

なお、新規プロジェクトにおいては、基礎的な法理論を体系的に扱うモデル教材を作成する過程で、ラオスの実定法の分析や実務上の問題の洗い出しを行うものであり、この作業は、それぞれの機関が直面している喫緊の課題に対応する際の重要な資料となる。例えば、司法省は統一民法典の起草を課せられているが、民法に関するモデル教材の作成の過程で行う作業は、改正のポイントの検討や他法令と整合した（体系的な法理論を踏まえた）、統一民法典の起草に大いに役立つことが期待される。同様のことは、裁判・検察実務や教育・研修実務にも当てはまるものであり、新規プロジェクトは、ラオスの法・司法分野全体に、大きなインパクトを与えることが期待される。

### （3）実施体制に関する今後の検討

最後に、関係4機関がいずれも懸念を表明しているのは、ラオス側4機関のうちどこが中心的調整の役割を果たすのか、また、どこにプロジェクトオフィスをおくかという点であった。また、最高人民検察院からは、関係4機関間の費用の負担についても協議及び合意が必要であるとの指摘があった。今次協議では、調査団は、ラオス側での協議と決定を待つとの立場をとり、合同協議では、司法省次官より、施設の余裕のある最高人民裁判所または最高人民検察院にプロジェクトオフィスを置いてはどうかとの提案もあったが、結論は出ていない。上記に記載のとおり、関係4機関間での協議及び日本側への結果報告を待つこととした。


MINUTES OF MEETINGS  
CONCERNING  
THE PREPARATORY SURVEY  
ON  
JAPANESE TECHNICAL COOPERATION  
THROUGH  
THE PROJECT FOR HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT  
IN THE LEGAL SECTOR  
OF  
THE LAO PEOPLE'S DEMOCRATIC REPUBLIC

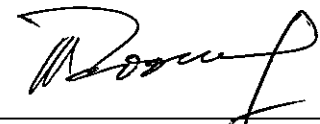
The Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") made several preliminary discussions and basic studies in order to identify priority projects in the legal sector of the Lao People's Democratic Republic (hereinafter referred to as "Lao P.D.R."). Accordingly, JICA decided to dispatch a mission for preparatory survey (hereinafter referred to as "the Team") for the formulation of a project for human resource development in the legal sector to Lao P.D.R. from 24 May to 4 June 2009.


The Team and the Lao authorities concerned (hereinafter referred to as "the Lao side") had a series of discussions on framework, implementing arrangements and the timeframe towards the initiation of such project.

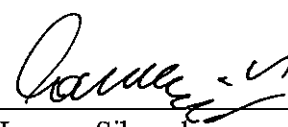
As a result of the discussions, both sides reached a common understanding concerning the matters referred to in the documents attached hereto.

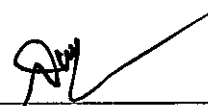
Vientiane, 3 June 2009

  
Mr. Naoshi Sato  
Acting Team Leader  
Preparatory Survey Team  
Japan International Cooperation Agency

  
Mr. Kysinh Sinphanngam  
Vice Minister  
Ministry of Justice

  
Mr. Khampha Sengdara  
Vice President  
People's Supreme Court

  
Mr. Langsy Sibounhéuang  
Deputy Supreme People's Prosecutor  
Supreme People's Prosecutor Office

  
Assoc. Prof. Dr. Saykhong Saynasine  
Vice-President  
National University of Laos



## Appendix 1

**I. Background**

## 1. Policy and Strategies

The Government of Lao P.D.R. places high priority to human resource development in the legal sector as articulated in the 6<sup>th</sup> National Socio-Economic Development Plan (2006-2010) as well as in the Legal Sector Master Plan which is now in the final stage of authorization. As the advancement of the state policy of Lao P.D.R. which has initiated economic reform in 1986, the country has been in increasing need for fostering legal specialists in various sectors in the state.

The Government of Japan, Ministry of Foreign Affairs and JICA place priority in legal cooperation in Lao P.D.R. The Government convened the 13<sup>th</sup> Meeting of Overseas Economic Cooperation Council in January 2008, and it was agreed that legal cooperation would be chosen as one of the major areas for international economic cooperation. Lao P.D.R. was selected as one of the prioritized countries for support as described in the basic policy for legal cooperation of Japan, which was endorsed at the 21<sup>st</sup> Meeting of Overseas Economic Cooperation Council in April 2009.

## 2. Current Condition and Challenges concerning Human Resource Development in the Legal Sector of Lao P.D.R.

The Team explained to the Lao side the results from the basic survey on the area of human resource development in the Lao legal sector, conducted from 25 January to 17 February 2009 by JICA. The Lao side agreed to the major observations from the survey and both sides shared the understanding on the current condition and challenges in the sector as follows:

- i) It is observed that legal studies in the Lao context have not been developed in substantive terms. It causes the apparent distance between theory and practice and makes it difficult for legal professionals and lecturers to understand and explain how the legal theories are related to issues in the legal practice. Both legal and judicial organizations and those for legal education and training are not well capacitated to seek for the solution, because of the lack of knowledge and experience in analyzing and explaining legal theories systematically and in utilizing them in practice, education and training.
- ii) It is significant that those organizations share the common understanding on the need of building Lao legal theories. Based on the shared understanding and concerted efforts, their human and institutional capacities should be enhanced so that they can improve legal practice as well as legal education based on

established legal theories.

## **II. Basic Framework of the Project**

The Team proposed an outline of a project and the Lao side agreed upon the followings:

### 1. Aim of the Project

The proposed project (hereinafter referred to as “the Project”) aims for the capacity development of Ministry of Justice (hereinafter referred to as “MOJ”), People’s Supreme Court (hereinafter referred to as “PSC”), Supreme People’s Prosecutor Office (hereinafter referred to as “OSPP”), and National University of Laos (hereinafter referred to as “NUOL”) to develop theoretical studies and to utilize them in practice, education and training. It is expected that legal and judicial organizations as well as legal education institutions will develop their human and institutional capacities to improve legal practice and to conduct education and training all based on established legal theories. Towards this end, the joint-process of analyzing and studying the relationships between legal theories and legal practice and compiling the results of the study as “Model Teaching Materials” is essential.

### 2. Title of the Project

Project for Human Resource Development in the Legal Sector of Lao P.D.R.

### 3. Implementing Organizations

MOJ, PSC, OSPP and NUOL (hereinafter collectively referred to as “the Implementing Organizations”)

### 4. Term of Cooperation

Four (4) years commencing in the latter half of the year 2010

### 5. Project Purpose and Outputs

#### 1) Project Purpose

Human and institutional capacities of legal and judicial organizations and legal education institutions in systematically analyzing existing laws in Lao P.D.R., establishing the Lao legal theories and carrying out legal education and practice based on these theories are enhanced.

#### 2) Outputs

(0) “Working Group” (hereinafter referred to as “WG”) composed of members

from the Implementing Organizations and the institutions under their jurisdiction is established and managed properly.

- (1) “Model Teaching Materials” are developed, which systematically explain the legal theories in Lao P.D.R. and describe the relationships between the legal theories and practice. (The materials are developed on the areas of civil law, civil procedure law and criminal procedure law.)
- (2) Lessons learned in the process of developing the “Model Teaching Materials” are compiled so that legal and judicial organizations and legal education institutions can utilize those lessons for the improvement of their legal education and practice and the development of new teaching materials in the future.

### 3) Formation of Working Group

Three sub-working groups will be jointly formulated and composed of members from the Implementing Organizations and the institutions under their jurisdiction for developing above mentioned three sets of “Model Teaching Material” through their joint efforts. It is confirmed that there be selected core members from the said organizations and institutions that will engage in the tasks of all three sub-working groups in order to ensure consistency of the groups.

### 4) Nature and Composition of “Model Teaching Materials”

- (1) The development of “Model Teaching Materials” will not be the only goal of the Project. The emphasis is on the capacity development of the members of WG and people involved in the Project activities. The process of jointly analyzing, studying and developing materials in the WG is of vital importance.
- (2) Composition
  - a. Textbook
    - Systematic legal theory
    - Application of legal theory with case studies
  - b. Sub-teaching material
    - Teacher's manual

## III. Issues Pending Further Discussion

As a result of the discussions, the following matters were identified as the issues requiring further consultation.

### 1. Joint Implementing Arrangements for the Project

The Team proposed the implementing arrangements for the Project as described in Annexes 1 and 2. The Team explained that there would be a two-layered management structure: “Joint Coordination Committee” to be organized at Deputy Chief’s level and WG which is managed by “Management Committee” at Director’s level. “Logistics and Liaison Unit” will bear the administrative tasks for the operation of WG. The Lao side understood the proposed structure but expressed their concern and need of further discussion and consensus for effective management on the followings:

- i) Selection of an organization which will take a central coordination role among the Implementing Organizations
- ii) Selection of an organization which will host the Project office for Japanese experts

The Team requested and the Lao side agreed that the above issues be consulted among the Implementing Organizations and inform the results of the discussion be informed to the JICA 2<sup>nd</sup> Preparatory Survey Mission which will be dispatched in September 2009.

### 2. Selection of members of Sub-Working Groups

The Lao side understood the importance of careful selection of capable personnel to serve as sub-working group members. At the same time the Lao side expressed their concern and need of further discussion and consensus on the followings:

- i) Required level of expertise and experience of sub-working group members
- ii) Predicted workload of WG members
- iii) Necessity of appropriate workload adjustment in terms of their official duties
- iv) Appropriate and realistic mechanism to monitor and manage the activities of sub-working groups

The Team understood the challenging aspect of the joint implementation of the Project and both sides agreed that consecutive consultation will be conducted so that the Lao side can materialize the image of “Model Teaching Materials” and the nature and volume of activities by the WG. A series of workshops will be organized for that purpose as shown in IV below.

## **IV. The Way Forward**

The Team explained and the Lao side understood the followings:

1. Formal Procedure for Submission of the Request for the Project to the Japanese Government  
MOJ, PSC, OSPP and NUOL (NUOL through Ministry of Education) need to apply to

the Japanese Embassy in accordance with the procedure of the “bi-lateral development assistance needs survey” between June and August 2009. Detailed information on formats and procedures will be provided by the Ministry of Planning and Investment as well as JICA Laos Office to the respective organizations.

## 2. Workshops in September 2009 and January 2010

In the workshops in September 2009 and January 2010, Japanese legal professors/practitioners will present samples of the “Model Teaching Materials” and those of contents to provide an image of nature and volume of the materials. Japanese professors/practitioners and Lao participants will make simulation exercises on selected topics to materialize the image of the materials in the Lao context. It is expected that further discussion will be made concerning necessary steps, sequence, schedule to develop such materials, *i.e.* how to research/study existing laws, how to gather necessary information, how to analyze practical cases, how to allocate/manage drafting works, etc.

The Team and the Lao side agreed that the workshop in September 2009 would deal with selected topics from the area of civil law. Both sides will select two or three topics to be discussed in the workshop through mutual consultation among the topics proposed by the Lao side, which are preferably actual cases that frequently occur in Lao P.D.R. The Lao side agreed to submit their proposed topics to JICA Laos Office by the end of June 2009.

## 3. Preliminary Schedule by the Commencement of the Project

### 2009

June/July/August	Submission of Formal Request for the Project to the Japanese Government
------------------	---

September	2 <sup>nd</sup> Preparatory Survey Mission including Workshop
-----------	---

### 2010

January	3 <sup>rd</sup> Preparatory Survey Mission including Workshop
---------	---

April/May	Signing of Record of Discussions for the Project
-----------	--

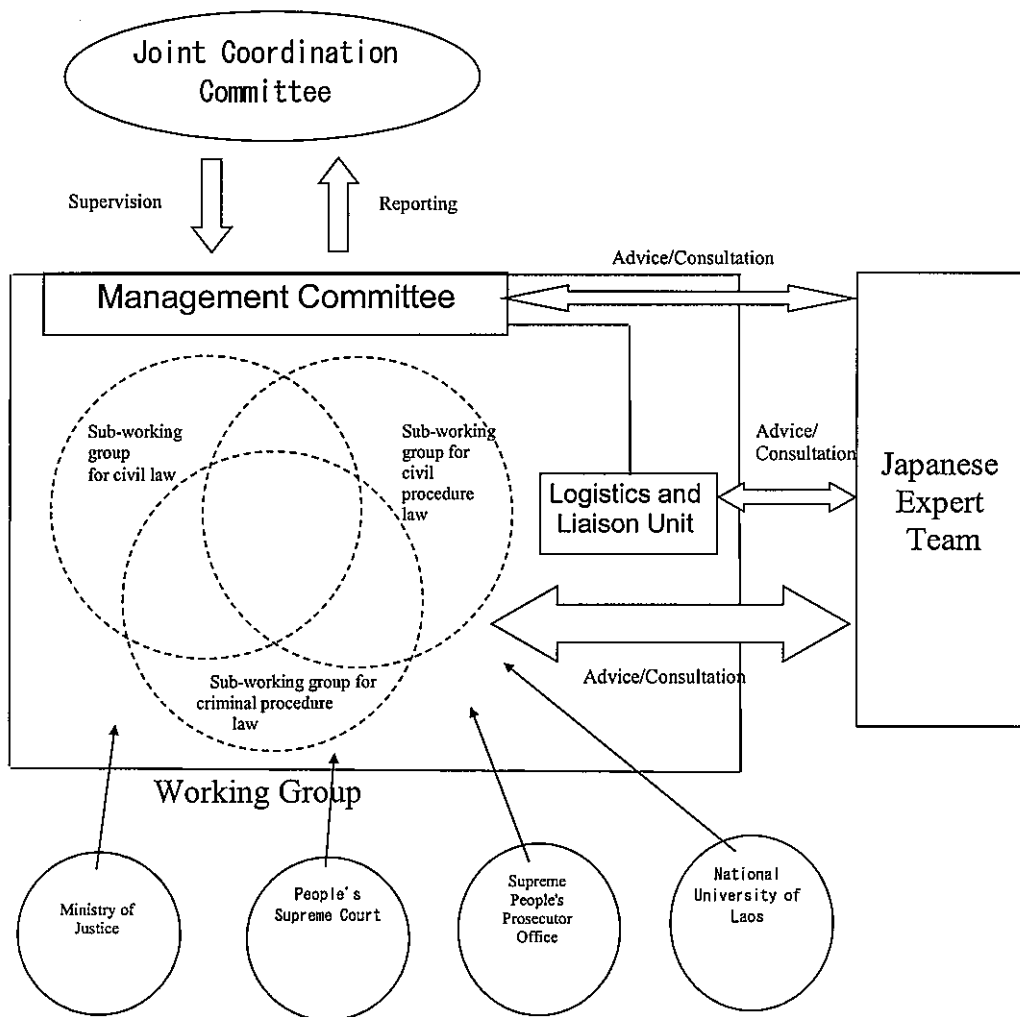
Latter half of the year	Commencement of the Project
-------------------------	-----------------------------

Annex 1: Proposed Diagram of Project Implementation Arrangements

Annex 2: Proposed Functions and Members of Joint Coordination Committee and Working Group



Annex 1: Proposed Diagram of Project Implementation Arrangements



Handwritten signature

Handwritten mark

Handwritten initials/signature

## **Annex2: Proposed Functions and Members of Joint Coordination Committee and Working Group**

### **I. Proposed Joint Coordination Committee**

1. Functions:
  - To confirm the work plan of the Project.
  - To review the overall progress and achievements of the project, as well as to approve "progress reports."
  - To review and exchange views on major issues and problems arising from or in connection with the Project, if any.
2. Composition of the members:  
One person from each Implementing Organization at Deputy Chief level

### **II. Proposed Working Group**

1. Management Committee
  - (1) Functions
    - To make the work plan and manage the progress on activities of sub-working groups.
  - (2) Composition  
One person from each Implementing Organization at Director of Department level
2. Sub-Working Groups
  - (1) Functions
    - To conduct research on legal theories and case studies.
    - To draft "Model Teaching Materials."
  - (2) Composition
    - MOJ:
      - a. Staff members of Law Research and International Cooperation Institute
      - b. Lecturers of the Training Center
      - c. Professors and lecturers from Law Schools
    - PSC:
      - a. Judges
      - b. Assistant Judges
      - c. Lecturers of the Training Center
    - OSPP:
      - a. Prosecutors
      - b. Investigators
      - c. Lecturers of the Training Center
    - NUOL:
      - a. Professors
      - b. Lecturers
3. Logistics and Liaison Unit
  - (1) Functions:
    - To carry out administrative tasks on schedule management and convening meetings for Management Committee and sub-working groups.
  - (2) Composition:  
One person from each Implementing Organization



## Appendix 2

## List of Attendants

## 1. Meeting with MOJ, 25 May

Lao side	
Mr. Ket Kiettisak	Vice Minister
Mr. Ketsana Phommachane	Director General
Dr. Chomkham Bouphalyvanh	Director General
Mr. Nalonglith Norasing	Deputy Director General
Mr. Souphy Norintha	Head of Division
Mr. Oudone Singdara	Deputy Director General, Judicial Training Institute
Mr. Bounkhong Phanvongsa	Deputy Head of Training Division, Judicial Training Institute
Mr. Bounlome Duangmala	Law School
Ms. Saykhit Visisombat	Head of International Relations Office
Japanese side	
Ms. Kyoko Kuwajima	Team Leader/Executive Advisor to Director General, Public Policy Department, JICA HQ
Mr. Taro Morinaga	Lecturer and Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice Japan
Dr. Hiroyuki Seto	Lecturer, Aichi Shukutoku University
Ms. Yoko Watanabe	Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice Japan
Ms. Asao Shimizu	Associate Expert, Law and Justice Division, Governance Group, Public Policy Department, JICA HQ
Ms. Viengvilay Chanthabouly	Assistant Programme Officer, JICA Laos Office

## 2. Meeting with NUOL, 26 May

Lao side	
Assoc. Prof. Dr. Saykhong Saynasine	Vice President
Dr. Sengdeuane Wayakone	Director of Planning and International Relations
Japanese side	
Ms. Kyoko Kuwajima	Team Leader/Executive Advisor to Director General, Public Policy Department, JICA HQ
Mr. Taro Morinaga	Lecturer and Government Attorney,

	International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice Japan
Dr. Hiroyuki Seto	Lecturer, Aichi Shukutoku University
Ms. Yoko Watanabe	Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice Japan
Ms. Asao Shimizu	Associate Expert, Law and Justice Division, Governance Group, Public Policy Department, JICA HQ
Ms. Viengvilay Chanthabouly	Assistant Programme Officer, JICA Laos Office

### 3. Meeting with Faculty of Law and Political Science (hereinafter referred to as "FLP"), 26 May

Lao side	
Mr. Khamphone Souriyaseng	Dean of FLP
Mr. Viengvilay Thiengchanxay	Vice Dean of FLP
Mr. Somphan Chanthavivong	Vice Dean of FLP
Ms. Khamphang Vongphachanh	Head of Legal Research Centre
Mr. Sengthavi Inthavong	Head of Business Department
Mr. Phoneseng Khounthavyduangchai	Law Lecturer and Lao-Japanese Coordinator of FLP
Japanese side	
Ms. Kyoko Kuwajima	Team Leader/Executive Advisor to Director General, Public Policy Department, JICA HQ
Mr. Taro Morinaga	Lecturer and Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice Japan
Dr. Hiroyuki Seto	Lecturer, Aichi Shukutoku University
Ms. Yoko Watanabe	Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice Japan
Ms. Asao Shimizu	Associate Expert, Law and Justice Division, Governance Group, Public Policy Department, JICA HQ
Ms. Viengvilay Chanthabouly	Assistant Programme Officer, JICA Laos Office

### 4. Meeting with PSC, 26 May

Lao side	
Mr. Khampha Sengdara	Vice President of the SPC

Mr. Bouathong Chanthamalin	Chief of Cabinet
Mr. Sengsouvanh Chanthalonnavong	Judge
Mr. Bounkhouang Thavisack	Judge
Mr. Phetdara Phoummalavong	Assistant Judge
Japanese side	
Ms. Kyoko Kuwajima	Team Leader/Executive Advisor to Director General, Public Policy Department, JICA HQ
Mr. Taro Morinaga	Lecturer and Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice Japan
Dr. Hiroyuki Seto	Lecturer, Aichi Shukutoku University
Ms. Yoko Watanabe	Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice Japan
Ms. Asao Shimizu	Associate Expert, Law and Justice Division, Governance Group, Public Policy Department, JICA HQ
Ms. Viengvilay Chanthabouly	Assistant Programme Officer, JICA Laos Office

#### 5. Meeting with OSPP, 27 May

Lao side	
Mr. Langsy Sibounheuang	Deputy Supreme People's Prosecutor
Dr. Keomorakoth Sidlakone	Director, Division of Treaties & Intl-Cooperation
Mr. Xaipasong Ounsida	Technical Staff
Japanese side	
Ms. Kyoko Kuwajima	Team Leader/Executive Advisor to Director General, Public Policy Department, JICA HQ
Mr. Taro Morinaga	Lecturer and Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice Japan
Dr. Hiroyuki Seto	Lecturer, Aichi Shukutoku University
Ms. Yoko Watanabe	Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice Japan
Ms. Asao Shimizu	Associate Expert, Law and Justice Division, Governance Group, Public Policy Department, JICA HQ
Ms. Viengvilay Chanthabouly	Assistant Programme Officer, JICA Laos


	Office
--	--------

### 6. Joint Consultation Meeting, 28 May

Lao side		
Mr. Kysinh Sinphanngam	MOJ	Vice Minister
Mr. Souphy Norlinetha	MOJ	Director of Division
Mr. Oudone Singdara	MOJ	Deputy Director General
Ms. Patthana Bounpheng	MOJ	Deputy Director General
Mr. Saysana Lathsavong	MOJ	Deputy Director General
Ms. Duoangmany	MOJ	Deputy Director General
Mr. Kethsana Phommachan	MOJ	Director of Institute
Mr. Bounshom Duangmala	Law School, MOJ	Director
Mr. Soulisack Tepphavong	Law School, MOJ	Head of Division
Mr. Bounkhong Phanvongsa	Law School, MOJ	Deputy Head of Division
Mr. Sinkhith Visysombath	Law School, MOJ	Deputy Director General of International Department
Mr. Khampha Sengdara	PSC	Vice President of the PSC
Mr. Thipphasone Lathsavong	PSC	Deputy Director
Mr. Souksavath Bounmaseng	PSC	Deputy of Judge Training Center
Mr. Bounkhouang Thavisack	PSC	Judge
Mr. Sengsouliya Phoungphet	PSC	Assistant Judge
Mr. Sengsouvanh ChanthaLounnavong	PSC	Judge
Mr. Phetdara Phoummalavong	PSC	Assistant Judge
Mr. Sommay Sioudone	Law School, PSC	Vice President
Mr. Langsy Sibounheuang	OSPP	Deputy Supreme People's Prosecutor
Mr. Somboun Latsabuasy	OSPP	Director, Cabinet
Mr. Bounma PHONSANITH	OSPP	Deputy Director Cabinet
Mr. Sisounthone S. PHABMEXA	OSPP	Director, Criminal Department
Mr. Somphay KEOSOUVANH	OSPP	Director General, Inspection Department
Mr. Linthone SAIBOUNMA	OSPP	Director, Training Center
Dr. Keomorakoth SIDLAKONE	OSPP	Director, Division Treaties & Intl-Cooperation
Mrs. Phonphet OUNEKEO	OSPP	Director Division, Civil Department

Mrs. Phetphouvone SANSY	OSPP	Director Division, Prison Department
Mr. Ketmany CHANHTAYTHIP	OSPP	Technical Staff
Mr. Xaipasong OUNSIDA	OSPP	Technical Staff
Dr. Saykhong Saynasine	NUOL	Vice-President
Mr. Khamson Souliyaseng	FLP	Dean
Mr. Viengvilay Thiengchanhxay	FLP	Vice Dean
Mr. Vixay Sihapaya	FLP	Lecturer
Mr. Phoneseng Khounthavyduangchai	FLP	Technical Staff/Lecturer
Japanese side		
Mr. Koichi Takei	JICA Laos Office	Senior Representative
Mr. Hideaki Matsumoto	JICA Laos Office	Representative
Ms. Viengvilay Chanthabouly	JICA Laos Office	Assistant Programme Officer
Ms. Kyoko Kuwajima	JICA HQ	Team Leader/Executive Advisor to Director General, Public Policy Department, JICA HQ
Mr. Naoshi Sato	JICA HQ	Sub-Team Leader/ Senior Expert, Law and Justice Division, Governance Group, Public Policy Department
Mr. Taro Morinaga	Ministry of Justice Japan	Lecturer and Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute
Dr. Hiroyuki Seto	Aichi Shukutoku University	Lecturer, Aichi Shukutoku University
Ms. Yoko Watanabe	Ministry of Justice Japan	Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice Japan
Ms. Asao Shimizu	JICA HQ	Associate Expert, Law and Justice Division, Governance Group, Public Policy Department

**7. Meeting with Department of Planning and Cooperation, Ministry of Education, 29 May**





Lao side	
Mr. Sengsomphone Viravouth	Acting Director General, Department of Planning and Cooperation, Ministry of Education

*[Handwritten signatures and initials on the right margin]*

Ms. Phouvanh Simanovong	Academic Staff, HED
Mr. Thipphamonh Chanthalangsy	ECDM/DOF
Mr. Bounpone Phomma	Vice Director of Office, NUOL
Ms. Khamphang Vongphachanh	Lecturer, FLP
Japanese side	
Ms. Kyoko Kuwajima	Team Leader/Executive Advisor to Director General, Public Policy Department, JICA HQ
Mr. Naoshi Sato	Sub-Team Leader/ Senior Expert, Law and Justice Division, Governance Group, Public Policy Department
Mr. Taro Morinaga	Lecturer and Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute
Mr. Hiroyuki Seto	Lecturer, Aichi Shukutoku University
Ms. Yoko Watanabe	Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice Japan
Ms. Asao Shimizu	Associate Expert, Law and Justice Division, Governance Group, Public Policy Department
Mr. Hideaki Matsumoto	Representative, JICA Laos Office
Ms. Viengvilay Chanthabouly	Assistant Programme Officer, JICA Laos Office

#### 8. Meeting with FLPS, 29 May

Lao side	
Mr. Khamson Souriyaeng	Dean
Mr. Viengvilay Thiengchanxay	Vice Dean
Mr. Phoneseng Khounthavyduangchai	Law Lecturer and Lao-Japanese Coordinator
Japanese side	
Mr. Naoshi Sato	Acting Team Leader/ Senior Expert, Law and Justice Division, Governance Group, Public Policy Department
Mr. Taro Morinaga	Lecturer and Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute
Dr. Hiroyuki Seto	Lecturer, Aichi Shukutoku University
Ms. Yoko Watanabe	Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice Japan
Ms. Asao Shimizu	Associate Expert, Law and Justice Division, Governance Group, Public






	Policy Department
--	-------------------

### 9. Meeting with PSC, 1 June

Lao side	
Mr. Bouathong Chanthamalin	Chief of Cabinet
Mr. Bounkhouang Thavisack	Judge
Mr. Sengsouvanh Chanthalounnavong	Judge
Japanese side	
Mr. Naoshi Sato	Acting Team Leader/ Senior Expert, Law and Justice Division, Governance Group, Public Policy Department
Mr. Taro Morinaga	Lecturer and Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute
Dr. Hiroyuki Seto	Lecturer, Aichi Shukutoku University
Ms. Yoko Watanabe	Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice Japan
Ms. Asao Shimizu	Associate Expert, Law and Justice Division, Governance Group, Public Policy Department

### 10. Meeting with OSPP, 1 June

Lao side	
Mr. Langsy Sibounheuang	Deputy Supreme People's Prosecutor
Dr. Keomorakoth Sidlakone	Director, Division Treaties & Intl-Cooperation
Mr. Ketmany Chanhtaythip	Technical Staff
Mr. Xaipasong Ounsida	Technical Staff
Japanese side	
Mr. Naoshi Sato	Acting Team Leader/ Senior Expert, Law and Justice Division, Governance Group, Public Policy Department
Mr. Taro Morinaga	Lecturer and Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute
Dr. Hiroyuki Seto	Lecturer, Aichi Shukutoku University
Ms. Yoko Watanabe	Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice Japan
Ms. Asao Shimizu	Associate Expert, Law and Justice Division, Governance Group, Public Policy Department

**11. Meeting with MOJ, 1 June**

Lao side	
Mr. Ket Kiattisak	Vice Minister
Mr. Ketsana Phommachane	Director General
Dr. Chomkham Bouphalyvanh	Director General
Mr. Nalonglith Norasing	Deputy Director General
Mr. Souphy Norintha	Head of Division
Mr. Bounkhong Phanvongsa	Deputy Head of Training Division, Judicial Training Institute
Mr. Bounlome Duangmala	Law School
Ms. Saykhit Visisombat	Head of International Relations Office
Japanese side	
Mr. Naoshi Sato	Acting Team Leader/ Senior Expert, Law and Justice Division, Governance Group, Public Policy Department
Mr. Taro Morinaga	Lecturer and Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute
Dr. Hiroyuki Seto	Lecturer, Aichi Shukutoku University
Ms. Yoko Watanabe	Government Attorney, International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice Japan
Ms. Asao Shimizu	Associate Expert, Law and Justice Division, Governance Group, Public Policy Department



**TENTATIVE SCHEDULE**  
**Preparatory Survey Mission Team for the Project to support**  
**the Legal and Judicial System.**  
**24 May – 3 June, 2009.**

Date	Time	Description	Status	Contact Person
24-May	Sun	21:00 <i>Arrival (TG 692) Mr. Morinaga, Ms. Watanabe, Mr. Seto, Ms. Kuwajima and Ms. Shimizu</i>		
25-May	Mon	9:00 Internal meeting at JICA Office	Confirmed	
		11:00 Meeting with UNICRI	Confirmed	Mr. Richard Philippart 5517976
26-May	Tue	14:00 Meeting with Ministry of Justice (MoJ)	Confirmed	Mr. Souphy 5711611/452359
		9:00 Meeting with National University of Laos (NUOL)	Confirmed	Mr. Sengdeuan 5104148
	10:30 Meeting with Faculty of Law and Political Science	Confirmed	Mr. Viengvilay 7703868	
	14:00 Meeting with People's Supreme Court (PSC)	Confirmed	Mr. Bouathong 9801200	
27-May	Wed	9:00 Meeting with Office of Supreme Public Prosecutor (OSPP)/ <i>Arrival (VN841) Mr. Sato</i>	Confirmed	Mr. Keomorakoth 5519647
		14:00 Meeting with UNDP	Confirmed	
28-May	Thu	16:00 Meeting with SIDA	Confirmed	Ms. Somphit 315003
		09:00 Joint Consultation Meeting (MoJ, Law School, NUOL, PSC, OSPP) at OSPP's Meeting Room	Confirmed	
29-May	Fri	8:30 Meeting with Department of Planning and Cooperation, Ministry of Education	Confirmed	Ms. Wathana(Ei) 216005-6/5400879
		10:00 Visit Embassy of Japan	Confirmed	
30-May	Sat	14:00 Meeting with Faculty of Law and Political Science	Confirmed	
		Free		
31-May	Sun	Free / <i>Departure from Laos Ms. Kuwajima</i>		
		8:00 Meeting with People's Supreme Court (PSC)	Confirmed	
1-Jun	Mon	10:00 Meeting with Office of Supreme Public Prosecutor (OSPP)	Confirmed	
		13:00 Meeting with Ministry of Justice and Law School	Confirmed	
2-Jun	Tue	AM/PM Discussion on Minutes of Meeting		
		9:00 Signing Minutes of Meeting with MOJ, FoL, PSC, OSPP		
3-Jun	wed	14:00 Visit JICA Laos Office	Confirmed	
		PM Departure from Laos all Members		

## ラオス法制度整備支援プロジェクト枠組み（案）

本協力においては、ラオスにおける基礎的な法律学の充実に関する大きなニーズを踏まえ、司法省（法科大学を含む）、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学等の法務・司法関連機関及び法学教育機関を対象として、これらの機関が基礎的な法律学を発展させ、それを法学教育や研修に活用することができるようになることを目指す。具体的には、法務・司法関連機関及び法学教育機関が、ラオスにおける基礎的な法律学や基礎理論と実務上の問題点の関係を分析・検討し、その結果を「モデル教材」として取りまとめることにより、基礎的な法理論を踏まえた法務・司法関連機関及び法学教育機関における法学教育・研修を行なうことができる人的・組織的能力が向上することを目的とする。

1. 実施機関 司法省（法科大学を含む）、最高人民裁判所、最高人民検察院  
ラオス国立大学

2. 協力実施期間  
4年間

3. プロジェクト名称  
ラオス法律人材育成強化プロジェクト

4. 概要

1) プロジェクト目標

ラオスの実定法を体系的に分析してラオス法の理論を構築し、これに裏付けられた法学教育・研修や実務を行っていくための法務・司法関連機関及び法学教育機関における人的・組織的能力が向上する。

2) 成果

(0) 法務・司法関連機関及び法学教育機関によるワーキング・グループが形成され、適切に運営される。

(1) 「モデル教材」が開発され、ラオスの法理論が体系的に解説され、法理論と実務上の問題とが関連付けて解説される（民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法を「モデル教材」の対象とする。以下これらを「対象法令」という）。

(2) 法務・司法関連機関及び法学教育機関において、実務及び教育の改善、ならびに他の教材の開発に生かせるよう、「モデル教材」作成のプロセスから得られた教訓が取りまとめられる。

3) 活動

- (0-1) 司法省（法科大学を含む）、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学の職員・教員から構成される「モデル教材」ワーキング・グループ（以下「WG」）が設置される。
  - (0-2) 司法省（法科大学を含む）、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学が、協調してWGを運営する。
  - (1-1) WGが、日本人専門家とともに、活動計画及び教材の編集方針を作成する。
  - (1-2) WGが、日本人専門家とともに、対象法令に関する既存の教科書をレビューし、改善点を検討する。
  - (1-3) WGが、日本人専門家とともに、対象法令に関する基礎的な法理論を研究する。
  - (1-4) WGが、日本人専門家とともに、ラオスにおいて生じる対象法令に関する基礎的な法理論上の問題を含む紛争類型を整理・分析する。
  - (1-5) WGが、(1-4)における整理・分析に基づき、実際の裁判の事例を収集する。
  - (1-6) WGが、日本人専門家とともに、(1-5)で収集した裁判例における問題点を分析・検討する。
  - (1-7) WGが、日本人専門家とともに、「モデル教材」の素案を作成する。
  - (1-8) WGが、日本人専門家とともに、「モデル教材」の素案を改訂する。
  - (1-9) 上記各活動に関し、関係機関からの意見収集が必要な場合は、ワークショップを開催する。
  - (1-10) 司法省（法科大学を含む）、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学が実施する法学教育・研修において、「モデル教材」を試行的に使用し、教訓を「モデル教材」の作成・改訂に反映する。
  - (2-1) WGが、日本人専門家とともに、「モデル教材」の開発の経験から得られた、基礎的な法律学の発展に関する教訓及び他の教材の開発に活かせる教訓を取りまとめる。
  - (2-2) WGが、日本人専門家とともに、司法省（法科大学を含む）、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学が実施する法学教育・研修における「モデル教材」の導入及び活用方法を研究し、その結果を取りまとめる。
  - (2-3) WGが、日本人専門家とともに、司法省（法科大学を含む）、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学その他の関連機関との間で、「モデル教材」の内容についてワークショップを行なう。
- 4) 日本側の投入の概要  
長期専門家複数名、短期専門家、アドバイザーグループ、本邦研修等
- 5) ラオス側の投入の概要  
プロジェクト・ダイレクター、プロジェクト・マネジャー、Managing Committee

メンバー、WGメンバー、プロジェクト・オフィス、ワークショップ・セミナー・  
会合用の会議室、その他日本側の負担しないプロジェクト経費

6) 他ドナー等との連携

ラオス国立大学法政治学部への支援を実施している SIDA、そして 2009 年 10 月  
SIDA 撤退後は United Nations Interregional Crime and Justice Research Center  
(UNICRI) と、密接に連絡調整を図る必要がある。

5. 「モデル教材」構成及び内容

(教科書)

体系的な基礎理論

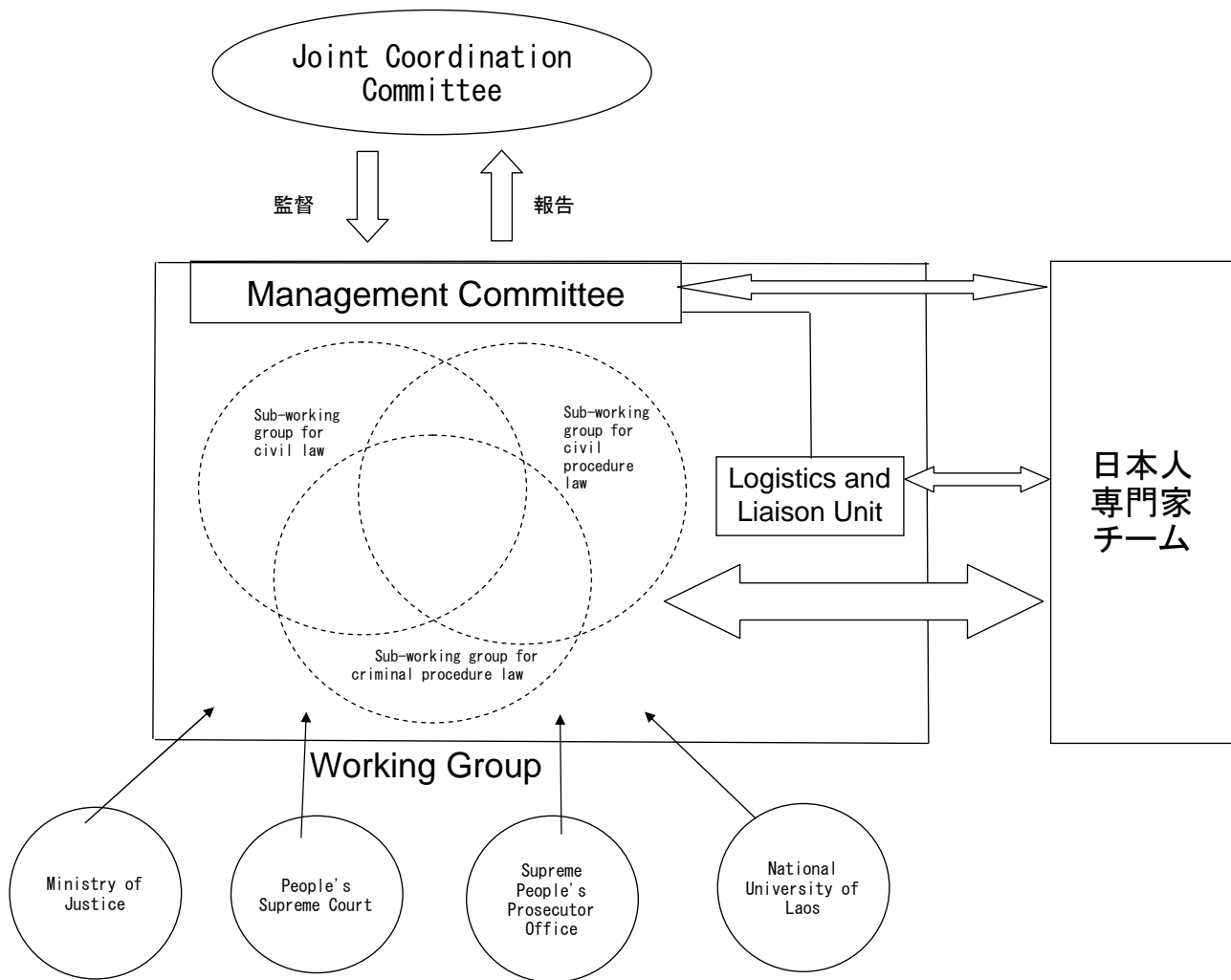
設例を用いた基礎理論の応用

(副教材)

教授法マニュアル

以 上

実施体制図 (案)



## 実施体制（TOR、構成メンバー等）（案）

### 1. Joint Coordination Committee (JCC)

- ・ TOR：活動計画の確認、プロジェクト進捗と達成事項の確認と「進捗報告書」の確認、プロジェクトに係る主要事項の確認及び意見交換
- ・ メンバー構成：各機関次官・副長官レベル  
日本大使館  
JICA ラオス事務所

### 2. Working Group

#### (1) Management Committee

- ・ TOR：ワーキング・グループの活動計画の策定及び作業進捗の管理
- ・ メンバー構成：各機関局長レベル各 1 名

#### (2) Sub-Working Groups

- ・ TOR：研究（法理論研究、事例の収集・分析等）、教材の執筆等
- ・ メンバー構成：  
MOJ：法律研究所職員、司法業務研修所教官、法科大学教官等  
PSC：裁判官、裁判官補、裁判官研修所教官等  
OSPP：検察官、捜査官、検察官研修所教官等  
NUOL：教官

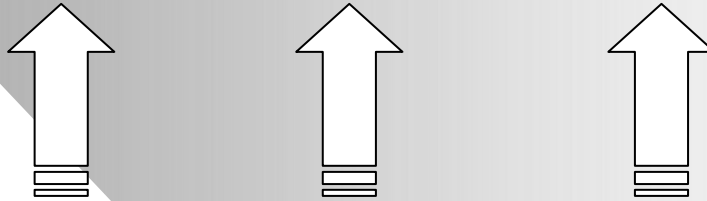
#### (3) Logistics and Liaison Unit

- ・ TOR：Management Committee、sub-working groups のスケジュール管理事務及び会合の召集事務
- ・ メンバー構成：  
各機関からそれぞれ 1 名（sub-working groups メンバーから選出）。

実務、教育、法理論研究がかみあった  
ラオスの法・司法の発展  
(イメージ図(案))

Overall Goal

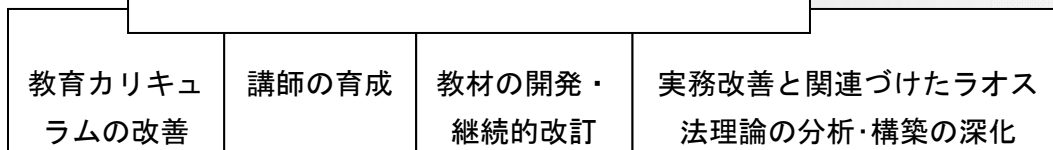
立法実務の改善      行政実務の改善      裁判実務の改善



法理論研究の向上

Next Step

法学教育や研修の改善



共通認識や教訓の普及と共有

実務改善と理論を結びつける共同検討体制の整備

1<sup>st</sup> Step

人的・組織的  
能力向上

共通認識の醸成

(モデル教材(教授用マニュアル含む)の開発)

実務や教育改善に向けた教訓の取りまとめ

ラオスの法理論の体系的解説、設例を用いた解説のとりまとめ

4機関合同のWGの設置と運営



## 第4章 第二回協力準備調査の派遣

### 4-1 調査概要

今回の協力準備調査は、2009年5月～6月に実施した協力準備調査において合意した内容に基づき、検討されている新規プロジェクトが目的とする、モデル教材を作成するプロセスにおけるキャパシティ・ディベロップメントの進め方に関し、ワークショップを通じてシミュレーションを行った。さらに、このシミュレーションを通じて得られた教訓を基に関係4機関と協議を行い、円滑なプロジェクト実施のために必要な措置や実施体制について検討を行った。関係4機関との協議において合意された事項については、メモランダムに取りまとめた上、関係4機関との間で署名を行った（添付資料4-1参照）。

### 4-2 調査団員

- |           |             |                             |
|-----------|-------------|-----------------------------|
| (1) 総括    | 佐藤直史        | JICA 国際協力専門員、弁護士            |
| (2) 法整備支援 | 松尾弘         | 慶應義塾大学大学院法務研究科教授（9月20日～22日） |
| (3) 法司法制度 | 渡部洋子        | 法務省法務総合研究所国際協力部教官           |
| (4) 法曹養成  | 瀬戸裕之        | 愛知淑徳大学非常勤講師                 |
| (5) 調査計画  | 川合優子        | JICA 公共政策部法・司法課職員           |
| (6) 通訳    | チャンタツ・インカゴン | JICE 研修監理員                  |

※オブザーバー参加：

法務省法務総合研究所国際協力部長 赤根智子（9月20日～23日）

法務省法務総合研究所主任専門官 瀬井宏之

### 4-3 調査日程

2009年9月19日（土）～9月26日（土）

日程の詳細は添付資料4-2のとおり。

### 4-4 調査結果

- (1) ワークショップ ‘let’s Make a Teaching Material for ALL’

関係4機関及びそれらの関係機関（地方機関を含む）から、のべ152名の参加を得て、2009年9月21日～22日の2日間にわたりワークショップを行った（添付資料4-3参照）。

ワークショップにおいては、JICA 及び関係4機関代表者からの挨拶に引き続き、司法省から、近時のラオス民事法の動向について報告を行うとともに、北部・中部・南部の法科大学及びラオス国立大学（法・政治学部）の教員から前プロジェクト（2003年から2007年にかけて実施）において作成した民法教科書の改善点の提案が行われた。

次いで、調査団からモデル教材の共同執筆方法について説明を行うとともに、ラオス側参加者と調査団との間で意見交換を行った。この意見交換においては、共同執筆における留意点、全体の統一性を図るための工夫等について活発な議論が行われた。

さらに、事前に作成しラオス側に提示した事例問題（添付資料4-4）を使用し、当該問



題に関してモデル教材を作成した場合の記載内容に関し、意見交換を行った。当該論点に関する関連条文を挙げ、その由来や立法趣旨を検討し、要件及び効果を論じ、具体的な事例に言及する、といった記述方法について説明した上、ラオスの法令を適用するとどうなるのか、ラオス側参加者からの発言を基に、その基本的な枠組みを作成した。ラオス側参加者から、事例の紹介や実際の事件での法令の適用について、議論への積極的な貢献があり、ワークショップ参加者の間で、計画されている新規プロジェクトにおいて作成するモデル教材の概略や作成方法について、一定の認識の共有が図られた（添付資料4－5参照）。

### （2）新規プロジェクトの活動及び実施体制についての実務者レベルとの協議

実務者レベルとの協議においては、条文の意味や理由等を分析すること、要件・効果を区別して記述すること、実際の事例を取り上げることなど、新しいモデル教材の記述内容について高い評価を得た。さらに、上記（1）のワークショップにおいて、関係4機関からの参加者（地方からの参加者を含む）が一堂に会し、実務と理論に携わる人が一緒に議論ができたことの意義の大きさについても高い評価を得た。

そして、これを前提に、「様々な読者層（学生、実務家、教員、一般国民等）が利用できるみんなのための本」を作ることを合意した。そのために、理論面の記載に加え、事例や判例に関する詳細な説明を入れるなどの工夫をすることの重要性などについても協議が行われた。このような読者層にアピールできる本のタイトルについても意見交換が行われ、「手引書」、「解説書」等の様々な意見が出されたが、具体的なタイトルについては、新規プロジェクトの活動の中で決定していくこととした。

さらに、本の分量に関し、上記ワークショップにおいて作成した契約法40条・財産法58条に関する本の概略部分（約8ページ分）は、ほんの一部であることを共有した。全体として膨大な分量になると思われるが、ワーキング・グループを構成し、参加者が協力して進めることについても協議を行った。ワーキング・グループメンバーについては、高官を含めた会議において協議することとした。

実際の作業においては、立法の沿革や判決等の情報収集が課題である旨の指摘があったが、だからこそ関係4機関それぞれが有している情報・知見を共有することが重要であることが共有された。また、関係4機関以外の情報入手先として、国会、土地管理庁など他の省庁、判決執行局、村の調停委員会等が挙げられ、ワーキング・グループメンバーが所属する部署以外の部署や他の省庁の協力も得ながら進めることが合意された。作業のプロセスとしては、執筆担当者が担当部分の執筆をいきなり始めるのではなく、各論点についての理論面・実務面からの分析・研究が行われなければならないことについても認識を共有した。

### （3）新規プロジェクトの活動及び実施体制についての高官レベルとの協議

上記（2）の協議を踏まえ、司法省次官、最高人民検察院次長検事、最高人民裁判所事務局長及びラオス国立大学副学長を招いた会議を行った。この会議においては、以下の事項が協議された。

- ▶ プロジェクト事務所は最高人民検察院に置く。

- ワーキング・グループメンバーについては、関係4機関がリスト案を提出する。
- Logistics and Liaison Unit には、ワーキング・グループメンバーのうち、各関係4機関から一名ずつが参加することとし、その4名が日常的に長期専門家等と連携を取り合うことにより関係4機関の調整を行う。
- ワーキング・グループは、各論点についての理論面・実務面からの分析・研究を協力して行い、必要に応じ他部署・他機関からの協力を依頼する。
- 関係4機関は、ワーキング・グループメンバーの仕事量に関し、ワーキング・グループの作業量を斟酌する。

#### 4-5 団長所感

##### (1) 若手の参加意欲の高さ

まず、何よりも指摘すべきは、計画されている新規プロジェクトに対するラオス側の参加意欲の高さと積極的な姿勢である。上記(1)のワークショップにおいても、上記(2)の協議においても、特に若手の参加者から、ラオス法それ自体の体系的な法理論を作っていくこと、理論と実務をつなげて考え分析すること、といった新しいチャレンジに対する大きな期待感が示された。そして、たとえ困難な仕事であっても自分たちがやり遂げたい、という高いオーナーシップが示された。このような取り組みは、ラオスにおいて初めての試みであり、様々な障害にぶつかることが予想されるが、計画されている新規プロジェクトにおいては、こうした若手を活動に取り込み、エンカレッジしながら活動を進めることが重要であり、それができれば、新規プロジェクトは成功が期待できよう。

##### (2) 高官レベルのコミットメント

次に、関係4機関の高官レベルのコミットメントの高さも、新規プロジェクトが成果をあげるであろうことを予期させるものである。本年(2009年)5月から6月の調査時において、高官レベルに検討を依頼していた事項、すなわち、ワーキング・グループメンバーの慎重な選定、プロジェクト事務所の場所について、今回の調査までに、各機関及び機関相互間で検討が行われていた。

この点、ワーキング・グループメンバーについては、各機関が慎重な人選を行っており、現時点では、司法省は20名(各法科大学から3名ずつの教員、司法研究所から3名、その他日本留学経験者等)、最高人民検察院は9名、最高人民裁判所は7名～9名、ラオス国立大学は9名のワーキング・グループメンバーの人選を検討していた。

また、プロジェクト事務所についても、最高人民検察院に加えラオス国立大学(法・政治学部)も候補に挙がったが、円滑な実施という観点から、最高人民検察院が選定された。最高人民検察院からは人員上の制約があることが示されたが、この点については、Logistics and Liaison Unitの4名が協力して活動を支えることも合意された。

関係4機関の高官は、新規プロジェクトがキャパシティ・ディベロップメントを目的とするものであることについても認識をしており、若手を「訓練する」(キシン次官)ことに対する期待も示された。

### (3) 新規プロジェクトの目標（キャパシティ・デベロップメント）の共有

ただし、協議参加者の一部からは、「執筆担当者が各自に割り当てられた部分を書いてみて、編集会議で他の執筆者と協議をすればよい」、「その分野のエキスパートが書くべきである」という発言に見られたように、これまでのラオスにおける法律の教科書の作成方法に拘泥しているような意識も見られた。新規プロジェクトは、各自の経験・知見を基にこれまでと同じスタイルの「教科書」を作成するのではなく、関係4機関（及び他機関）が有する情報・知見・経験を共有しあい、ラオス法の理論面・実務面の体系的な分析・検討を行い、その過程で、ワーキング・グループメンバー及び関係4機関のキャパシティ・ディベロップメントを図ることが目標である。この点の認識の共有は、ことあるごとに行っていく必要がある。

## MEMORANDUM OF UNDERSTANDINGS

According to the Minutes of Meetings dated 3<sup>rd</sup> June 2009, the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) dispatched a preparatory survey team from 20<sup>th</sup> September to 25<sup>th</sup> September 2009 (hereinafter referred to as ‘Team’). With regard to the prospective cooperation project (hereinafter referred to as ‘Project’) in the legal and judicial sector of Lao People’s Democratic Republic, the Team and the Lao authorities concerned (Ministry of Justice, People’s Supreme Court, Supreme People’s Prosecutor Office and National University of Laos; hereinafter collectively referred to as ‘Implementing Organizations’) have reached the following common understandings.

### 1. Location of the Project Office

The Project office shall be set in the Supreme People’s Prosecutor Office.

### 2. Members of the Working Group

Each Implementing Organization shall submit a member list of the Working Group (hereinafter referred to as ‘WG’) to JICA Laos Office by 15<sup>th</sup> October 2009. The member list shall include: i) his/her name; ii) his/her age; iii) his/her position; iv) his/her academic background; and v) his/her expertise and/or practical background of each member.

### 3. Logistics and Liaison Unit

Each Implementing Organization shall select one person for the Logistics and Liaison Unit. The members of the Logistics and Liaison Unit, who will belong to the WG, will take a central coordination role cooperatively among the Implementing Organizations.

### 4. WG Activities

The WG members gather information, analyze and study theories and practices on subject laws prior to drafting ‘Model Teaching Materials.’ In the process of activities, the WG members from each Implementing Organization will contribute to cooperative works, exchanging their knowledge and experiences. In addition, the WG will ask for cooperation from other organizations in collecting information, if necessary.

5. Necessity of Appropriate Workload Adjustment


The Implementing Organizations will make appropriate workload adjustment taking into account predicted tasks of the WG members.

6. The Way Forward

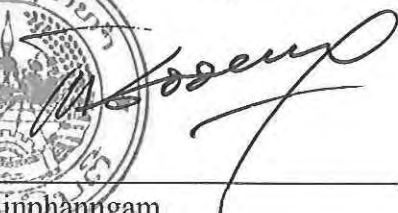
After selecting members of the WG and the Logistic and Liaison Unit, the Implementing Organizations and JICA will commence preparing works for the second workshop in January 2010.

Vientiane, 24<sup>th</sup> September 2009




  
Mr. Naoshi Sato  
Team Leader  
Preparatory Survey Team  
Japan International Cooperation Agency



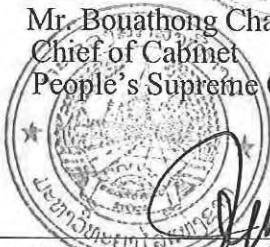
  
Mr. Kysinh Sinphanngam  
Vice Minister  
Ministry of Justice




  
Mr. Langsy Sibounheuang  
Deputy Supreme People's Prosecutor  
Supreme People's Prosecutor Office



  
Mr. Bouathong Chanthamalinh  
Chief of Cabinet  
People's Supreme Court



  
Assoc. Prof. Lammai Phiphakhavong  
Vice-President  
National University of Laos

### ບົດບັນທຶກຄວາມເຂົ້າໃຈ

ອີງຕາມບົດບັນທຶກ ກອງປະຊຸມຄັ້ງວັນທີ 3 ມິຖຸນາ 2009, ອົງການຮ່ວມມືສາກົນຍີ່ປຸ່ນ (ຕໍ່ໄປນີ້ເອີ້ນວ່າ "ໂຈກາ") ໄດ້ສົ່ງທີມງານສຳຫລວດເພື່ອກະກຽມໂຄງການ ແຕ່ວັນທີ 20 - 25 ກັນຍາ 2009 (ຕໍ່ໄປນີ້ເອີ້ນວ່າ "ທີມງານ"), ໂດຍອີງຕາມ ໂຄງການຮ່ວມມື (ຈາກນີ້ໄປເອີ້ນວ່າ: ໂຄງການ) ໃນຂົງເຂດ ກົດໝາຍ ແລະ ຍຸຕິທຳ ຂອງ ສປປ ລາວ, ທີມງານ ແລະ ອົງການ ຈັດຕັ້ງທີ່ກ່ຽວຂ້ອງ ຝ່າຍລາວ (ກະຊວງຍຸຕິທຳ, ສານປະຊາຊົນສູງສຸດ, ອົງການໄອຍະການປະຊາຊົນສູງສຸດ ແລະ ມະຫາວິທະຍາໄລແຫ່ງຊາດ; ຈາກນີ້ໄປເອີ້ນວ່າ ອົງການຈັດຕັ້ງປະຕິບັດໂຄງການ) ໄດ້ບັນລຸຄວາມເຂົ້າໃຈກັນຂັ້ນພື້ນຖານ ດັ່ງນີ້:

1. ທີ່ຕັ້ງຂອງທ້ອງຖານໂຄງການ

ທ້ອງຖານຂອງໂຄງການຈະຕັ້ງຢູ່ທ້ອງຖານອົງການໄອຍະການປະຊາຊົນສູງສຸດ

2. ສະມາຊິກຂອງຄະນະຊຽນປຶ້ມ

ແຕ່ລະອົງການຈັດຕັ້ງປະຕິບັດໂຄງການຕ້ອງສົ່ງລາຍຊື່ຄະນະຊຽນປຶ້ມ (ຕໍ່ໄປນີ້ເອີ້ນວ່າ WG) ໃຫ້ທ້ອງຖານໂຈກາລາວ ໃນວັນທີ 15 ຕຸລາ 2009, ລາຍຊື່ຄະນະຊຽນປຶ້ມ ຕ້ອງປະກອບດ້ວຍ: ຊື່ ແລະ ນາມສະກຸນ, ອາຍຸ, ຕຳແໜ່ງ, ປະຫວັດການສຶກສາ ແລະ ວິຊາເອກກົດໝາຍ ຫລື ວິຊາທີ່ຕົນຊຳນານ.

3. ໜ່ວຍງານບໍລິຫານ ແລະ ປະສານງານ

ແຕ່ລະອົງການຈັດຕັ້ງປະຕິບັດໂຄງການຕ້ອງເລືອກເອົາພະນັກງານຂອງຕົນເອງ 1 ທ່ານ ເພື່ອເຮັດວຽກບໍລິຫານ ແລະ ປະສານງານ. ສະມາຊິກຂອງໜ່ວຍງານບໍລິຫານ ແລະ ປະສານງານ ທີ່ຂຶ້ນກັບຄະນະຊຽນປຶ້ມມີພາລະບົດບາດເປັນໃຈກາງປະສານງານພົວພັນຮ່ວມມືລະຫວ່າງອົງການຈັດຕັ້ງປະຕິບັດໂຄງການ.

4. ການເຄື່ອນໄຫວຂອງຄະນະຊຽນປຶ້ມ

ຄະນະຊຽນປຶ້ມມີພາລະບົດບາດລວບລວມຂໍ້ມູນຂ່າວສານ, ວິເຄາະ ແລະ ສຶກສາທິດສະດີ ແລະ ເລີ່ມພາກປະຕິບັດຕົວຈິງຂອງກົດໝາຍກ່ອນ "ປຶ້ມຄູ່ມືຕົວແບບໃນການສອນ" ໃນຂະບວນການດຳເນີນງານນີ້ ຄະນະຊຽນປຶ້ມຈາກແຕ່ ລະອົງການຈັດຕັ້ງປະຕິບັດໂຄງການ ຈະປະກອບສ່ວນເຮັດວຽກຮ່ວມກັນ, ແລກປ່ຽນຄວາມຮູ້, ປະສົບການ. ນອກຈາກນີ້, ໃນກໍລະນີຈຳເປັນຄະນະຊຽນປຶ້ມຈະຂໍຄວາມຮ່ວມມືຈາກອົງການທີ່ກ່ຽວຂ້ອງ ໃນການເກັບກຳຂໍ້ມູນຂ່າວສານ.

5. ຄວາມຈຳເປັນໃນການແບ່ງຄວາມຮັບຜິດຊອບທີ່ຈຳເປັນ

ອົງການຈັດຕັ້ງປະຕິບັດໂຄງການຈະມີການແບ່ງໜ້າທີ່ວຽກງານ ຕາມຄວາມເໝາະສົມຂອງວຽກທີ່ຄາດໄວ້ສຳລັບຄະນະຊຽນປຶ້ມ.

6. ທິດທາງໃນຕໍ່ໜ້າ

ຫລັງຈາກເລືອກຄະນະຊຽນປຶ້ມ ແລະ ໜ່ວຍງານບໍລິຫານ ແລະ ປະສານງານສຳເລັດແລ້ວ, ອົງການຈັດຕັ້ງປະຕິບັດໂຄງການ ແລະ ໂຄງການໂຈກາຈະເລີ່ມການກະກຽມວຽກງານສຳລັບການຝຶກອົບຮົມໄລຍະ II ໃນເດືອນມັງກອນ 2010.

ວຽງຈັນ, ວັນທີ 24 ກັນຍາ 2009



ທ່ານ ກິສິນ ສິນພິນງາມ  
ລັດຖະມົນຕີຊ່ວຍວ່າການ  
ກະຊວງຍຸຕິທຳ



ທ່ານ ບົວທອງ ຈັນທະມາລິນ  
ຫົວໜ້າຫ້ອງການ  
ສານປະຊຳຊົນສູງສຸດ



ທ່ານ ຮສ. ລໍຊໄມ ພິມຂະວິງ  
ຮອງອະທິການບໍດີ  
ມະຫາວິທະຍາໄລແຫ່ງຊາດ

ທ່ານ ນາໂອຊີ ຊາໂຕ  
ຫົວໜ້າທີມສຳຫລວດເພື່ອກະກຽມໂຄງການ  
ຍີ່ປຸ່ນ ອົງການຮ່ວມມືສາກົນ



ທ່ານ ລິງສີ ສີບຸນເຮືອງ  
ຮອງໄອຍະການປະຊາຊົນສູງສຸດ  
ອົງການໄອຍະການປະຊາຊົນສູງສຸດ

## 2009年 第二回協力準備調査 日程表

Sep	19	Sat		調査団ビエンチャン到着→ラオプラザホテルへ	
Sep	20	Sun		調査団打ち合わせ	
Sep	21	Mon	AM	ワークショップ 民法教科書の作り方についてのレクチャー	International Cooperation Training Center
			PM	ワークショップ ケーススタディから学ぶ教科書作成ワークショップ	
Sep	22	Tue	AM	ワークショップ ケーススタディから学ぶ教科書作成ワークショップ	International Cooperation Training Center
			PM	ワークショップ ケーススタディから学ぶ教科書作成ワークショップ	
Sep	23	Wed	AM	司法省・最高人民検察院・最高人民裁判所・ラオス国立大学の準高官とのミーティング	ラオス国立大学
			PM	司法省・最高人民検察院・最高人民裁判所・ラオス国立大学の準高官とのミーティング	ラオス国立大学
Sep	24	Thur	AM	司法省・最高人民検察院・最高人民裁判所・ラオス国立大学の高官及び準高官とのミーティング	ラオス国立大学
			PM	司法省・最高人民検察院・最高人民裁判所・ラオス国立大学の準高官とのミーティング	ラオス国立大学
Sep	25	Fri	10:00～	大使館表敬	
			13:30～ 14:30	ラオス事務所挨拶	
			21:45	調査団 出発	



ラオス法整備支援プロジェクト ワークショップ概要

Ver. 2009/10/15 法・司法課

		要確認事項
1. 日時	2009年9月21日(月)～22日(火) 9:00～16:30	
2. 会場	International Cooperation Training Center	
3. 参加者	司省キシン副次官、最高人民檢察院ランシナー次長検事 最高人民裁判所フワトン事務次官、ラオス国立大学サイコン副学長 他、のべ150名	参加人数(地方からの参加者) MOJ26(6)、OSPP24(5)、PSC23(5)、Fol.20 TOTAL 93
4. 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラオスの法曹関係者が、民法に関する具体的な事例を基に、教科書を作るための論点やノウハウを学び、モデル教材を作成するイメージを明確に持つ。</li> <li>・新規案件に関わる中央、地方を含め全ての関係者が一同に会することで、一体感を共有し、人的ネットワークを構築することで、今後のスムーズな案件実施に備える。</li> </ul>	
5. プログラム 1日目	<p>オーブニング 9:00～10:00</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開会の挨拶(ラオス事務所:10分)</li> <li>・開会の挨拶(Mr. Kisinth Sinphangna, Vice Minister of MOJ:10分)</li> <li>・民法の現状と今後の展開(MOJ Mr. Nalonglith:15分)</li> <li>・ラオスと日本で共同作成した教科書の考察及び今後の期待(法科大学:15分)</li> <li>・ラオス法整備支援の概要及び本ワークショップの目的(佐藤直史団長:10分)</li> </ul>	受付開始 8:30
	<p>第一部 10:00～11:00</p> <p>民法教科書を作る:前半(松尾先生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の民法教科書の構成・内容・執筆上の工夫、複数名執筆による民法教科書の作成手順や注意点</li> <li>・できれば、Ⅲの全体目次、即時取得を題材にした叙述例まで説明</li> </ul>	
	<p>11:10～12:30</p> <p>民法教科書を作る:後半(松尾先生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の民法教科書の構成・内容・執筆上の工夫、複数名執筆による民法教科書の作成手順や注意点</li> <li>・できれば、Ⅲの全体目次、即時取得を題材にした叙述例まで説明</li> </ul>	
	ランチタイム	
	<p>第二部 14:00～15:20</p> <p>ケーススタディ「問題2(即時取得)」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・即時取得に関する問題の紹介及び論点整理</li> <li>・日本法を適用した場合の解答例とその文章化</li> <li>・他国の例の紹介(時間が余れば)</li> </ul>	
	<p>第三部 15:30～16:30</p> <p>ケーススタディ「問題2(即時取得)」及びラップアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラオス法(財産法58条、契約法40条など)を適用した場合の解答例とその文章化</li> </ul>	

	第一部 9:00~10:30 10:40~12:10	ケーススタディ「問題2(即時取得)」 ・即時取得に関する問題の紹介及び論点整理 ・日本法を適用した場合の解答例とその文章化 ・ラオス法(財産法58条、契約法40条など)を適用した場合の解答例とその文章化	受付開始 8:30
	ランチタイム		
	第二部 13:40~15:00	ケーススタディ「問題5(不法行為)」 ・ラオス法(非契約債務法1条~9条など)を適用した場合の解答例とその文章化	
	第三部 15:00~16:00	ケーススタディ「問題5(不法行為)」及びラップアップ ・ラオス法(非契約債務法1条~9条など)を適用した場合の解答例とその文章化 ・ラップアップ	
	クロージング 16:00~16:30	・各機関代表者からの感想(ラオス4機関より) ・閉会の挨拶(Mr. Kisin Siphangna, Vice Minister of MOJ)	
6. 資料	①ラオス民法(土地法、契約法、財産法、不法行為法部分) ②日本民法のラオス語(即時取得、不法行為法部分) ③ケーススタディ問題(ラオス語、各人配布、3ページ) ④「民法教科書を作る」レジュメ&PPT(ラオス語、各人配布、5ページ) ⑤教科書の全体目次(ラオス語、各人配布、約10ページ) ⑥教科書の小目次・工夫が分かるページ「動産の即時取得」(ラオス語、各人配布、約10ページ) ⑦日本語の教科書(会場入り口に配置)		①ラオス事務所にて印刷 ②ラオス事務所にて印刷 ③翻訳完了 ④翻訳完了 ⑤翻訳中 ⑥翻訳中 ⑦2セット事務所に送付
7. 役割分担	佐藤直史団長・・・全体統括、コメンテーター 松尾教授・・・1日目のプレゼンテーター、ケーススタディのコメンテーター 渡部教官・・・ケーススタディのプレゼンテーター、コメンテーター 瀬戸先生・・・通訳(ラオス語→日本語) チャンタソンさん・・・通訳(日本語→ラオス語) 赤根部長・・・コメンテーター 瀬井専門官・・・速記のエキスパート 川台・・・受付、設営、進行・タイムマネージメント、その他ロジ 澤田さん、渡部さん・・・受付、設営、マイク受け渡し、写真撮影、リスト作り		
8. 機材	パソコン3台、プロジェクター2台、スクリーン2台、書画カメラ1台、ホワイトボード3個、模造紙、ペン		
9. その他	受付にて、名簿チェックと共に、各人の連絡先を入手。その後メーリングリストを作成し、本ワークショップの議事録を共有。ネットワーキ化を図る		リストは澤田さん、渡部さんに依頼。 PCが無い人もいるので、ハードコピーでのフォローも必要

## 問題（民法ワークショップ）

### 1（物権法：不動産）

Aから土地を買って引渡しを受けたBは、その土地に自宅を建てたうえ、庭に先祖の石像を置いていた。しかし、Sが実はその土地は自分のものであると主張し、建物・石像を撤去し、土地を明け渡すよう請求してきた。この場合、Bは建物や石像を撤去して立ち退かなければならないか。

(1) Sの主張の根拠は何か。Sは土地の財産権をどのような事実について証明できれば、Sの主張を根拠付けられるか。(i) SがAからその土地を取得したと主張する場合と、(ii) A以外の者から取得したと主張する場合とに分けて検討しなさい。また、土地の登記については、Aにある場合、Bにある場合、Sにある場合のそれぞれについて検討しなさい。[土地所有権に基づく請求権、物権変動の基本原則]

(2) 土地は不動産であるが、建物や石像はどうか。BがTから融資を受けるためにこの土地にTの抵当権を設定する場合、その効力は建物や石像にも及ぶか。建物はどのように登記されるか。[不動産の定義]

(3) SのBに対する請求が、BがAから土地の引渡しを受けてから21年後だった場合はどうか。[取得時効]

(4) BがSの請求に応じなければならなかった場合、BはAに対してどのような主張ができるか。[錯誤、詐欺、売主の瑕疵担保]

(5) Bがこの土地・建物・石像をCに売却し、登記を移転し、引渡しをしていた場合、SはCに対して建物・石像の撤去、土地の明け渡しを請求できるか。[無権利者からの取得者（第三者）の保護、取引安全の確保]

### 2（物権法：動産）

XはYから水牛を一頭買ったが、その水牛は実はYがAから盗んだものであった。また、YがAから水牛を盗んだときに水牛は妊娠しており、XがYから水牛を買った後に子牛を1頭産んだ。[この場合、AX間の法律関係はどうか。(注：善意と悪意の場合を分けて検討していただくことを念頭においているため、善意・悪意の記載をしません)]

(1) AがXに対して水牛の返還を請求してきた場合、Aは返還しなければならないか。水牛の子についてはどうか。[動産所有権に基づく請求権、動産物権変動の基本原則、占有離脱物の即時取得、元物と果実]

(2) AはXから水牛の返還のほかに、XがYから水牛の引渡しを受けてからAに返還するまでの使用利益の返還も求めることができるか。[所有権に基づく請求権と使用利益の返還]

(3) AがYに水牛を預けていたが、それをYが自分の水牛であるとしてXに売却し

た場合において、AがXに水牛及び水牛の子の返還を請求したときはどうか。[占有委託物の即時取得]

### 3 (物権法：担保物権)

XはYに対して1,000万円を貸し付け、これを担保するために、Y所有の水田に抵当権を設定し、登記した。

(1) 抵当権の設定および登記の仕組みについて説明しなさい。[抵当権設定の基本原則]

(2) Y所有の水田を、Zが何らの権原なしに利用している場合、XはZに対してどのような請求ができるか。[抵当権の効力]

(3) Y所有の水田に生えていた樹木をZが伐採し、水田から搬出し、Aに売却してしまった。YはAからこの樹木を取り戻すことができるか。Aがその事情を知っていた場合と知らなかった場合とに分けて検討しなさい。[抵当権の効力、抵当権が及ぶ目的物の範囲]

(4) Yが1,000万円の支払期限が到来しても返還できなかったことから、Xは抵当地であるY所有の水田の抵当権を実行したいと考えている。その手続について説明しなさい。その場合、抵当権設定・登記前から水田に生えていた樹木、抵当権設定・登記後に水田に設置された揚水機も水田とともに売却することができるか。[抵当権が及ぶ目的物の範囲]

### 4 (債権法：契約)

XはY経営の店で、国内・国外両方で観られると店内の説明に表示されていたDVDを、自宅でも海外出張先でも観たいと考えて3,000円で購入した。しかし、Xが海外出張の際確認したところ、DVDは国内でしか観られない作りのものであることがわかった。

この場合において、XはYに対し、どのような法的根拠に基づいて、どのような請求ができるか。考えられる法的構成を検討しなさい。[錯誤、詐欺、売主の瑕疵担保、債務不履行]

### 5 (債権法：不法行為)

Xは飲酒運転をしていたYの車にひかれ、重傷を負って半年間入院し治療を受けた。しかし、Xは半身不随となる後遺症が残り、会社を辞めなければならなくなった。

(1) XがYに損害賠償を請求する場合、Xはどのようなことを主張し、立証しなければならないか。[不法行為の成立要件と立証責任]

(2) XがYに請求できる損害賠償の範囲にはどのようなものが含まれるか。[損害賠償の範囲と因果関係]

(3) Xは特別な技術をもった優秀な従業員で、Xの事故によって会社にも損害が発

生した場合、会社はYに対して賠償請求することができるか。[間接被害者]

(4) Xは後遺症が残った原因には、Xが事故によって入院したZ病院の医師Aの手術ミスも影響していると考えている。この場合、XはYのほか、ZやAにも損害賠償請求することができるか。できるとすればどの範囲か。[共同不法行為、過失・因果関係の立証、損害賠償の範囲、使用者責任]

## 6 (家族法)

Xの夫Yは、Aから100,000 キープを借りた。しかし、返済期限の3か月が過ぎても、YはAに返済することができなかった。Yには財産がなく、返済の目途は立っていない。

(1) と (2) は別個の問題である。

(1) YがAから借りた100,000 キープは、Xとの生活費に当てるためのものであった。この場合、AはXに対し、100,000 キープの返済を請求することができるか。[夫婦財産制]

(2) YがAから借りた100,000 キープは、Yの趣味であるゴルフ用具を購入するためであった。この場合、AはXに対し、100,000 キープの返済を請求することができるか。AがYへの融資金の用途を知っていた場合と知らなかった場合に分けて検討しなさい。[夫婦財産制]

その後、XとYは協力して働いて貯金を貯め、土地を買って建物を建てた。土地・建物の登記名義は、便宜上Y名義になっていた。この場合において、次の問題を検討しなさい。(3) と (4) は別個の問題である。

(3) XとYが離婚した場合、XやYに対し、土地・建物について何らかの権利を主張することができるか。[夫婦財産制、離婚による財産分与]

(4) XとYは海外旅行中に事故で死亡したが、どちらが先に死亡したかは明確でない。X・Y間に子はなく、XにもYにも兄弟姉妹はなかったが、Xの父AとYの母Bが生存している。この場合、土地・建物は誰の所有物になるか。[相続、同時死亡]

## ワークショップ 議事録

## 【目次】

- ・ラオス側からのプレゼンテーション要旨 P. 1～2
- ・9月21日 ワークショップ1日目議事録 P. 3～21
- ・9月22日 ワークショップ2日目議事録 P. 22～36

## 【ラオス側からのプレゼンテーション 要旨】

1. 司法省ナロンリット氏からのプレゼンテーション

## (1) 民法の発展状況について

ラオスでは、5年の任期である国会において立法計画を策定する。本立法計画に基づき、契約履行担保に関する法律（2005年に立法済み）、遺産相続に関する法律、家族法、契約内の債務、契約外の債務に関する法律（上記3つは2008年）、国籍法（2004年改正）、土地法（2003年改正）、2010年は公証人法を制定予定、財産法を改正するかも検討中。

## (2) 民法系の法律の改正について

## ・ 担保法

2004年、質権に関し、質に預ける場合には対象物を債権者に預けなければならないということを明確化した。また、債権者が対象物を占有しない場合についての条文に関し、対象物を債権者に対して預け入れないという制度について追加した。さらに、動産に関して、商標に対する権利、農業分野の権利、果実収益物に関する将来的な利益に関する条文を新設した。

## ・ 契約内の債務、契約外の債務に関する法律

契約内の債務と契約外の債務に関する法律を一つにまとめた。また、口頭による契約を承認した。その他、様々な電気機器を使った契約、メールやファクスを使った契約も認めた。

## (3) 今後の民法典の起草に関する報告

民法典の起草という目標は2020年までのマスタープランの中に含まれており、先週、政府によって了承された。民法典は、2010～2015年までに起草するという予定が記載されている。それに合わせて、司法省の中にも起草準備に関する準備グループを設置して準備している。今回のプロジェクトは、民法を理解する準備段階にあたりと考えている。

2. 前プロジェクト作成の民法教科書について

## (1) 良かった点

- ・ 民法の基本原則について述べられているので、教員が民法を教える上での基礎教材となっており、特に民法の一般原則を学ぶときや教えるときに使っている。その他にも、様々な契約の種類等、民法の各論においても教員が教える中で役に立つ教材となっている（司法省管轄の法科大学：サバナケット校）。
- ・ 多くの法令用語に関する説明が行われており、特に、基本的な法律用語について説明がされているので、教員や学生に有用である。その他にも、ドイツ、日本、ベトナムなど様々な国の法制度が比較されているところが特徴で、教員が読んでも、比較法的視点からみることができる（司法省管轄の法科大学：中部法科大学校）。

- ・ 特に民法の総則、中でも契約外の債務に関することについて利用することが多かった。内容も広い分野が記載されており、他国との比較も役に立った。図書館に置いたことにより、学生たちの卒論やレポート等にも役に立った（司法省管轄の法科大学：北部法科大学校）。
- ・ 民法の基本原則等については、大学教育に適した教科書だと感じた。多くの外国の制度が紹介されたことも有益であった（ラオス国立大学）。

## (2) 改善点

- ・ 家族法などいくつかの法律が教科書発行後に改正されているので、教科書の内容と変わった。
- ・ 法律の原則について、国内法での用語や原則という記述が少ない。
- ・ 他国の用語や他国の原則についての記述は充実しているが、国内法の法律用語や法原則に関する記述が少ない。例えば、「法人」という用語が出てくるが、ラオスの法制度の中における法人の定義についてはあまり記述されていない。また、「財産法」について、所有者がいない物の占有や他人による占有がどのように違うのかという説明がなされていない。
- ・ いくつかの点につき、簡潔すぎる・短すぎる説明がある。
- ・ 不法行為に関する損害賠償について、どの程度の損害によって、どの程度の賠償を行うのかということが明確に定められていない。
- ・ 学生のように国内法を理解できていないレベルでは、この教科書をうまく利用できない。
- ・ 外国の法律用語が用いられ、学生が読むには理解が難しい。
- ・ 法律用語の説明が非常に専門的であり、これまで法律を学んだことがない学生たちについては理解が困難。新教科書については、使用する用語を簡便にし、法の基本原則、論理構成をわかりやすい形で説明することが大事なのではないか。
- ・ 教科書を作る際に、教育に携わる教員が参加しなかったという点が問題だった。
- ・ もっとたくさんの部数が欲しい。

## 【9月21日 ワークショップ1日目】

(※発言者名は敬称略)

## ★川合

それでは時間になりましたので、始めます。

おことわり (写真撮影、音声録音)

## 紹介

司法省キシン副大臣  
 ランシー次長検事  
 最高人民裁判所  
 ラオス国立大学副学長  
 高島所長 ラオス事務所  
 国際協力専門員 佐藤直史  
 ICD 赤根部長  
 慶應大学 松尾先生  
 愛知淑徳大学 瀬戸先生  
 ICD 渡部教官  
 ICD 瀬井主任  
 慶應大学 澤田、渡辺  
 通訳 チャンタソン  
 川合

## ★高島所長挨拶

御出席の皆様方、本ワークショップの開催についてご挨拶をさせていただくことを誠に光栄に存じます。赤根部長、松尾先生、瀬戸先生に心より歓迎致します。深く感謝を申し上げます。

このワークショップは3回に渡って行われる協力準備調査の活動の一環として行われるものです。日本側の考える将来の技術協力プログラムに実例を用いて紹介することで、ラオス側の理解を得てもらうことを目的に行われます。このプロジェクトの内容を検討するために皆様との間で協議を重ねていくこととなりますが、この協議を通して両国の共通理解を持つことが大切であり、そういう意味でもこのワークショップは重要なものになります。

日本政府は、近年の法制度整備に対する支援を国際協力の重要な分野として位置づけています。法制度整備は国家運営の中核を担うものであり、健全国家の建設・運営に必要なものであります。法制度整備支援についてはこのような国家の重要事項に関する活動であり、ラオスの皆様が決意をもって開始したと推察していますし、日本側もそれを認識し、より一層の注意を持って活動して行かねばならないと理解しています。日本においても法制度整備のあり方に関する議論は活発に行っており、実施体制や制度作りの改善、過去のプロジェクトにおける教訓の集積など、さらなる支援の効果向上を考えています。

ラオスにおいては、これまでに長期専門家の派遣や本邦研修の実績があり、2006～2007年には法整備支援プロジェクトが開始されました。その後も法律家の日本への留学支援など継続的な活動が行われています。これら活動や他国での教訓を通して、法制度整備を担う中核的な人材の開発が重要であると自覚しています。



今回のプロジェクトにおいてもこのような点が重視されていて、本ワークショップで議論するような教材の作成などが含まれていますが、本当に大切なことは、教材そのものよりも教材を作成する人材の輩出にあると考えています。ラオスにおける法理論のための中核人材を育成し、そのまわりが育ち、さらにその人的基盤の上に法制度を確立していくことは長い期間が必要となります。

皆様と考え方を一つにして、プロジェクトを策定していきたいと考えています。

最後になりましたが、本ワークショップ開催に際して、関係機関の関係者の皆様に再度感謝の念を表明して、活発な議論を期待して私からの挨拶とさせていただきます。

#### ★キシン次官挨拶

本日、この会場に参加してくれた方々に敬意を表します。

私はこの度 JICA が主催した民法教科書作成の実務家レベル会議に参加できて心から感謝しています。

この会議には、日本側とラオスの4機関が参加しています。そして、ラオス政府と JICA が協力して新たな法律分野の支援が開始されることとなります。これは前回の支援に引き続き、フェーズ2として2010年から始まることになっています。

この教科書作成に関しては国際的な法理論、あるいはラオス国内の法理論を組み合わせで作成していく予定であり、分野としては民法・民訴・刑訴が対象となります。

本ワークショップは、2010年から始まるフェーズ2の第1回目の会合であり、教科書を作成することにより、ラオス側に対する知識と日本における民法の知識を得る良い機会だと捉えています。民法教科書を作成することは、法律分野の制度の発展に重要な役割を持っていると認識しています。民法教科書作成はラオスの社会における法律の理解を統一し、知識を深めるものだと考えています。そのため、このプロジェクトはラオスの政府方針にかなうものであり、法治国家を設立することにも通じるものです。

皆様方が今回のワークショップの中から多くの教訓を引き出し、これから作る教科書の中に盛り込んでいくためにも積極的に協議議論し、今回のワークショップを成功させたいと考えています。

開催していただいた日本側の皆様、参加していただいたラオス側の皆様方に再度感謝を申し上げ、また、皆様の健康と発展を願ってご挨拶と致します。

#### ★ランシー次長検事挨拶

私の方からいくつかの考えを示したいと思います。

参加者の皆様はご存じかと思いますが、今年(2009年)7月にラオスの司法省等4機関が新プロジェクトに対して基本合意を行いました。この合意文書の中では、JICAが4機関を支援して、新たな民法教科書の執筆に関する支援すると伺っています。私も民法という法律はラオスにも重要であり、実施が困難な法律だと考えています。

簡単に数字を紹介します。今年の上半期の数字だが首都内での訴訟件数で刑事1770件、民事が320件起きています。これが高裁レベルになると刑事が82件となりますが、民事事件は320件のままです。最後の再審レベル刑事86件で民事360件となっています。つまり、民事事件は解決が難しい、審級が進んでも数が変わらないのです。下級審で訴訟が終了しないと言えます。

そして、こういった司法手続きによって提訴される民事事件の中で、最も多い種類の事件は、土地を巡る紛争です。そのほか消費貸借、借金などを巡る訴訟が多くなっています。そして3番目に多い紛争形態は夫婦間の係争です。

次に、各研修機関においての民法の授業の内容ですが、やはり、法令をそのまま条文どおりに教えているのが実態だと思います。つまり、法理論、原則、立法理由等については学ばれていません。そのため、今回の JICA からの支援というのは法学教育機関に対する支援であると考えています。

私は、検察院を代表して、JICA に対して感謝の意を表します。その他にも、ここに参加していただいた皆様にも心から感謝申し上げます。皆さんと一緒に研究し、どのような民法教科書を作るべきか検討したいと思っています。皆様から多くの意見を是非多く提供してもらいたいと思います。本ワークショップの成功を祈ります。

#### ★ブワトン最高裁判所事務次官挨拶

今回の主催者の方々、参加の皆様に敬意を表します。

このワークショップについては、まさに今後、民法の教科書を作成する第一歩であり、この教科書は学生や職員が勉強するのに重要なものだと思います。この教科書作成の仕方について、様々な教訓を専門家から聞いて、日本の民法の実施に関する教訓を学んだ後、応用してラオスの法律にマッチした形で本にまとめていきます。

その他にも、この機会でも他機関の方とも意見交換し、どのような効果があったか、どのようなワーキング・グループを作ったら良いかについても検討を行う材料となる会議であると考えています。

もう一度改めて日本政府、JICA に対して心から感謝申し上げます。この会場に参加いただいた皆様、ありがとうございます。専門家からできるだけ多くの教訓を学び、今後のプロジェクトの基礎としていきたいと思っています。

#### ★サイコン国立大学副学長挨拶

この会議に参加した皆様、主催者の皆様、日本から来た先生方に敬意を表します。国立大学を代表して、教科書の作成に関するワークショップの開会式に参加できたことを心から光栄に感じています。今回のワークショップは日本政府とラオス政府の間で合意されたものの実施第一段階だと考えています。

私が嬉しく思うのは、本大学の教授ら 20 名が参加していることです。今回得られた知識、経験はさらに研究し利用して、民法教科書作成の基礎にすることができると考えており、また、今後ラオスの法整備を国際水準に合わせる観点からも重要になると考えています。

日本は、ベトナムやカンボジアに対する支援も行い多くの成果を上げています。ラオスも努力して周辺諸国に負けないように改善していくべきだと考えています。プロジェクトの成功を祈っております。

#### ★ナロンリット～民法の今後の展開について～プレゼン

参加者の皆様に対して心から感謝を申し上げます。日本及びラオスの様々な法律家の方々に対して敬意を表します。この場を借りてラオスにおける民法の発展の現状に対して報告させていただきます。

1. 民法の現在の発展状況
2. これからの改善すべき大きな原則について
3. 民法典を今後どのように起草していくかという基本方針

1. まず現在の民法の発展状況です。我々が法律を立法するときに、法律の起草手続きに関する国家主席令 2 号に基づいて立法を行います。そして、任期が 5 年の国会において、

その度に立法計画を策定し決裁をとります。現在の第6期国会では、45の法律を立法する予定です。現在既に88の法律が制定されています。立法計画による立法で民法に関するものは、契約履行担保に関する法律（2005年に立法済み）、遺産相続に関する法律、家族法、契約内の債務、契約外の債務に関する法律（上記3つは2008年）、その他に国籍法（2004年改正）、土地法（2003年改正）、来年（2010年）は公証人法を制定予定、財産法は改正を検討中です。今申し上げたのが、我々の立法計画に従って改正が行われた法律です。

2. 民法系の法律の基本原則について説明のペーパーを既に配りましたが、これまで二つの大きな法律を改正したと言えます。

1つは担保法の改正です。まず2004年に質権に関する改正がなされました。質に預ける場合には、対象物を債権者に預けなければならないということを明確にしました。これは、他国における民法の基本原則と同じです。新たに追加した条文もあります。債権者が対象物を占有しない場合についての条文です。対象物を債権者に対して預け入れない（占有におかない）制度については、判例主義の国の制度を参考にしました。これが担保法に関する大きな改正点です。担保法に関して、動産についての権利が変更になったということがあります。例えば商標に対する権利、農業分野の権利、果実収益物に関する将来的な利益に関する条文を新設しました。

2つ目に2007年に行われた大きな改正として、契約内の債務、契約外の債務に関する法律をあわせて一つの法律にした点が挙げられます。重要な部分は、口頭による契約を承認したという点です。これまでの法律には文書による契約のみを承認していましたが、新しい改正では、口頭による契約も認められました。その他に様々な電子機器を使った契約、メールやファクスを使った契約も認めています。これらの点については、過去に松尾先生と議論したことが多く盛り込まれています。

3. 今後の民法典の起草に関して、民法典の起草という目標は2020年までのマスタープランの中に含まれています。マスタープランは、先週、政府によって了承されましたが、その中で2010～2015年までに民法典を起草予定と記載されています。それに合わせて、司法省の中にも起草準備に関する準備グループを設置して準備しているところです。ご存じのように、来年（2010年）から始まるプロジェクトについて、ラオスの民法に関する理論の検討がプロジェクトの中に含まれています。今回のプロジェクトは、民法を理解する準備段階にあたりと考えています。民法典の起草は困難を伴う作業ですが、各編を起草するというものです。なお、1章1編において、総則を定めることを考えています。2010～2015年に地方議会を設置することが計画されているからです。地方議会が設置されることにより、ラオスの多くの法律が改正されると考えられており、その中に民法も含まれています。司法省と国会の中の先生たちと合同になって考えていくことは、民法典の起草は重要なことだと言えます。私の方から説明させていただいたのは、簡単な内容ですが、是非参加者の皆様からも意見をいただき、一緒に検討したいと思います。

次に、司法省に属する法科大学の方から前回プロジェクトで作成された民法教科書の効果について紹介いただき、また、どの点が良かったか、どの点が悪かったかについても意見をいただきたいと思います。

法科大学から意見をいただいた後、国立大学からも意見ををお願いします。

**★司法省に属する法科大学（サバナケット校）の意見**

これまでの民法教科書の効果ですが、非常に良いものだったと思います。これまで作成されたものは教員が民法を教える上での基礎教材となっており、特に民法の一般原則を学ぶとき（教えるとき）に使っています。例えば民法の基本原則、人、人格、法人格について述べられています。その他にも、民法の各論においても教員が教える中で役に立つ教材となっています。例えば、様々な契約の種類等が説明されています。今、申し上げたのが、私たちが評価できる点です。

問題点については、いくつかの法律（家族法など）が教科書発行後に改正されており、教科書の内容と変わっています。不法行為に関する損害賠償について、どの程度の損害によって、どの程度の賠償を行うのかということが明確に定められていないことが挙げられます。

**★中部法科大学の意見**

まずは、前回の教科書を作っていただいたことに感謝しています。編集、修正等についても多くの先生方に手伝っていただきました。非常に有益な教科書だと思います。特に教員、学生にとって有用です。多くの法令用語に関する説明が行われており、特に、基本的な法律用語について説明がされていることが非常に有用です。その他にも、様々な国の法制度（ドイツ、日本、ベトナムなど）が比較されているため、教員が読んでも、比較法的視点から見るができることが特徴です。

改善点としては、ラオスの民法制度に精通していればこの教科書は非常に有用ですが、学生のように、国内法を理解できていないレベルでは、この教科書をうまく利用できないということです。また、法律の原則について、国内法での用語、原則という記述が少ないように思われます。他国の用語、原則についての記述は充実していますが、国内法の法律用語、法原則に関する記述が少ないです。例えば、法人という用語が出てきますが、ラオスの法制度の中における法人の定義についてはあまり記述されていません。財産法については、所有者がいない物の占有や、他人による占有がどのように違うのかという説明がなされていません。この二つの条文がどのように違うのかについて十分に説明されていません。この教科書を作成する際に、教育に携わる教員が参加しなかったことが問題と思います。教員は自分で作成してないものを教科書として使わねばならない状況です。

以上が、前回の教科書の長所短所です。新しい教科書を作る際には、日本の先生方も多く参加していただくことが、良い効果をもたらすのではないかと思います。

**★北部法科大学の意見**

前回提供いただいた教科書は、我々の法学教育、教授法にとって非常に重要なものでありました。例えば、教育を行う中で、特に民法の総則に関して利用することが多かったです。特に民法の総則の中でも契約外の債務に関する点が有効でした。また、図書館に置いたことにより、学生たちの卒論、レポート等にも役に立ちました。内容も広い分野が記載されており、他国との比較で役に立ちました。

改善点は、いくつかの点につき、説明が簡潔すぎる（短すぎる）ことです。外国の法律用語が用いられ、学生が読むには理解が難しいです。また、新たに作成される教科書は部数をたくさんほしいと思います。

## ★国立大学（NUOL）の意見（ヴィサイ先生）

私は、以前の民法教科書起草委員会のメンバーです。

授業で用いた感想ですが、民法の基本原則等については、大学教育に適した教科書だと感じました。その他、多くの外国の制度が紹介されたことが有益だと考えます。

問題点については、法律用語の説明が非常に専門的であり、これまで法律を学んだことがない学生たちについては理解が困難なことです。例えば、債権について、十分な説明が行われておらず、また、用語が専門的すぎて、学生たちが十分に法の内容について理解できていません。新しい教科書については、使用する用語を簡便にするのがよいのではないかと、法の基本原則、論理構成をわかりやすい形で説明することが大事なのではないかと考えています。

## ★佐藤団長スピーチ

※謝辞については省略

JICA は 2009 年 2 月と 6 月にラオスに来て、実務家及び法学教育の現場で働く方々と様々な意見を交換させていただきました。その中で、法学教育の現場において直面する問題について、それを解決する資料や教科書が非常に少ないことがわかりました。そのような中で、私たちの前プロジェクトで作成された教科書が成果を上げていることを大変嬉しく思いますが、その教科書も日々発展する法律に照らすと改善の必要が生じています。

そこで、私たちは本年（2009 年）6 月にモデル教材を作るプロセスにおいて、現在皆様が直面している法律実務及び法学教育における問題を解決するよりどころになるものとして、体系的にラオス法学を研究することで合意しました。ラオス法自体の研究が必要だということも、皆さんからご報告いただいたとおりでと思います。

私たちはモデル教材という言い方をしましたが、これは単に学校の教材、研修教材だけではなく、学校卒業後は不要になるという類のものでもありません。法律を勉強している学生にも研修生にも実務家にも、皆さんが直面する課題を解決するヒントを与えられるものを作成することを目標にしています。そのモデル教材には、法律の基礎理論の他、日々発展しているラオス社会における法律の実務を反映した様々な情報を載せています。「手引き書」、「ハンドブック」を作成するプロセスの中で、ラオス法自体を研究するというものです。皆様にとって役に立つものを一緒に考えていきたいと思っています。そのため今回のワークショップに **for all** という言葉をつけました。

今回は、民法を題材にしますが、その作成過程をみんなで考えるということで、民訴、刑訴のモデル教材の作成方法にもつながるものです。今回のワークショップを通じて、モデル教材を作成する過程で、どのような作業、検討が必要かということをお互に共有させていただくことが、今回のワークショップの目的となります。このワークショップを通じて感じる疑問点、改善点などは、是非この場で共有させてもらいたいと考えています。また、ワークショップの後、皆様と協議させていただく機会を設けていますので、皆様から提案をいただきたいと思います。

私たちの共通のゴールはラオス法学を発展させることにあります。そのために参加された皆様と積極的に対話していただきたいと思いますし、ラオス法の最先端を共有させてほしいと思います。私たちの目指すモデル教材は、法に関わる全ての人に有用で、問題を解決できるようなものです。それを作成する過程の第一歩が今回のワークショップです。私たちの共通のゴールに大きな成果をもたらすことを祈念しております。

11 : 20～  
第 2 セッション

★松尾

みなさんこんにちは、慶應の松尾です。私は 2003 年～2007 年までラオス教科書作成のメンバーとして参加しました。今日、そのときの多くの参加者と再会することができ、嬉しく思っています。プロジェクト終了後、すぐに支援を再開するよう打診しましたが、なかなかすぐに再開できませんでした。しかし、佐藤団長ほか皆様のご尽力により、このプロジェクトを再開できたことを嬉しく思っています。先ほどキシンさんが言ったように、このプロジェクトは事実上フェーズ 2 と言えらると思います。先ほどの皆様の報告により、前回プロジェクトの良い点悪い点がよくわかりましたが、これは私たちにとって非常に有益な情報です。

これを踏まえて、次はさらに良いものができるように皆さんと一緒に努力したいと思います。今回は、より多くの参加を得て、より良いものを作りたいので、どうぞご協力宜しくお願いします。

それでは、資料の確認から始めます。

前半は 5 つのラオスの法律で、憲法 (87 条まで)、ラオス契約法 (65 条まで)、財産法 (68 条)、契約概念、日本民法の関連条文の契約が入っています。次に今回のワークショップの説例が 1～6 まで入っています。その後教科書の実例の一部の抜粋と民法教科書を作るという記事が入っています。最初の議論にこの記事を使います。

その他、図と目次の写しもあります。ご確認ください。

要点を確認します。

良い法律学を発展させることは二つの意味があります。

1. 良い立法を行うために不可欠なものという意味
2. 作られた方を適切に使いこなして、問題点を発見するという意味

法律学の発達のためにもさらに二つの大事な点があります。

1. 矛盾なく説明できる体系的な思考を発展させる
2. 抽象的な法律を具体的な事実当てはめる問題思考

この二つの思考を訓練するために教科書を作成することは非常に有益です。

様々な法分野に様々な教科書がありますが、とりわけ民法の教科書は重要です。なぜなら民法は市民社会の憲法と呼ばれるように、社会における最も基礎的な法律だからです。

そこでは、最も基本的な法律用語を定義し、基礎的な法理論を発展させるという意味もあります。我々が協力して良い民法教科書を作ることは、これから民法典を作る、あるいは民訴法を作るための基盤になると考えられます。

具体的にどうやって民法教科書を作っていくかという点につき、私たちの経験を踏まえた実例を話します。

会場の後ろに日本の標準的な民法教科書のサンプルを置いていますが、その中のハイブリッド民法を紹介します。これは 5 冊で民法全体をカバーしたものです。

先ほど、JICA プロジェクトで作った教科書については、基本原則の記述はありますが、簡潔すぎるという指摘がありました。今回はそれを踏まえて、もう少し詳しいものができたら良いのではないかと考えています。あとで手に取ってみてください。

日本にはおびただしい数の民法の教科書がありますが、今回紹介するものはスタンダードなものだと思って下さい。私自身も編集企画に参加しており、経験したもののほうが伝えやすいと思ったので、この本にしました。

(1) まず、2004年に企画会議を始めました。もちろんそこでは、何人で教科書を書くかが問題となりました。日本では本を書くときに、個人執筆、共同執筆といろいろなスタイルがあります。最近では共同執筆スタイルが増えています。共同執筆のメリットは、民法の範囲が非常に広いので、役割分担ができることです。共同執筆によっていろいろな人の意見を戦わせることができるので、様々な角度から同じ問題を考えることができます。今回のプロジェクトでもできるだけ多くの機関から参加してもらうことになるので、この共同執筆スタイルが皆さんにマッチしていると思います。

共同執筆の問題点は、担当者によって書き方、理解が異なるので、これをどうやって揃えるかが問題となります。そのため、執筆要領というものを最初に作成します。

資料(1)～(7)は実際に要領に載せたものです。

この執筆要項は編集担当者が最初に原稿を書いて、それを5人の編集者で相談したものです。最初に決めたのはタイトルとコンセプトでした。タイトルはコンセプトを反映したものですので、コンセプトと深く結びついています。

(2) がコンセプトです。この教科書は法学部と法科大学院生向けに作られたものというのがコンセプトになります。法学部とロースクールの二段階システムは2004年に始まったばかりで、始めてみるといろいろな問題があることがわかりました。例えば、法学部の段階でやっておく基礎理論の習得が不十分です。その一方でロースクールでは、ある事実の証明の仕方等の実務的教育も必要になってきます。しかし、基礎理論が不十分なままに実務面をやってもなかなか法律学の修得ができません。

そこで、法学部の基礎教育とローの実務教育を架橋するような教科書が必要ではないかと考えたわけです。この架橋するという目的のためにハイブリッドというタイトルをつけました。今回のプロジェクトではこのハイブリッドよりもさらに強力な教科書が必要になると考えています。

(3) 各巻の構成を考えました。

1. 民法総則
2. 物件、担保物件
3. 債権総論
4. 債権各論
5. 家族法

5人の編集者が一巻ずつ担当し、各巻の編集者はそれぞれが4～5人の共同執筆者を選んで、原稿を作成しますので合計20数名で作成しました。各巻執筆者が決まった段階で各巻ごとの章の構成を検討しました。最初にその結果を報告してもらったところ、章立てが巻によってバラバラでした。そこで各巻6～10章にとどめるようお願いして、要領に追記しました。各巻はそれぞれ300ページをめどに作ることで合意した結果、各巻320ページ程度のものができました。

(4) 執筆スタイルについての基本方針を定めました。

②叙述は通説判例を中心に、基本的な判例はできるだけ取り上げるようにし、その

ときに基本的な制度はもれなく解説しますが、代表的な他の教科書、注釈書法律論文なども参照して、できるだけいろいろな情報を取り込もうとしました。文章だけだと読むのが大変なので、⑤最近の重要な話題やユニークな事件等をトピックとして、読者を飽きさせない工夫をしました。理論的に進んだ問題、外国法の紹介などは further lesson として取り上げるようにしました。各巻の中の章の終わりに exam という演習問題をつけました。民法の問題はいろいろな部分に関わるので、複数の問題が重なる問題を hybrid exam として巻末につけました。⑦参考文献をつけること、⑧判例や法律用語の索引を作る等も、各巻編集者と合意しました。

(5) 刊行の経過についてですが、2004年10月開始2006年5月原稿締め切り、10月出版の予定でしたが、実際は1年ほど遅れました。各巻の編集者で難しい部分は原稿が遅れ、平易な部分は予定どおりの入稿でした。発行部数は2,500部、最初から予定していた二回増刷したので、7,000~8,000部が出回っています。

(6) は執筆と文章のスタイル、判例の引用方法などを一致させるよう依頼して、レイアウト案も統一させています。

※スクリーンにてレイアウトを表示

ここまでの執筆要項の内容です。

この執筆要項を印刷して、執筆者全員に渡しました。

### 3 執筆についての注意点

(1) まずは、個々の制度を解説するときに、根拠条文を確保します。条文を示すだけでなく存在意義、それを支える法理論などを掲載します。その中で条文の意味を具体的に解説します。例えば法律の条文には書いていないこともあります。そういう書いていないことについては、判例、学説、自説をそれぞれ紹介するようにしました。

(2) 教科書の重要な機能として索引があります。

前回プロジェクトではつけられなかったのですが、今回の教科書にはつけたいと思います。巻末に、法律用語について50音順に掲載してどこのページにあるかを指示します。判例については判例の出された年月日について掲載します。この二つの機能は教科書を作る際には不可欠の機能です。

(3) 共同執筆については、しばしば、執筆状況を調整することが必要です。

(4) 一回印刷されたものについて校正を行います。ハイブリッド民法については3回ほど校正し直しました。最終的に2007年4月に現行が揃いましたが、その後も民法の改正は続いています。本の内容が古くなったら修正して第2版、第3版と出していくのが日本の通常スタイルです。

概要は以上です。次は目次を使って全体を見ていきます。今日は時間の関係で、全て紹介できませんが、5巻全ての目次が配布されていますので、それを見て、どのように校正されているかがわかってもらえたらと思います。



1 巻の総則は全部で 10 章です。  
基礎理論で 1 章  
権利主体に 2 ～ 3 章  
物で 4 章  
権利変動の原因 5 ～ 9 章  
10 は時間の経過によって権利変動が起きる場合の解説

このように一般論を解説しています。  
2 巻は権利の種類の中でも、物件についての解説です。  
第 2 巻は全部で 9 章  
前半は物件の総論 1 と 2  
3 以降は個々の物件についての解説  
4 は所有権  
7 は質権  
8 は抵当権  
9 は法に規定がない社会の中で慣習的に使われている担保物件

第 3 巻は債権についての説明です。  
債権の説明は非常に難しいですが、それを最初に説明しています。  
債権の効力について、2 ～ 3 章で説明  
第 4 章は債権者が複数、債務者が複数いる場合の説明  
第 5 章は債権を譲渡する場合の解説  
第 6 章は債権の消滅

それを前提にして、第 4 巻は債権の各論です。  
債権の発生する原因として、まず契約。1 ～ 4 章では、個々の契約についての解説がされています。  
2 章 - 1 では売買  
2 章 - 2 では贈与  
その他、消費貸借や賃貸借など個々の契約についての解説があります。  
5 章は事務管理  
6 ～ 7 章は不法行為

最後に第 5 巻で家族法を扱っています。  
家族法は大きく分けて婚姻親子などの身分関係についての部分（1 ～ 4 章）  
5 ～ 10 章にかけては相続に関するルール

民法の全体をカバーしていることは、大体イメージしてもらえたかと思います。  
教科書の全体像はこのような感じです。

それでは、中身にどの程度のことがどのように書かれているのかというサンプルを紹介します。どの部分をサンプルとするかは随分と悩みましたが、この教科書の特徴が表わされていて、この後のワークショップでも参考となるように、即時取得について紹介します。  
みなさんの手元の資料で『民法教科書をつくる』という記事の一つ前、96 ページから始

まっています。この内容が日本で作っている教科書のラオス語訳です。

※図のスライド（ラオス語）写真 201

a 所有の牛を b が無断で c に転売したというケースです。

これを解決するためにはどのようなルールが必要かということになります。この問題の解決方法は国によって非常に違います。後ほど日本法とラオス法を使った場合でどのように違うかを検討します。日本法を紹介する基礎知識として、教科書ではどのように解説しているかを説明します。

a の立場に立てば、当然返してほしい。取得者の c の立場から考えれば返したくないと思います。

a の立場を保護するのは所有権、c の立場を保護するのは売買その他の取引行為、抽象的には市場取引の部分にも通じる権利で、この二つの権利をどう調整するかは、非常に難しい問題です。

日本民法 192 条の紹介

※条文：取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。

取引行為によって、b - c 間で平穩公然善意無過失によって動産の占有を c が始めた。

この時点では c が買った牛は b のものだと信じて、信じたことに過失がなかった場合は、c が所有者として保護される。つまり c が所有者となり、a は保護されないことを 192 条は認めている。教科書では条文の後になぜこのような制度が認められるのか、制度趣旨を説明しています。

これは動産に限定されます。動産は頻繁に取引されますし、所有者が誰かを特定して取引することが非常に難しい。所有者の確認をあまり厳しくすると取引の円滑商業の発達を妨げるのではないかと日本の法律は考えました。そういう趣旨をここで解説しています。

さらに **fortherlesson 2 - 3** において、この制度が日本に取り入れられたときに、どういう経緯、議論があったかという若干進んだ話題を掲載しています。時効制度の一種と捉えていたことに始まり、それが所有権取得の原因と変化していった経緯を紹介しています。

趣旨を説明した後、そこで出てきた言葉（用語）、動産とは何か等をその後により詳しく解説しているのがわかると思います。動産の中でも登記登録制度があるものは除きます。

取引行為とは何かについての説明

取引の中に売買、贈与、つまりただでもらっても即時取得の要件が揃えば所有者になりうるという解説

立法例が分かれていて、国によっては贈与の場合は無効というものも少なくない。

その後、これらの用語の説明が続き、即時取得の効果の説明

売買と同様所有権を取得します。c が取得したら a はどうなるのかについては、勝手に処分した b に対し損害賠償請求ができるという説明。さらにその後に付け加えてほしいのですが、ただで取得した場合には牛の所有権は手に入るが、そこから生じた利得については返還すべきだという話があります。

これは学説でそういう議論があるという話に留めています。

盗品・遺失物の場合には例外がある旨解説（193 条）

※図で確認（二番目）

b が盗んで c に売った場合、盗まれて二年間は牛を返せと請求できます。これは自分が預けたという人は預けたことに落ち度がありますが、盗まれた場合は落ち度がないので、

こういう理屈になります。ところが、そうすると c はかわいそうです。自分が買った牛が正当なものか盗まれたものか、善意であれば知りようがありません。そこで、本文に解説があるとおり 194 条に占有者保護のための特別規定を設けています。

もっとも、b が市場取引（商人である等）を行うものであることが必要です。

今の話をまとめると a の牛を b が盗んだ、これを自分の牛として c に売った場合、

c は善意無過失で買った

a は私の牛なので返せと言ったが、c は 192 条で自分の牛だと主張

a は 193 条で返せと主張

c は商店または商人の b から買ったのだから、その金額を払ってくれないと返さないと主張できる。

即時取得のような制度を解説するために教科書では 10 ページくらいを使って解説していることがわかっていただければいいと思います。

※書画カメラで撮影～項目立てについて示す。

テキストに書くとわかりやすいと思います。

次に索引について説明します。これが共同執筆による教科書作成のサンプルです。これはあくまで例ですので、今後のプロジェクトにおいては、もっと踏み込んだものを作りたいと思います。

14 : 10～

第 3 セッション

#### ★松尾

午前中の民法教科書の作り方、内容の校正、記述の仕方などの説明について、質問があればお願いします。

#### ★質問者 1（チャンタリー氏）

多くの参加者が執筆に関わるという点には賛成です。民法を作成するときには、当然民法の条文について各々説明することになります。その上で、条文を用いて具体的な説明があったことを嬉しく思います。

午前中の講義で説明してもらった 192 条について質問があります。日本民法における返還請求について、c に占有が渡ってしまった場合は c に所有権が渡ってしまうという内容だったと思います。そこで、日本の民法の中で所有権の定義を説明していただきたいと思っています。

ラオスでは所有権とは 3 要件、処分権を有し、利用する権限、果実を得る権限がありますが、日本との違いを明らかにするために日本での所有権の定義を教えてください。

もし、c に対して所有権が移転する場合には、c に確定的に所有権が移るのか、牛の場合は、一頭が 200 万キープの値段がついたりする場合がありますが、このような高価なものでも同様か、その他、付加価値の高いもの（例えば多産の牛）ではどうか。ラオスでは人に預けることで a が過失にはならないのですが、それでも c が手に入れた物を返さないといけないのか、無断で b が借りた場合はその値段を返さないと取り返せないのかについて教えてください。

**★松尾**

質問はまさにこれからの午後のセッションを行う上での非常にいい問題提起だったと思っています。第二部に入ってから話したいので、しばしお待ちください。

**★渡部**

質問がありますかという話ですが、別に質問という形でなくても構いません。

これから、みなさんと一緒に教科書を作っていくわけですが、その入口として松尾先生に話していただいたわけで、作り方とか、校正についての方法論に意見、提案があればと思います。

**★質問者 2**

執筆担当者はどういう出自の人でしょうか。

**★松尾**

編集者の5人は大学の教員でした。大学の教員のほか裁判官、実務に詳しい弁護士に書いてもらいました。この教科書は主たる読者が学生なので、大学の関係者が多かったと言えます。しかし、このプロジェクトはもっと実務の実際のやり方、直面している問題、法に記載されていない取り扱い等を記載することも考えられ、大学、司法省、裁判所等、多くの実務家の協力が必要だと思われれます。日本でもそのような実務家と学者の共同作業が増えています。

**★質問者 3**

2つ質問があります。

国立大学において、独自方法で教科書を作成したことがあります。午前中の講義の方法をとることで、どの程度向上しますか。

必ずしも教科書を統一しなくても良いと思っています。一部においては独自に教科書を作成し、教科書を大学によって選択したら良いのではないのでしょうか。ラオスでは、統一した教科書を作成し、全国に一律で用いるということが検討されています。教科書を統一する方法と、しない方法との違いについて、どうお考えか教えてほしいです。

**★国立大学側からのコメント**

学内ではどのような原則に基づいて教科書を書かねばならないという明確なルールはありません。多くの場合、法律の原則、理論を書く場合は法律の条文に基づいたものが多いです。法律の条文に書かれている順番に記載されています。私が作成した教科書では、民法典で使われているような構成をとっていました。人、財産等総則的なものから順に書いて作った経験があります。

**★松尾**

教科書の書き方で我々が注意した点は、構成は理論的に筋の通った形で体系的な構成をとることです。条文と条文の間で矛盾や間隙がある場合に気づきにくい傾向にあるからです。読者にとっても、なぜその条文が必要なのか、どんな役割を果たしているのか、どの程度広く解釈していいのかを考えることができます。教科書で重要なことは記録そのものではなく、その教科書をもって理解することだと考えています。読者にとって使いやすいものが良いのではないのでしょうか。教科書の統一については、議論しながら進めたいと思

いますが、最初は統一したものでいいけれど、徐々に新しい物が発刊され、好きな物を選べるというのが良いと思います。最初の段階からいろいろなものが出て、読者を混乱させるのは避けたいです。良い意味での競争が発生し、版を重ねる等して、どんどん成熟を図っていけないのではないのでしょうか。

★ヴィエンヴィライ先生

国立大学法学部においても教科書作成のいくつかのノウハウはありましたが、これまで作成した教科書は、あくまで教授をするための教材であったと言えます。既に様々な分野に関する法律の教科書があり、全部で40冊になります。これらの教科書はSIDAの支援を受けながら執筆したものです。

執筆の基本原則はありますが、全ての教科書がこれに従っているわけではないのが現状です。一つめの規則は、執筆を担当する者は執筆する内容について専門的知識をもった者が執筆しなければならないこと。二つめは、他人の丸写しやコピーはいけないということ。引用は大事ですが、出典は明記することが必要です。

現在作成されている教科書は、質が十分保証されているものではありませんが、教授するには困らない程度のものでできあがっています。

しかしながら、検察庁や裁判所、司法省などの実務機関が集まることによって、実務の内容が教科書に含まれることは非常に良いことだと思います。日本で行われている共同執筆の方法は優秀だと思いますが、それをラオス国内で使えるものにするには、まだラオス国内で検討する必要があると思います。

★松尾

日本でも専門家（実務家）の知識がほしいのですが、専門家が集まって一堂に会す機会がなかなかありません。是非このような機会を使って教科書を作っていければと思います。

★渡部

日本でも各機関が集結して教科書をつくるのはそう例のないことです。

民法、民訴の全ての分野をカバーして書くというのは難しいですが、それぞれの立場から一定の分野について執筆してもらうことはあります。

刑訴に関しても捜査の過程で発生する問題について、実際の事例を踏まえて、各機関で執筆してもらい、それぞれの立場から意見を戦わせるというスタイルの執筆があります。

様々な立場の人が一つの問題に対して、それぞれ別の切り口から解説していることから、大学での授業で課題を出すときにも使えますし、実務においても他の方の立場を踏まえて解決策を検討するなど、幅広い分野で利用できる書物となっています。

条文の解釈等についてもみなさんで意見を出し合って、その結果を内容に反映していただきたいと思います。

★ヴィエンヴィライ先生

教科書の執筆の方法について、執筆を行う際に、それを編集し、修正を行う委員会等が発足するのでしょうか。

★松尾

それについては、頻繁に行うことになると思っています。それぞれの巻の執筆者が月に1回程度で集まって、執筆の仕方、判例の出し方等について構成、バランス等の調整を行

います。さらに、全ての原稿が揃った後に、全体を見回してアンバランスはないかというような点を調整しました。分量の多寡についても協議をします。ある部分については記述が多く、他の記述については記述が少ない場合などがあります。抜け落ちる部分がないように、執筆を進める必要があります。

せっかく書いたのでたくさん載せてくれという話が出ることも多いですが、執筆要項を共通部分として持ち、分量のバランスを保つことが大事です。

★ヴィエンヴィライ先生

編集委員会に外部の人が入ることについてはいかがですか。執筆者が集まって検討する他に、執筆しない専門家が来て意見等を仰ぐなどありますか。

★松尾

編集委員会自体に外部が来るという経験は私にはありませんでしたが、各巻の編集をする上で担当者や執筆者が直接外部に意見を聞きに行くことは頻繁にありました。その結果、ある部分についてはこういう専門家がいるから、この方から意見をいただきましょうという話が編集委員会に挙がると、その方に原稿の一部をお願いすることはありました。編集者が途中で変わるということはありませんでした。

様々な意見をありがとうございました。大変参考になりました。あと少し時間がありますので、次の題材を確認して休み時間に入ります。

※資料の中の説例を示す

事例は6題ありますが、1 不動産、2 動産、3 が担保物件、4 債権に関する問題、5 不法行為、6 家族法に関する問題、この6つの設問をウォーミングアップとして、日本法、ラオス法を利用するとどうなるかについて検討し、実際に教科書にするときのように書いてみたいと思います。今日は2の即時取得についての問題を取り上げます。ラオスの法律を使ったらどう解決できるのかを考えます。明日は不法行為について取り上げます。

※2の問題を読み上げ

15 : 50～

第三セッション

★松尾

問題の訂正 2 - (1) Aは返還→xは返還

この問題で、日本法を適用した場合の回答例をお伝えします。ただ、この回答例はラオス語にまだ翻訳されていませんので、後ほどお渡しします。

原則の確認をします。

所有権の定義は日本とラオスは同じです。

日本民法 206 条に目的物の使用、収益、処分ができる権利→所有権の定義

所有権を移転できるのは所有者だけです。すなわち、所有者以外は所有権を移転できません。206 に書いていないですが、何人も自己の持つ以上の権利を他人に与えることはできないという原則が成り立ちます。

ローマ法以来の原則であり、おそらく全ての国で適用されている原則です。

買主 x に所有権の移転はできない（所有権は a にあるから） a は所有権に基づいて、x に牛の返還を請求できます。

そのときに、牛の子供を産んだ場合、使用利益はどうなるのかが問題となります。

生まれた子牛も使用利益も日本民法では果実と呼ばれるものです。

a は x に対して子牛と x が使用したことによる使用利益も返還請求できます。

これが原則です。

ただし、子牛と使用利益については一つ例外があります。

x が善意だった場合、つまり a の物だと知らなかった場合には、返還請求の訴えまでに取得した果実は返還しなくてよいという例外規定（189）があります。

しかし、これに対して、さらに例外が二つあります

1つの例外は、午前中に紹介した民法 192 です。x が a に返さないといけないとなると、牛の売買のような取引の信頼が損なわれることとなります。そこで（これについて詳しくは午前中に話したとおりですが）4つの要件を取得すれば、x が牛の所有権を得ることになります。

つまり、

第一の要件は取引行為（売買は問題なし、日本では贈与も取引行為）

x が y にただでもらっても、これは取引行為となる。

第二の要件は動産であるということ。

水牛は動産なので問題ない。

第三の要件は取引行為の時に善意、無過失であること。

x はこの牛がもともと a の所有であることを知らなかった。

第四の要件は占有を取得したこと

x が占有した事実（引き渡し）

この4要件で x は牛の所有権を取得します。すなわち a は所有権を喪失します。

x は所有者だから、子牛の所有権も牛の使用利益も得ることができます。

では、a の損失はどうするのか。これには2つの救済方法があります。

① y が x に売って金を得ているので、a - y 間で不当利得の返還請求ができます。

② y - x 間で贈与した場合 → a - y 間で不法行為として損害賠償請求が可能となります。この問題解決方法によると x の取引の信頼が保護され、取引全体が円滑に行われるようになると 192 は想定しています。

しかし、a は盗難にあったわけで、a にかわいそうな気がします。しかし、日本の民法ではもう1つの例外を用意しています。この牛が盗難にあったものまたは遺失物（逃げ出したもの）である場合には、盗難・遺失の時から2年間は返還請求をすることができるように規定しています。ですから、今回のケースであれば x に対して2年以内なら牛の返還請求をすることができます。

では、この場合の子牛と使用利益はどうでしょうか。

a の返還請求前に生まれた場合は、x は返す必要がありません。しかし、返還請求の後に生まれた場合は、a に返す必要があります。すると今度は a にとって盗難・遺失物については保護されますが、この場合の x の保護はどうなるかという問題になります。すなわち、取引の安全を保護しなくてよいのかどうか。

そこでさらなる例外（194）を民法は用意しています。

y が商店を営んでいた場合等は、x が y に支払った代価と同額を a が x に支払わなければ、x から取り戻すことができない。特に商人を介して、つまり取引を前提とした場合については、何らかの手当をしなければ所有権を得ることができないことになっています。これが日本法を用いた場合の回答です。

ちなみにフランスの場合は、盗品・遺失物の例外を認めています。期間は3年間となっています。ドイツでは、盗品については期限なくいつでも返還請求ができるようになっています。つまり所有権の保護が非常に強いですが、その代わり、x が競売で所有権を取得した場合には、所有権取得ができるという例外があります（代価賠償による返還請求に応じなくてよい）。EU の共通民法典もこのドイツのやり方を前提にしているようです。ただし、y - x への取引は贈与ではだめで、代価を払ったものでないと即時取得にはならないとされています。

元々の所有者 a と取得者 x の権利をどうやってバランスさせるかは非常に難しいことです。

では、ラオスではどういう結果になるのでしょうか。正しい答えはないので、自由に意見していただきたい。

#### ★渡部

松尾先生も仰ったように、正しい答えはありませんし、我々も正しい答えを求めているわけではありません。皆さんが、例えば裁判で、このように扱ったという体験でも構いませんし、地方などで、調停によって解決したというような経験があればそれでも構いません。まずは皆さんの意見を聞かせていただければ結構ですので、よろしくお願ひします。

#### ★質問者 1

最初に松尾先生からのご説明ありがとうございます。

日本の民法では、本来の所有者 a よりも購入者である x の方が保護されている印象を受けます。そのため日本民法では売買関係といったものに保護を厚くしていることがうかがえます。しかし、ラオスの法律を適用した場合は、x - y の売買自体が無効になると考えます。

なぜなら、y は真の所有者ではないからです。つまり、y が a から正当にその対象物を獲得した場合は、a は真の所有者なので、問題なく所有権が移転しますが、a が y に対して物を預ける、委託した場合などで裁判になった場合は、a の元に占有物を返還するという判決を書くこととなります。

たとえば刑法においては、y が a に無断で販売した場合、刑法に違反することになる。

そのため、x は y が善意にして売買したものであったとしても、その売買は法律に違反したものだといえることができます。そのため、x が善意の占有者であったとしてもそのものは a に返還されます。ただし、果実については x に帰属します。なぜなら x は善意で購入したのだからです。

#### ★松尾

では次に、なぜこのような違いが発生するのかを検討します。

まず、x - y 間の売買は有効か無効かという問題があります。

自分に所有権がないものを所有権を移すことはできないという原則については、日本もラオスも同じです。ところが日本では所有権の移転はできないが、売買契約は他人のものでもできるという規定があります (560)。



なぜできるかという点、売買契約の後、引き渡しまでに所有権を得て、取引することが可能だと日本の民法では想定しているからです。実は、日本はドイツ法の影響を受けて、債権（売買契約）と物件（所有権の移転）は別という考えを取り入れました。ところが、フランスでは他人の物の売買は無効という法があります。売買契約は直ちに所有権を移転させる契約であると定義されているからです。ところが先に述べたように、ドイツや日本は、売買契約をしても直ちに所有権が移転しません。これが違いを生じている一つの原因です。

では、フランスでも即時取得が認められるが、これは矛盾しないのかという問題が生じますが、この点につき、フランスでは  $x \rightarrow y$  の売買契約は無効ですが、善意で占有を取得した人には、（引き渡しを受けたら）所有権が移転するという法律があります。

もう一つは、 $a \rightarrow y$  に牛を貸した場合と盗まれた場合を区別するかどうかですが、日本では区別していますが、ラオスと同様、日本でも  $y$  の行為は横領または窃盗になります。

それでも民事上で盗品は区別されています。この点については、日本は、フランス法を取り入れており、貸したりした場合には  $a$  が  $y$  を信頼したことに落ち度があり、この点につき、 $a$  は責任をとるべきだという考え方があります。自分の意思によらない（盗品等）場合の方が、貸したりした場合よりも責任が軽いのではないかと立法者が想定したとすることができます。最終的には、立法者の判断による部分が大きいのですが、そのときの経済状況、取引状況にどの程度マッチしするかが大事なことだと思います。

$x$  の保護が厚いと感じたのは非常に重要なことです。

日本国内においても、 $x \rightarrow y$  の贈与の場合くらいはその価格は  $a$  に不当利得として返還すべきではないかという学説もあります（判例にはなっていない）。

#### ★質問者 2

私は法律の専門家として私の考えを申し上げるので、もし間違っていれば、会場にいる皆さんからご指摘いただきたいと思います。私が示した条文においても、 $x$  が善意の購入者である場合の規定があります。

契約法の 40 条を見て下さい。ここには、善意での購入者についての規定がなされています。何人も動物の管理等を放置した場合については、直ちにその動物の所有者に対して通知をしなければならない、動物を元の所有者に返還しなければならない、警察または村長に対して、その動物を占有していることについて通知をしなければならないとあります。 $a$  が  $x$  に代価を支払えば取り返すことができます。または、 $a$  が  $y$  に対して賠償を請求することができます。 $a$  が  $x$  から牛を返してもらった場合は代価を支払わねばならない。その後、払った金を  $y$  から請求できます。そうすれば  $x$  の権利も保護される。

財産法 58 条を見て下さい。善意である場合は、先の法律と同じことが書いてあります。しかし、それが相続物ならば返さなくてよい。果実については所有権の 60 条 1 項において、もし善意でそのものを占有していなければ返還しなければならないとなっています。2 項では、もし善意で占有していたら果実を返さなくてよいとしています。

松尾先生の出した問題について、日本と違い、 $x$  が占有してから返済請求権を受けるまで使っていた利益についてはラオス法律には書かれていません。それを補うために 61 条に書かれています。

例えば、返還請求を受けてからできた果実についてもこの条文を使うことができると理解しています。これは私の条文の解釈なので、他の解釈があればご指摘お願いします。

#### ★佐藤

これまでの内容は難しく当然でして、ラオスにも法律に色々な規定があり、ラオス法ってどうなっているんだという事を皆さんと一緒に考えていくのが、我々のやりたいことです。

原則は原則として存在しているが、当事者のバランスを確保するための例外は存在します。この例外の根拠は何かということと一緒に考えたくて、今回初めてこのようなワークショップをやってみたわけです。さらに、実務でどうなっているのかについてもみなさんと考えていきたいと思えます。ただ、実際にこのような事件が裁判所に行くのかといえば何とも言えず、調停などで終わるのかもしれない。しかし、その場合においても、その実務は法律にマッチしているのか、あるいは法律の方が現実離れしているのかを考えるのがこのワークショップの目的です。

こういった作業をすることで借り物の法律ではなく、ラオス法自身が発達していくということになるのだと思っています。

明日は少しこの議論をして、その後、設問5の不法行為に入ります。

明日も頭を使うので、今日はゆっくり休んでください。

※ ワークショップ一日目終了。

## 【9月22日 ワークショップ2日目】

松尾

おはようございます。

昨日は日本民法を使った場合の即時取得の権利変動についてお話しましたが、日本法での解決方法については近々翻訳してお渡しします。

今日は、ラオス法をこの問題に適用した場合、どういう解決方法になるのかについて話します。解決方法の考え方として、テキストの準備段階として紙に書いて文章にするという作業を行いたいと思います。文章化にするには、いくつかの手順がありますが、ここでは

1. 根拠になる条文を探す
2. 条文の趣旨、目的を確認
3. その条文の具体的な意味、使われている用語の意味、要件や効果を考える
4. 実際の事件に適用した場合、どのような結果になるのかを検討
5. 現在の条文を適用した結果を見て、問題はないか、将来的な課題はないか等をみんなで考えます。

★松尾先生、スクリーンに表示されている問題について解説を行う

① この問題には根拠になりそうな条文が二つあります。

契約法 40 条、財産法 58 条の二つです。どういう経緯、どういうルーツで規定されるに至ったか、その理論的な根拠、趣旨、何のためにこの条文があるのか、自分の考えるところを書いてもらいます。

② これらの条文が実際に実務で使われているのか。

実際にこの条文を使って事件を解決した例、自分で体験していなくても間接的にこれらの条文を使ったことがある話を知っていれば、書いて下さい。裁判にならなかったけれど、この条文を説明した例があれば書いて下さい。

③ これらの条文を事件に適用した場合に、使いにくい点はないか、改善点、あるいは自分ならこうしますといった考え、ラオスの現状に照らして、実情に合っているかについて皆さんで考えてもらいます。

皆さん個人で書いていただいても結構ですし、他の人と話して考えても構いません。20分程度時間をとりますので、まとめてみて下さい。

★渡部

回答には、①②③と番号を振って下さい。②の問題については、具体的にどういうシチュエーションで（裁判、会議など）使ったのかを教えてください。

★松尾

それでは時間になりましたので、再開します。

★発表者 1 パタダさん（司法省判決執行局職員）

①について

契約法 40 条、財産法 58 条の由来ですが、この二つの法律は、ほぼ同時期に検討が行わ

れ採択された経緯があります。参考にしたのは旧ソ連、ベトナム、その他フランス、旧体制の王国時代の法、慣習法だと考えます。

立法趣旨について

1. ある財産がどこからきたものかを明確にする必要性。
2. その物が不適切な形で譲渡（取得）されたものである場合は元の所有者に返還しなければならない。ラオスの慣習（人のものとはってはいけない）に由来していると考えます。

③について

適用する上で不具合はあるかという質問ですが、私の感想では適用するのは難しいと考えます。

1. 善意に取得した場合に、果たして善意であったかどうかについて証明するのが難しい。
2. 市場の価格によって適切に獲得した場合に、適切というのがどのくらいのものなのかという問題があります。契約当事者がそれぞれ納得して売買したのかという点を客観的に見ることは難しいと思います。

★発表者 2 ビエンチャン市裁判所副所長

①について

起草に当たって多くの法律を参照して起草した経緯があり、専門家たちがラオスの実情に最も適した内容にしました。ラオスの習慣、社会状況に適合するような形で起草するようにしました。

もう一点、できるだけラオスの既存の法律と不適合がないように起草を行いました。契約法と財産法の規定はお互い関係しており、所有権の多くは契約によって獲得されるものと言えます。契約が適切に行われたかどうか重要です。もし、不適切な契約であれば所有権は移動しません。取得者が善意だったかどうかの問題となります。善意であるかどうかは書面で契約しているか、要件についても法律に従った要件できちんと契約しているかということです。もし、善意ではない場合、すなわち合法的な契約でなければ所有権を取得しません。例えば、この契約の当事者について、売り主が合法にそれを持っていないと知っている購入者は、善意の契約当事者であるとは言えません。

②について

このような形態の紛争は社会の中で多く発生しています。多くの紛争が発生する中で、これらの条文を適用して解決しています。そのため、もし契約当事者が悪意によって購入した場合は、元の所有者に対してそのものを返還しなければならないとなっています。しかし、善意で買った場合も元の所有者は転得者に対して返還請求できます。そこで、購入者が善意だったら、x y のどちらかに不利益が生じます。一番考えるべきは y、損害を受けた x は損害賠償を請求できます。契約に基づくものであれば契約法、財産に関するものであれば財産法を適用します。二つを同時に適用することはありません。

★松尾

例えば x y 間の取引で 100 万キープを払って x の所有になったという前提で、真の所有者 a が x に対し返還請求する場合、契約法によれば x が払った対価を払わなければならないが、裁判所は、a は x に対し 100 万キープ払いなさいと言うのですか。

★発表者 2

x が返還するためには a が対価を支払わないといけません。この場合 x が悪意であれば、a は対価を払わずに返還請求できます。どのようにして、善意を判断するかというと、価格を見る方法があります。市場の価格に比べて異常に安ければ、x は y の物が何かわけありのものだと感じます。また、このような場合は刑法の条文もあるので、刑法も適用されます。

★発表者 3 ソンチットさん チャンタサク県の裁判所副所長

地方での解決法について、契約法 40 条に関する紛争にはいろいろなケースがありますが、実際は調停によるパターンが非常に多いです。具体的に、どのように紛争解決を行うかということ、まず、原告がどのような証拠を持っているのかを確認し、その他の証拠を集めて検証します。ただ、先ほど言ったように、このような紛争の多くは調停によって解決します。所有権をめぐる紛争についても、実際の調停の場面においては、法律に基づいて解決が行われません。例えば、牛がどちらの所有かわからない場合、当事者間で対価を半分にするといったように、平穏に解決する方法が実際には行われています。

実際に行われている所有者の特定方法ですが、村の人々が、誰が所有権を持っているかは大体わかっているから、村人を集めて、そこで話を聞きます。その他調停委員会に村人を呼んで、牛が誰のものか聞くこともあります。わからなければ牛を放して誰の元に帰るかということを試したりもします。ここでいう調停委員会は村長さんみたいな人が開くものです。

★松尾

調停の利用には興味深いものがあります。調停のやり方というのは村の内部で慣習的、伝統的に行われてきたものと理解して良いですか。

★発表者 3

私が裁判所に入ったのが 1990 年で、それ以前の裁判所の紛争解決のことについては分かりませんが、調停はそれより前から、慣習的に行われてきたものだと思います。

★渡部

地方について質問させて下さい。調停によって解決されているということですが、裁判所に持ち込まれる事件は調停したものとは比べてどれくらい件数の違いがありますか。

★発表者 3

例えば裁判所に提訴される件数は年間 2～3 件しかありません。この 2～3 件は、村の調停を通過して（話が折り合わずに）きます。だから裁判になっても裁判官は村長たちに話しを聞くことがあります。調停で解決せず、裁判所に提訴されるまでの割合は全体の 1 パーセントもないくらいではないかと思えます。

★発表者 4 ※氏名所属不詳

①について

この法律の起源は各国の様々な法律が合わさったものだと思います。

契約法、財産法を含めて 5 つの法律が最初に起草されたとき、フランスや社会主義国で勉強した人が起草に関わったのですが（例えば、ダボンさん、ケーンさん、ケンインさんなどのベテランの方が起草に関わりました）、これら先生方もひとつの国だけでなく

いろいろな国で勉強されているからです。

また、なぜラオスの習慣が重要かという点ですが、ラオスにおいては、多くの紛争が調停で解決されており、ビエンチャンの中における紛争も裁判所に提訴されて解決されているものは全体の 15 パーセントに過ぎないからです。

実際にどういった紛争が発生しているかという点、物件であれば貸した場合、預けた場合などに本来の所有者に戻っていない場合などです。

離れた場所に土地を所有していて、管理が十分にできない場合に、その土地の近隣の人が勝手に住んだり、利用したり、抵当に入れたりすることもあります。

ラオスにおいて、元の所有者 a に対する保護が新たな所有者 x より厚くなっていることについてですが（ラオスの習慣では、どのような事態が生じても本当の所有者に返さねばならない）、理由としては、元の所有者には、その物に対して強い愛着があり、思い入れがあるからです（犬や牛を飼っている場合、所有者は常に面倒を見て、強い愛着を持っている。元の所有者に優先権が与えられていると言える）。

例えば、同程度の価値の指輪が二つあって、そのうち片方が婚約指輪だとすると、元の所有者としては婚約指輪の方を大事にします。ということは、元の所有者にとっては思い入れが強い婚約指輪の方が価値が高いことになります。そのため、契約法、財産方においては、購入者よりも所有者の権利を優先していると言えるのです。x が所有物を元の所有者に返還しなければならないが、対価をもらえるので、x の負担は少なくて済みます。

例えば、a 所有の土地があり、a はそこに父の遺骨を埋めていたとします。しかし、a はなかなかこの土地の面倒を見られなかったため、その間に y が無断で登記をして転売してしまった。a は土地に強い結びつきがあります（父の遺骨が埋まっているから）。

ラオスでは元の所有者を大事にしますので、この土地は一般の価値よりも高い価値があると見なされます。

## 第 2 セッション

11 : 10 ~

こちらでスクリーンに打ち出すので皆さんからの意見を出して下さい。

実際にテキストに書くことを想定して作成していきます。

1. 根拠条文
2. これらの条文のオリジン、目的
  - 旧体制（王国時代）の法律
  - 旧ソ連時代の法律
  - フランス、ベトナム法
  - この条文の目的

財産の所有者は常に明確にしなければならない。何の権限もなしに持っている他人の所有物については、元の所有者に返還しなければならない。しかし、善意で他人の物を手に入れた人の利益に対しては、所有者は対価を支払わねばならない。

それによって元の所有者の利益と新たな所有者の利益を調整します。

3. 契約・財産法

動産と不動産を一緒に考えて良いか。

- ① 所有者 a が x に対して、悪意であることを立証しなければ善意と見なされる場合

- ② 訴えられた x が自分が善意であることを証明できなければ返還しなければならないという可能性

この二つの可能性が理論的には可能だが、この条文の解釈としてはどちらが適当か

★質問者 1 中部高等裁判所副所長

善意の証明方法、立証責任について、この制度は対象物が元の所有者に戻るというのが基本原則です。しかし、購入者が善意である場合に限り、元の所有者が対価を支払うことにより返還されます。条文の趣旨は、善意によって購入した購入者の権利を保護することが基本原則です。そのため、善意の取得者が立証責任を負うことが原則として考えられます。

もう一つ、対象物は購入者が占有しているので、a が自分のものだと証明するのは難しい。そこで、x が立証責任を負うことになります。もちろん a は x が善意ではないと証明して、対価を払いたくないと考えているので、できるだけ x の方が立証しなければならないことになります。

x の善意の立証方法としては、1. 値段が適切なものであるかという点（例えば 100 万キープのものを 10 万キープと言うなど）、2. 専有物の利用状況、公然と適切に平穩に占有が行われている場合は善意であることが想定されるので、x は購入した時点からの証明を果たし、証拠にして善意を立証することが挙げられます。

★質問者 2 氏名所属不詳

先ほどの説明の中、元の所有者 a は購入者 x が善意でないと立証したいので、a にもいくつか証明しなければならない事項があります。つまり、

1. a が本来の所有者であることの証明
2. 対象物を他人に対して譲渡していない事実の証明が必要

特に、y に対して、確定的に所有権を移転したものでないことを証明することが必要だと思われれます。売却者 y についてもある程度立証の必要があります。

対象物を売却したが、y が法律上問題なく取得したものと証明する必要があります。売買が行われたことにつき、正当な売買であったことの証明が必要です。

例えば、y がその物を盗んで手に入れたものである場合、x がそれを知っていたかについての立証が必要ではないでしょうか。いくらで売ったのかについても y が証拠を提出する必要があります。

★松尾

善意の証明をどうするべきかについても多くの立法例があります。一つの立法例として、物を占有している人の前に、突然、真の所有者を語る人物が現れた時に証拠を揃えるのは大変なので、物を返せと言ってくる人が立証責任を負う必要があります、できなければ、善意が推定されるという考え方もあります。しかし、これは国ごとの法律の規定によるべきです。これについてはさらにラオス法を検討する必要があります。

とりあえず、今日いただいた意見を次のようにまとめます。

善意の立証に関しては、取得者の購入価格、占有物の利用状況、売り主の証言など、その他の証拠によって判断される。

暫定的ですが、このような形でまとめます。

★質問者 4 ウォンブンさん ビエンチャン市の裁判官

x の善意の証明方法について、基本原則は他の方と同じです。

善意の証明について、y との間の売買契約の内容の適正が求められるのではないのでしょうか。例えば、車の登録番号、登録における村長の署名、購入店の印鑑などが揃えば、それは善意の購入であったと証明できます。

★松尾

契約法 40 条には合理的な市場価格で買った場合は、買い主は購入価格を賠償しなさいとなっています。そこで、一つ質問ですが、財産法の 58 条には、購入価格ではなく、資産の価値となっています。x - y 100 万で取引したが、a - x 返還時 50 万または 500 万の価値になっていた場合はどうしますか。

★チャンタリー

金で買う場合は金で賠償してもらいます。

★質問者 5

「価格」と言う場合には金額に換算できるものや、具体的に金額を示すことができるもの、「価値」と言う場合は値段をつけられないもの、という表現になっているのではないのでしょうか。

★質問者 6

理由としては契約法では特に売買契約のことについて規定されており、財産法については贈与など様々な形態での取引が想定されているので、価格という表現が使われていないのではないかと思います。

★質問者 7

契約法の場合は売買契約をしているので価格といいます、財産法 58 条に言う価値と意味しているところは変わらないと思います。

★松尾

つまり、無償でもらうものについては財産法は適用されない。それ以外のケースとしては、交換の場合が予想される。交換の場合は価格が示せない、価値ということになるのでしょうか。

★質問者 7

裁判の時に、a の所有権を回復させるために、そのときの市場の値段で代価賠償することはありません。

★質問者 8

価格とは、いわゆる売買契約の時に支払われる値段であり、ものの値段という意味で使われています。その一方で価値は、本来の価値ということであり、例えば売買契約を行った時にはそのものの価値とは違う金額で取引されていたとしても、所有権を回復するために対価として払う場合は、a が失った価値、すなわちそのものの本来の価値に値する金額を支払うべきであって、取引時の価格とは分けて考えるべきです。



## ★質問者 9

58 条の価値は第 3 項で譲渡などについては適用外となっており、価値が譲渡の場合を差していないのは明らかです。ですからこの二つについては、同じものとするのが良いと思います。

## ★ナロンリット

財産法の価値は、先生からの指摘のように、売買以外のものが含まれるということでしょうか。

## ★松尾

一つの結論に集約することなく、それぞれの意見を並列させて今回はとどめておきましょう。

## 第 3 セッション

13 : 50 ~

## ※フォトセッション

## ★松尾

## 要件の 3 番目

財産法 58 条の資産の価値については、文言上は二つの意味の解釈が可能。

1. 物の取得当時の資産の価値
2. 返還請求の当時の資産の価値

そのいずれが妥当かについては、他の法律との整合性やラオスの状況を鑑みて、今後議論が必要であるというところで今日とはとどめておきます。

## 要件の 4 番目

財産法 58 条 3 項では財産を贈与や相続によって取得した、すなわち無償で対価なしに取得した場合には返還しなければならない。つまり資産の価値の賠償は必要ないということになっているので、この点も確認しておきます。

4 番目の効果について、所有者は、売買によって取得した場合には、代価賠償と引き替えに目的物の回復ができます。

5 番目に実務例及び裁判例等が入ります。ここには実際の裁判例があれば今後入れたいと思いますが、現在のところ、40 条を使って裁判がされていますが、裁判以前に調停によって解決されている例もあります。

最後に 6 番目の課題。第一に善意の立証方法についてはどのような場合があるか、第 2 に契約法 40 の適切な市場価格の「適切」の判断が難しい部分があります。

以上、教科書を作る柱となる 6 つの分類をまとめました。

ラフな分け方ですが、今日の内容を反映させ、かつ、皆さんで議論していくことで、どんどん内容の濃いものになっていくと思います。

今後、こういう作業を他の問題についても進めて完成させたいと思います。今回の 6 問について、日本法とラオス法の比較を続けていくと、良い問題集ができると思います。

さらにそれを我々のプロジェクトが始まった時に、教科書の中に組み込んでいくということが考えられます。全ての人に参加して作るテキストですから、どの段階でも良いので、

メール等で意見を寄せて下さい。

※※※※これより不法行為※※※※

第5問を選んだ理由は、私たちにとって身近な事件だと思うからです。皆さんの手元の資料の設例、第5問を見て下さい。

問題の確認

xは飲酒運転をしていたyの車に轢かれ、重傷を負って半年間入院した。

xは半身不随の後遺症になり会社を辞めねばならない。

1. xがyを損害賠償により訴える場合、どのようなことを主張、立証せねばならないか。
2. 賠償の範囲にはどのようなものが含まれるか
3. xは特別技術をもつ従業員で、xの事故により会社にも損害が発生した場合、会社からも賠償請求できるか。
4. xは、後遺症が残った原因として、z病院の医師aにも責任があると考えているが、この場合に、xはyの他にaにも賠償請求できるか。できるとすればどの範囲で請求できるのか。

これは、日本で本当に起きた事件を組み合わせて作った問題で、日本の最高裁の判例がある事件です。皆さんに考えていただく比較材料として、日本の法律を用いた場合にどのような解決方法になるのかを紹介します。

これは、一般的にはyのxに対する不法行為に基づく損害賠償請求の問題です。不法行為が起こった場合、日本は民法709条が適用されます。日本民法のラオス語訳があります。

※ 民法709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

この条文を当てはめて損害賠償請求するために、xは四つの点を主張、立証する必要があります。

1. yがxをはねた時に故意または過失があったこと。  
飲酒運転でxをはねたので、通常期待される注意を欠いており、過失は十分に認められる。
2. xの権利が侵害されたということ。  
けがをしている（生命・身体を傷つけられている）ので、人格権侵害となり問題ない。
3. それによって損害が生じたこと。  
治療費、手術代などを証明すれば良い。
4. 因果関係があること。

以上の4点をxが立証できると、xは損害賠償請求が可能になります。一つ付け加えるべき特別法の規定があるので併せて紹介します。民法とは別に自動車損害賠償保障法が規定されています。この法律は1955年に成立した法律で、これによると、日本では自動車を所有するためには、強制的に保険に入る必要があります。自動車が事故を起こして、他人の生命又は身体に危害を及ぼした場合には、この保険から損害賠償されることとなります。これは、加害者の損害賠償すべき額が保険によって保障されるということです。加害者が賠償責任を負って、さらにこの保険から保険金が支払われるためには、同法3条に規定が

あります。

※3条 自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害した時は、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明した時は、この限りでない。

被害者がけがをした場合には、自ら加害者の故意過失等を立証する責任がない。逆に加害者の側で以下の3点を証明できたら責任を免れることになります。

1. 自分が運転していたことに注意を怠らなかつたこと。
2. 被害者または運転者以外の第三者の故意・過失により事故が発生したこと。
3. 自動車に機能上の障害、構造上の欠陥がなかつたこと。

この場合には保険も支払われなし、加害者も責任を負わない。ただし、現実はこの条件を加害者が立証するのはほとんど不可能だと言われています。従つて、日本において、自動車でけがをさせた場合、実質的には無過失でも責任を負うという状況になっています。これが、問題の1に対する日本側の回答です。

2の問題。もし賠償請求できるとしてどの程度請求できるのか。損害賠償については、ラオスでも同じだと思いますが、大きく分けて財産的損害と精神的損害に分けられます。

財産的な損害について説明します。財産的損害の中にも二つの損害が区別されます。

#### ① 積極損害

手術費用等、入院費用、通院費用、実際に支払った金額。

#### ② 消極損害

けがをしなければ得られたはずの利益、半年仕事をしなかつたことで得られなかつた利益。

損害の第2は精神的損害

※ 民法710条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

これによると、他人の身体名誉自由を損害して損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならないというのが精神的損害です。慰謝料などが考えられます。例えばこの事件の場合は痛かつた、怖かつた等の精神的苦痛に対する賠償や、長期間病院に通つた、身体障害、後遺症に対する賠償が必要になります。財産的損害であれば、積極的損害については簡単に金額に変換できるので問題なし、消極損害についても金額に換算できるものは問題ありませんが、精神的損害はなかなか客観的に測定するのが困難です。そこで、裁判所では、けがの種類に応じて、標準的な精神的賠償の額のマニュアルを作成しています。

例えば、けがの程度、後遺症の程度などで大体の標準額がマニュアル化されています。必ずしも正確というわけではありませんが、精神的損害も賠償すべきということを形として表すものと言えます。

3は応用問題ですが、実際に裁判例があります。xが特別な技術をもつていて、会社も

損害を受けた場合ですが、これは通常、間接損害の事例と呼ばれています。典型的な例としては、xが子供でyによる事故でxがけがをした場合に、xの両親が治療費を払ったとします。この場合は、親が払った治療費（親自身はけがをしていない）を賠償請求できるかという例です。この場合、もちろん賠償請求は認められます。子供が入院して親が支払うのは当然の義務だからです。

別のケースで、xがけがをした時に、親は海外にいた例があります。xがけがをしたので看病のために親が帰国する場合に、親の飛行機代は損害賠償できるかという問題ですが、この時の航空運賃についても裁判所は認める判決を出しています。

3の問題は今の話の延長になるわけです。

会社自身が車にひかれたわけではないけれども、xがひかれたことで会社に営業上の損害が発生したという場合です。この場合の損害賠償請求を認めた裁判例もあります。ただ、それはかなり特別な事件でして、その会社は、被害者xの個人企業で、社員は奥さんとxの2人だけだったという状況です。薬を販売する仕事をしていたのですが、xがけがをしたために会社自体の業績が落ち込んでしまい、会社から請求をしたという事例です。裁判所は、xと会社は一体だから、実際はxが請求しているのと同じものとみなして、損害賠償請求を認めると結論づけています。

しかし、仮に3の問題の時に、社員が500人いて、xはそのうちの1人だったとします。この場合は、xがけがをして業績が悪化したかもしれないけど、会社が予め予期して備えておかねばならないリスクだと捉え、損害賠償請求は難しいだろうというのが一般的な解釈です。

もっとも、yがxほか社員のいるビルを爆破して、ほとんどの従業員が働けなくなったというのであれば、当然賠償請求の対象になるでしょうが、そうでもなければ、会社側からの賠償請求は難しいと思われれます。

それでは最後に4の点。

事故によって入院し、治療を受けたところまでは全てyの責任になります。

しかし、手術の結果、後遺症が残ってxに生じた損害は、元はと言えばyの責任ですが、医者であるaにも責任があります。

これについては二つの考え方が主張されています。

① yがこの事故を起こさなければ、手術ミスを起こさなかったのだから、yは全ての損害について責任を負うという考え方です。また、aも責任がありますので、後遺症の部分、つまり後遺症による入院治療費、得られたはずの利益の減少について責任を負い、yとaの責任がそれぞれ併存しているという状態になります。

これは後遺症の部分の責任が半々になるということではなく、2人が後遺症の部分については全額の責任を負う、つまり二重に取れるということではなく、xとしては、どちらにも請求ができるということです。aの責任についてはz病院も賠償の責任を負います。

※715条（使用者責任）を確認。

まとめると、xは後遺症の部分については、y、a、zのいずれにも全額の賠償請求が可能です。

② 判例のとっている考え方

yが起こした事故により、病院に運ばれてaのために後遺症が発生したという場合、y

と a との共同不法行為とするという考え方です。

※719 条を確認（共同不法行為）

判例は y と a との共同不法行為としているが、学説は、a の行為と y の加害行為は種類も時間も違いがあり、その意味で共同不法行為と捉えるのは難しいのではないかという批判を加えている。しかし、裁判所は y と a の責任は分割して責任を分担することはできない。後遺症については全額責任を負いなさいという意味で共同不法行為を認めている。もちろん、この場合についても z 病院は使用者責任を負う。

★質問 1 ウィサイ 国立大学

損害の賠償の被害額の算定の方法についての質問です。裁判所の中で算定方法についてのマニュアルがあるということですが、どのような原則に基づいて計算しているのか、具体的に教えてほしい。

★松尾

財産的な損害なら比較的算出が容易だが、客観的基準のない精神的損害は算定が難しいです。そこで、損害の程度、例えば死亡の場合やけがの部位、程度により金額がわかる表があります。後遺症の程度に応じて額がわかるような表もあります。

次回、サンプルを持参します。消極損害についてもどういう表を使うか、労働者の平均収入がいくらか、男女の違いなどで各種の表があります（男女で分けることの是非は別として）。裁判官はその表に従って賠償額を択一的に決めるのではなく、あくまで参考にして算定を行います。故意、過失の違いにより、同程度のけがでも、賠償額が異なるとも言われています（故意の方が高い）。

★質問 2

共同不法行為である場合、複数で行った場合についても損害の賠償責任を負うことになっていますが、グループのうち誰が真の不法行為者だと決めるのですか。

★松尾

y 1、y 2、y 3 が集団で x を殴り、x がけがをしたとします。x の被害は頭と腰と足に大きなけがを負ったとします。しかし、各けがが誰の行為によるものなのか分からない。そのために全ての損害について、全員に連帯責任を負わせるという趣旨で設けられたのがこの条文です。

もう一つの例として、3人が鳥射ちに行き誰の弾かはわからないが、付近にいた x に当たり死なせてしまった。しかし、この場合は誰か 1 人の弾が当たったために x が死んだのであり、他の 2 人は本来責任を負わないことになる。しかし、このような場合でも 3 人が一緒に鳥を目がけて射ったために x が死んでしまったので、3人が連帯して全額について賠償責任を負います（719 条後段の内容）。

因果関係の証明の困難さを救済するのがこの条文の存在意義だと理解してもらいたいと思います。

★質問者

2 番目の例の場合で一発しか当たってないのに、3人が責任を取るというのはよく分かりません。

## ★松尾

この証明ができれば、3人に対して、719条により、共同不法行為として全員に対して賠償請求が可能になります。でも実際に打ってない人はかわいそうじゃないか、という点はどうか。仮にxが死んだ原因はy1の弾だったとすると、y2 y3がy1の弾が当たったと反証することは認めています。つまり、立証責任はyの側に課されているのであり、xの保護のための規定です。

## 第4セッション

## 1 損害賠償請求の要件

損害賠償請求するためには被害者xがどのようなことを証明しなければいけないか、ラオス法ではどうでしょうか。

1条 他人に損害を与えたら賠償せねばならない

4条 不法行為の定義 故意または過失により～

3条 損害の定義の中に生命とか財産とか～

5条 不法行為と損害との間の因果関係

これらの関連条文がありますが、この他損害賠償請求をする時に見なければならない条文はありますか。特に自動車損害について、特別法などがないでしょうか。

## 2 損害賠償の範囲

損害賠償については、2条に確定したものでなければならない、ということが書かれています。9条に損害賠償の方法として、慰謝料も含むとなっています。消極損害（得られなかったはずの利益）も含むとなっています。ほかに根拠条文として挙げられるものはありますか。

2条の損害賠償は不法行為の直接の結果に対して発生したものに限るとなっているが、後遺症についても含むと解釈してよいのでしょうか。

あるいは、設問3のように、間接損害（被害者以外の人に損害が生じた場合）が発生した場合にどうなっているか。共同不法行為については8条に規定されているが、設問4については、ラオスではどのように解釈しますか。

日本では、共同不法行為と見るべきかについては、批判的な学説が少なくありませんが、ラオスでの考えはどうでしょうか。

また、使用者責任についてはラオス法の10条に規定されていますか。

スクリーンに映している内容に皆さんの意見を反映させて、もっと詳しくなるようにしたいと思います。今の段階で付け加えたい点等があればお願いします。

## ※会場からの意見なし

9条で慰謝料、3条で精神的損害について書いてありますが、これは裁判官の裁量で定められるのでしょうか。実際に事件を扱った経験のある人にコメントしていただきたい。

## ★意見1

1条においては、損害を引き起こしたものは損害賠償をしなければならないと書かれています。損害の範囲についても、先生がおっしゃられたように、物質的損害、精神的損害、健康（身体）に関する損害が定められています。精神的損害の算定については、損害賠償法の中には明確な規定がないのですが、我々としては、判例、現在の保険法に定められた

算定表（死亡した場合は何%など）、二つのものを参考に使って算定しています。

★松尾

ラオス側でどのように算定しているかの例を、この教科書に示してくれば良いと思います。

★意見 2

ラオスには葬式の費用に関する習慣があります。これには、様々な儀式とか、葬式後の儀式代等の葬儀にかかった費用が含まれています。本来なら直接的損害とは言えませんが、精神的被害として、現状では認められています。

★松尾

本日はここで終わりますが、今後もこういう作業（条文、立法趣旨、理由、要件効果、課題）を行い検討を重ね、テキストの材料を蓄積したいと思います。

教科書の作り方について4つの質問があったので、それについて簡単にお答えして終了します。

・索引の作り方について

原稿を執筆して最初の印刷をして、校正が終わってページが動かない状態になった時に、重要な法律用語や繰り返し出現する用語にマーカーをつけていきます。マーカーをつけたものが、何ページにあるのかを書き出します。最終的に50音順に並べて完成させます。共同執筆については、執筆者が索引に入れてほしい部分に自分でマーカー入れをします。

・事例をつける時に、実例が自分で作った例かという点

私のケースでは、できるだけ実例（判例）を簡略化して使いましたが、適切な実例がなかった場合には自分で考えて作った場合もありますし、実例をアレンジして作った場合もありました。

・執筆者間のバランス（ページの分量）の調整

大卒のページ数については、担当者同士で決めておく必要があります。例えば、この章については何ページをめどにしてほしいなどです。

・読み合わせ

原稿を送る前に各執筆者で読み合わせをするか、送った後に編集者がするのかという点ですが、予めいくつかの巻、編に分かれる場合は、各執筆者で読み合わせを行ってから送るようにしていました。

今後の作業について

今回取り上げた6つのテーマについては、ちゃんとまとめて、一つの問題集を作りたいと思います。必要に応じてJICA-Net会議を使って皆さんと協議して、継続して作りたいと思います。それと同時に教科書の目次についても皆さんの方で議論を進めてもらい、執筆分担についても少しずつ先に進めてほしいと思います。何度かみんなで集まったりJICA-Net会議を開くなどして、中身を蓄積していきます。問題集で作ったものも教科書に組み込んでいけるようにして、だんだんとステップアップしたいと考えています。

今回は最初の試みでしたが、皆さんから多くの有用な意見をいただいて、我々も大変参考になりました。今後も協力してみんなの教科書を作っていきたいのでどうぞよろしくお願い致します。

**★渡部**

みんなで関連性のよくある問題等について、横断的に条文を確認しつつ、問題点や実務の処理法などを検討協議しあっていくという作業の一部を、今回のセミナーで体験したことになるわけです。作業自体が簡単ではないこと、多くの資料に目を通さなければならぬこと等は理解していただけたと思います。しかし、こうした作業を繰り返すことにより、例えばこのテーマだけでも結構な分量になるし、最終的にはかなりの量の教科書になると思います。その中には初学者でも覚えてほしい内容、実務家でも使える内容等が混在していますが、情報を整理して教科書に詰め込んでいければ良いと思います。

**★赤根**

今回のワークショップは非常に画期的な試みで、大成功に終わったのではないかと考えております。それぞれに法律家を擁する4つの機関が集まって実施できたことが、まずもって大きな意義があったと考えています。

もう一つは、昨日今日と各機関の高位の方が積極的に参加していただけたことも重要だと思います。そしてさらに、実務家と研究者のコラボレーションが果たせたことも大切です。

このような機会を重ねていけば、将来必ずラオスの法学能力の発展、実務の発展、それにつながるラオスの法学教育の発展が望めると考えております。

今、日本は国を挙げて各国の法整備支援に乗り出しています。JICAがその実施機関として全ての責任を負うわけですが、我々が実働部隊の最先端で頑張ろうと考えております。こうしたコラボレーションによって、日本とラオスの法制度、理論、実務の発展を図っていくことができると信じております。

**★ランシー次長検事**

まず、JICAの主催により専門家の皆様がこのワークショップ開いてくれたことに感謝致します。JICAの第2フェーズのプロジェクトがスタートしたことを嬉しく思っています。皆様からの意見の提示、先生からのご意見を聞き、大変有意義なものであったと確信しています。

今回のワークショップは民法教科書作成、民法起草の第一歩としての作業です。ラオスの戦略目標として、2020年までの人材の育成が非常に大きなテーマとなっています。とりわけ、法律分野の人材の育成が非常に重要な目標です。

そのため、JICA、日本の専門家の方々が教科書の作り方について、このようなワークショップを開いてくれたことは我々にとって大変意義のあることだと思っています。

私ももう一度改めて、ラオス政府を代表して、4機関の代表として感謝の意を表します。今回参加してくれた皆様、特に遠方の他県からお越しいただいた皆さまに感謝申し上げます。WG、調整委員会については、NOULで明日以降協議したいと思います。

今後は、さらに詳細に話しあっていく必要があります。例えば、誰がどの部分を担当するかという具体的な話も決める必要があります。皆様ありがとうございました。閉会を宣言させていただきます。

以上



## 第5章 詳細計画策定調査の派遣

### 5-1 調査目的

本調査においては、2009年2月に実施した基礎情報収集・確認調査、同年6月に実施した第一回協力準備調査及び同年9月に実施した第二回協力準備調査の結果を踏まえて採択された「法律人材育成強化プロジェクト」について、早期の協力開始に向け、PDM・POや実施体制にかかる協議を行い、関係4機関とM/Mを締結した（添付資料5-1）。また、新規プロジェクト活動の具体的なイメージを共有することを目的に、民事訴訟法・刑事訴訟法ワークショップを実施した。また、UNDP及びUNICRIの関係者と面談し、新規プロジェクトに関する情報を共有し、効果的な連携を図るための意見交換を行った。

### 5-2 調査団員

(1) 総括	佐藤直史	JICA 国際協力専門員、弁護士
(2) 法司法制度	渡部洋子	法務省法務総合研究所国際協力部教官
(3) 法曹養成	瀬戸裕之	愛知淑徳大学非常勤講師
(4) 刑事訴訟法	洲見光男	同志社大学法学部・大学院法学研究科教授
(5) 民事訴訟法	出口雅久	立命館大学法学部教授
(6) 民事訴訟法	酒井一	名古屋大学大学院法学研究科教授
(7) 民事訴訟法	名津井吉裕	大阪大学大学院高等司法研究科准教授
(8) 協力計画	川合優子	JICA 公共政策部法・司法課職員
(9) 通訳	チャンタソ・インタソ	JICE研修監理員

#### ※オブザーバー参加：

法務省法務総合研究所国際協力部長	赤根智子
法務省法務総合研究所統括国際協力専門官	田中充
法務省法務総合研究所主任国際協力専門官	瀬井宏之
法務省大臣官房秘書課国際室長	青野友美
法務省大臣官房秘書課国際室国際協力係員	田村圭

### 5-3 調査期間

2010年3月8日（火）～3月18日（木）

（洲見先生は3月9日～13日。出口先生、酒井先生、名津井先生は3月11日～13日。）

※日程の詳細は添付資料5-2のとおり。

### 5-4 調査結果

#### (1) 新規案件にかかる協議

新規案件の立ち上げに向けて、PDM、PO、実施体制等に関する協議を行い、協議結果をM/Mに取りまとめた（添付資料5-1）。主な協議事項は、以下のとおり。

## 1) 実施体制

本案件は、ラオス側関係4機関の約70名に及ぶカウンターパートによって実施されるプロジェクトであり、円滑なプロジェクト実施には、適切かつ効率的な実施体制が必要である。本調査においては、関係4機関の責任体制や、プロジェクト活動の管理体制について、具体的な協議を行い、実施体制図やTORとして整理し、関係4機関と合意した。

協議の結果、合同調整委員会（Joint Coordination Committee：JCC）及びマネジメントコミッティのメンバー計8名が正式に決定した。日本側の懸念事項であったプロジェクトの責任体制については、JCC議長（兼プロジェクトディレクター）及びマネジメントコミッティ議長（兼プロジェクトマネージャー）を、関係4機関が一年毎の持ち回りで担当することとなった。当初、持ち回りの体制を取ることで、責任体制が不明確になるという懸念はあったが、関係4機関が同等の立場にあるため代表機関を選定することが困難であったこと、また、一つの機関を選定することで他の機関の関与が薄れてしまう可能性もあることを考慮し、本体制を取ることにした。なお、持ち回り体制のデメリットを軽減するため、代表機関が変わる際の引継ぎは徹底して実施すると共に、ワーキング・グループのロジ業務を担当するリエゾン・ユニットのリーダーを檢察業務開発センターの副センター長が担当し、活動レベルでのプロジェクト管理や情報共有に努めることにした。各ワーキング・グループの活動は、各グループのリーダー・副リーダーを中心に、リエゾン・ユニットのサポートを得ながら、日本人専門家との情報共有や各活動の進捗管理、情報の取りまとめをすることとなった。

## 2) 活動の成果品であるモデル教材について

本プロジェクトにて作成するモデル教材については、2009年9月協力準備調査やJICA-netセミナー等においてイメージの共有を図ってきたが、プロジェクトを開始するにあたり、再度モデル教材の作成プロセスや具体的な内容につき、関係4機関と認識を共有した。

まず、モデル教材の名称は、暫定的に「Model Handbooks」と呼び、法律の意義や基本理念、比較法研究、実務の課題分析、適用条文の分析、またModel Handbooksを作るプロセスで抽出された教訓等を盛り込むことにした。現在までに行われたワークショップやJICA-net会議において既に研究された内容や協議事項等は、「民法ケーススタディ」、「民事訴訟法/刑事訴訟法手続きチャート」の中に盛り込み、Model Handbooksの一部として活用していくことを確認した。なお、Model Handbooksを作成するにあたり、弁護士会や公安等からの意見聴取やワークショップへの召集など、関係機関の協力を得ながらプロジェクトを進めることの重要性についても認識を共有した。

### (2) 民事訴訟法・刑事訴訟法ワークショップ

2010年3月11日及び12日の2日間にわたり、関係4機関からのべ約100名の参加を得て、刑事訴訟法及び民事訴訟法にかかるワークショップを行った（別添5-3参照）。11日の刑事訴訟法ワークショップにおいては、同志社大学法学部洲見教授により、「違法に収集された証拠の証拠能力」についてディスカッションを行い、次いで、12日の民事訴訟法ワークショ

ップにおいては、大阪大学名津井准教授、名古屋大学酒井教授、立命館大学出口教授により、「貸金返還請求事件」にかかる具体的なケーススタディをもとにしたディスカッションを行った（別添5-4及び5-5参照）。ワークショップの主な成果は、以下のとおり。

#### 1) ワークショップテーマの共同作成

本ワークショップを開催するにあたり、事前にラオス側よりテーマ案をヒアリングし、日本側とラオス側が JICA-net セミナーを通じてケーススタディを共同作成した。それにより、ラオス側の関心や課題に沿ったディスカッションを行うことができ、また、テーマを選定する過程においても、ラオスにおける民事訴訟法・刑事訴訟法の現状や課題が明らかになったため、日本側の事前知識の向上にも貢献した。

#### 2) ラオス側の主体的な参加

上記のとおり、事前の準備としてテーマを共同作成し、また、各ワーキング・グループがそのテーマに対する回答案を作成するなど、ラオス側が主体的に関わりながらワークショップを実施することができた。各ワーキング・グループの担当者（刑事訴訟法 WG 副リーダー司法省 Ms. シースダー、民事訴訟法 WG リーダー中部高等裁判所 Mr. ソムサック）が実施したプレゼンテーションからは、ワーキング・グループメンバーが事前に会合を実施し、積極的に回答の準備をしていた様子がうかがわれた。本ワークショップにより、案件開始後さらに活発に実施されるワーキング・グループ活動について、どのように関係者間で情報共有をし、どのように活動を進めていけば良いか、具体的なイメージの共有が図られた。

#### 3) 今後の活動計画の明確化

本ワークショップは、限られた時間で開催されたため、テーマに関する論点をまとめるまでは至らなかった。しかし、ディスカッションを通して、条文の意味や理由を分析することや、適用条文を引用することの重要性、また、ラオス側内部でも人により意見の相違があることなど、参加者が一定の気づきを得ることができた。そして、今後も継続的に開催される JICA-net 会議等において、さらに議論を進めるための方向性や論点が明確になった。

本ワークショップに対し、ラオス側参加者からは、ラオスの課題に即した内容であったことや、日本側参加者からの丁寧かつレベルの高いインプットに対して、高い評価を得ることができた。また、ビエンチャンでの会合では、通常業務があり終日の参加が出来ないため、今後は郊外でワークショップを開催し、集中討議を行ないたいとの意見もあった。

### (3) 他ドナーとの面談

#### 1) UNDP

Legal Programme Specialist であるローレン・プージェット氏と面談し、新規プロジェクトの説明を行った。本プロジェクトは、The Legal Sector Master Plan（以下「LSMP」という）の柱である人材育成に資するプロジェクトであり、本プロジェクトの成果は、LSMP の実施の過程で、積極的に評価してもらおうよう、常に発信し続けることが必要である。LSMP の実

施を支援している UNDP とは綿密な連携を図り、本プロジェクトの意義を、セクター全体に広めていくことを目指さなければならない。

## 2) UNICRI

ルクセンブルクの支援を受けて UNICRI が行っているプロジェクトの Chief Technical Advisor であるエリック・ハッグビスト教授と面談し、新規プロジェクトの説明を行った。同教授は、SIDA が実施していたプロジェクトに長年携わり、ラオス国立大学法政治学部の法学教育教材の作成を支援した経験を持つため、同教授との間で教訓や知見を共有することは、本プロジェクトにおけるモデル教材の作成に有益であり、また、本プロジェクトの成果や教訓は UNICRI の活動にも資するため、双方のプロジェクトが相乗効果を発揮できるよう今後とも連携を強化することを確認した。

## 5-5 団長所感

### (1) ラオスにおける法整備支援のこれまでの周到な準備について

本プロジェクトは、2009年2月の基礎情報収集調査、同年6月、同年9月の協力準備調査を経て、本調査において PDM 案及び RD 案の合意に至るという準備プロセスを経た。このような準備プロセスにおいて、丁寧な協議を行いながらラオス側と共通理解の醸成を図ったため、プロジェクト開始前に明確な共通目標の設定を行うことが可能となった。

このような周到な準備をした理由は、まず、ラオス側との間で、現在の法・司法制度の改善の道筋を共有する必要があったからである。ラオスは、「法の支配」に基づく市場経済化の進展を目指しており、法務・司法関係機関の能力の向上は極めて重要な政策課題である。しかしながら、基礎的な法律学が発展しないまま外国法を受け入れたことによる混乱が生じていることに加え、法学教育と実務が断絶していることから、理論と実務が十分に関連付けられていなかった。この結果、自国の法理論を十分に踏まえていない実務が行われており、そのような実務上の問題点に目をつぶった法学教育が行われている。このような問題に対処するためには、法学教育機関と実務機関を広く巻き込んで、ラオス側のマインドセットを変更し、実務を踏まえた法理論を発展させ、それを実務及び教育にフィードバックするというプロセスが必要であるが、ラオス側には、異なる機関間の横断的な連携を図る経験が乏しく、また、理論と実務をリンクさせるノウハウがない。このような背景のもと、関係機関を広く巻き込んで理論と実務をリンクさせることは、ラオス側にとって、新しいチャレンジである。このような新しいチャレンジを成功させるためには、実際に課題に取り組み、そこから教訓を得て、作業のイメージや協力の方向性について認識を共有した上で、プロジェクトの実施体制を構築し、協力内容を確定していく必要があった。

また、「法整備」は長期的なスパンで考える必要があり、今回の準備プロセスは、4年間を予定している本プロジェクト（法整備「支援」）の準備の意味だけではなく、本プロジェクト終了後にラオス側で行っていくべき継続的な努力（ラオス自身の「法整備」）の道筋を明らかにする意味も有していた。本プロジェクトの目標は、法・司法関係機関がそれぞれ有する情報・知見・経験を共有しあい、ラオス法の理論面・実務面の体系的な分析・検討を行いながら、キャパシティ・ディベロップメントを図ることである。ラオスの実務家及び教員に対し

て、それぞれが長年の経験から蓄積してきた考え方を根本から改める重要性を理解してもらうことは相当困難な作業であり、技術・ノウハウを短期間で提供すれば足りるものではない。ラオスの中長期的な「法整備」を検討する場合、本プロジェクトで達成できる内容はごく初歩的な段階のものであり、その後の継続的な努力により、法理論の発展を踏まえつつ法学教育・研修内容が改善され、実務が改善されていかなければならない。本プロジェクトの成果が将来にわたりラオスの法・司法制度の自立的な発展につながっていくためには、発展の全体的なイメージ、及びその全体像の中の、本プロジェクトの位置づけを明確にする必要がある。今回の準備プロセスにおいては、その理解を共有できたものと考えられ、ラオス側に、本プロジェクトの終了後も引き続き努力を継続することが必要であるとの認識が生じたことは極めて重要な成果である。

## (2) 実施体制について

本プロジェクトは、関係4機関を対象とするプロジェクトであり、関係4機関が共同でプロジェクト活動を効率的に行うための実施体制を、どのように構築するかが大きな問題であった。

この点、2009年6月、同年9月の協議に引き続き、本調査においても実施体制に関する集中的な協議を行い、JCCの下にワーキング・グループ(WG)を設置し、WGの中に、マネジメントコミッティ、リエゾン・ユニット及び3つのサブワーキング・グループを設置し、それぞれのTORを明確にした。また、リエゾン・ユニットのリーダー及びサブワーキング・グループのリーダー・副リーダーを選任し、実施体制の強化に配慮した。

懸念であったプロジェクト・ダイレクター(JCC議長)及びプロジェクト・マネージャー(マネジメントコミッティ議長)については、関係4機関の代表者が一年ごとのローテーションで務めることとなった。理想的には、関係4機関のいずれかの代表者にプロジェクトの全期間にわたり務めてもらうが望ましかったが、関係4機関は上位下位の関係がなく、いずれかの機関がプロジェクト・ダイレクター(JCC議長)及びプロジェクト・マネージャー(マネジメントコミッティ議長)をプロジェクトの全期間にわたって引き受けることには大きな抵抗感があったため、イレギュラーではあるが、一年ごとのローテーションを受け入れることとした。

ただし、このことは、ラオス側のオーナーシップの欠如を表していることにはならないものと思料する。ローテーションの理由は、上記のとおり、関係4機関が対等な関係にあるからであり、コミットメントの弱さが理由ではない。関係4機関は、2009年6月、同年9月の協議及び本調査を通じて、変わらぬ強いコミットメントを示している。また、2009年9月の民法ワークショップ及び本調査に先立って行われた、刑事訴訟法・民事訴訟法のワークショップへの真摯かつ積極的な参加態度(ワークショップへの準備も含めて)からは、「JICAのプロジェクトに参加している」といった姿勢ではなく、自分たちがラオス法の体系的な法理論を作っていく、理論と実務をつなげて考え分析する、といった新しいチャレンジに主体的に取り組んでいることを明確に見てとることができた。

なお、プロジェクト活動に関して様々な調整の問題が生じることがありうるが、この点は、

プロジェクト事務所を設置する予定の検察業務開発センターのセンター長がマネジメントコミッティのメンバー（最初の一年間はマネジメントコミッティ議長）を引き受け、同副センター長がリエゾン・ユニット長としての職務を引き受けたことにより、彼らに日常的な調整業務を担当してもらうことを期待する。また、日常的な調整業務を越えた決定を必要とする場合についても、関係4機関から選任されたマネジメントコミッティメンバーはいずれもそれぞれの機関の決定権者と近い立場にあるため、理想的なフォーカルパーソンとして職務を担ってもらえることを期待できる。

### （3）モデル教材の内容及び作業について

これまでの準備において、モデル教材の内容については、ワーキング・グループメンバーとの間でイメージの共有ができたものと考えられる。その内容は、PDM 案の指標として取りまとめたとおりである。

また、ワーキング・グループメンバーは定期的な会合に加え、日常的に研究業務を担う必要があることから、関係4機関の高官レベルに、ワーキング・グループメンバーの作業量についての正確な認識を持ってもらったうえ、日常業務等との調整について検討してもらうことが重要である。この点、本プロジェクトにおいては、基礎的な法理論を体系的に扱うモデル教材を作成する過程で、ラオスの実定法の分析や実務上の問題の洗い出しを行うことができ、この作業はそれぞれの機関が直面している喫緊の課題に対応する際の重要な資料となるものであることを説明し、関係4機関の高官レベルの理解を得た。

### （4）刑事訴訟法・民事訴訟法セミナー

本文中に記載したとおり、参加者は準備を含め積極的に参画し、セミナー終了後の評価も大変良好であった。ただし、準備期間が短かったため、関連条文を十分に調べられなかったという教訓も出され、また、大きな設問であったにも関わらず、協議時間が短かったというコメントも出された。

いずれにしても、非常に活発な議論がなされ、悩みを共有し、共通のゴールに向かってスタートラインに立てたことは大きく評価すべきである。今回得られた教訓を活用し、更に効率的なセミナー運営を目指すべきである。

### （5）プロジェクト運営上の留意点

上記セミナーの教訓でもあるが、問題や資料の共有・連絡については、関係4機関にわたるプロジェクトであることから、改善すべき点が多い。例えば、上記セミナーの問題をセミナー当日に受け取った人もいたようであり、連絡リストやチェックリスト等を活用するといった工夫が必要である。この他、実施機関が複数にまたがることから、プロジェクト運営に関する予期しえない問題が生じることが考えられるため、そのような問題への対処については今後とも十分な配慮が必要である。

また、ワーキング・グループメンバー間に不公平感を生まないようにすることも必要である。ワーキング・グループメンバーの中でも優秀な人間に仕事が集まることは避けられず、

優秀な人に業務負荷がかかりすぎないように工夫を検討することが必要である。関係4機関の法律家人材のリソースは量的にも質的にも限られており、以前のプロジェクト実施中も、日常業務が一部の優秀な人材に集中し、結果として、そのような人材が以前のプロジェクトの活動に十分に時間が割けなくなるといった教訓もあった。こうした問題が生じないよう、メンバー内の役割分担についても、留意が必要となると思われる。

加えて、ワーキング・グループメンバーの中には他ドナーの活動に参加している者もあり（特に優秀な人材についてはその傾向がある）、日常業務に加え、他ドナーの業務の影響が及ぶことがある。そして、プロジェクトに参加した者に日当を支払うドナーが多いことから、（個人の思いとは別に）他ドナーの業務を本プロジェクトの業務よりも優先させることがないとは限らない。本プロジェクトの実施にあたり、現在、ワーキング・グループメンバーが示している本プロジェクトに対する高いインセンティブを確保する工夫に関しては、ワーキング・グループメンバーが置かれている立場に十分配慮するよう、引き続き検討する必要がある。

なお、本プロジェクトは、法律的な論点についての議論を深め、法理論の構築を行うための能力向上を目的としたプロジェクトである。そこで、ワーキング・グループメンバーからは多様な意見を出してもらう必要がある。この点、上記、刑事訴訟法セミナーでは、比較的多様な意見が出されていたものの、民事訴訟法セミナーでは、グループリーダーがラオス側の意見をまとめて発言していたため、多様な意見がなかなか出てこない場面もあった。このような状況が生じないよう、実際のワーキング・グループ活動の進め方については、各リーダー、副リーダーと十分に協議し、合意する必要がある。また、セミナーの意見では異なる意見を出しても、文書にする際には異なる意見を書くことを躊躇する可能性もあるため、この点も留意する必要がある。

さらに、ワーキング・グループメンバーには含まれていないが、公安省の職員や弁護士等からインプットを得ることも重要であり、プロジェクト実施中に、セミナー等にこれらの外部リソースの知見を積極的に活用することを検討する必要がある。

**THE MINUTES OF MEETINGS  
BETWEEN  
JAPANESE DETAILED PLANNING SURVEY TEAM  
AND  
THE LAO AUTHORITIES CONCERNED  
FOR  
THE PROJECT FOR HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT  
IN THE LEGAL SECTOR**

With the reference to the technical cooperation program concerning the legal sector of the Lao People's Democratic Republic (hereinafter referred to as 'Lao P.D.R. '), the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as 'JICA') made several preliminary discussions and basic studies in order to prepare a new project. The first preparatory survey mission was dispatched by JICA from 24 May 2009 to 4 June 2009. As a result of the survey, JICA and the Lao authorities concerned (Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos; hereinafter collectively referred to as 'the Implementing Organizations') reached the common understandings on framework, implementing arrangements and the timeframe of the project and signed Minutes of Meetings dated 3 June 2009. JICA dispatched the second preparatory survey team from 20 September 2009 to 25 September 2009 to hold a workshop on Civil Code to share the clear image of activities of the project.

Based on the result of the surveys, the Japanese Detailed Planning Survey Team (hereinafter referred to as 'the Team') for the Project for Human Resource Development in the legal sector (hereinafter referred to as 'the Project'), organized by JICA headed by Mr. Naoshi Sato, Senior Advisor of JICA, visited Lao P.D.R from 8 March 2010 to 18 March, 2010, in order to assess the feasibility of the proposed project framework as well as to clarify the concept and the scope of the Project.

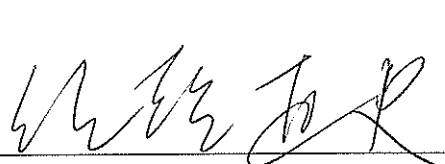
L  
B  
✓  
R  
B



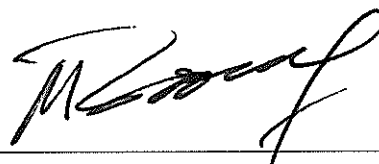
The Team and the Implementing Organizations had a series of discussions and worked out the details of the Project. As a result of the discussions, the Team and the Implementing Organizations reached the common understandings concerning the matters referred to in the documents attached hereto.

- APPENDIX I: Tentative Project Framework
- APPENDIX II: Draft Project Design Matrix (PDM)
- APPENDIX III: Tentative Plan of Operation (PO)
- APPENDIX IV: Image of Direction
- APPENDIX V: Implementation Structure
- APPENDIX VI: Terms of Reference (TOR) and Functions
- APPENDIX VII: Tentative Member List of Working Group
- APPENDIX VIII: Main Points Discussed
- APPENDIX IX: Draft Record of Discussions

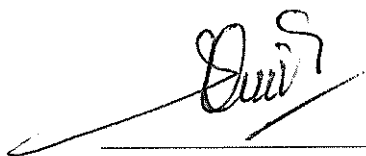
Vientiane, 18 March 2010



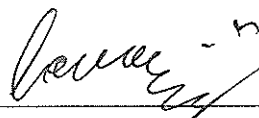
Mr. Naoshi Sato  
Team Leader  
Detailed Planning Survey Team  
Japan International Cooperation Agency



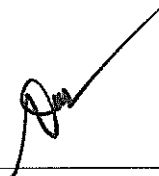
Mr. Kysinh Sinphanngam  
Vice Minister  
Ministry of Justice



Mr. Khampha Sengdara  
Vice President  
People's Supreme Court



Mr. Langsy Sibounheuang  
Deputy Supreme People's Prosecutor  
Supreme People's Prosecutor Office



Assoc. Prof. Dr. Saykhong Saynasine  
Vice-President  
National University of Laos

## APPENDIX I

### TENTATIVE PROJECT FRAMEWORK

The Team and the Implementing Organizations shared the common views on the basic framework of the Project as below. Details are shown in the draft PDM in Appendix II. It was understood that the PDM is provisional and that JICA and the Implementing Organizations will further review and revise the PDM as necessary in the process of the Project implementation.

1. Project Title

Human Resource Development in the Legal Sector

2. Implementing Organizations

Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos

3. Project Period

4 years

4. Target Group

Officials and Lecturers under Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos

5. Project Site

Vientiane

6. Master Plan

(Overall Goal)

Institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education develop their institutional/individual capacity to advance legal studies on Lao Law (\*1) on the basis of systematized analysis on theories and practices and to improve their practices based on the studies.

(Project Purpose)

Institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education develop their basic institutional/individual capacity to make systematical studies on theories and practices of Civil Code (\*2), Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code and to utilize studies and lessons learned in Legal Education (\*3), Trainings (\*4) and Practices. (\*5)



## APPENDIX I

## (Outputs)

- 0 Working Group composed of officials/lecturers of Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos is well managed.
- 1 Working Group analyzes systematically legal theories and practical issues on Civil Code, Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code and develops Model Handbooks summarized the results of the analysis.
- 2 Working Group disseminates how to utilize Model Handbooks and contents thereof to institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.

## (Activities)

- (0-1) Working Group carries out its activities for making Model Handbooks.
- (0-2) Joint Coordination Committee (JCC) manages project activities through consultation with Management Committee.
- (1-1-1) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, develops 'Case Study Book' (tentative) on major topics on Civil Code.
- (1-1-2) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, formulates detailed working plans of making of Model Handbooks.
- (1-1-3) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, collects basic information on historical linkage of Civil Code and practical issues including court precedents in each issue.
- (1-1-4) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, studies basic theories of Civil Code in each issue.
- (1-1-5) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, analyzes practical cases including court precedents based on basic theories in each issue.
- (1-1-6) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks.
- (1-1-7) Sub-Working Group on Civil Code collects information from and/or consults with officials/lecturers in legal and justice sector and legal education as necessary.
- (1-1-8) Sub-Working Group on Civil Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.
- (1-1-9) Sub-Working Group on Civil Code cooperates in activities of editing committees as necessary.
- (1-2-1) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, makes 'Chart on Procedures and Concerned Provisions' (tentative).
- (1-2-2) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, formulates detailed working plan of making of Model Handbooks.
- (1-2-3) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, collects basic

Handwritten marks and signatures in the bottom right corner of the page.

## APPENDIX I

- information on historical linkage of Civil Procedure Code and practical issues including court precedents in each issue.
- (1-2-4) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, studies basic theories of Civil Procedure Code in each issue.
  - (1-2-5) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, analyzes practical cases including court precedents based on basic theories in each issue.
  - (1-2-6) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks.
  - (1-2-7) Sub-Working Group on Civil Procedure Code collects information from and/or consults with officials/lecturers in legal and justice sector and legal education as necessary.
  - (1-2-8) Sub-Working Group on Civil Procedure Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.
  - (1-2-9) Sub-Working Group on Civil Procedure Code cooperates in activities of editing committees as necessary.
  - (1-3-1) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, makes 'Chart on Procedures and Concerned Provisions' (tentative).
  - (1-3-2) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, formulates detailed working plan of making of Model Handbooks.
  - (1-3-3) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, collects basic information on historical linkage of Criminal Procedure Code and practical issues including court precedents in each issue.
  - (1-3-4) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, studies basic theories of Criminal Procedure Code in each issue.
  - (1-3-5) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, analyzes practical cases including court precedents based on basic theories in each issue.
  - (1-3-6) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks.
  - (1-3-7) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code collects information from and/or consults with officials/lecturers of institutions in legal and justice sector and legal education as necessary.
  - (1-3-8) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.
  - (1-3-9) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code cooperates in activities of editing committees as necessary.
  - (2-1) Working Group, with Japanese experts, holds workshops/seminars to disseminate Model Handbooks to officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.
  - (2-2) Working Group, with Japanese experts, gives model lectures by utilizing Model

## APPENDIX I

Handbooks to officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.

\*1 Civil Code means the Law on Property, the Law on Contract, the Law on Tort, the Law on Secured Transaction, the Law on Family and concerned positive law and legal norms.

\*2 The Lao Law means positive law and legal norms in Lao P.D.R.

\*3 Legal Education means legal education in Law Schools under Ministry of Justice and National University of Lao.

\*4 Trainings means trainings for drafting of legal documents, judicial practice and administrative practice in institutes in legal and justice sector.

\*5 Practices means drafting of legal documents, judicial practice and administrative practice.

Handwritten signature and initials in the bottom right corner of the page. The signature appears to be 'M' followed by a stylized flourish, and there are other initials 'S' and 'L' nearby.

APPENDIX II

Draft Project Design Matrix Ver.0

Project Title: Human Resource Development in the Legal Sector

Implementing Organizations: Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos

Project Period: 4 years

Target Group: Officials and Lecturers under Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos

Project Site: Vientiane

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicator	Means of Verification	Important Assumptions
<p><b>(Overall Goal)</b> Institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education develop their institutional/individual capacity to advance legal studies on Lao Law (*1) on the basis of systematized analysis on theories and practices and to improve their practices based on the studies.</p>	<p>The number of legal books which cover systematical study on legal theories and practices increase. Legal books which cover systematical study on legal theories and practices are utilized in Legal Education. Legal books which cover systematical study on legal theories and practices are utilized in Training. Laws are made/amended taking into account practical issues. The number of handbooks to which practitioners refer increase. The number of case study books increase.</p>	<p>Legal books which cover systematical study on legal theories and practices Teaching materials Training textbooks Reports/Materials on lawmaking Handbooks for practitioner Case study books</p>	
<p><b>(Project Purpose)</b> Institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education develop their basic institutional/individual capacity to make systematical studies on theories and practices of Civil Code (*2), Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code and to utilize studies and lessons learned in Legal Education (*3), Trainings (*4) and Practices (*5)</p>	<p>Model Handbooks are available to officials/lecturers of institutions in legal and justice sector and legal education. There are some examples that Model Handbooks are utilized in Legal Education, Trainings and/or Practices in institutions in legal and justice sector and legal education. The number of officials/lecturers of institutions in legal and justice sector and legal education who understand the concepts of systematized studies on legal theories and practices increases.</p>	<p>Arrangement of Model Handbooks in each institute Teaching materials in Legal Education Materials used in Trainings Interviews</p>	<p>There is no change in the Legal Sector Master Plan.</p>



(1-2-1)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, makes 'Chart on Procedures and Concerned Provisions' (tentative).
(1-2-2)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, formulates detailed working plan of making of Model Handbooks.
(1-2-3)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, collects basic information on historical linkage of Civil Procedure Code and practical issues including court precedents in each issue.
(1-2-4)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, studies basic theories of Civil Procedure Code in each issue.
(1-2-5)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, analyzes practical cases including court precedents based on basic theories in each issue.
(1-2-6)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks.
(1-2-7)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code collects information from and/or consults with officials/lecturers in legal and justice sector and legal education as necessary.
(1-2-8)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.
(1-2-9)	Sub-Working Group on Civil Procedure Code cooperates in activities of editing committees as necessary.
(1-3-1)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, makes 'Chart on Procedures and Concerned Provisions' (tentative).
(1-3-2)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, formulates detailed working plan of making of Model Handbooks.
(1-3-3)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, collects basic information on historical linkage of Criminal Procedure Code and practical issues including court precedents in each issue.
(1-3-4)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, studies basic theories of Criminal Procedure Code in each issue.
(1-3-5)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, analyzes practical cases including court precedents based on basic theories in each issue.
(1-3-6)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks.
(1-3-7)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code collects information from and/or consults with officials/lecturers of institutions in legal and justice sector and legal education as necessary.
(1-3-8)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.
(1-3-9)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code cooperates in activities of editing committees as necessary.
(2-1)	Working Group, with Japanese experts, holds workshops/seminars to disseminate Model Handbooks to officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.
(2-2)	Working Group, with Japanese experts, gives model lectures by utilizing Model Handbooks to officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.



- \*1 Civil Code means the Law on Property, the Law on Contract, the Law on Tort, the Law on Secured Transaction, the Law on Family and concerned positive law and legal norms.
- \*2 The Lao Law means positive law and legal norms in Lao P.D.R.
- \*3 Legal Education means legal education in Law Schools under Ministry of Justice and National University of Lao.
- \*4 Trainings means trainings for drafting of legal documents, judicial practice and administrative practice in institutes in legal and justice sector.
- \*5 Practices means drafting of legal documents, judicial practice and administrative practice.

Handwritten signatures and initials:

- Handwritten signature: 192
- Handwritten signature: 1A
- Handwritten signature: 202
- Handwritten signature: 203

APPENDIX III

Tentative Plan of Operation Ver.0

Project Title: Human Resource Development in the Legal Sector

Implementing Organizations: Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos

Project Period: 4 years

Target Group: Officials and Lecturers under Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos

Project Site: Vientiane

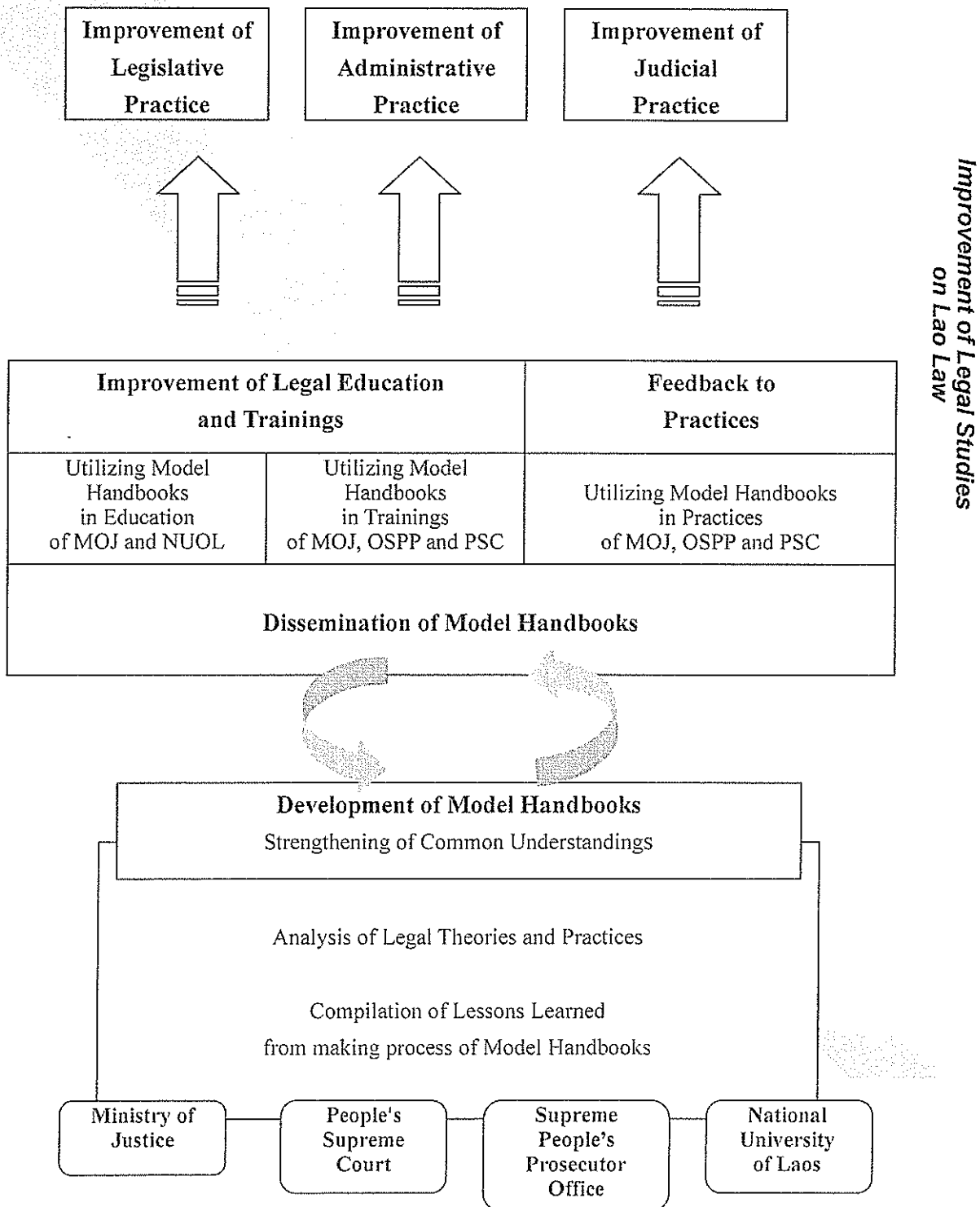
Activities	2010		2011				2012				2013		2014			
	Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar	Apr-Jun	Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar	Apr-Jun	Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar	Apr-Jun	Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar	Apr-Jun
(0-1) Working Group carries out its activities for making Model Handbooks.																
(0-2) Joint Coordination Committee (JCC) manages project activities through consultation with Management Committee.																
(1-1-1) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, develops 'Case Study Book' (tentative) on major topics on Civil Code.																
(1-1-2) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, formulates detailed working plans of making of Model Handbooks.																
(1-1-3) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, collects basic information on historical linkage of Civil Code and practical issues including court precedents in each issue.																
(1-1-4) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, studies basic theories of Civil Code in each issue.																
(1-1-5) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, analyzes practical cases including court precedents based on basic theories in each issue.																
(1-1-6) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks.																
(1-1-7) Sub-Working Group on Civil Code collects information from and/or consults with officials/lecturers in legal and justice sector and legal education as necessary.																
(1-1-8) Sub-Working Group on Civil Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.																
(1-1-9) Sub-Working Group on Civil Code cooperates in activities of editing committees as necessary.																
(1-2-1) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, makes 'Chart on Procedures and Concerned Provisions' (tentative).																
(1-2-2) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, formulates detailed working plan of making of Model Handbooks.																
(1-2-3) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, collects basic information on historical linkage of Civil Procedure Code and practical issues including court precedents in each issue.																
(1-2-4) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, studies basic theories of Civil Procedure Code in each issue.																
(1-2-5) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, analyzes practical cases including court precedents based on basic theories in each issue.																
(1-2-6) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks.																
(1-2-7) Sub-Working Group on Civil Procedure Code collects information from and/or consults with officials/lecturers in legal and justice sector and legal education as necessary.																
(1-2-8) Sub-Working Group on Civil Procedure Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.																
(1-2-9) Sub-Working Group on Civil Procedure Code cooperates in activities of editing committees as necessary.																
(1-3-1) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, makes 'Chart on Procedures and Concerned Provisions' (tentative).																

Activities		2010			2011			2012			2013			2014			
		Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar	Apr-Jun	Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar	Apr-Jun	Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar	Apr-Jun	Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar	Apr-Jun
(1-3-2)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, formulates detailed working plan of making of Model Handbooks.																
(1-3-3)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, collects basic information on historical linkage of Criminal Procedure Code and practical issues including court precedents in each issue.																
(1-3-4)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, studies basic theories of Criminal Procedure Code in each issue.																
(1-3-5)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, analyzes practical cases including court precedents based on basic theories in each issue.																
(1-3-6)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks.																
(1-3-7)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code collects information from and/or consults with officials/lecturers of institutions in legal and justice sector and legal education as																
(1-3-8)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.																
(1-3-9)	Sub-Working Group on Criminal Procedure Code cooperates in activities of editing committees as necessary.																
(2-1)	Working Group, with Japanese experts, holds workshops/seminars to disseminate Model Handbooks to officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.																
(2-2)	Working Group, with Japanese experts, gives model lectures by utilizing Model Handbooks to officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.																

*Handwritten signatures and initials.*

APPENDIX IV

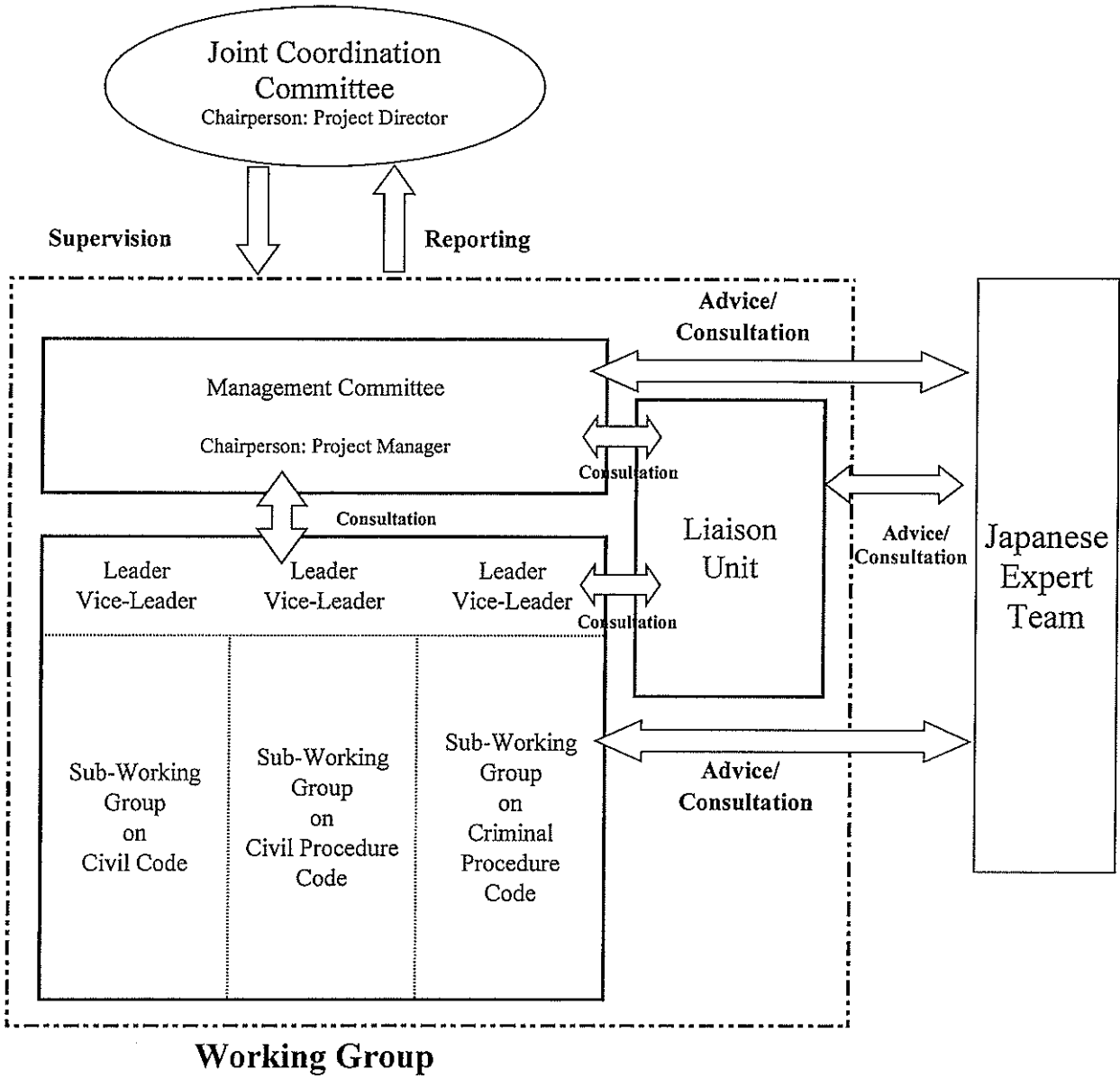
IMAGE OF DIRECTION



*Handwritten signatures and initials.*

APPENDIX V

Implementation Structure



Handwritten initials 'L' and 'S'.

Handwritten signature.

Handwritten signature.

## APPENDIX VI

### TERMS of REFERENCE (TOR) and FUNCTIONS

#### I. Joint Coordination Committee (JCC)

##### 1. TOR/Functions

- (1) To confirm work plans of the Project
- (2) To review the overall progress of the Project and the achievements of the above-mentioned work plans, as well as to approve 'progress reports'
- (3) To review and exchange views on major issues arising the Project

##### 2. Frequency of meetings

Once every half a year and whenever necessity arises

##### 3. Composition of the members

- (1) MOJ  
Vice Minister
- (2) PSC  
Vice President
- (3) OSPP  
Deputy Supreme People's Prosecutor
- (4) NUOL  
Vice President
- (5) JICA Laos Office  
Representatives

##### 4. Project Director (Chairperson of JCC)

JCC will be called and chaired by the Project Director. The Project Director will be assumed in accordance with the following order.

- (1) The first year of the Project period  
Deputy Supreme People's Prosecutor
- (2) The second year of the Project period  
Vice President of PSC
- (3) The third year of the Project period  
Vice President of NUOL
- (4) The fourth year of the Project period  
Vice Minister of Justice

#### II. Working Group

## APPENDIX VI

### 1. Management Committee

#### (1) TOR/Functions

- (i) To make plans for Working Group activities with the leaders and the vice-leaders (Leaders) of Sub-Working Groups (SWGs), Liaison Unit and Japanese experts
- (ii) To manage SWGs activities through consultation with Leaders
- (iii) To take necessary measures to facilitate SWGs activities, including appointment of new/acting Leaders and/or new/acting members of Liaison Unit and appointment of assistants of Liaison Unit

#### (2) Frequency of meetings

Once a month and whenever necessity arises

#### (3) Members

MOJ: Director General of Legal Research and International Cooperation

PSC: Director General of Judicial Research and Training Institute

OSPP: Director of Prosecutor's Work Development Centre

NUOL: Dean of Faculty of Law and Political Science

Note: Leaders, members of Liaison Unit and Japanese experts join in meetings of Management Committee.

#### (4) Project Manager (Chairperson of Management Committee)

Management Committee will be called and chaired by the Project Manager. The Project Manager will be assumed in accordance with the following order.

##### (i) The first year of the Project period

Director of Prosecutor's Work Development Centre of OSPP

##### (ii) The second year of the Project period

Director General of Judicial Research and Training Institute of PSC

##### (iii) The third year of the Project period

Dean of Faculty of Law and Political Science of NUOL

##### (iv) The third year of the Project period

Director General of Legal Research and International Cooperation of Ministry of Justice

### 2. Leaders

#### (1) TOR/Functions

- (i) To consult with Management Committee, Liaison Unit and Japanese experts on SWGs activities
- (ii) To chair SWGs meetings and facilitate SWGs activities
- (iii) To arrange to make minutes of SWGs meetings and to compile materials



## APPENDIX VI

- (iv) To share information/materials among the SWGs
- (v) To arrange to distribute information/materials concerning SWGs activities to the members of SWGs and Japanese experts
- (2) Frequency of meetings
  - Same as Management Committee
  - Note: Besides monthly Management Committee meetings, (a) Leader(s), Liaison Unit and Japanese experts meet and consult from time to time.
- (3) Members
  - (i) Sub-Working Group on Civil Code
    - Leader: Mr. Nalonglith Norasing from MOJ
    - Vice-Leader: Ms. Douangmala Khamsonka from NUOL
  - (ii) Sub-Working Group on Civil Procedure Code
    - Leader: Mr. Somsack Taybounlack from PSC
    - Vice-Leader: Ms. Phonphet Ounkeo from OSPP
  - (iii) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code
    - Leader: Mr. Viengvilay Thiengchaxay from NUOL
    - Vice-Leader: Ms. Sisouda Sophavandy from MOJ

### 3. Liaison Unit

- (1) TOR/Functions
  - (i) To arrange meeting schedules of JCC, Management Committee and SWGs
  - (ii) To make necessary arrangement for meetings of JCC, Management Committee and SWGs
  - (iii) To consult with Leaders and Japanese experts on SWGs activities
  - (iv) To distribute information/materials concerning SWGs activities to the members of SWGs and Japanese experts
- (2) Frequency of meetings
  - Once a week and whenever necessity arises
  - Note: Besides weekly meetings, (a) member(s) of Liaison Unit and Japanese experts meet and consult on a daily basis.
- (3) Members
  - MOJ: Ms. Souvanxay Singdala
  - PSC: Mr. Sengsouliya Phouangphet
  - OSPP: Mr. Souphasit Lorvanh Say (Leader of Liaison Unit)
  - Mr. Xaipasong Ounsida





## APPENDIX VI

NUOL: Mr. Phoneseng Khounthavyduangchai

### 4. WG (SWGs)

#### (1) TOR/Functions

To perform the activities described in Project Design Matrix

#### (2) Frequency of meetings

Once a week for each SWG

Note: Besides weekly meetings, SWGs meetings are held from time to time in accordance with consultation among Management Committee, Liaison Unit and Japanese experts.

#### (3) Members

See Appendix VII

Handwritten signature and initials in the bottom right corner of the page. The signature appears to be 'M P' followed by a long horizontal line, and there are some other scribbles below it.

## APPENDIX VII

## Tentative Member List of Working Group

OSPP	
1	Mr. Souphasit Lorvanhxay
2	Mr. Xaipasong Ounsida
3	Mr. Bounma Duangmalasinh
4	Mr. Chanthaboun Phengkamsay
5	Ms. Vilaysinh Dainhansa
6	Mr. Boualy Phetnixay
7	Mr. Phonphet Ounkeo
8	Mr. Khammouane Sivily

PSC	
1	Mr. Bounkhouang Thavisack
2	Mr. Somsack Taybounlack
3	Mr. Chanthaly Douangvilay
4	Mr. Phognern Chanthanakhone
5	Mr. Acksonesinh Vixayalai
6	Mr. Sommay Bouthtavong
7	Mr. Oubonh Inthachinda
8	Mr. Phonesavanh Kettavong
9	Mr. Khamphay Xayasouk
10	Mr. Chansouk Khampou
11	Mr. Sengsouliya Phouangphet

NUOL	
1	Mr. Viengvilay Thiengchanhxay
2	Ms. Phaimany Xayvongsa
3	Mr. Vixay Syhaphanya
4	Mr. Sengthavy Inthavong
5	Mr. Phoneseng Khounthavyduangchai
6	Ms. Duangmala Khamsonka
7	Mr. Somdeth Keovongsack
8	Mr. Sommany Vongkhampha
9	Ms. Keophila Anouvong

MOJ	
1	Mr. Chomkham Boupphalivanh
2	Mr. Ketsana Phommachanch
3	Ms. Duangmany Laomao
4	Mr. Nalonglith Norasing
5	Mr. Bounmake Bunnavong
6	Mr. Souliya Sydavong
7	Ms. Khamphai Xayyavong
8	Mr. Sulisack Thepphavong
9	Ms. Pathana Bounpheng
10	Mr. Sonephet Duangdy
11	Ms. Khonesavanh Savaly
12	Ms. Sisouda Sophavandy
13	Mr. Bounkhong Phanvonesa
14	Ms. Saykhit Visisombat
15	Mr. Phetmoukda Phongsavat
16	Mr. Mitlakhone Songkhamchanh
17	Mr. Phoumy Sinlatanathammateva
18	Ms. Souvanxay Singdala
19	Mr. Oudone Singdala
20	Mr. Viengxay Vongphakdy
21	Mr. Littaphone Phoummakeo
22	Mr. Sommay Syoudomphan
23	Mr. Phaivanh Ounvilay
24	Mr. Saythanou Insomphone
25	Mr. Sivily Thavisin
26	Mr. Phonesavanh Bualuanglarth

Handwritten signatures and initials are present in the bottom right corner of the page.

## APPENDIX VIII

## THE MAIN POINTS DISCUSSED

## I. Implementation Structure of the Project

As the Project is implemented by the Implementing Organizations which are composed of four different organizations and about seventy counterpart personnel are involved, it is essential to establish a functional implementation structure and to carry out the Project activities jointly by sharing information.

It was agreed that the Joint Coordination Committee (hereinafter referred to as 'JCC'), which fulfills the functions described in Appendix VI, will be established for the effective and successful implementation of the Project. JCC will consist of the Vice Minister of Justice, the Vice President of PSC, the Deputy Supreme People's Prosecutor, the Vice President of NUOL and JICA Lao office. The chairpersons of JCC will be the Project Director and, as the Implementing Organizations are not under any hierarchical relations, the duty of the Project Director will be rotated in the order specified in Appendix VI every year among JCC members from the Implementing Organizations.

The Team and the Implementing Organizations also agreed to establish Working Group, which includes Management Committee, Liaison Unit and three Sub-Working Groups (hereinafter referred to as 'SWGs'), as shown in Appendix V. The chairpersons of Management Committee will be the Project Manager and, alike the Project Director, the duty of the Project Manager will be rotated in the order specified in Appendix VI every year among the Management Committee members. Each SWGs has their own leader and vice-leader (hereinafter referred to as 'Leaders') and the Leaders, consulting with Management Committee, will facilitate SWGs activities. The terms of reference and functions of Management Committee, Leaders, Liaison Unit and SWGs each body are described in Appendix VI and the members of SWGs are listed in Appendix VII.

It was agreed that Management Committee has the responsibility to appoint new/acting Leader(s), Working Group member(s) and Liaison Unit member(s), if any original members cannot perform their functions for any reasons including personnel transfer and long business trip. In addition, Management Committee is responsible to appoint assistants in logistics activities to be done by Liaison Unit as necessary.

Handwritten signatures and initials on the right margin, including a large 'L' at the top, a stylized signature below it, and several other initials and marks at the bottom right.

## APPENDIX VIII

## II. Model Handbooks

The Team and the Implementing Organizations agreed that materials which will be produced through SWGs activities are called 'Model Handbooks.' The word of 'Model Handbooks' is a tentative name of produced materials and titles of materials will be decided in the process of developing Model Handbooks. All parts of Model Handbooks will be drafted and published by the initiative of Lao side with supports from Japanese experts by sharing academic knowledge and giving practical advice through meetings, workshops, JICA-net seminars and training programs in Japan.

Model Handbooks are books which contain: i) analysis on historical linkage of provisions from the viewpoint of comparative legal studies; ii) analysis on actual cases and court precedents in relation to concerned provisions and legal theories; iii) analysis on situations to which an unclear provision shall be applied; iv) analysis on results of application of an unclear provision; v) analysis on relations between concerned provisions; vi) analysis on cases that there is no appropriate provisions to be applied and/or that laws have no connection to reality; vii) explanation on accurate practical procedures for practitioners; and viii) lessons learned from the process of making Model Handbooks. The process of making Model Handbooks will be recorded in minutes and the recorded discussions will be utilized in making Model Handbooks. The composition and contents of Model Handbooks will be decided through SWGs activities in accordance with the needs of legal education, trainings or practices in Lao P.D.R.

JICA and the Implementing Organizations have held workshops and JICA-Net seminars and discussed the procedures of making Model Handbooks. It is agreed that at the beginning stage Working Group will make the following materials:

- i) Detailed working plans on Model Handbooks which includes study schedule, drafting schedule, issues to be addressed, job assignments for studies and writing, prospective readers and remarks on making process;
- ii) A case study book on Civil Code which points out concerned provisions for each cases, purpose of concerned provisions, conditions and results of application of the provisions and practical issues; and
- iii) Chart books on Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code which include explanation of procedures and concerned provisions.

## APPENDIX VIII

The above mentioned materials in item ii) and iii) will be parts of Model Handbooks and as necessary will be published in themselves.

In terms of utilizing Model Handbooks, the Implementing Organizations will not be required to obtain any approval from other authorities so long as the Implementing Organizations use Model Handbooks in their internal education, trainings and practices.

After completion of developing Model Handbooks, editing committees will be established and review the contents of Model Handbooks. Leaders and some senior members of SWGs will assist in editing committees' activities.

It was also discussed that it would be important to invite outside officials/professions to participate in SWGs activities.

### III. Necessity of Appropriate Workload Adjustment

The Team and the Implementing Organizations agreed that the Implementing Organizations will make appropriate workload adjustment for Working Group members. Working Group members will have weekly meetings and study on a daily basis. The Team and the Implementing Organizations discussed and confirmed that activities performed by Working Group are meaningful for daily work of the Implementing Organizations. Management Committee will pay attention to SWG members' workload.

### IV. The Way Forward

It was agreed the Implementing Organizations and JICA will sign Record of Discussions by May 2010 and start the Project in July 2010. Before launching the Project, the Implementing Organizations and JICA are going to hold a JICA-Net seminar on Civil Code in 30 March 2010 and JICA-Net seminars on Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code in May 2010.



APPENDIX IX

(DRAFT)

RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN  
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY AND  
THE LAO AUTHORITIES CONCERNED ON  
JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR  
THE PROJECT FOR HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT  
IN THE LEGAL SECTOR

In response to the Minutes of Meetings between the Japanese Detailed Planning Survey Team and the Lao authorities concerned on the Project for Human Resource Development in the Legal Sector (hereinafter referred to as 'the Project'), signed on 18 March 2010, the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as 'JICA') Laos office exchanged views and had a series of discussions with the Lao authorities concerned with respect to desirable measures to be taken for the successful implementation of the Project.

As a result of discussions, and in accordance with the provisions of the Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Government of Laos signed in Tokyo on 12 December 2003 (hereinafter referred to as 'the Agreement'), JICA and the Lao authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Vientiane, 2010



APPENDIX IX

---

Mr. Masato Togawa  
Chief Representative  
JICA Lao Office  
Japan International Cooperation Agency

---

Mr. Kysinh Sinphanngam  
Vice Minister  
Ministry of Justice

---

Mr. Khampha Sengdara  
Vice President  
People's Supreme Court

---

Mr. Langsy Sibounheuang  
Deputy Supreme People's Prosecutor  
Supreme People's Prosecutor Office

---

Assoc. Prof. Dr. Saykhong Saynasine  
Vice-President  
National University of Laos

Handwritten signatures and initials in the bottom right corner, including a large stylized signature and several smaller initials.

## APPENDIX IX

### ATTACHED DOCUMENT

#### I. COOPERATION BETWEEN JICA AND THE AUTHORITIES CONCERNED OF LAO P.D.R.

1. The authorities concerned of Lao P.D.R. will implement the Project in cooperation with JICA.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in ANNEX I.

#### II. MEASURES TO BE TAKEN BY JICA

In accordance with the laws and regulations in force in Japan and the provisions of Article III of the Agreement, JICA as the executing agency for technical cooperation program by the Government of Japan, will take, at its own expense, the following measures according to the normal procedures of its technical cooperation scheme.

##### 1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

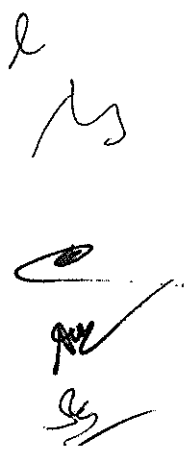
JICA will provide the services of the Japanese experts as listed in ANNEX II. The provisions of Article V of the Agreement will be applied to the above-mentioned experts.

##### 2. PROVISION OF EQUIPMENT

JICA will provide such equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in ANNEX III. The provisions of Article VII of the Agreement will be applied to the equipment.

##### 3. TRAINING OF PERSONNEL IN JAPAN

JICA will receive personnel connected with the Project for technical training in Japan.

Handwritten signatures and initials are present on the right margin of the page. There are three distinct marks: a large, stylized signature at the top, a smaller signature below it, and a checkmark-like mark at the bottom.



## APPENDIX IX

## III. MEASURES TO BE TAKEN BY LAO P.D.R.

1. The authorities concerned of Lao P.D.R. will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.
2. The authorities concerned of Lao P.D.R. will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Lao nationals as a result of the Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of Lao P.D.R.
3. In accordance with the provisions of Article V of the Agreement, the authorities concerned of Lao P.D.R. will grant in Lao privileges, exemptions and benefits to the Japanese experts referred to Annex II above and their families.
4. In accordance with the provisions of Article VII of the Agreement, the authorities concerned of Lao P.D.R. will take the necessary measures to receive and use the equipment provided by JICA under Annex III above and equipment and materials carried in by the Japanese experts referred to in Annex II above.
5. The authorities concerned of Lao P.D.R. will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Lao personnel through technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the provision of Article V of the Agreement, the authorities concerned of Lao P.D.R. will provide the services of counterpart personnel and administrative personnel as listed in ANNEX IV.
7. In accordance with the provision of Article V of the Agreement, the authorities concerned of Lao P.D.R. will provide the buildings and facilities as listed in ANNEX V.
8. In accordance with the laws and regulations in force in Lao P.D.R., the authorities concerned of Lao P.D.R. will take necessary measures to supply or

## APPENDIX IX

replace, at its own expense, machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided by JICA under Annex III above.

9. In accordance with the laws and regulations in force in Lao P.D.R., the authorities concerned of Lao P.D.R. will take necessary measures to meet the running expenses necessary for the implementation of the Project.

## IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. Deputy Supreme People's Prosecutor of OSPP, Vice President of PSC, Vice President of NUOL and Vice Minister of Justice, as the Project Directors, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project. The Project Directors will rotate the duty in the order specified in Annex VII.
2. Director of Prosecutor's Work Development Centre of OSPP, Director General of Judicial Research and Training Institute of PSC, Dean of Faculty of Law and Political Science of NUOL and Director General of Legal Research and International Cooperation of Ministry of Justice, as the Project Managers, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project. The Project Managers will rotate the duty in the same order as the Project Directors.
3. The Japanese experts will provide necessary technical guidance and advice to the Project Director, the Project Manager and counterpart personnel on any matters pertaining to the implementation of the Project.
4. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") will be established whose functions and composition are described in ANNEX VII.

## V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA and the authorities



## APPENDIX IX

concerned during the last six months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

### VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

In accordance with the provision of Article VI of the Agreement, the authorities concerned of Lao P.D.R. undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in Lao P.D.R. except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

### VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between JICA and the authorities concerned of Lao P.D.R. on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

### VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

For the purpose of promoting support for the Project among the people of Lao P.D.R., the authorities concerned of Lao P.D.R. will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of Lao P.D.R.

### IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be four years starting from July 2010.

ANNEX I      MASTER PLAN  
ANNEX II     LIST OF JAPANESE EXPERTS

APPENDIX IX

ANNEX III	LIST OF EQUIPMENT
ANNEX IV	LIST OF COUNTERPART
ANNEX V	LIST OF FACILITIES
ANNEX VI	IMPLEMENTATION STRUCTURE
ANNEX VII	JOINT COORDINATING COMMITTEE

h  
ms  
e  
R  
S

ANNEX I

MASTER PLAN

1. Project Title

Human Resource Development in the Legal Sector

2. Implementing Organizations

Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos

3. Project Period

4 years

4. Target Group

Officials and Lecturers under Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos

5. Project Site

Vientiane

6. Master Plan

(Overall Goal)

Institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education develop their institutional/individual capacity to advance legal studies on Lao Law (\*1) on the basis of systematized analysis on theories and practices and to improve their practices based on the studies.

(Project Purpose)

Institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education develop their basic institutional/individual capacity to make systematical studies on theories and practices of Civil Code (\*2), Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code and to utilize studies and lessons learned in Legal Education (\*3), Trainings (\*4) and Practices. (\*5)

(Outputs)

0 Working Group composed of officials/lecturers of Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos

Handwritten signatures and marks on the right margin, including a large signature at the top, a smaller signature below it, and a signature with a long horizontal line extending to the left at the bottom.

## ANNEX I

is well managed.

- 1 Working Group analyzes systematically legal theories and practical issues on Civil Code, Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code and develops Model Handbooks summarized the results of the analysis.
- 2 Working Group disseminates how to utilize Model Handbooks and contents thereof to institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.

## (Activities)

- (0-1) Working Group carries out its activities for making Model Handbooks.
- (0-2) Joint Coordination Committee (JCC) manages project activities through consultation with Management Committee.
- (1-1-1) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, develops 'Case Study Book' (tentative) on major topics on Civil Code.
- (1-1-2) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, formulates detailed working plans of making of Model Handbooks.
- (1-1-3) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, collects basic information on historical linkage of Civil Code and practical issues including court precedents in each issue.
- (1-1-4) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, studies basic theories of Civil Code in each issue.
- (1-1-5) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, analyzes practical cases including court precedents based on basic theories in each issue.
- (1-1-6) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks.
- (1-1-7) Sub-Working Group on Civil Code collects information from and/or consults with officials/lecturers in legal and justice sector and legal education as necessary.
- (1-1-8) Sub-Working Group on Civil Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.
- (1-1-9) Sub-Working Group on Civil Code cooperates in activities of editing committees as necessary.
- (1-2-1) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, makes 'Chart on Procedures and Concerned Provisions' (tentative).
- (1-2-2) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, formulates detailed working plan of making of Model Handbooks.
- (1-2-3) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, collects basic information on historical linkage of Civil Procedure Code and practical issues including court precedents in each issue.
- (1-2-4) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, studies basic theories of Civil Procedure Code in each issue.

## ANNEX I

- (1-2-5) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, analyzes practical cases including court precedents based on basic theories in each issue.
- (1-2-6) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks.
- (1-2-7) Sub-Working Group on Civil Procedure Code collects information from and/or consults with officials/lecturers in legal and justice sector and legal education as necessary.
- (1-2-8) Sub-Working Group on Civil Procedure Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.
- (1-2-9) Sub-Working Group on Civil Procedure Code cooperates in activities of editing committees as necessary.
- (1-3-1) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, makes 'Chart on Procedures and Concerned Provisions' (tentative).
- (1-3-2) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, formulates detailed working plan of making of Model Handbooks.
- (1-3-3) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, collects basic information on historical linkage of Criminal Procedure Code and practical issues including court precedents in each issue.
- (1-3-4) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, studies basic theories of Criminal Procedure Code in each issue.
- (1-3-5) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, analyzes practical cases including court precedents based on basic theories in each issue.
- (1-3-6) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks.
- (1-3-7) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code collects information from and/or consults with officials/lecturers of institutions in legal and justice sector and legal education as necessary.
- (1-3-8) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.
- (1-3-9) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code cooperates in activities of editing committees as necessary.
- (2-1) Working Group, with Japanese experts, holds workshops/seminars to disseminate Model Handbooks to officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.
- (2-2) Working Group, with Japanese experts, gives model lectures by utilizing Model Handbooks to officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.

\*1 Civil Code means the Law on Property, the Law on Contract, the Law on Tort, the Law on Secured Transaction, the Law on Family and concerned positive law and legal

Handwritten marks on the right margin, including a large '2' and several illegible scribbles.

ANNEX I

norms.

\*2 The Lao Law means positive law and legal norms in Lao P.D.R.

\*3 Legal Education means legal education in Law Schools under Ministry of Justice and National University of Lao.

\*4 Trainings means trainings for drafting of legal documents, judicial practice and administrative practice in institutes in legal and justice sector.

\*5 Practices means drafting of legal documents, judicial practice and administrative practice.

Handwritten signatures and initials in the bottom right corner of the page. There are several distinct marks, including what appears to be a signature and some initials.



ANNEX II

(DRAFT)

LIST OF JAPANESE EXPERTS

I. Long-term Experts

Long-term experts will provide necessary advice to Working Group (WG) members as well as other Lao counterpart personnel and coordinate support by short-term experts and Japanese Advisory Group.

II. Short-term Experts

• Civil Code

Short-term experts on Civil Code will introduce Japanese Civil Code and practical know-how to make Model Handbooks with WG members.

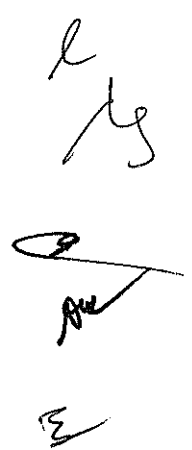
• Civil Procedure Code

Short-term experts on Civil Procedure Code will introduce Japanese Civil Procedure Code and practical know-how to make Model Handbooks with WG members.

• Criminal Procedure Code

Short-term experts on Criminal Procedure Code will introduce Japanese Criminal Procedure Code and practical know-how to make Model Handbooks with WG members.

• Others, if necessary



ANNEX III

(DRAFT)

LIST OF EQUIPMENT

Equipment necessary for the implementation of the Project as listed below might be provided to Lao side during the cooperation period, subject to the limitation of budget allocation.

- Facilities of the office for long-term experts
- Equipment necessary for workshops and seminars

Note:

1. The above mentioned equipment is limited to that necessary for the transfer of technology by the Japanese experts.
2. Content, specifications and quality of the above mentioned equipment will be decided through mutual consultations within the allocated budget of each Japanese fiscal year (1 April to 31 March).



## ANNEX IV

## LIST OF COUNTERPART

OSPP	
1	Mr. Souphasit Lorvanhxay
2	Mr. Xaipasong Ounsida
3	Mr. Bounma Duangmalasinh
4	Mr. Chanthaboun Phengkamsay
5	Ms. Vilaysinh Dainhansa
6	Mr. Boualy Phetmixay
7	Mr. Phonphet Ounkeo
8	Mr. Khammouane Sivilay

PSC	
1	Mr. Bounkhouang Thavisack
2	Mr. Somsack Taybounlack
3	Mr. Chanthaly Douangvilay
4	Mr. Phognern Chanthanakhone
5	Mr. Acksonesinh Vixayalai
6	Mr. Sommay Bouthtavong
7	Mr. Oubonh Inthachinda
8	Mr. Phonesavanh Kettavong
9	Mr. Khamphay Xayasouk
10	Mr. Chansouk Khampou
11	Mr. Sengsouliya Phouangphet

NUOL	
1	Mr. Viengvilay Thiengchanhxay
2	Ms. Phaimany Xayvongsa
3	Mr. Vixay Syhaphanya
4	Mr. Sengthavy Inthavong
5	Mr. Phoneseng Khounthavyduangchai
6	Ms. Duangmala Khamsonka
7	Mr. Somdeth Keovongsack
8	Mr. Sommany Vongkhampha
9	Ms. Keophila Anouvong

MOJ	
1	Mr. Chomkham Boupphalivanh
2	Mr. Ketsana Phommachanch
3	Ms. Duangmany Laomao
4	Mr. Nalonglith Norasing
5	Mr. Bounmake Bunnavong
6	Mr. Souliya Sydavong
7	Ms. Khamphai Xayyavong
8	Mr. Sulisack Thepphavong
9	Ms. Pathana Bounpheng
10	Mr. Sonephet Duangdy
11	Ms. Khonesavanh Savaly
12	Ms. Sisouda Sophavandy
13	Mr. Bounkhong Phanvonesa
14	Ms. Saykhith Visisombat
15	Mr. Phetmoukda Phongsavat
16	Mr. Mitlakhone Songkhamchanh
17	Mr. Phoumy Sinlatanathammateva
18	Ms. Souvanxay Singdala
19	Mr. Oudone Singdala
20	Mr. Viengxay Vongphakdy
21	Mr. Littaphone Phoummakeo
22	Mr. Sommay Syoudomphan
23	Mr. Phaivanh Ounvilay
24	Mr. Saythanou Insomphone
25	Mr. Sivilay Thavisin
26	Mr. Phonesavanh Bualuanglarth

l  
K

→  
R

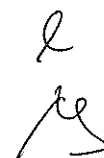
9.

ANNEX V

(DRAFT)

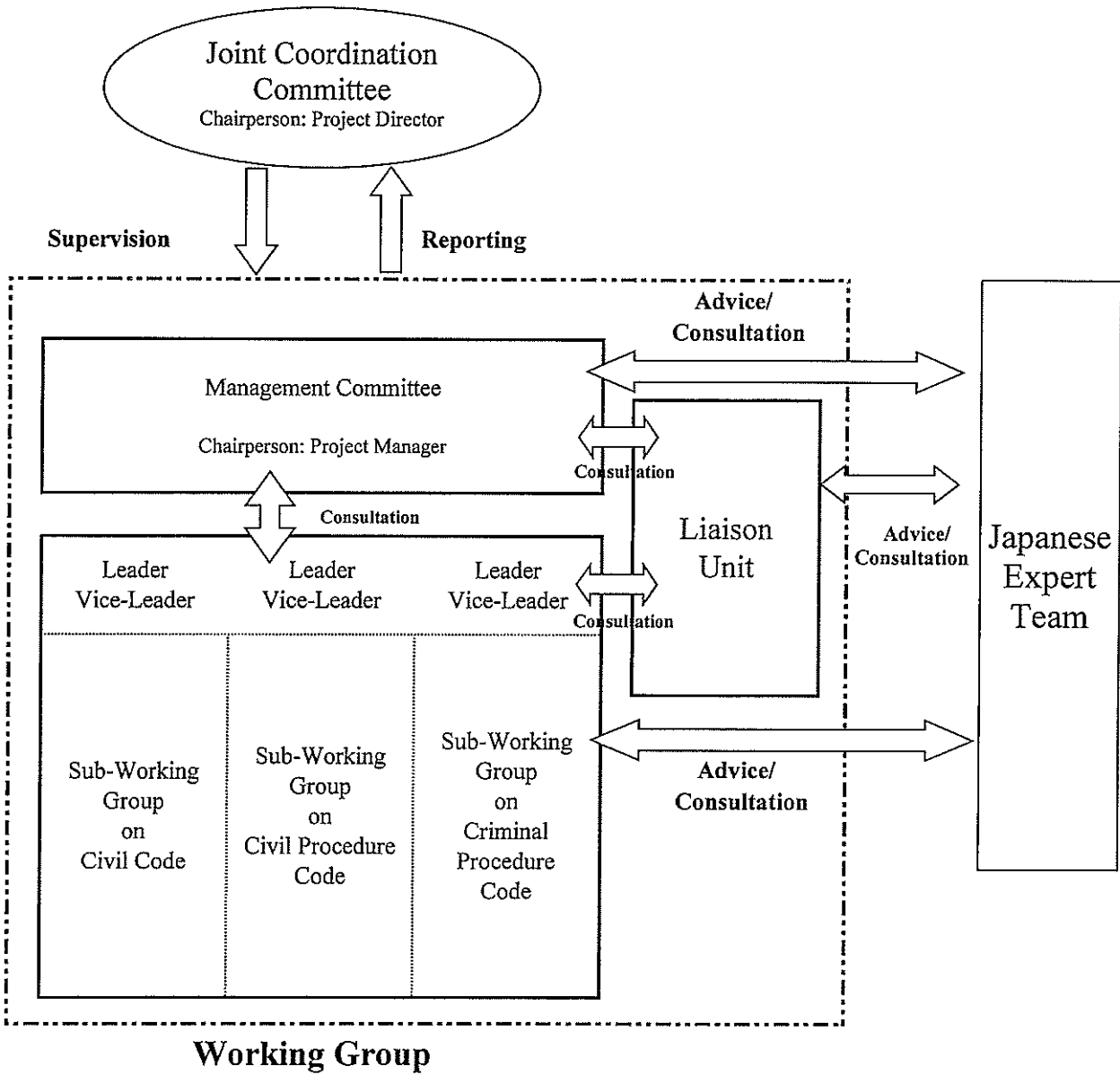
LIST OF FACILITIES

- I. Office space for long-term experts and project staffs as well as necessary facilities
- II. Seminar rooms, conference rooms and facilities necessary for the implementation of the Project
- III. Other facilities mutually agreed upon as necessary



ANNEX VI

Implementation Structure



Handwritten notes and signatures in the bottom right corner, including the letters 'L', 'M', and 'S'.

ANNEX VII

(DRAFT)

JOINT COORDINATING COMMITTEE (JCC)

I. Functions

The Joint Coordination Committee (hereinafter referred to as 'JCC') will be established for the effective and successful implementation of technical cooperation of the Project. JCC will meet every six months and whenever necessity arises, in order to fulfill the following functions:

- (1) To confirm work plans of the Project;
- (2) To review the overall progress of the Project and the achievements of the above-mentioned work plans, as well as to approve 'progress reports'; and
- (3) To review and exchange views on major issues arising the Project.

II. Frequency of meetings

Once every half a year and whenever necessity arises

III. Composition of the members

- (1) MOJ  
Vice Minister
- (2) PSC  
Vice President
- (3) OSPP  
Deputy Supreme People's Prosecutor
- (4) NUOL  
Vice President
- (5) JICA Laos Office  
Representatives

IV. Project Director (Chairperson of JCC)

JCC will be called and chaired by the Project Director. The Project Director will be assumed in accordance with the following order.

- (1) The first year of the Project period  
Member from OSPP
- (2) The second year of the Project period

Handwritten signatures and initials in black ink on the right margin of the page. There are several distinct marks, including what appears to be a signature at the top, followed by initials, and another signature further down.

ANNEX VII

Member from PSC

(3) The third year of the Project period

Member from NUOL

(4) The fourth year of the Project period

Member from Ministry of Justice

Handwritten signatures and initials in the bottom right corner, including a large signature, a checkmark, and several smaller initials.

## ラオス法律人材育成強化プロジェクト 詳細計画策定調査 日程

Dates				
March	8	Mon		調査団 ビエンチャン到着
March	9	Tue	AM PM	ラオス事務所との打ち合わせ ワーキングレベルの方との「モデル教材」にかかる打ち合わせ
March	10	Wed	AM PM	会場視察 ワークショップにかかる調査団打ち合わせ
March	11	Thur	8:30 9:00 16:30	ホテル集合→会場 受付開始 刑事訴訟ワークショップ開始 刑事訴訟ワークショップ終了 調査団打ち合わせ
March	12	Fri	8:30 9:00 16:30	ラオプラザホテル集合→会場 受付開始 民事訴訟ワークショップ開始 民事訴訟ワークショップ終了 調査団打ち合わせ
March	13	Sat		RD・PDM・PO(案)の作成
March	14	Sun		RD・PDM・PO(案)の作成
March	15	Mon	AM PM	ワークショップのラップアップ、高官レベル・ワーキングレベルの方とのPDM、PO協議 高官レベル・ワーキングレベルの方とのPDM、PO協議
March	16	Tue	AM PM	高官レベル・ワーキングレベルの方とのPDM、PO協議 UNDPとの協議、UNICRIとの協議
March	17	Wed	AM PM	MM(RD・PDM・PO案添付)の締結式 事務所報告 大使館報告 調査団 帰国
March	18	Thur		調査団 日本到着



ラオス法律人材育成強化プロジェクト  
民事訴訟法・刑事訴訟法ワークショップ概要

1. 日時	2010年3月11日(木)・12日(金) 9:00～16:30		
2. 会場	International Cooperation Training Center		
3. 目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラオスの法曹関係者が、民事訴訟法・刑事訴訟法に関する具体的な事例を基に、教科書を作るための論点やノウハウを学び、モデル教材を作成するイメージを明確に持つ。</li> <li>・新規案件に関わる中央、地方含め全ての関係者が一同に会することで、一体感を共有し、人的ネットワークを構築することで、今後のスムーズな案件実施に備える。</li> </ul>		
4. プログラム	1日目 刑事訴訟法	オープニング 9:00～9:45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラオス側からの開会の挨拶(ラオス側:15分)</li> <li>・日本側からの挨拶(法務省秘書課国際室 青野室長:10分)</li> <li>・先生方のご紹介及び本ワークショップの目的(佐藤直史団長/渡辺教官:20分)</li> </ul>
		第一部 9:45～10:45	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題の確認(加藤先生、洲見先生:15分)</li> <li>・ラオス側のプレゼンテーション(45分)</li> </ul>
		10:45～12:15	ディスカッション(90分)
		ランチタイム	
		第二部 13:30～15:15	ディスカッション(105分)
		第三部 15:30～16:30	ラップアップ及び次回JICA-Netセミナーについて(60分)
	2日目 民事訴訟法	第一部 9:00～10:15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先生方のご紹介(10分)</li> <li>・問題の確認(出口先生、酒井先生、名津井先生:20分)</li> <li>・ラオス側のプレゼンテーション(45分)</li> </ul>
		10:15～12:15	ディスカッション(120分)
		ランチタイム	
		第二部 13:30～14:45	ディスカッション(75分)
		第三部 15:00～15:45	ラップアップ及び次回JICA-Netセミナーについて(45分)
		クロージング 15:45～16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラオス側からの挨拶</li> <li>・日本側からの挨拶</li> <li>・閉会の挨拶(ラオス事務所長)</li> </ul>
5. 資料	①刑事訴訟法テーマ ②民事訴訟法テーマ ③刑事訴訟法ラオス側回答 ④民事訴訟法ラオス側回答		

## 民事訴訟法ワークショップ 議事録(2010年3月12日)

### 渡部

今日は民訴を進めます。

※事例説明

今回の事件の関係者はABの2名です。

Aさんの話に基づく問題です。

Aは2009年1月1日に30万キープをBに貸すということで合意しました。

そのときにBからAに同年9月1日に返すということで合意しました。

同年11月27日にAが約束した9月1日までに金を返さなかったという理由で訴えを提起し、その際の要素として

- ・ 1月1日にAがBに対し30万キープを提供したこと
- ・ 同日、30万キープを返す約束をしたこと
- ・ BがAに対し、同日、30万キープを返す期日は9月1日であることを合意したこと
- ・ すでに期日が経過したこと

これが、Aが裁判所に対して訴えを起こした主張の内容を整理した結果です。

その後、12月15日に裁判が開始され、Aは裁判所で裁判官に訴えを起こした内容についてそのとおりに主張しました。

Bの対応は以下の2パターンを想定

1. Bは出頭したが何も言わない(事実についての認否をしない)
2. Bが期日に不出頭

裁判所がAの証拠を調べたところ、AがBに贈与していたことが認められた。

事例は以上です。

### 名津井

設問の趣旨を説明します。

1. 事実関係についてラオスの裁判所が審理を行う上で、四つの要素に分解して検討することがあるのか

すなわち

- ・ 貸与の事実
- ・ 返還の約束の有無
- ・ 返却期限を9月1日としたこと
- ・ 約束の期限が過ぎたこと

日本で裁判を行う場合、法律家は皆、このように事実関係を分析して事例をみるようにしています。ですから、ラオスの方が同じ事例をみて、我々と同じような目を持って事実関係を確認しているのかを知りたいというのが第一問の趣旨です。

2. 裁判所がBに対し主張をするよう促すことができるかという問題

つまり、事例では裁判所は証拠からAがBに贈与したと考えたので、Bに対しその旨主張するよう促すということが行われるかどうかということです。

設問の趣旨ですが、日本では当事者が自ら主張しないという場合に、主張しないことに基づいて裁判をしてはならないというルールがあります。そのようなルールがあると、裁判所は何でもできることになってしまいます。

日本では、裁判所が自分の知りたいことは何でも当事者に聞けるという状況にはないわけです。ラオスの裁判所に当事者から主張が出てこない場合にどのようにされて

いるのかを知りたいというのが2問目の趣旨です。

3. この事例のBが贈与を受けたという主張をしたというとき、先ほど原告が主張した四つの要素がありましたが、AがBに交付したという点と、BがAに対して返すという話をしたことの内容をどう見るか

つまり、Bが返還を約束したという主張とAの主張をどのようにみるのかというのが第三問の趣旨です。日本ではBが贈与の主張をした時は、Aが主張しているBとの間で返還の合意をしたことをBが否定したと評価するわけですが、ラオスではどのようなになっているかを教えて下さい。

4. 裁判所は証拠から贈与であったと判断しているが、Bに贈与を主張しろと伝えた。

ところがBは贈与であることを裁判所で言わない場合、裁判所は贈与を認めてAの主張を退けるのか、それともBが言わない以上、Aの主張を援用することになるのかという問題です。

この回答の結果により、Bが期日に欠席した場合の扱いをどのようにするかという点にも影響を及ぼすと考えます。

日本では当事者が主張しない事実については判決の内容としてはならないというルールがあります。このルールをどのように適用するかという問題はありますが、それは別として、ラオス側にこのような考え方があるかということをお教えいただきたいと思います。

5. 裁判所がAB間の金銭トラブルを調査するのに必要として、被告Bの妻Tを職権により裁判所に呼び出して証言させることができるかどうか

そのとき、Tは同居の妻ですから、Bが出頭を拒んだ場合、裁判所が妻のTに対して何か証言を強制する手段を持っているかどうかというのが設問の趣旨です。

日本では、当事者が主張しない事実は判決の基礎としてはならないというルールから派生して、裁判所が職権で証拠調べしてはならないというルールがあります。もちろん、日本でも絶対に職権で調べてはならないというわけではなく、あくまで原則なのですが、ラオスでは職権証拠調べについて、どのような対応を取っているのかをお教えいただきたいというのが趣旨です。

## 渡部

改正契約法が出てくると思います。登場すると思われる条文は各テーブルに一枚ずつありますので、参考にして下さい。

### ソムサック タイブンラック(PSC2)

ラオスの実務においてどのように対処しているか説明します。今回、名津井先生からの説明で、設問の趣旨についてよくわかりました。私は細かいところまでは触れずに、基本的なことを答えます。それによってみなさんからの意見、質問がより多く出ることを期待しています。

#### 1 について

事実関係の検討方法についてですが、ラオスでも先生の指摘されたような検討を行います。

AB間で、どのような合意がなされたのか

例えば、AがBに対し、金銭を貸すという形での合意か、その返済期日はいつなのか、また、その際に貸した金額などに分けて検討していきます。

その他、合意が行われた時に、文書で残っているのかどうかについても確認を行います。

そして、そのABとの合意をみると、ABの場合、金銭貸借の関係にあると言えます。

新法56条に金銭消費貸借契約についての規定があり、これに従って行うことになっています。56条には契約文書が交わされる場合と口頭による場合の二通りがあります。

今回の設問には契約書のことは書かれていなかったもので、口頭での契約ではないかと考えられます。

期日を過ぎても返済がない場合、Bは返済の義務を負う（新法33条）

#### 設問1

裁判所の中で事実関係を検討する場合は、各事実関係がどのようなものであったか分析を行います。

#### 設問2

裁判所が当事者Bに対し、贈与を促すことができるかという問題ですが、これについては民訴法20条に当事者の証拠提出責任義務というのがあります。

最初に裁判所は原告からの訴状を検討します。

当事者の主張を確認し、証拠が十分に提出されているかを確認します。

次に被告からの答弁書を確認します。

答弁書の内容、提出された証拠について検討を行います。

そして、この内容に不明な点があった場合、当事者に対し、証拠の追加を請求（助言）することができます。

裁判官が職権で証拠収集することは可能です。

例えば不動産の訴訟に対して、裁判所は土地管理局に対して土地の登記書等を取り寄せることが可能です。しかし、記載されている当事者の義務には、原則として当事者が証拠を提出する義務を負うということが書かれています。当事者が証拠提出の責任の第一を負うということです。

#### 設問3

Bは今回の説例でもあるように、Aの主張を否定しており、原告側の主張を否定して贈与であることを主張しています。しかし原告側は、貸したと主張しているので、両者の主張は対立しています。そのため、この事件に関しては、次のように検討します。

- ・ AはBに金銭を渡してしまっているので、Bが仮に引き渡しを受けた金が贈与であると主張するのであれば、Bが金銭の引き渡しが贈与であることを証明する。証拠を提出する必要があるが、できない場合はBの主張は排斥される。

#### 設問4

Bは何も主張せず、何も行動を起こさないのであれば、Aが主張している内容を受け入れていると見なされ、裁判所はAの判断に基づいて判決を下すことになり、Bが不利益を得ることになります。

判断の根拠条文は民訴20条に根拠があります。

#### 設問4-2

民訴89条に当事者の参加による裁判と、欠席による裁判の二つのケースが決められています。

当事者が欠席した場合、事実関係が裁判所で判明している、また証拠が十分揃っている場合には欠席判決も認められます。

しかし、もし証拠や事実関係が明らかになっていない場合、裁判所は引き続き証拠収

集を継続しなければならず、裁判は日を改めて再度開かねばならないことになっており、現在のラオスの制度においても、当事者不在の欠席裁判を行うことは可能ですが、仮に当事者が欠席したまま裁判を行った内容に不服がある場合は、当事者は15日以内であれば異議を申し立てることができるようになっていきます。

#### 設問5

Bの妻Tに対し、職権証拠調べが可能かという問題だったと思います。

結論としては、できます。

裁判所が妻の証言を職権で求めることができるかという根拠は、新法57条にあります。

夫婦で負った借財は夫婦で返済せねばならないという考えですが、最もベストな方法はB本人からの証言ですが、Bが不在の場合、共同で責任を負うということが定められているため、妻のTからも事実関係についての証言を聞けることになります。

BとTともに言えることだが、証拠の供述に対して協力しない（召還しても出頭しない等）場合には、裁判所は強制手段として、捜査権限があり、当事者に対し、出頭命令を出すことができます。もちろん、出頭命令を受けた当事者には出頭義務が発生します。

先ほどの質問では、裁判所はあくまでも当事者からの意見の範囲のみで審理を行うのかということでしたが、ラオスにおいても当事者の主張の中でしか判決できないということになっています。

先ほどの2番目の場合、裁判所はBに対して金銭をAからもらったものだと主張するように、促すことができると言いましたが、この場合については、Bにさらにそれを裏付けるための証拠を提出するよう促すことができます。

つまり、原告が主張していない事実関係について裁判所が証拠を求めたり、あるいは、裁判所が知り得た事について裁判を行うわけではありません。原告が行った請求の範囲のみで裁判を行うことができます。

例えば土地の所有権についての裁判があったとします。

当事者間にはこれとは別に金銭貸借の争いもあったとします。

ところがAからは土地の訴えしか提起されなかった。

そうなると裁判所は土地に関する訴えについてのみ裁判をすることになる。

しかし、例外もあります。

一つは国の権利に関する訴訟である場合

少年に関する事件である場合

国が所有する土地とは知らずに訴えを提起した両当事者間に関する裁判であった場合、裁判所は原告と被告から主張がなくとも、職権によって国の土地であることを判断することができます。

この他、夫婦間の争いについても、夫婦のどちらからも主張がなくとも、夫婦間に子供があり、妻の元に子供がいることが分かった場合、夫に対し、養育費を支払うことを裁判所が判断して判断することができます。

国の権利に関する場合、子供が絡んでいる場合については、知り得た事実に基づき、裁判所が判断できます。

## 第2部

### 渡部

先ほどのプレゼンをもとに議論を行います。訴えのところについて教えていただきたいと思います。

当事者の訴えによって裁判が始まり、当事者の主張に基づいて裁判が進んでいくということによろしいですね。

次に訴えの中身について確認させてもらいたいのですが、民訴66条に書いてある訴状の記載事項として、申し立て原因となった事件、裁判所が判決の根拠とする可能性のある証拠、あるいは原告が要求する請求額、原告が要求する救済措置といったものがありますが、こうした訴えの中身について裁判をするということによろしいですね。

訴状に書かれている内容として、AがBに対して現金30万キープを払う判決をしてもらうべく訴えを起こしているが、裁判所は当初、この点について審理を進めるということですね。

次に裁判所がする判決の内容について教えていただきたい。

- ・ 実際に判決書に記載する内容
- ・ Aが訴えを起こしてBが30万キープを払わなかった場合

### ソムサック

記載内容は

- ・ 両者が契約をした日に金を借りたが期限が来ても返済しないという事実関係
- ・ Bの主張に合理的な根拠がない旨
- ・ 主文 BはAに返済しなければならない
- ・ 根拠条文（契約法56条、民訴33条）

ということが書かれます。

### 渡部

判決書の最後に主文があり、事実関係等は先に書かれるという理解でよいですか。

### 酒井

原告が言わないことについて判断をしないという話があったと思いますが、そこには二つの例外があると言われたと思います。

一例として、国家の権利については例外があるという話でしたが、ABが自分の土地だと言って争っていたとします。

AがBに対して所有権確認の訴訟をしたら、裁判所はその土地が国有地であると判断した場合に、判決では国の物であるということを宣言することになるのでしょうか。

### ソムサック

原則としては両当事者の訴えの範囲に限って判決をするのが原則です。

土地に関する訴訟については、裁判所が職権で訴えの範囲外の内容で判決をすることができます。

すなわち、ABが土地の所有権を巡って争っていたのに、実はその土地が国有地であった場合には、その土地が国有地であるということを裁判所が判決することができます。

この場合に判決書きに記載する内容は、法律に従って的確に行わなければならないという定めに従い、両当事者に管理する権利がないということを判決理由に記載します。

争っている土地については国が管理すると判決には書かれます。

### 酒井

ではもう一つの場合について教えて下さい。

57条に夫婦の共同責任という定めがあるということでしたが、AがBに30万キープを支払う訴えがなされたとき、Bの妻Tを呼び出して話を聞いたところ、AがBに金を貸したことがわかったとします。その場合、裁判所はTに対しても30万キープを支払うよう判決するのか、特に主文において記載するのかについて教えて下さい。

### ソムサック

夫婦の共同責任について、AがBに金を貸したことをTが認めたとしても、Bが本当に借りたかどうかの証拠が不十分だった場合は、追加の証拠を調べなければならないのが前提となります。裁判所は、この段階では直接Tに対し、債務返済を行うよう、判決を下すことはできません。Bが借りているということが判明した場合には、裁判所はBとTに対して共同で支払いを命じることができます。

### チャンタリー(PSC3)

ソムサックさんの意見に基本的に同意ですが、補足させていただきます。民訴において、どのように判決を下すかという点ですが、改正前裁判所法5条、民訴92条にその内容が書かれています。改正前裁判所法5条については提出された証拠が明確ではない場合に、裁判所の心証、倫理そして、これまでの判例に基づいて判決をするよう定められています。

今回のケースは30万キープという少額の訴訟です。訴額によっても裁判所の心証も変わってくると思います。高額の場合は契約書を作成するケースが多いのですが、少額だと口頭での貸し借りということも多く、そうすると消費貸借なのか贈与なのかが曖昧になることもあると思います。

書面、口頭の契約の2種類がありますが、口頭の場合はABとの関係がどのようなものであったかわかりにくいのが現状です。

書面の場合には契約書の作成が定められていますが、親戚関係等の場合は高額であっても、口頭でもよいことになっています。

Bは贈与だと主張した場合は、ABの関係をさらに検討することになります。

またABが親しい友人であったり、親戚であったりということについても検討します。しかし、高額になればやはり契約書もなしに貸借を行うことは考えにくいです。

契約書があれば間違いのない証拠であるが、贈与においては書面を作ることはあまりないと思われれます。

そのため、Bが贈与を主張する場合は、おそらくAB間で証書を作成したということとは考えにくいので、BはAとの人間関係を主張することが多いと考えられます。

つまり、BはAと友人であったり、親戚であったりすることを主張するわけです。

そこで、例えばAの主張が認められて、Bは返済しなければならないという判決を書くとしても、Bの人間関係の主張が合理性に欠けるといような内容は判決理由に記載されません。

「ただの知り合いであるから贈与の可能性は非常に低い」といような理由が書かれます。

### 渡部

ラオスにおいて、原告の訴えたこと、訴状に記載した主張、それによる請求により裁判や判決をすすめるということを理解致しました。

その判決においても基本的には原告の主張を認められるかを結論に記載し、その根拠として、原告の主張する事実関係の有無を記載するということが大原則であるという話をしてもらいました。そして、

- ・ 国有地に関する訴訟のように、国の権利に関する訴訟、国に管理責任があるも

この場合における判決は、所有権が国にあるという判決がなされる

- ・ 夫婦の債務責任について、十分な証拠が認められる場合には、当事者が訴えていなくとも判決の結論に記載する

ことがわかりました。

今回のプロジェクトでも大きなテーマになると思われませんが、結論があるということは、その根拠となるラオスの法の趣旨や論理、概念があると思います。

その点をみなさんに教えていただき、その上で日本ではどうかをお話します。

原則として、当事者の主張に基づいて裁判と判決が下されますが、例外もあります(国有地、夫婦の共同債務責任等)。それに関しては当事者の主張に関わらず、証拠上認められた事について裁判所が判決を下すということですが、どうしてそのようなことになっているのでしょうか。

#### ソムサック

原則としては、当事者からの訴えの範囲で裁判をしなければならない、その他にも訴え、訴状答弁といったものは、後に変更することが認められています。

原告・被告についても持っている土地が国の管理する土地だということが徐々にわかってくると、原告と被告の間で和解を行います。

国や社会の利益を優先して、この土地については国が管理する土地であるという判決を下すこととなります。

#### 渡部

家族関係について、必ずしも当事者の主張に拘束されないで判決を下すのはどうしてですか。

#### ソムサック

家族関係や夫婦に関する事件については例外があるという話ですが、これも社会に対する利益を優先するという理由からだと考えます。

社会の利益とは様々なものが考えられますが、父親、母親の権利はもちろん、子供の権利も守られねばならないと思います。

ですから家族関係については例外が設けられているのだと思います。

#### 渡部

ある程度、皆様の法についての考え方の背景にあるものが理解できました。

日本では同じ事について、どのような対処をしているのかをご説明します。

#### 名津井

先ほどの質疑で当事者から申し立てのない事実について、裁判所は取り上げて判断しないという原則があるということを説明していただきました。また、それに対する例外があることもご説明いただきました。

日本の立場が世界のスタンダードというわけではありませんので、これはあくまで参考までにとのことですが、このようなケースでの日本の流れを説明します。

AB間で金銭トラブルが起こったという場合に、本来ABの間で話し合って解決するというのが最も良い解決方法であり、それについて国が介入するのはよろしくないという観念があります。日本でも当然当事者から申し出がなければ、事件として取り上げないというスタンスをとっております。国の権利が関わる時に、私人間の原則と違う取り扱いをすることは日本では全く考えられないところです。

例えば、Aが国家機関でBがそこから金を借りたという場合でも、私人間の取引と全く同じように訴訟し、判決を行うこととなります。

国の土地について、私人との間で例えば所有権の帰属が問題になったとしても、通常



は一般の民事事件として処理されています。

日本では必ずしも国を軽視しているというわけではないのですが、所有権の帰属を巡る紛争、金銭の貸借、売買など、私人間の契約に伴うものについては、国と言えど私人と同様に扱うという姿勢が徹底しております。

日本の民事訴訟法などが、なぜ私人間の自主的な判断を大切にするのかといいますと、国民一人一人の自由が保障され、私人間の自治を保証しなければならないという考えがあるからです。

訴えの提起は私人に任せるし、仮に権利が侵害されていても、本人がそれでよければ裁判所に行かなくても良いという考え方です。

また、日本では離婚について、当事者が合意すれば正式に離婚が成立するという制度になっています。ラオスの方からは信じがたいかもしれませんが、離婚に関して扶養義務をどうするかについても基本的には離婚する当事者から申し立てがあって、初めて裁判所が判断するという建前をとっています。

日本がどうしてもこんなに私的自治を大事にしているのかということ、個人の自由を大切にしているということに尽きます。

これは現在の先進諸国の考えている基本的な考え方にも合致していると思います。

私人間紛争に国が勝手に介入できないとしておくことによって、その国で行われる裁判が外国から信頼のおけるものに写りやすいということを考えてのことかと思えます。

今回の問題についてもそのようなことを理解していただくという趣旨で作ってあるということをお伝えします。

## 午後の部

### 出口

83条をみると、国家や社会の利益等に関わる事件についてコメントをするという形で、裁判に検察官が関与するようですが、どの時点で検察官が関与するのか、または最初から関与しているのか教えて下さい。

### ヴァイシシ(OSPP)

検察庁法の定めで民事裁判にも参加できるようになっていますが、第一審から参加することになっています。参加する事件は国家の利益に関する事件、この権利に関する事件に関わらず、どの事件にも関与できるようになっています。現在、検察庁法も改正の動きがあり、もうすぐ新しい法律が公布される予定になっています。そして、新法でも第一審から破棄審までの全ての審級で参加でき、判決について意見を申し立てる権利が与えられています。

こういったことが規定されている趣旨についてですが、これはラオスが抱えている必要性に起因していると思います。ラオスはまだ国民の法知識が浅く、法の適正な執行を監督するために、検察官が関与することになっています。

先進国では既に不要なのかもしれませんが、ラオスではまだ必要なルールであると考えます。

### 出口

先ほど日本の先生たちと協議した結果ですが、ラオスは比較的、当事者主義を踏襲しているように感じるのですが、検察官が最初から関与しているとなると、検察官から新たな主張、新たな証拠の要請を申し出た場合は、訴訟の進行に影響を及ぼすものなのでしょうか。

**ヴァイライシ**

先ほど話したのは検察官の民事訴訟への参加ですが、民事訴訟の運営を監督することがあるのですが、判決前に意見陳述をすることが決められています。

原告被告の主張した事実に従って、どのような証拠に基づいているかについて意見陳述を行います。あくまでも訴えの範囲の中で証拠について意見を陳述します。

**ブンマー(OSPP)**

民訴39条において、検察官が原告として参加する場合について定められています。

訴訟対象物が機関に関するものの場合、それらに変わって検察官が当事者（原告）となることが定められています。

そのため、こういったケースについては、検察官は原告ですから、事件記録の閲覧や証拠の提出、弁護の要請などが認められています。

その他にも、公判において意見陳述を行う権利があることも認められています。

**渡部**

先ほどの事例の続きを進めます。改正契約法56条の内容を教えてください。

**カムワン(OSPP)**

消費貸借契約は契約当事者間の契約であり、貸し主は自らの金銭または財産を他の借り主に対して渡します。借り主は借りた物と同等のものを契約に従って返済しなければならないことになっています。

もし、この金銭貸借契約が期日について明確に定めのない場合、この法の26条の規定に従って、貸し主からの請求に従って行われます。

この貸借で利子が発生するのは契約に取り決めがある場合に限りませんが、返済が遅れて貸し主に対して重大な損害が発生した場合には、貸し主は慰謝料を請求することができます。

銀行、金融機関からの貸借については、当該機関の規則に従って金銭貸借を行います。

そして、個人間、機関間における金銭貸借の利子については、訴訟当事者間の合意により行われなければならないこととなっています。

しかし、既に支払った利子については返還請求できません。

また、支払っていない利子について、裁判所に提訴された場合、国の金融機関が定めた利子によって行われなければならないなりません。利子を元本に組み込むことはできません。

契約の中に定められた返済期限に達した場合、貸し主が受け取れない事情がある場合、利子は発生しません。

特に外国または、国際的な機関からの債務については、利子は契約当事者間の合意に従います。

貸し主と借り主の間に利子または、元本に争いがあった場合は、その元本と利子をあわせて借主に対し、完済を求めることができます。消費貸借契約は文書によらねばなりません。

以上が改正契約法の内容です。

**渡部**

口頭の消費貸借契約が許される根拠は何でしょうか。

**カムワン**

改正契約法15条の1項に契約は文書または口頭、またはその他の形態によって締結できるとあります。2項で個人間の契約を除いて金銭消費貸借契約は文書で契約することと定められています。

そのため、認められる契約はあくまでも個人間の消費貸借契約は口頭でもよいという

ことになります。

**渡部**

裁判所はBに対して贈与の主張をするよう促せるかという問題2について、答弁書に被告は何を書くのかについて教えてください。

**ポーペット**

答弁書は被告が提出するものです。

Bが引き渡しを受けた30万キープについては、Aから贈与されたものだという答弁をするか、今回のケースではAの主張を否認する場合、証拠の提出を求める主張ができます。または、反訴を行うこともできます。

**名津井**

AがBに借りたという主張のときに、BがAに金を貸したという内容を反訴とするというように聞こえましたが、いかがでしょうか。

**ポーペット**

可能です。この場合、答弁ではないので、民訴67条に従い、BがAに対して反訴できます。

**名津井**

反訴提起のためにAから金を借りたのではないという記載は必要でしょうか。

**ポーペット**

言わなければなりません。Aの主張は真実ではないということを明らかにする必要があります。しかし、Bの反訴としては、Aに対し、金銭を貸したと主張することになり、両者が文書での証明が出来ない場合になります。

**名津井**

相殺のことですか。

**ポーペット**

そのとおりです。

**カンムワン**

追加して説明します。AがBに対して債務返済を訴えたのですが、実は過去に（既に）Bが反対債権を持っており、今の話はその場合を前提にしています。

**名津井**

ラオスでは、相殺するためには、訴訟として反訴を行う必要があるのでしょうか。

それとも訴訟とは別に反訴という手続きをすることができるのでしょうか。

**ソムサク**

民訴の原則に基づき、あくまでも当事者からの請求がなければ訴訟は行われません。被告が訴えを提起された場合に、既に被告が反対債権を持っているのだとすれば、反訴して相殺をすることが可能になります。

ですが、もしも裁判所が裁判を延ばすためだけにそのようなことをしているのだと認めたら、被告人からの訴えを認めることはできません。

渡部先生の質問に戻ります。

答弁書の記載内容としては、訴状に書かれる内容とほとんど同じであると思います。もちろん主張の部分は違いますが、被告の主張及び証拠について書くことになります。ただ、証拠については記載しても良いし、特に証拠がなければ記載せずに提出することも可能です。

民訴についてはやはり20条にある、証拠物の提出について負っている当事者の責任に戻ります。

原告が訴えを提起する場合には証拠の提出が必要ですが、被告側からも主張がある際には裏付ける証拠が必要となります。

20条の意味するところは、原告、被告から提出された証拠物が明確でなく、主張を裏づけるのに十分でないと判断した場合、その当事者に対して、証拠の追加を助言するように定められています。

また、裁判所が現場に出向き、証拠を収集することもできます。

## 酒井

66～67条にあるように訴状とは訴えを提起するのに必要な書類ですね。

答弁については、原告の求めた請求に対して、被告が裁判所に提出する文書のことを指しているようですが、訴状は原告の言いたいことを書いた書面、答弁書には被告の反論を書いた書面ということでしょうか。

この後、原告側から再反論するということがあるのか、また形式は文書なのでしょうか。

## ポーペット

場合によっては追加の訴状が提出され被告からも追加の答弁が提出されます。しかし、実際は2回目の提出のみであり、裁判所において、当事者の供述の聴取が行われ、判決が行われます。

## ナロンリット

私の読む限りでは、何度も追加の訴状が来ることはないのではないかと思います。

そして、被告の方で訴えのあったことについて答弁が行われることになり、Aは金銭消費貸借であったということだが、実は贈与であったというような場合です。

また、確かに貸借を受けたが、金額が違うとの主張であったり、支払いが済んでいるという主張であるかもしれません。

被告から提出されるものは、答弁書や反訴であるかもしれません。

そのような答弁が被告から行われると、裁判所は当事者に対し、審問を行います。

裁判所において、当事者は議論を行い、裁判所がそれを記録します。

被告が、答弁も反訴も行わない場合、裁判所に当事者を呼び出し、原告の主張を伝えます。

消費貸借契約について説明します。

立法者の立場からすると、消費貸借契約は必ず文書で行われるべきであるという意味を込めています。

裁判所や検察はこういった法律の趣旨に従い実行しているかをお聞きしたい。

私の立場からは、口頭で行われた消費貸借契約は無効になると思われかもしれませんがいかがでしょうか。

## 渡部

第2点に関しては、機会を改めさせていただきます。

第1点に関しては、訴状と答弁書が提出された後は、追加で主張があった場合でも裁判所が両者の主張をまとめるのでしょうか。

## タバサック(弁護士)

訴状と答弁書がどのようなやりとりがあるのかという点につき説明します。

最初に訴状提出の課程ですが、訴えの提起の時に訴状を用いることになります。

形式は裁判所の定型のものがあるのでそれを使用します。

また、そのときに弁護士に対して原告の代わりに訴状の作成を手伝うよう指示するこ

とができます。

訴状の中身としては、訴えを提起する理由、証拠が何かを記載しなければなりません。

その後、裁判所がそれを受理した後に内容を検討して、検討した結果、被告を裁判所に呼び出し、訴状の内容を通知します。

被告の方も弁護士に対して訴訟代理人として活動を依頼することが可能です。

答弁書または反訴といった書類を作成するのですが、答弁書に記載すべき内容としては、原告からの訴えに対してどのような主張を行うかなど、という事項です。

原告の訴えには正当な理由がない等、他に証拠を裏付ける情報なども記載する必要があります。

法律に従っていないという時や、訴額が高すぎるという時に反訴を申し立てることがあります。

事例で言うと、AからBに対して30万キープの貸借があり、AからBに対し、返済請求が行われたが、本来は5万キープであると主張する場合や、原告から、利子を加えて返済してほしいと主張する場合です。

- ・ 審問を行った後
- ・ 対面によって出頭を求めることがある
- ・ 両当事者の間で調停を行う
- ・ できるだけ判決を避ける目的
- ・ その後の過程として、裁判官から両当事者に質問を行います。

出される文書はこれだけで、訴状、答弁書が何度も出てくることはありません。

追加の証拠を渡されることはありますが、訴状答弁書は一部ずつです。

## 渡部

Aが事例のように訴えを起し、それに対しBが答弁書で金を借りた事実はない（贈与の主張はしていない）と主張したとき、

- ・ 裁判所はAの贈与である可能性が高いと判断した。
- ・ 裁判所はAの主張に対して贈与であることを追求して良いのか。

## カンタイ(PSC)

事件簿を作成します。裁判官を原告と被告の中から主張された内容を検討します。証拠不十分であればBに出頭命令を出してBに質問します。同時にAも呼んで質問します。お互いに主張に間違いがないか確認するわけです。そして両当事者を同時に出頭させて質問します。両当事者が主張する内容の真偽を確かめます。もしも両者がお互い当初と同じ主張を繰り返す場合は、訴状と答弁書、そして、判決の内容に従って判決を下すこととなります。

## 名津井

Bに対してさらに証拠の提出を求めると考えていることがよく分かりました。

裁判所はABをそれぞれ呼び出して審問するという手続をとるとのことですが、ABが両方とも出廷して弁論で主張しているわけではなく、裁判所の審問に応じて供述しているということですね。

しかしながら、日本側はこれを主張とはみなしておりません。

日本法で考えるとラオスのこの制度が何なのかは帰国して考えたいと思いますが、いずれにせよ、我々からの「裁判所が当事者に対し主張を促すことができるか」という質問の答えにはなっていませんでした。

ラオスでは裁判所は、当事者の主張は訴状と答弁書で終了してしまい、他の足りない証拠に対して、裁判所が当事者に対して提出を求めるとのことでしたから、我々が事

前に検討した設問である「当事者の主張に基づかない事実につき、裁判所が主張を促すことができるのか」という問題については、ラオス側では前提が違うので回答が難しいのかなと感じました。

**渡部**

最後に小さい質問ですが、両者の主張が一致している部分について、裁判所は判決の際、事実として認定することができるのでしょうか。またその条文はどこに記載されていますか。

**ヴィライシン**

民訴68条においては、両者に意見の相違がない場合は、公判を経ずにして判決が出せるという決まりがあります。

しかし、この事例においては、改正契約法の56条と15条の問題があります。

56条については消費貸借契約の形式が定められており15条については契約の形態が定められています。

昨日の刑事訴訟法ワークショップと同じような場合で、本来ならば、消費貸借契約は文書で契約されなければならないものですが、そうでない場合はどうなるかという、法令に適合していない証拠物の扱いになると思います。

**渡部**

当事者の主張に齟齬がなければ、証拠として採用できるシステムがあることが分かりました。今後、詳細を一緒に勉強していきたいと思います。

## 刑事訴訟法ワークショップ 議事録(2010年3月11日)

### 渡部

改めましておはようございます。

まず出題の意図するところを説明します。

- ・ 搜索・差押えは適法か
- ・ Xに対する裁判を行うに際し、裁判官はこれらの押収物を証拠とすることができるか
- ・ Xの権利保護のためにXやXが選任した弁護士、裁判所はどのような対応をとることができるか

#### 【対応例】

- ・ 差押えの取り消し
- ・ 裁判手続の打ち切り
- ・ 押収物を証拠から排除
- ・ 搜索差押えに当たった警察官を懲戒処分にする
- ・ 搜索差押えに当たった警察官を刑事手続により処罰
- ・ 警察や検察、国がXに対し損害賠償を行う

以上が概要の説明になります。

### 洲見

私はアメリカとドイツ、日本の刑訴を比較して日本にとって最も公正な刑事手続を研究して参りました。

出題の趣旨について説明します。

違法な捜査を受けた被告人の権利救済の方法としてどのようなものが適切かということが各設問に共通のテーマです。

とりわけ設問2については、違法な捜索によって得られた証拠であるということで、有罪の証拠にできるのか否かという議論がアメリカや日本、ドイツなど各国にあるのですが、日本とラオスで共通しているのは、憲法や法律で明文の規定がないということです。

日本の場合、1988年に理論と実務(裁判例)が協働する形でこの問題を解決しました。

日本の法律の明文規定がないところで、理論と実務が問題を解決したということで、ラオスにも共通の土壌の上に立って意見交換ができるのではないかと思います、この問題を設けました。

日本で解決した理論は追って説明します。

まずはラオス側でどのような結論になったのかを教えてください。

### シースター (MOJ12)

まず、違法な方法により証拠物を押収した場合ですが、私のグループでは二つの視点から検討しました。

1. 令状なく自宅捜索を行った点についての違法性
2. 令状なく捜索を行った上で発見した証拠物を裁判で使用できるかどうかについての可否

1.については、法令的に違反しています。

この根拠は刑訴法2条です。

刑訴の中では警察・検察官・裁判所・訴訟参加者がどのように刑事手続に参加するか

が書かれています。参加者の全てが十分な捜査を行わねばならないとされています。

また、罪を犯した人間は必ず罰せられねばならないと定められています。

犯罪者が刑罰を逃れることは許されません。

その他、刑訴法5条も関連しています。

5条では、逮捕・留置・勾留、家宅捜索は令状をもって行うことが定められています。緊急、必要不可欠の場合は例外も認められています。

そのように法で定めている限り、法を犯したものは必ず責任を負わねばなりません。

その他、刑訴法51条も関連しています。

捜索は検察官、裁判所からの令状がなければならないとされています。

しかし、その場合においても例外規定が置かれており、緊急、必要不可欠である場合は刑訴63条により令状なしで可能とされています。

令状がなく捜索差押を行った場合では二つの例外があります。

一つは現行犯の場合、二つ目は緊急の場合です。

そして、このような場合は、捜索を行った後、24時間以内に管轄の部署に報告を行わねばならないとされています。

そういう捜索を行う前後では、丁寧に証拠品を扱わねばならないと定められています。

刑訴52条で家宅捜索についての規定があります。

家宅捜索を行う際には、家主、村長、二人の立会人がいなければならないとされています。そのため、この事例の場合では、明らかに例外の場合には当たりません。

つまり緊急、必要性がないので、令状なく捜索を行ったことは違法と言わざるを得ないのです。

その他の問題として、誰の立会もなく行われているという点があります。

そして、刑訴法54条については、捜索記録についての規定があります。

捜索を行うときには、担当の警察官は捜索した記録を作成し、それに立会人からの署名が必要になります。

そして、その捜索記録は必ず3部作成します。

作成した記録については必ず立会人の前で読み聞かせなければならず、読み聞いた後には立会人から署名、拇印が必要とされています。

捜索記録の一つは事件簿として保管、もう一つは家主に対して送付、最後の一つは村長など村の代表者に対して送ります。

刑訴法55条では押収、差押えについての規定があります。

55条1項には証拠物の種類、数、捜索差押の状況について記録しなければならないと定められています。

捜査機関の長、検察官は押収差押に関する令状を確保しなければならないと定められています。

不動産など、場所を移すことができないものについては差押を行うこととなります。

この事例の場合、警察による証拠物の押収は法律に違反していると言えます。

適用条文は刑訴法73条です。

警察官は押収を行う際には必ず関係機関からの令状をとらねばならないと定められています。

令状発布の権限については、刑訴73条にて人民検察庁の管轄という記載があり、77条については裁判所の管轄となっています。

まとめますと、このケースにおける警察官は違法な捜索を行い、その方法は適法では



なかったと言えらると思ひます。

次に、違法な捜索により押収した証拠物は、裁判で利用できるかという問題に移ります。押収の目的物である証拠物は重要な証拠ですので、原則これを押収できると思ひます。このことは条文としては55条にその規定があります。令状なく警察官がその証拠物を押収した場合、また、誰の立会もなく押収した場合、この二点については法令に反していると言ひことができます。

しかし、違法手段による押収について、法律では押収できないと明確に定めているわけではありませぬ。そのため、この事例につき、違法収集により押収されたかばんと宝石であるが、これが隠滅、滅失の危険を避けるために押収する必要性があると思ひます。

しかし、そのような証拠物が利用できるとしても、押収した警察官は裁かれなければならぬと思ひます。ただ、この二番目の点については、我々の中でも違ひ意見がありました。

こういった家宅捜索は、国民の権利・自由に対する影響が非常に大きいため、法律も令状の必要性を明確に定めております。

法は例外も規定しており、現行犯、緊急の場合であれば例外を認めています。この規定に基づき、捜索が現行犯や緊急の必要がある場合でなければ令状が必要になります。

この事例における令状のない捜索は明らかに法令に反しており、刑法103条にある住居侵入罪が成立します。

今回の事例に置けるかばん等の押収は違法な方法による収集であり、これらの証拠を裁判で使うことは、過ちの上に過ちを重ねることになると思ひます。

そのため、二番目の質問（違法収集の証拠物につき、Xが犯人であることを証明するための証拠として使うことができるかという点）に関しては、先生の事例の中では、これらの他に証拠がないと仮定した場合、

1. 裁判所がXが犯人であることを信じない場合

刑訴4条1-2、21条2項につき、違法収集証拠という理由により、証拠に対する信頼がないことが明らかになった場合、被告人が受けている罪状につき、裁判所が否定することができる。

これは51、52、54、55、51条が根拠となります。

裁判所が違法な警察官の押収という手段に対する信頼を持ってない場合、その証拠に対する信頼も失われます。

そのため、裁判官は違法な方法により収集した証拠に基づき、Xが犯人であるという判決を行うことができないと思ひます。

2. 裁判所がXを犯人と確信している場合

押収されたものが犯行によって奪われた指輪、かばんであること、そのかばんや指輪が被告人の家から発見されたという事実に基づいて、押収したものをXが犯人であるという証拠にすることが認められます。

しかし、基本的には、そのような証拠だけに基づくものではなく、その場にいた証人の証言や犯罪状況も考慮して結論を出すこととなります。

3. Xが事件について自白していて、それがさらに他の証拠から裏付けられる場合

例えばXが犯行時刻に別の場所にいたと証言しているのに、彼の友達から一緒にその場にいなかったというような証言が得られた場合などです。

4. 具体的に文書についてそれを検証します。

かばんや宝石などに買った場所からの証明書があり、X自身のものだと立証でき

る場合、本来の持ち主でしか知り得なかった状況等を知っている場合は、Xが真の所有者であることが考えられます。

- そして、他の証人からXが押収物の本物の持ち主であることが証明された場合
5. 鑑定による専門家の回答が、指紋や手形等がXのものであることを立証した場合のケースが考えられる

このようなことが十分に検討された上で、裁判所はXの有罪無罪の判断を行うこととなります。

違法な手段に基づいて得られた証拠物であったとしても、その証拠物がもともと持っている証拠に基づいて、犯行が確かに行われたと確信できるのであれば、それを訴訟の証拠物から排除されるということはありません。

しかし、証拠として使用できたとしても、警察官は違法に捜索差押を行ったことによる訴訟上の責任を負わねばなりません。

3つ目の設問について。

Xが選任した弁護士により、本人の権利がどの程度保護、回復されるかという点

1. 違法な押収は取り消せるか

①Xが無実である場合

この事例については刑訴法7、18、28、35条が根拠です。

他に刑訴法71条に事件の取り下げが書かれています。

73条の7号については、人民検察官の権限が書かれています。

その権限の中には、違法な捜索令状に対する取り消し権限があり、捜索令状が合理的な理由に基づいていないことを理由に、検察官が違法な令状を取り消す権限が認められています。

②Xが有罪である場合

刑訴55条1項が根拠となり、証拠物が発見された場合については、捜査機関は必ず差押え、押収を行わねばならないと定められている条文です。

この場合にはその物が原告のものか、被告人のものが明らかではありません。

その場合には、担当機関はそのものを必ず押収せねばなりません。

押収したものを証拠として訴訟手続を行うこと、そのものをできるだけ現状保存しなければならないことという二つの目的のもとに行われます。

2. 違法手続によって押収された物を用いて訴追した場合の訴訟の有効性の有無

この事例では既に起訴済みなので、取り下げることが裁判所の権限ではできません（裁判所の管轄外）。

刑訴73条の13号に規定があります。

裁判所は訴追を受けた事件について取り下げる権限はありません。

当事者にできることは、裁判所の審理の中で、検察官の訴追が十分な証拠に基づいた訴追ではないということを主張して、裁判所に公訴棄却の判決を求めることだけです。

これについては、刑訴84条の2号に根拠があります。

3. 違法収集の証拠を裁判で排除できるかという問題

排除できないと考えます。

刑訴20条、事件取り下げの部分で定められており、質問1と同じような解決方法となると思われます。

つまりこの違法収集証拠以外に証人であるとか、鑑定人による鑑定結果などが必

要になります。

#### 4. 警察官に対する懲戒

当事者は違法な捜査を行った警察官について処罰を請求できます。

#### 5. 4と同様の結果になります

#### 6. 国家賠償について、被告人の弁護士について

違法な手続による捜査機関の押収は、被告人の立場からしてみれば到底容認し難いものです。

そのため、弁護人は訴訟手続の中で、捜査機関の欠陥、手段の誤り等について、令状に基づいて捜索していないことについて、訴訟で争うことができます。

また、立会なく行われたことについても刑訴52条違反に問えます。

警察官があくまでも善意で（法的知識がないまま）捜索した場合、違法手続の不知について看過すれば、不知であることを理由に警察官自身の利益になるように悪用することができます。

また、本件のような警察官の執行は危険が高いです。そのような捜索を行った際に、物が出なかった場合には非常に大きな問題となるからです。その場合、Xは無罪であることが逆に証明できます。そして、警察官は自己の行為について全面的に責任を負わねばならないという危険が生じます。

内部での規律違反という処分の他、刑法103条の住居不法侵入罪、刑法154条の権限を超えた公務員の執行に問われます。

今回の場合、Xが善意者である場合、Xの弁護士が国に対し、損害賠償を請求できます（刑事訴訟法18条3項）。

捜査機関の違法活動については、市民は不服申し立てができます。

Xが無実である場合、2の項目であれば弁護士CはXの無罪を主張できます。

4、5、6の小問については、警察官の行為に対して処分の請求や、国家賠償も可能です。

盗品がXのものではない場合、当然ですが、押収されたものについて返還請求ができません。

## 渡部

ありがとうございました。大変わかりやすく、こちらも勉強になりました。何点かコメントさせていただきます。

### 1. 捜索差押えについて

全体的な印象としては、どの条文を適用するかという点につき、よく検討され、背景事情についても真摯に取り組んでおられたようで感心致しました。

前半の家宅捜索について違法であるというコメントは、我々が事前に検討していた内容とほぼ同じ内容でした。

暴論になるかもしれませんが、令状を発行、執行する際の令状の記載内容を知りたいです。

令状なくして捜索差押ができない原則というのは、発表者から指摘があったとおり、家人の権利侵害という観点からみれば非常に大きなものであり、そのような観点からしてもきちんとした手続をとらねば、権利侵害が大きくなってしまいます。

やはり権利侵害をしないように適切な形で捜索を行うということであれば、そのときに裁判所や検察院のチェックの手段である令状、あるいは対象者に対して執行するものである令状に記載されているものがはっきりしていないと、権利侵害が大

きくなりかねない危険があるのではないでしょうか。

その捜索差押に緊急性、必要性を含めた適法性の判断としての材料としての令状の記載事項というのは、極めて重要ではないかと思えます。

刑訴の条文を見ただけでは令状の記載事項がよくわからないので、実務的にはどのようなことが書いてあるのか教えていただきたいし、皆さんにも重要だと思えますので取り上げました。

## 2. 被害品の押収の可否、合法違法について

ご指摘のとおり、押収までの手続が違法だった場合、これをどうするのかについてはラオス刑訴法に明文規定はありません。

しかし、明文がなくても実務上、問題が発生することは当然ありますし、明文がないからと片付けることはできません。

つまり法の精神、趣旨を読み取って解決していかねばならないわけです。

ここで考えたいのは、少数・多数説で分かれているのが興味深いのですが、おそらくラオス法の趣旨をどのように捉えているかで結論が変わったのだらうと思えます。そこで、ラオス法の精神や法の趣旨がどのようなものかについて検討したいと思います。細かいことを言い出すときりがないので、まずは大きなところから考えます。

### 洲見

刑訴の目的はどの国でも同じだと思います。被疑者の権利を守りながら真実を発見し、公正な処罰を行うということです。

しかしながら、権利の保障と真実発見は両立が非常に難しいもので、真実発見の利益を放棄してでも被疑者の権利を守るべきという立場をとるのか、社会正義の実現を優先させる立場をとるのか、これはそれぞれだと思います。

そのような観点から得た感想ですが、ラオスでは犯人Xが無実であるかそうでないかという点で、権利保護の内容が違ってきているように見受けられます。

アメリカなどでも違法収集証拠の理論は確立していますが、未だに異論はあります。

これはラオスの方々が言われた、悪人を野放しにできないという考えに基づいているものだと思います。

日本では真実の発見を重視し、被疑者や被告人の権利を守るという立場を取っており、中道の理論がありますが、これについてはまた午後にお話しします。

### 渡部

違法な捜査を受けた被告人の権利をどのように守れば良いのか、という問題があります。この点は午後から教えていただきたいが、刑訴法だけではなく、憲法の中に国民の権利の保護については詳しく述べられていると思えます。

とすれば、これらの権利については、十分に保護していかなければならないと思えます。

権利を保護する方法としては、裁判手続における権利保護と、裁判手続外における権利保護の二つがあると考えられます。

真実発見とのバランスの中で、どのように使い分けていくのかについては、午後に話します。

### 洲見

違法収集証拠を採用するということは、裁判所による被告人の権利侵害になることもあり得ます。

違法に収集した証拠についてどうかという理論は、違法な捜査を前提とした証拠排除

をどうするかという枠内での議論です。

ドイツでは適正な捜査によって得た証拠でも、著しく他者の権利を侵害するような証拠を採用する場合は、有罪と権利侵害とを比較衡量するということもあります。

偽証罪の裁判を例にします。

偽証の内容がAとBが不倫関係だったものの、被告人Aは別の刑事事件で不倫関係はなかったとして偽証を行った。

不倫の事実を裏付ける物として、適法に押収した日記帳があり、これには赤裸々と不倫関係が綴られていた。

このような場合に、アメリカや日本では違法に収集していないので裁判に証拠を提出しますが、ドイツでは、Aの個人の尊厳やプライバシーが偽証による有罪よりも重いと判断される場合は、この証拠を使用することができないという考え方があります。

また、刑訴法8条の無罪の推定について、これがどのように働くのかを午後のセッションで教えていただきたい。

その他、刑訴法全体の精神として、刑訴法1条にある「正しく、かつ公正に取り扱う」という文言については、

2条「法律の正確な適用」「正義の確保」

19条「訴訟事件の適正審議」

ここから考えると、ラオスの刑訴法の基本に、真実発見だけが目的でないということがうかがわれる気がします。

これらの点につき、実務ではどのように考えられているのか教えていただきたい。

#### 午後セッション

##### 渡部

捜索令状の記載事項の内容について教えていただきたい。

- ・ 捜索令状の根拠条文について
- ・ 刑訴法5条では検察や裁判所の令状なしの捜索禁止について
- ・ 刑訴法51条で必要かつ緊急の場合を除き、令状なしで捜索を実施できないのところで、憲法には刑訴法の精神のベースになるような条文があるのでしょうか。

##### シースター

憲法では42条に条文があります。

##### 洲見

42条につき逮捕勾留については要令状と書いてあるが、押収については記載がないと思います。他に憲法上で何か根拠となるものがありますか。

##### ブンマー（中部高検、OSPP3）

憲法の中には具体的な条文が定められていません。そのため押収については、刑訴55条が根拠となります。

##### 渡部

では、それを踏まえて次の質問をさせて下さい。

どうして51条の条文が定められているのか、その趣旨がわかってこそ具体的な検討に入っていけると思います。

なぜこのような条文が定められているのかについては、条文そのものを書いてありませんが、これまでの研究の結果等を通して、皆さんも見解があるのではないのでしょうか。

##### タンバサック（弁護士）

この規定の趣旨は、被疑者被告人の権利保護に最大の意図があるのではないかと思います。

ます。法律上において、自らの権利が守られるということが保証されているのです。

私は、その中でも二つの理論があると思います。

1. 被疑者については無実の推定が行われること
  2. 当事者の権利が、法律の中で擁護されること
- です。

何か事件が発生したとき、当事者は自分にどのような権利が与えられているか理解していないこともあり、警察は当事者に対して、自らの権利を十分に通知する必要があります。また、裁判所や検察からの令状により、どのような範囲で処分（捜索）を行うのかということをはっきりと示すことが必要だと思います。

そのような理由に基づいて、憲法42条や刑訴法55条は、被疑者の権利保障のために定められていると思います。

### 洲見

被疑者の権利保護の働きがあり、それであれば一定の要件の下に捜索を認めれば吉と思うのですが、なぜ裁判所の令状が必要なのでしょう。

### タンバサック

警察が捜索を行うに際して二つの条文があります。

1. 現行犯、緊急の必要性がある場合は捜索後24時間以内に令状発布機関に対する報告が必要。
2. 緊急、現行犯にならない場合は管轄機関から令状をとらねばならない。

### 洲見

捜索をするためには要件が必要だと思います。例えばAさんの家に捜索の蓋然性があるということは要件になりますか。

### ブリー（区裁判所）

令状を受けた場合とそうでない場合の家宅捜索について説明します。

憲法の42条の規定についてですが、これは一般の市民の権利の項に定められており、検察らの不当な捜査を受けない権利について保障しており、家の中に証拠物があるという蓋然性がなければ捜索を受ける必要がないと定められています。

令状が出る場合は、まず家の中に捜索物があることに高度の蓋然性があることが要件になります。

検察官は警察官と連絡を取り合いながら、最初に周辺資料を作成します。

また、周囲の村人や治安公安担当者と連絡を取り合い、周辺の事情を集めます。

具体的には、捜査を行う警察官が（村長や村の治安担当と一緒にすることもある）家人の動向を確認・監視します。

そこで、例えば麻薬などが隠されている疑いがある場合、これらの調査結果報告書を検察官に提出します。

検察では報告書を精査した上で捜索令状を発布するかどうかを決定します。

もちろん、曖昧な報告書では令状発布は行わないし、村長、村の治安公安担当の報告（意見）も付いていないと令状は発布しません。

そして、そういった村の人々の意見がない場合は、警察官に対して村の人間と協力して調査を行うよう指導を行います。

そのように十分かつ合理的な理由が出てから、初めて令状を発布することになります。

いま私が話したのは、捜索令状を請求するときの手続です。

次に緊急の場合についての例を紹介します。

政府が運び出しを禁止している木材を輸送するというケースがありました。

警察官は運んでいるトラックを停止させて調べたところ、禁止されている木材を発見しましたが、ドライバーは振り切って逃走、自宅に逃げ戻るといった事件がありました。

警察が追尾した結果、車と自宅から禁止されている木材が発見されるという事件がありました。このとき、警察官は木材の押収状況について証拠物について押収し、検察に提出しました。この例は私自身が実務で体験した事案です。

皆さんからもご意見があれば伺いたいと思います。

#### 渡部

家屋の捜索について、証拠物があることに高い蓋然性が必要という話がありましたが、これは刑訴法で言うとどの条文になりますか。

#### ブリー

先ほどの私の説明は、捜査機関が捜査活動する場合の慣習であると言えます。

捜索等を行う場合は、村長や治安公安担当と協力して捜査することが通常の執行形態です。

#### 渡部

ということは、証拠物の蓋然性については、特段の根拠規定はないということでしょうか。

#### ブリー

捜索令状を出すときの要件としては、捜査担当警察官と村長、村の治安公安担当などが協力して調査するという業務形態と、刑訴法の中での規定、人民検察庁法の中の規定に基づいて行われています。

検察庁が法律によって定められている捜索令状発布権限についてこの職務を行っています。

村の人間と協力しなければならないのは、捜索などが国民の権利を必要以上に侵害しないための配慮としての、事実上の規則となっています。

検察も、警察単独による令状請求を受けても、令状を発布しません。

もう一つの例として、2009年末に村長から私（検察）に家宅捜索令状の発布の相談がありました。村のあるところで麻薬を販売しているらしいという理由でした。

本来の権限からすれば、検察官は令状を発布することは可能なのですが、本当に麻薬を販売しているのかを確認するために、その場では令状を出さず、警察、村長、治安公安担当にもっと詳しく調査するように通知しました。

#### 渡部

令状を発布しなければ捜索できないということですが、令状にどのようなことを書くことが要件なのかを教えてください。

#### ブリー

1. 捜索令状を発行する機関名
2. 令状を出す根拠となる発行権限に関する規定に関する条文
3. 捜索令状がどのような理由に基づいて発布されるものなのか
4. (3の根拠として) 報告書の該当部分の指示
5. 捜索場所
6. 捜索の目的物、凶器等

以上が捜索令状に必要な記載事項です。

#### ナロンリット

捜索令状が発布される要件についてですが、ラオスの刑事訴訟の場合、まず捜査令状

(捜査開始命令)が發布されます。

それによって、今回の捜査が刑事上のものかそうでないのかが明らかになります。

この件については刑訴37条に規定があります。

今のブリーさんの説明は、あくまでも捜査開始命令が發布された後の話です。そういった開始命令がなければ、捜査を行うための基礎となる文書がないことになります。

#### 渡部

令状発布の大きな要件として蓋然性があること、また、令状記載の内容として場所、目的物など、さらに令状発布より以前に捜査開始命令の事前発布が必要なことがわかりました。令状の記載事項については根拠となる条文がありますか。また、これだけのことを書く理由は何でしょうか。

#### ブンマー

捜索令状発布の根拠条文ですが、検察庁法10条に規定があります。

捜索令状を発布する権限があると定められており、刑訴52条が根拠になっています。その条文に加え、記載内容については、捜査機関からの報告書を確認した結果、合理的かどうかを検討します。

#### 渡部

記載事項についてのはっきりした条文はないということによろしいですか。

それならば、なぜ記載事項は先に教えてもらった内容を書くのでしょうか。

#### ソムサック(PSC)

捜索については刑訴・憲法ともに記載があります。

捜索を行うには、緊急性、必要性の場合を除いては、検察官からの捜索令状がなければなりません。憲法がそのような規定を置いているのは、市民の権利を守ることが理由だと思います。先生からも指摘があったように、ラオス法としても、市民の権利を守る他に、証拠物を守るという意味が含まれています。

法令に違反した方法によって集められた証拠が、裁判に証拠提出できるかという問題については、ラオス法には明文がありません。

そこで、私個人の考えですが、証拠物が十分に信頼性がないという場合に、警察官が取得してきた証拠物にさらに加わる証拠物が必要だと思います。

例えば当事者からの供述等があると思います。

刑訴法では、犯罪者は必ず処罰を、そうでなければ刑罰を与えてはならないという大前提があります。

私が見た限りでは、この事例においては90%は犯罪を犯したであろうことが推察されます。そのため、法律に従って刑を下さねばならないと思います。

もちろん当事者が100%罪を犯したと確信することはできません。

令状の記載内容の根拠条文については、明確な規定がなく、あくまでも検察庁に与えられた権限という範囲で運用しており、どのような内容を記載するかに関する条文はありません。

そのかわり、捜査機関だけでなく、村長らの報告書を提出させて、十分に情報を収集し、捜索場所を特定した上で、令状を発布します。

#### 渡部

それでは、日本での令状執行のアウトラインをご説明します。

日本でもラオスと同じように憲法で定められています。日本では令状主義という表現をします。令状発布の権限は日本では裁判官だけです。

犯罪を解決するためには、真実発見の見地から被告人らの権利を侵害する処置であつ



ても、ある程度認めざるを得ないという考え方が日本でもあります。

ただ、人権保障の観点から、令状の乱発はできません。

従って、捜査の場合であっても真実発見の必要性和バランスを取りながらやっていかねばなりません。

搜索差押えは、住居のプライバシーを大きく侵害する危険がある処分です。

そこで原則として、法令上定められた厳しい要件が必要となり、搜索を受ける側に権利を侵害される理由を明確に伝える必要があります。

また、日本においては、裁判官は中立かつ公平な立場から、搜索の必要性和人権の保障のバランスを保って判断することが求められており、そういった意味からも、他の機関ではなく、裁判所のみが令状の発布を行えます。

憲法と刑法により、実務を預かる人なら皆、理解できるような規定が行われております。

人権保障の要請、真実発見のため搜索という両者のバランスを保つために、誰でもわかる内容になっています。

請求の要件としては、

必要性があるとき

裁判官の発する令状があるとき

令状の記載事項は刑法上に定めがあり、

搜索を受ける人の名前

罪名

差し押さえるべき物

搜索対象

令状には有効期間があるのでその期間、及び期限を過ぎた令状は返却する旨の文書

令状発布年月日

発布した裁判官の署名、押印

これら細かい内容が法定されていますが、明文化されているのは先に挙げた日本での法律の趣旨によるものです。

これが搜索差押えの条件、精神に関する説明です。

## 渡部

最後のパートでは違法収集証拠について検討します。

ラオス側の意見は、差押えは違法だが、証拠として採用可能というのが多数説であり、違法手続で搜索差押された証拠物について、法文上は押収できないとは書いておらず、また、当該証拠物の滅失等を防ぐためにも差し押さえることは可能であるという意見でした。

しかし、違法行為を行った警察官は、処罰されなければならないという考えだったと理解しています。

違法な手続で搜索された結果見つかった証拠物は押収できないし、証拠としても採用できないという少数説があります。

搜索は原則として、個人の権利や自由に影響するものであり、法律においては令状の発布がないと搜索できないという理論でした。

もちろん例外として緊急、現行犯の場合等、令状が不要な場合もあるが、原則令状が必要だということでした。

このように、条文には存在しない問題ではありますが、この二つの見解について、こ

のような結論を導く理由となったラオス法の精神を伺いたく、まずは多数説の論拠について教えていただきたい。

#### シーサダー

違法な方法、手段によって収集した証拠物が採用されるのはなぜかということですが、刑法21条3項に根拠があると思います。

先ほどソムサクさんから同じような内容を説明していただきましたが、確かに違法な証拠物であっても、それを補強するような証拠、例えば文書による証明などがあれば、証拠物として採用する価値があるのではないかと考えます。

#### タンバサク

私も刑事事件について弁護をしたことがあります。窃盗事件について、証拠物に信用ができないということがありました。警察が提出した証拠が鑑定されていませんでしたので、裁判での審議において、十分に信頼ができるような証拠ではないという主張をしたことがありました。裁判所においても、どの条文によるものかはわかりませんが、再捜査を行うような判決が出されたことがありました。訴訟手続は長時間に渡るため、証拠物が保存できず信用性が失われるということがありました。先ほどのグループの意見についてですが、他に新しい証拠が出てくる場合は問題がないと思いますが、他に補強する証拠がなかった場合はどうするのかという問題があると思います。

新たな証拠が出なかったとき、裁判所が判断を下す場合にどうするのかという問題が残ります。

先ほど申し上げた私が担当した事例については、再捜査後、検察官が提出した証拠は、前の公判で出されたものと同じでした。

そのため、裁判所は結局元の証拠に基づいて判決を下さなければならないということになりました。

私としては、十分な検証（鑑定等）を経ずに押さえられた証拠については、証拠として採用できないと思います。

#### 渡部

その他少数意見について聞かせて下さい。

#### セーントヴィー（NUOL 4）

私は、違法手続によって得られた証拠物は、被疑者が犯罪を犯したことを証明するための証拠として、採用できないと思います。

刑訴1、2に根拠をおきます。

これらの条文には、刑事訴訟は適正な規則に基づいて行わなければならないと記載されています。

そのため、違法手続により収集した証拠は、被疑者の罪状を証明するために採用することにつき、十分な合理性を持っているとは言えません。

つまり、警察が違法収集した証拠は結局違法なのであって、法律に違反した結果収集した証拠は採用できないと考えます。

手続が違法なので、その活動結果も当然法律に違反します。

その違法な方法によって得られた証拠物が、被疑者の違法性を証明するためのものであれば、それは即ち違法な警察活動を認めることになります。

そして、被疑者が本当に過ちを犯しているのであれば、その罪は許さず、手続の過ちを行った警察官も罪は追求されるべきだと思います。

ラオスの刑事訴訟法においては20条において、証拠とは何かという定義があり、物的証拠

文書上の証拠

人的証拠

の三つに分類されています。

どのような証拠であれ、それが法律上誤った証拠であればそれは採用できず、他の証拠をもって裁判を行うべきだと思います。

また、個人的な意見ですが、警察官は法に基づいて職務を行うという模範的な立場なので、まずその警察官から襟を正す必要があると思います。

## 渡部

意見を伺い、なぜ説が二つに分かれたのかが見えてきました。

多数説の方は正義の実現のために証拠の散逸、隠滅は許されないとする点に重点を置き、少数説の方は適正手続の遵守に重点を置かれていたのだと思います。

どちらもラオス法の中にも含まれているものだと感じますし、人によって捉え方の差があり、その結果このような意見となったのだらうと思います。

法理論を語る上では非常に有益な議論だと思います。

そして、まさにこうしたいくつかの精神をどのように調和していくかという点は、これまで日本が辿ってきた経緯でもありますので、洲見先生に解説いただこうと思います。

## 洲見

多数意見として刑訴法21条3項を引用されていますが、これは自白偏重防止ということ、また、自白がなくても他の証拠があれば有罪にできるという趣旨だと理解しました。

これを違法収集証拠物に準用するという発想は、おそらく、有罪を示す他の証拠があり、かつ問題となっている違法収集証拠も有罪を裏付けるものです。

つまり違法に収集したものの、それ自体は証拠としての信用性があり、当該証拠物を元に裁判をしても間違いは起きないという前提で話をしているのだと思います。

だからこそ二つに分けて、Xが有罪・無実の場合それぞれに分けて

Xが無実の場合は証拠として採用できないが

Xが有罪の場合は証拠採用できる

という結果にしたのだと思います。

これは非常に重要な視点で、間違った裁判をしないように、信頼できる証拠を採用するという大事なことだと思います。

ただ、証拠について考えていただきたいのは、信頼できる証拠物かどうかだけではなく、信頼できる証拠であってもそれを使ってよいのかどうかという視点です。

少数説の方は証拠の信用性とは別に、証拠としての資格についての検討を加えているのではないかと思います。

その結果、確かに真実発見は重要な利益（要素）ですが、違法収集証拠を裁判所が採用することは、裁判所が違法活動を容認することになるのではないかと、その結果、裁判所に対する国民の信頼を害するものになりはしないかと思います。

これは日本やアメリカなどで「司法の廉潔性」といわれている理論です。

さらに法令遵守を率先してやらねばならないという点が考えられます。

もう一つの違法収集証拠の排除理由としては、将来の違法捜査の抑止があります。

また、もう一つの理由として「権利救済」があります。

真実発見の他にこれらの理由があるわけですが、このバランスをどのように取るかが課題になると思います。

日本の最高人民裁判所も1988年9月6日までは、多数意見と同じような意見だったと

と思いますが、その翌日に違法収集証拠を排除するという判決があったのです。

ただ、先ほどから申し上げているように、真実発見の利益も極めて重要です。

そこで、排除の要件の基準としては、単なる違法があったというだけではなく、以下二つの要件が必要だと思います。

① 重大な違法（令状主義の精神を没却するような重大な違法）があった場合

これは単に令状なしに捜索差押えをしたというだけでは、その要件を満たさないとするものです。

② 将来の違法捜査の抑制の見地から、証拠を排除することが相当の場合。

この二つの要件を挙げることによって、真実発見とそれ以外の問題との調和を図ることができると思います。

以上のように、日本の最高裁判所が違法収集証拠を排除する根拠としては、将来の違法捜査の抑制と重大な違法という要件ですが、「重大な違法」とは何かについては議論があります。一つの有力な解釈は「司法の廉潔性」です。

## 渡部

法律上の精神を踏まえ、そのバランスを取りながら実務を行っているということを理解していただければと思います。

議事録には本日の議論の要点をまとめてありますので、その要点を皆さんで共有することが今回のワークショップの一番の成果になると思います。

いま議論したところが一番大事なところです。

違法な捜索手続によって押収した証拠を裁判で用いられるかという点について

1. 真実発見の必要性
2. 適正手続で捜査を行わねばならない

いずれもラオス法の精神として掲げられているものであり、そのどちらを重視するかによって、

真実発見に重きを置くと証拠として採用可能に傾き

適正手続に重きを置くと証拠として採用付加に傾く

という考え方ができます。

日本においては、四つの要素を法に基づく精神として考慮しています。

1. 真実発見
2. 裁判所に対する国民の信頼
3. 被告人の権利の救済
4. 将来の違法捜査の抑制、捜査の廉潔性を確保

こうした要素を比較衡量して、違法な手続で収集された証拠については証拠として採用できないとされています。

以上が今回の収穫だと思います。私としては非常に大きな収穫であったと思います。これが本当にスタートなので、今後これを使って理論を構築していきたいと思います。道は長いですが、これからも頑張っていきたいと思います。

## 第6章 R/Dの締結

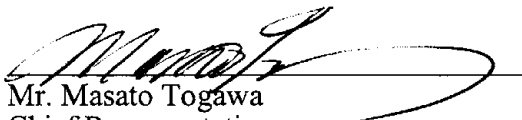
詳細計画調査の結果を踏まえ、関係4機関とラオス事務所の協議のもと、2010年6月にR/Dが締結され（添付資料6）、同年7月に「法律人材育成強化プロジェクト」が開始された。

**RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN  
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY AND  
THE LAO AUTHORITIES CONCERNED ON  
JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR  
THE PROJECT FOR HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT  
IN THE LEGAL SECTOR**

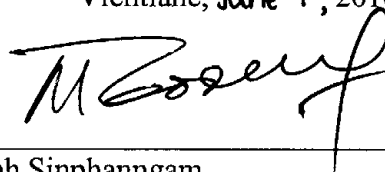
In response to the Minutes of Meetings between the Japanese Detailed Planning Survey Team and the Lao authorities concerned on the Project for Human Resource Development in the Legal Sector (hereinafter referred to as 'the Project'), signed on 18 March 2010, the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as 'JICA') Laos office exchanged views and had a series of discussions with the Lao authorities concerned with respect to desirable measures to be taken for the successful implementation of the Project.

As a result of discussions, and in accordance with the provisions of the Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan and the Government of Laos signed in Tokyo on 12 December 2003 (hereinafter referred to as 'the Agreement'), JICA and the Lao authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.


Vientiane, June 7<sup>th</sup>, 2010

  
\_\_\_\_\_


Mr. Masato Togawa  
Chief Representative  
Lao Office  
Japan International Cooperation Agency

  
\_\_\_\_\_

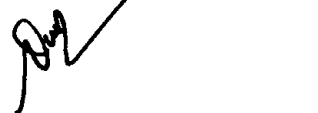
Mr. Kysinh Sinphanngam  
Vice Minister  
Ministry of Justice

  
\_\_\_\_\_

Mr. Khampha Sengdara  
Vice President  
People's Supreme Court

  
\_\_\_\_\_

Mr. Langsy Sibounheuang  
Deputy Supreme People's Prosecutor  
Supreme People's Prosecutor Office

  
\_\_\_\_\_

Assoc. Prof. Dr. Saykhong Saynasine  
Vice President  
National University of Laos

**ATTACHED DOCUMENT**

**I. COOPERATION BETWEEN JICA AND THE AUTHORITIES CONCERNED OF LAO P.D.R.**

1. The authorities concerned of Lao P.D.R. will implement the Project in cooperation with JICA.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in ANNEX I.

**II. MEASURES TO BE TAKEN BY JICA**

In accordance with the laws and regulations in force in Japan and the provisions of Article III of the Agreement, JICA as the executing agency for technical cooperation program by the Government of Japan, will take, at its own expense, the following measures according to the normal procedures of its technical cooperation scheme.

**1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS**

JICA will provide the services of the Japanese experts as listed in ANNEX II. The provisions of Article V of the Agreement will be applied to the above-mentioned experts.

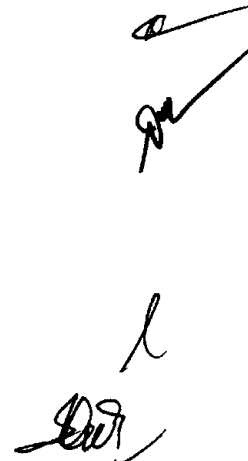
**2. PROVISION OF EQUIPMENT**

JICA will provide such equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in ANNEX III. The provisions of Article VII of the Agreement will be applied to the equipment.

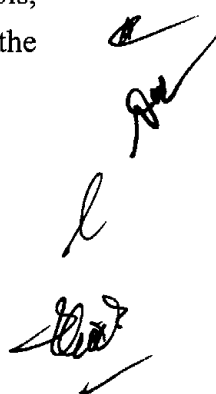
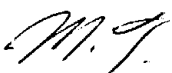
**3. TRAINING OF PERSONNEL IN JAPAN**

JICA will receive personnel connected with the Project for technical training in Japan.

**III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF LAO P.D.R.**



1. The authorities concerned of Lao P.D.R. will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the Project will be sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.
2. The authorities concerned of Lao P.D.R. will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Lao nationals as a result of the Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of Lao P.D.R.
3. In accordance with the provisions of Article V of the Agreement, the authorities concerned of Lao P.D.R will grant in Lao privileges, exemptions and benefits to the Japanese experts referred to Annex II above and their families.
4. In accordance with the provisions of Article VII of the Agreement, the authorities concerned of Lao P.D.R. will take the necessary measures to receive and use the equipment provided by JICA under Annex III above and equipment and materials carried in by the Japanese experts referred to in Annex II above.
5. The authorities concerned of Lao P.D.R. will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Lao personnel through technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the provision of Article V of the Agreement, the authorities concerned of Lao P.D.R. will provide the services of counterpart personnel and administrative personnel as listed in ANNEX IV.
7. In accordance with the provision of Article V of the Agreement, the authorities concerned of Lao P.D.R. will provide the buildings and facilities as listed in ANNEX V.
8. In accordance with the laws and regulations in force in Lao P.D.R., the authorities concerned of Lao P.D.R. will take necessary measures to supply or replace, at its own expense, machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided by JICA under Annex III above.





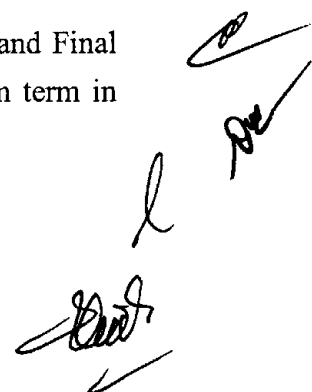
9. In accordance with the laws and regulations in force in Lao P.D.R., the authorities concerned of Lao P.D.R. will take necessary measures to meet the running expenses necessary for the implementation of the Project.

#### IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. Deputy Supreme People's Prosecutor of Supreme People's Prosecutor Office (hereinafter referred to as OSPP), Vice President of People's Supreme Court (hereinafter referred to as PSC), Vice President of National University of Laos (hereinafter referred to as NUOL) and Vice Minister of Ministry of Justice (hereinafter referred to as MOJ), as the Project Directors, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project. The Project Directors will rotate the duty in the order specified in Annex VII.
2. Director of Prosecutor's Work Development Centre of OSPP, Director of Judge Training Centre of PSC, Dean of Faculty of Law and Political Science of NUOL and Director General of Legal Research and International Cooperation of Ministry of Justice, as the Project Managers, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project. The Project Managers will rotate the duty in the same order as the Project Directors.
3. The Japanese experts will provide necessary technical guidance and advice to the Project Directors, the Project Managers and counterpart personnel on any matters pertaining to the implementation of the Project.
4. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") will be established whose functions and composition are described in ANNEX VII.

#### V. JOINT EVALUATION

JICA and the authorities concerned will jointly conduct Mid-term Review and Final Evaluation at the middle and during the last six months of the cooperation term in



order to examine the level of achievement.

## VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

In accordance with the provision of Article VI of the Agreement, the authorities concerned of Lao P.D.R. undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in Lao P.D.R., except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

## VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between JICA and the authorities concerned of Lao P.D.R. on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

## VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE PROJECT

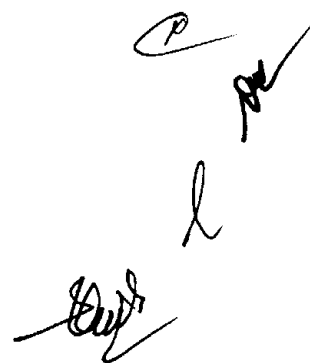
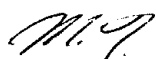
For the purpose of promoting support for the Project among the people of Lao P.D.R., the authorities concerned of Lao P.D.R. will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of Lao P.D.R.

## IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be four years starting from July 2010.



ANNEX I	MASTER PLAN
ANNEX II	LIST OF JAPANESE EXPERTS
ANNEX III	LIST OF EQUIPMENT
ANNEX IV	LIST OF COUNTERPART
ANNEX V	LIST OF FACILITIES
ANNEX VI	IMPLEMENTATION STRUCTURE
ANNEX VII	JOINT COORDINATING COMMITTEE



## MASTER PLAN

### 1. Project Title

Human Resource Development in the Legal Sector

### 2. Implementing Organizations

Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos

### 3. Project Period

Four years from the date of arrival of the first Japanese expert(s)

### 4. Target Group

Officials and Lecturers under Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos

### 5. Project Site

Vientiane

### 6. Master Plan

#### (Overall Goal)

Institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education develop their institutional/individual capacity to advance legal studies on Lao Law (\*1) on the basis of systematized analysis on theories and practices and to improve their practices based on the studies.

#### (Project Purpose)

Institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education develop their basic institutional/individual capacity to make systematical studies on theories and practices of Civil Code (\*2), Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code and to utilize studies and lessons learned in Legal Education (\*3), Trainings (\*4) and Practices. (\*5)

#### (Outputs)

- 0 Working Group composed of officials/lecturers of Ministry of Justice, People's Supreme Court, Supreme People's Prosecutor Office and National University of Laos

is well managed.

- 1 Working Group analyzes systematically legal theories and practical issues on Civil Code, Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code and develops Model Handbooks summarized the results of the analysis.
- 2 Working Group disseminates how to utilize Model Handbooks and contents thereof to institutions and officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.

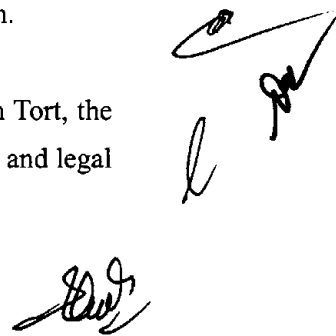
(Activities)

- (0-1) Working Group carries out its activities for making Model Handbooks.
- (0-2) Joint Coordination Committee (JCC) manages project activities through consultation with Management Committee.
- (1-1-1) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, develops 'Case Study Book' (tentative) on major topics on Civil Code.
- (1-1-2) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, formulates detailed working plans of making of Model Handbooks.
- (1-1-3) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, collects basic information on historical linkage of Civil Code and practical issues including court precedents in each issue.
- (1-1-4) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, studies basic theories of Civil Code in each issue.
- (1-1-5) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, analyzes practical cases including court precedents based on basic theories in each issue.
- (1-1-6) Sub-Working Group on Civil Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks.
- (1-1-7) Sub-Working Group on Civil Code collects information from and/or consults with officials/lecturers in legal and justice sector and legal education as necessary.
- (1-1-8) Sub-Working Group on Civil Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.
- (1-1-9) Sub-Working Group on Civil Code cooperates in activities of editing committees as necessary.
- (1-2-1) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, makes 'Chart on Procedures and Concerned Provisions' (tentative).
- (1-2-2) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, formulates detailed working plan of making of Model Handbooks.
- (1-2-3) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, collects basic information on historical linkage of Civil Procedure Code and practical issues including court precedents in each issue.
- (1-2-4) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, studies basic theories of Civil Procedure Code in each issue.



- (1-2-5) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, analyzes practical cases including court precedents based on basic theories in each issue.
- (1-2-6) Sub-Working Group on Civil Procedure Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks.
- (1-2-7) Sub-Working Group on Civil Procedure Code collects information from and/or consults with officials/lecturers in legal and justice sector and legal education as necessary.
- (1-2-8) Sub-Working Group on Civil Procedure Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.
- (1-2-9) Sub-Working Group on Civil Procedure Code cooperates in activities of editing committees as necessary.
- (1-3-1) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, makes 'Chart on Procedures and Concerned Provisions' (tentative).
- (1-3-2) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, formulates detailed working plan of making of Model Handbooks.
- (1-3-3) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, collects basic information on historical linkage of Criminal Procedure Code and practical issues including court precedents in each issue.
- (1-3-4) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, studies basic theories of Criminal Procedure Code in each issue.
- (1-3-5) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, analyzes practical cases including court precedents based on basic theories in each issue.
- (1-3-6) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code, with Japanese experts, writes Model Handbooks.
- (1-3-7) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code collects information from and/or consults with officials/lecturers of institutions in legal and justice sector and legal education as necessary.
- (1-3-8) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code wraps up lessons learned from making process of Model Handbooks and reflects them in Model Handbooks.
- (1-3-9) Sub-Working Group on Criminal Procedure Code cooperates in activities of editing committees as necessary.
- (2-1) Working Group, with Japanese experts, holds workshops/seminars to disseminate Model Handbooks to officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.
- (2-2) Working Group, with Japanese experts, gives model lectures by utilizing Model Handbooks to officials/lecturers in legal and justice sector and legal education.

\*1 Civil Code means the Law on Property, the Law on Contract, the Law on Tort, the Law on Secured Transaction, the Law on Family and concerned positive law and legal



norms.

\*2 The Lao Law means positive law and legal norms in Lao P.D.R.

\*3 Legal Education means legal education in Law Schools under Ministry of Justice and National University of Laos.

\*4 Trainings means trainings for drafting of legal documents, judicial practice and administrative practice in institutes in legal and justice sector.

\*5 Practices means drafting of legal documents, judicial practice and administrative practice.

*M.S.*

*[Handwritten signatures]*

**LIST OF JAPANESE EXPERTS****I. Long-term Experts**

Long-term experts will provide necessary advice to Working Group (WG) members as well as other Lao counterpart personnel and coordinate support by short-term experts and Japanese Advisory Group.

**II. Short-term Experts**

- Civil Code

Short-term experts on Civil Code will introduce Japanese Civil Code and provide advice on practical know-how to make Model Handbooks with WG members.


- Civil Procedure Code

Short-term experts on Civil Procedure Code will introduce Japanese Civil Procedure Code and provide advice on practical know-how to make Model Handbooks with WG members.

- Criminal Procedure Code

Short-term experts on Criminal Procedure Code will introduce Japanese Criminal Procedure Code and provide advice on practical know-how to make Model Handbooks with WG members.

- Others, if necessary



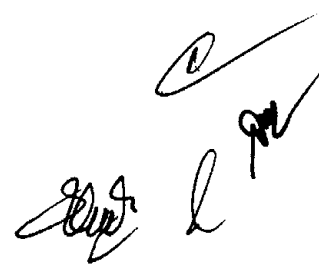


**LIST OF EQUIPMENT**

Equipment necessary for the implementation of the Project such as workshop and seminar might be provided to Lao side during the cooperation period, subject to the limitation of budget allocation.

Note:

1. The above mentioned equipment is limited to that necessary for the transfer of technology by the Japanese experts.
2. Content, specifications and quality of the above mentioned equipment will be decided through mutual consultations within the allocated budget of each Japanese fiscal year (1 April to 31 March).



## List of Counterpart

OSPP	
1	Mr. Souphasit Lorvanhxay
2	Mr. Xaipasong Ounsida
3	Mr. Bounma Duangmalasinh
4	Mr. Chanthaboun Phengkhamsey
5	Ms. Vilaysinh Dainhansa
6	Mr. Boualy Phetmixay
7	Mr. Phonphet Ounkeo
8	Mr. Khammouane Sivily

PSC	
1	Mr. Bounkhong Thavisack
2	Mr. Somsack Taybounlak
3	Mr. Chanthaly Douangvilay
4	Mr. Phognern Chanthanakhone
5	Mr. Acksonesinh Vixayalai
6	Mr. Sommay Bouthtavong
7	Mr. Oubonh Inthachinda
8	Mr. Phonesavanh Kettavong
9	Mr. Khamphay Xayasouk
10	Mr. Chansouk Khampou
11	Mr. Sengsouliya Phouangphet

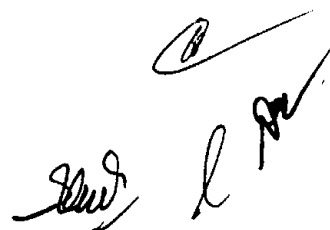
NUOL	
1	Mr. Viengvilay Thiengchanhxay
2	Ms. Phaimany Xayvongsa
3	Mr. Vixay Syhaphanya
4	Mr. Sengthavy Inthavong
5	Mr. Phoneseng Khounthavyduangchai
6	Ms. Duangmala Khamsonka
7	Mr. Somdeth Keovongsack
8	Mr. Sommany Vongkhampha
9	Ms. Keophila Anouvong

MOJ	
1	Mr. Chomkham Boupphalivanh
2	Mr. Ketsana Phommachanch
3	Ms. Duangmany Laomao
4	Mr. Nalonglith Norasing
5	Mr. Bounmake Bunnavong
6	Mr. Souliya Sydavong
7	Ms. Khamphai Xayyavong
8	Mr. Sulisack Thepphavong
9	Ms. Pathana Bounpheng
10	Mr. Sonephet Duangdy
11	Ms. Khonesavanh Savaly
12	Ms. Sisouda Sophavandy
13	Mr. Bounkhong Phanvonesa
14	Ms. Saykhith Visisombat
15	Mr. Phetmoukda Phongsavat
16	Mr. Mitlakhone Songkhamchanh
17	Mr. Phoumy Simlatanathammateva
18	Ms. Souvanxay Singdala
19	Mr. Oudone Singdala
20	Mr. Viengxay Vongphakdy
21	Mr. Littaphone Phoummakeo
22	Mr. Sommay Syoudomphan
23	Mr. Phaivanh Ounvilay
24	Mr. Saythanou Insomphone
25	Mr. Sivily Thavisin
26	Mr. Phonesavanh Bualuanglarth

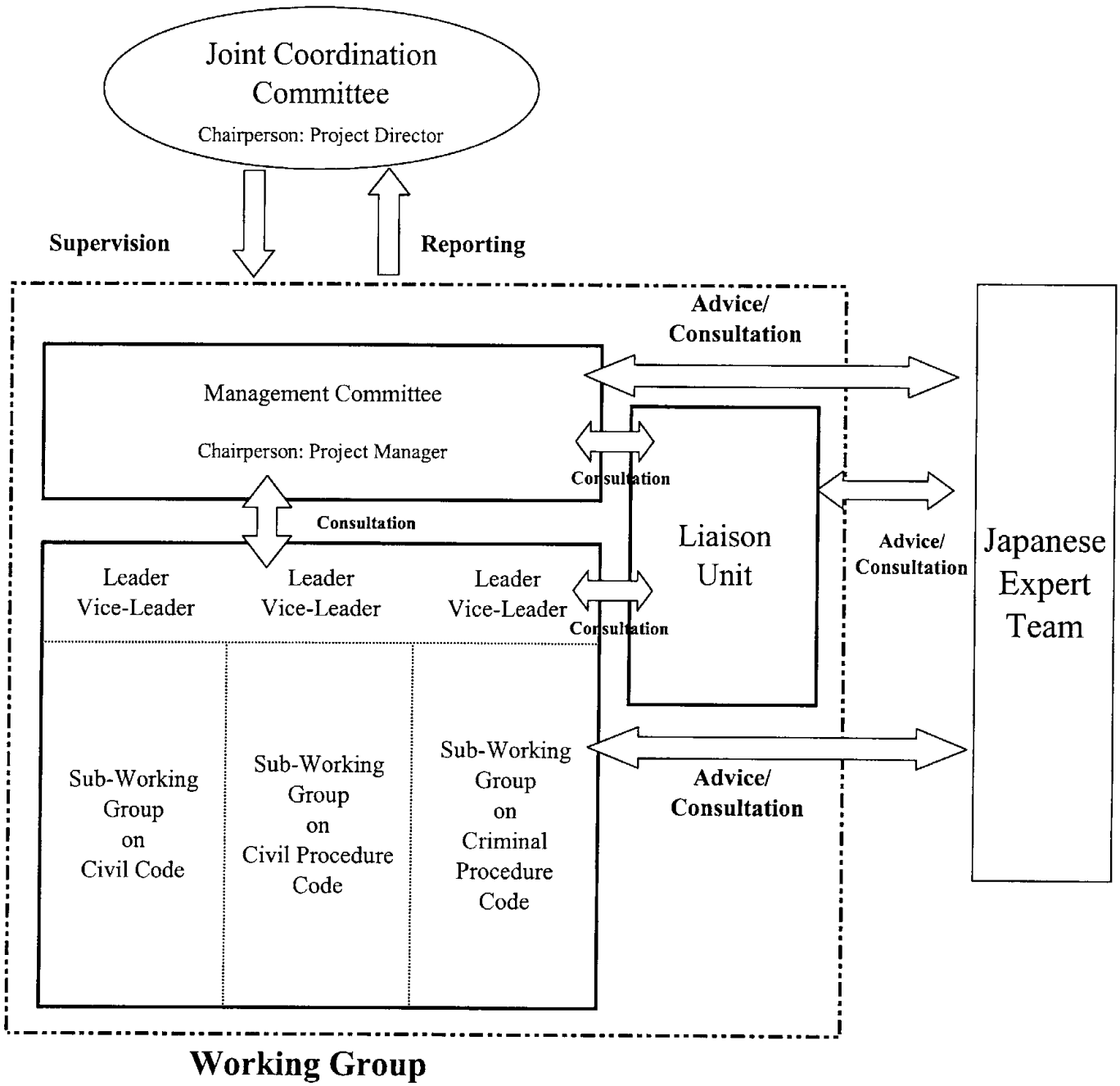
### LIST OF FACILITIES

Facilities listed below would be provided by Lao P.D.R.

- I. Office space for long-term experts and project staffs as well as necessary facilities
- II. Seminar rooms, conference rooms and facilities necessary for the implementation of the Project
- III. Utilities such as electricity, gas, water, telephone etc. which necessary for project activities.
- IV. Other facilities mutually agreed upon as necessary



### Implementation Structure



*M.F.*

*[Handwritten signatures]*

## JOINT COORDINATING COMMITTEE (JCC)

### I. Functions

The Joint Coordination Committee (hereinafter referred to as 'JCC') will be established for the effective and successful implementation of technical cooperation of the Project. JCC will meet every six months and whenever necessity arises, in order to fulfill the following functions:

- (1) To confirm work plans of the Project;
- (2) To review the overall progress of the Project and the achievements of the above-mentioned work plans, as well as to approve 'progress reports'; and
- (3) To review and exchange views on major issues arising the Project.

### II. Frequency of meetings

Once every half a year and whenever necessity arises

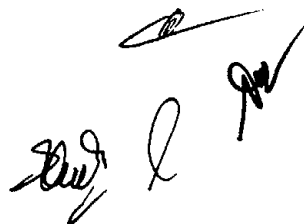
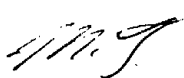
### III. Composition of the members

- (1) Ministry of Justice  
Vice Minister
- (2) People's Supreme Court  
Vice President
- (3) Supreme People's Prosecutor Office  
Deputy Supreme People's Prosecutor
- (4) National University of Laos  
Vice President
- (5) JICA Laos Office  
Representatives

### IV. Project Director (Chairperson of JCC)

JCC will be called and chaired by the Project Director. The Project Director will be assumed in accordance with the following order.

- (1) The first year of the Project period  
Member from OSPP
- (2) The second year of the Project period  
Member from PSC



- (3) The third year of the Project period  
Member from NUOL
- (4) The fourth year of the Project period  
Member from Ministry of Justice

*MJ*

*[Handwritten signature]*